

文部科学省委託調査

令和元年度

「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う  
合理的配慮に関する調査

報告書

令和2年3月



イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社

Innovation Design & Technologies, Inc.



## 目 次

I	調査研究目的及び調査項目等 .....	3
1	調査研究目的 .....	5
2	調査研究実施期間 .....	5
3	調査研究項目 .....	5
II	社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査 .....	7
1	社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査研究実施概要 .....	9
2	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査研究 .....	11
3	社会教育施設（図書館・博物館・青少年教育施設・女性教育施設）共通の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況） .....	21
4	図書館に固有の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況） .....	62
5	博物館に固有の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況） .....	76
III	社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査 .....	83
1	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査実施概要 .....	85
2	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「図書館」事例 .....	89
3	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「博物館」事例 .....	108
4	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「青少年教育施設」事例 .....	134
5	障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「女性教育施設」事例 .....	141
IV	資料編 .....	151
1	社会教育施設アンケート調査票 .....	153
2	地方公共団体における障害者の生涯学習の推進に係る実態調査結果概要 .....	157



## I 調査研究目的及び調査項目等



# 1 調査研究目的

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務となっている。

このため、共生社会の実現に関する効果的な対応策の検討・立案に資するよう、学習機会提供主体である社会教育施設において、障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮（この調査研究では、基礎的環境整備も含める）のあり方について調査・分析することを目的とする。

なお、調査対象は図書館・博物館・青少年教育施設・女性教育施設とする。公民館・生涯学習センター等については「平成30年度『生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究』—学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究—」を参照いただきたい。

# 2 調査研究実施期間

2019年10月17日～2020年3月10日

# 3 調査研究項目

## 3-1. アドバイザリーボードの設置・運営

- 「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮のあり方に関する調査研究」実施にあたっては、以下の専門的な知識を有する識者によるアドバイザリーボードを設置した。調査項目や視点等について助言を受けながら、調査研究内容の精緻化と質の担保を図った。

【アドバイザリーボード委員名簿(五十音順; 敬称略)】

青山 鉄兵	国立青少年教育振興機構 青少年教育研究センター 副センター長 文教大学 人間科学部人間科学科 准教授
伊東 俊祐	國學院大學大学院 文学研究科史学専攻 博物館学研究室
稲庭 彩和子	東京都美術館 アート・コミュニケーション係長 学芸員
小池 信彦	調布市立図書館 館長
瀬山 紀子	埼玉県男女共同参画推進センター 事業コーディネーター
野口 武悟	専修大学 文学部人文・ジャーナリズム学科 教授
広瀬 浩二郎	国立民族学博物館 グローバル現象研究部 准教授

## 3-2. 社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査

- 国立・都道府県立・市区町村立の社会教育施設を対象として、各施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査を実施した。
  - 実施期間: 2019年11月27日～2020年1月31日
  - 対象: 国立・都道府県立・市区町村立の図書館, 博物館, 青少年教育施設, 女性教育施設。
    - ・図書館 : 3,360 施設
    - ・博物館 : 4,658 施設
    - ・青少年教育施設 : 891 施設
    - ・女性教育施設 : 272 施設

### 3-3. 社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査

- 国立・都道府県立・市区町村立の社会教育施設を対象として、各施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査を実施。
  - 実施期間: 2019年11月25日～2020年1月21日



## II 社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する 際に行う合理的配慮に関するアンケート調査



# 1 社会的教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査研究実施概要

国立・都道府県立・市区町村立の社会教育施設を対象として、各施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮<sup>\*1</sup>に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査実施にあたっては、過年度調査となっている「平成30年度 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」内容等を踏まえて実施するとともに、専門的な知識を有するアドバイザーボード委員からの助言をもとに実施した。

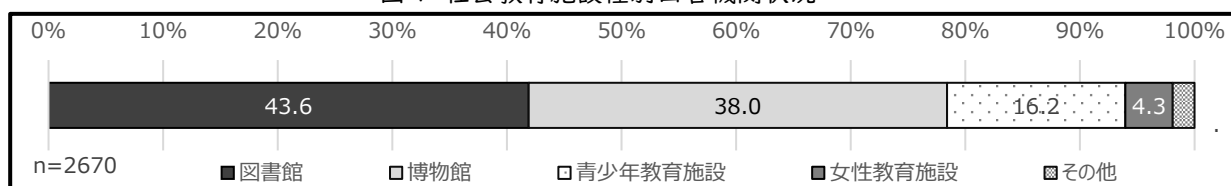
## 1-1. 調査実施時期および実施方法

- 調査実施時期: 2019年11月27日～2020年1月31日
- 調査実施方法: 国および全国自治体の障害者支援担当経路によるeメールアンケート調査

## 1-2. 対象および回答数

- 国立・都道府県立・市区町村立の社会教育施設。具体的には以下の社会教育施設を対象。
- 有効回答数 2,670 施設。内訳は下記のとおり。<sup>\*2</sup>
  - ・図書館 : 1,165 施設 (回収率: 34.7%)
  - ・博物館 : 1,015 施設 (回収率: 21.8%)
  - ・青少年教育施設 : 433 施設 (回収率: 48.6%)
  - ・女性教育施設 : 115 施設 (回収率: 42.3%)<sup>\*3</sup>

図1 社会教育施設種別回答機関状況



## 1-3. 調査項目

- 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する具体的な取組について<sup>\*4</sup>
  - 施設共通の設問項目「大項目」
    - ◇ 障害者サービスに関する運営方針, サービス計画の有無
    - ◇ 合理的配慮の提供状況
    - ◇ 障害者サービス実施の有無
    - ◇ 障害者サービスに関する担当職員, 研修の有無
    - ◇ 障害者に対応した施設, 設備, 支援機器等の有無
    - ◇ アクセシブルなホームページの有無, 広報等の実施状況
    - ◇ 開催行事に際しての障害者への配慮の有無
  - 図書館に固有の設問項目「大項目」
    - ◇ 合理的配慮の提供状況
    - ◇ 障害者サービスの実施の有無

<sup>\*1</sup> 本調査で用いる「合理的配慮」とは、「来館されるすべての方に向けた基礎的環境整備」と、「個々のニーズに対応する合理的配慮」の両方の概念をあわせて取り扱う。

<sup>\*2</sup> アンケート回答票1票に複数種の施設種を選択している社会教育施設についてはそれぞれの施設種としてカウントしているため、回答総数と施設種の総和回答数とは一致しない。

<sup>\*3</sup> 女性教育施設は統計的有意水準(95%有意)を担保するサンプル数159施設を満たしていないため、参考データ扱いとする。

<sup>\*4</sup> 設問項目は、日本図書館協会障害者サービス委員会により作成、公開された「JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト(<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>)」を基に、アドバイザーボード委員の助言並びに文部科学省関係部局により加筆修正して設定。

- ◇ 障害者サービスに関する担当職員, 研修の有無
- ◇ 障害者に対応した施設, 設備, 支援機器等の有無
- C) 博物館に固有の設問項目「大項目」
  - ◇ 主に視覚障害者への展示物の配慮状況
  - ◇ 主に聴覚障害者への展示物の配慮状況
  - ◇ その他の配慮(知的障害者, 発達障害者等への配慮も含む)状況
- ii. 障害者への合理的配慮を行った際の学習活動支援分野について
- iii. 「障害者が学習活動に参加する際に行った合理的配慮」のうち, 特徴的な取組について

## 2 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査研究

### 2-1. 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する取組の実態(概要)

#### 2-1-1. 合理的配慮の実態「全体傾向」

調査対象の施設のうち、99.0%（「計画はある／検討中」も含めると 99.1%）は障害者の利用に関する何らかの合理的配慮の取組を行っているが、その内容には大きなばらつきがある。

多くの施設で行われている項目は、  
「障害を理由に参加を断らない」(94.4%)、  
「廊下や通路に歩行の障害になるようなものを置いていない」(92.1%)、  
「障害者用または多目的トイレがある」(85.7%)、  
「障害者用駐車場がある」(73.7%)、  
「障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている」(70.9%)  
等であった。

あまり取り組まれていない項目は、  
「開催行事で音声認識システムを導入している」(0.9%)、  
「WEB で提供する映像素材に字幕や手話映像をつけている」(1.7%)、  
「音声認識システム(主に聴覚障害者とのコミュニケーションを、パソコンやタブレットなどを  
使って行うためのソフトウェア)がある」(1.9%)、  
「障害者サービスを担当する専任の職員がいる」(2.4%)等であった。

大項目別にまとめると、何らかの取組が行われている割合は、  
●「障害者サービスに関する運営方針・サービス計画」39.7%（「計画はある／検討中」も含めると 39.7%）、  
●「合理的配慮の提供」86.0%（「計画はある／検討中」も含めると 86.0%）、  
●「障害者サービスの実施」61.9%（「計画はある／検討中」も含めると 61.9%）、  
●「障害者サービスに関する担当職員、研修の有無」52.5%（「計画はある／検討中」も含めると 52.5%）、  
●「障害者に対応した施設、設備、支援機器等」98.2%（「計画はある／検討中」も含めると 98.2%）  
●「アクセシブルなホームページ、広報等」72.0%（「計画はある／検討中」も含めると 72.0%）、  
●「開催行事に際しての障害者への配慮の有無」95.4%（「計画はある／検討中」も含めると 95.5%）  
であった。

施設の種類別にみると、何らかの合理的配慮のための取組が行われている割合は  
●図書館 99.5%（「計画はある／検討中」も含めると 99.5%）、  
●博物館 99.9%（「計画はある／検討中」も含めると 99.9%）、  
●青少年教育施設 98.8%（「計画はある／検討中」も含めると 99.1%）、  
●女性教育施設 99.1%（「計画はある／検討中」も含めると 100.0%）であり、

また、全施設に共通の設問全 81 問のうち、「対応している」と回答した設問数の平均は、図書館 25.1、女性教育施設 21.7、博物館 17.4、青少年教育施設 16.1 であった(全体平均 20.8)。

以下、取組状況の傾向について、より詳細に分析する。

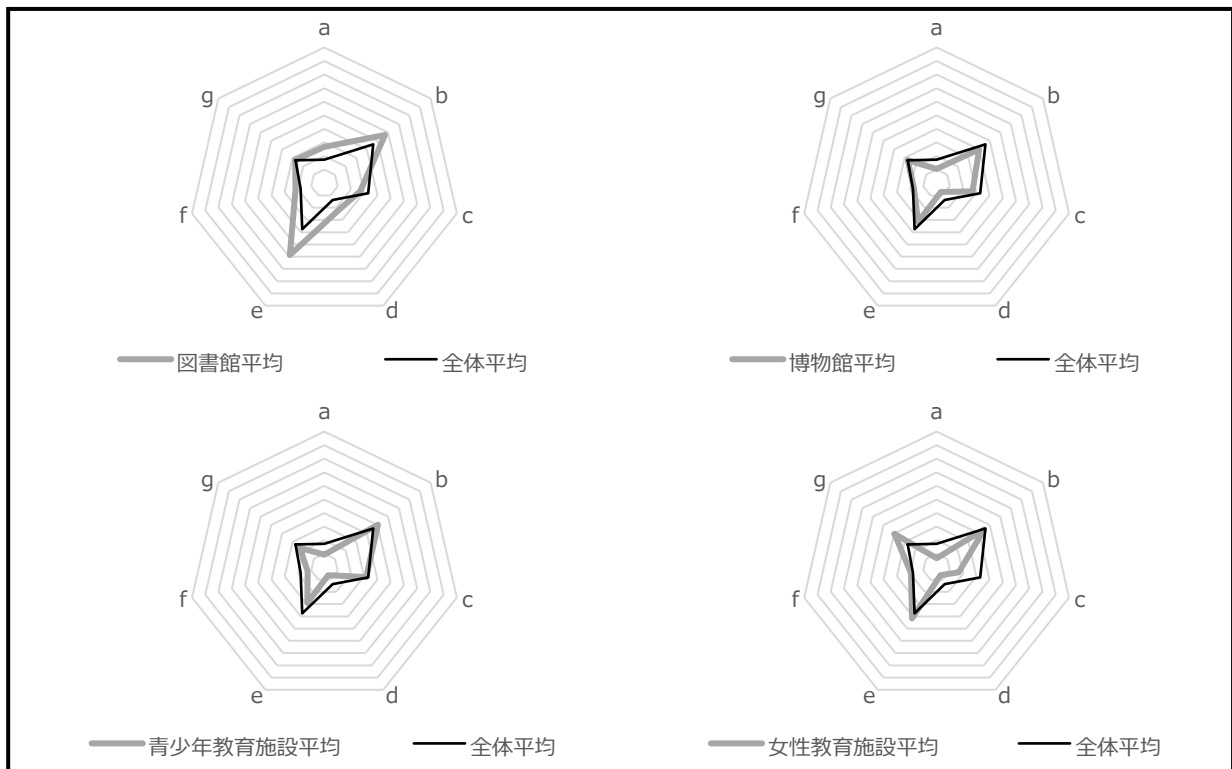
## 2-1-2. 合理的配慮の実態「施設種別傾向」\*5

施設種別の傾向をみると、「図書館」が他施設に比較して取組が進む傾向にある。

表1 障害者への合理的配慮の実態「施設種別にみる全体傾向」

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 障害者サービスに関する運営方針, サービス計画の有無	1.7	2.7	1.1	0.9	0.7
b. 合理的配慮の提供状況	4.6	5.7	4.0	5.0	4.5
c. 障害者サービス実施の有無	3.3	2.7	2.7	3.2	1.7
d. 障害者サービスに関する担当職員, 研修の有無	1.3	2.2	0.7	0.6	0.6
e. 障害者に対応した施設, 設備, 支援機器等の有無	3.8	6.7	3.2	3.0	4.2
f. アクセシブルなホームページの有無, 広報等の実施状況	1.8	2.2	1.7	1.3	1.9
g. 開催行事に際しての障害者への配慮の有無	2.7	2.8	2.7	2.3	4.0

図2 障害者への合理的配慮の実態「施設種別にみる全体傾向」



\*5 「機能を有していない」あるいは「無回答」の施設を除く全ての施設のうち、障害者サービスに「対応している=10点」、「対応していない=0点」、「計画はある=3.3点」として加重平均処理したものをレーダーチャートとして表記。図書館については「図書館固有の合理的配慮」に関する項目を含めて表記。博物館は施設共通部分のみを表記。以下同じ。

2-1-3. 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する具体的な取組，大項目別の実態

2-1-1, 2-1-2 に関する大項目別の取組状況について，より詳細に掲載する。

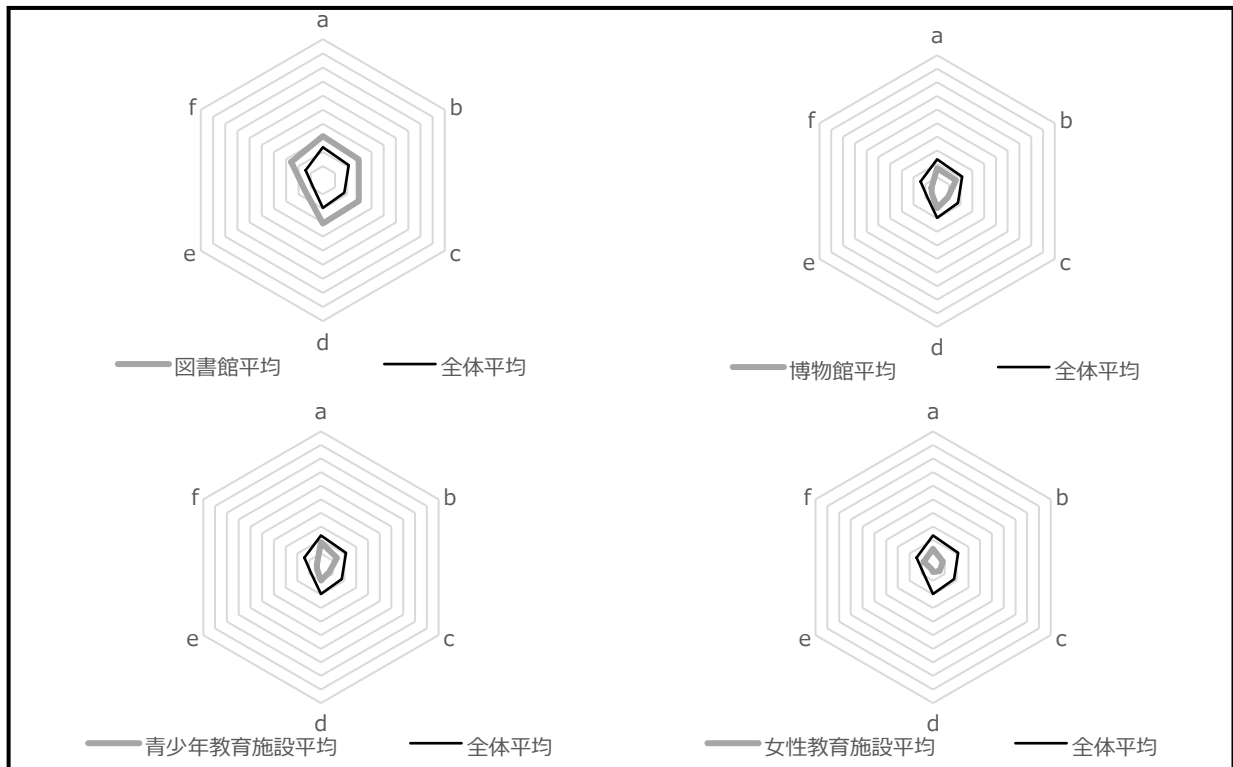
(1) 障害者サービスに関する運営方針，サービス計画の有無

表2に示す「障害者サービスに関する運営方針，サービス計画の有無」については全体的に低水準にとどまっている。項目別には，「設置基準，運営基準，業務仕様書等に障害者サービスの項目がある」が最大で2.3ポイントとなっている。

表2 障害者サービスに関する運営方針，サービス計画の有無

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 設置基準，運営基準，業務仕様書等に障害者サービスの項目がある	2.3	3.1	1.7	1.8	1.4
b. 障害者サービスの要綱・要領・規則がある	2.1	2.9	1.6	1.4	0.8
c. 障害者サービスの業務マニュアルがある	1.8	2.9	0.9	0.7	0.6
d. 施設要覧に障害者サービスの項目がある	2.0	3.1	1.3	1.0	0.4
e. 障害者サービスの年間計画，中期計画がある	0.8	1.5	0.4	0.3	0.2
f. 障害者サービス用の予算がある	1.4	2.6	0.5	0.3	0.8
上記平均値	1.7	2.7	1.1	0.9	0.7

図3 障害者サービスに関する運営方針，サービス計画の有無



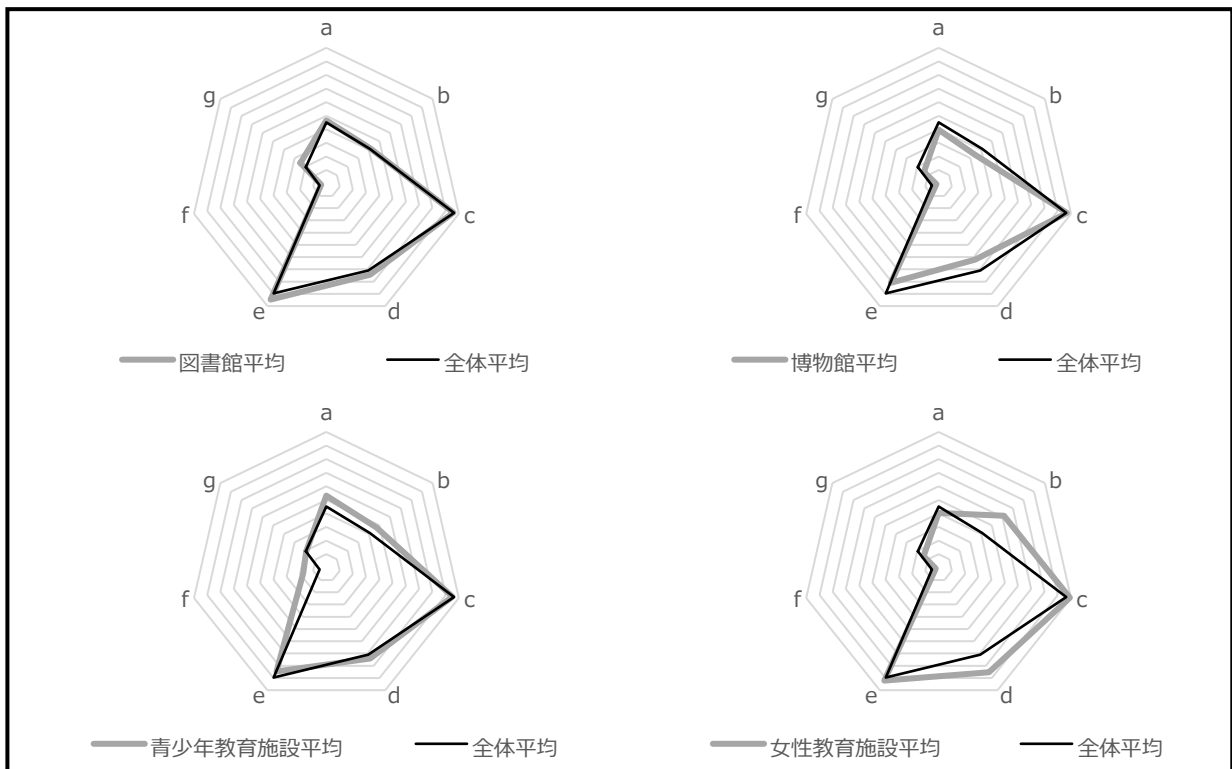
(2) 合理的配慮の提供状況

表3に示す「合理的配慮の提供状況」については、「障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている(9.6ポイント)」「家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている(9.0ポイント)」「障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている(7.1ポイント)」が高水準の結果となっている。

表3 合理的配慮の提供状況

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 合理的配慮を判断する責任者が決められている	4.5	4.7	4.0	5.3	4.0
b. 障害者等からの相談の記録を取っている	4.1	4.2	3.4	4.7	6.2
c. 障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている	9.6	9.6	9.7	9.5	9.9
d. 障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている	7.1	7.4	6.2	7.4	8.5
e. 家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている	9.0	9.5	8.1	8.5	9.2
f. 希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている	0.5	0.4	0.2	1.7	0.2
g. 地域の障害者団体と連携した活動を行っている、あるいは意見を聞いている	2.0	2.5	1.4	1.9	1.4
上記平均値	4.6	4.9	4.0	5.0	4.5

図4 合理的配慮の提供状況





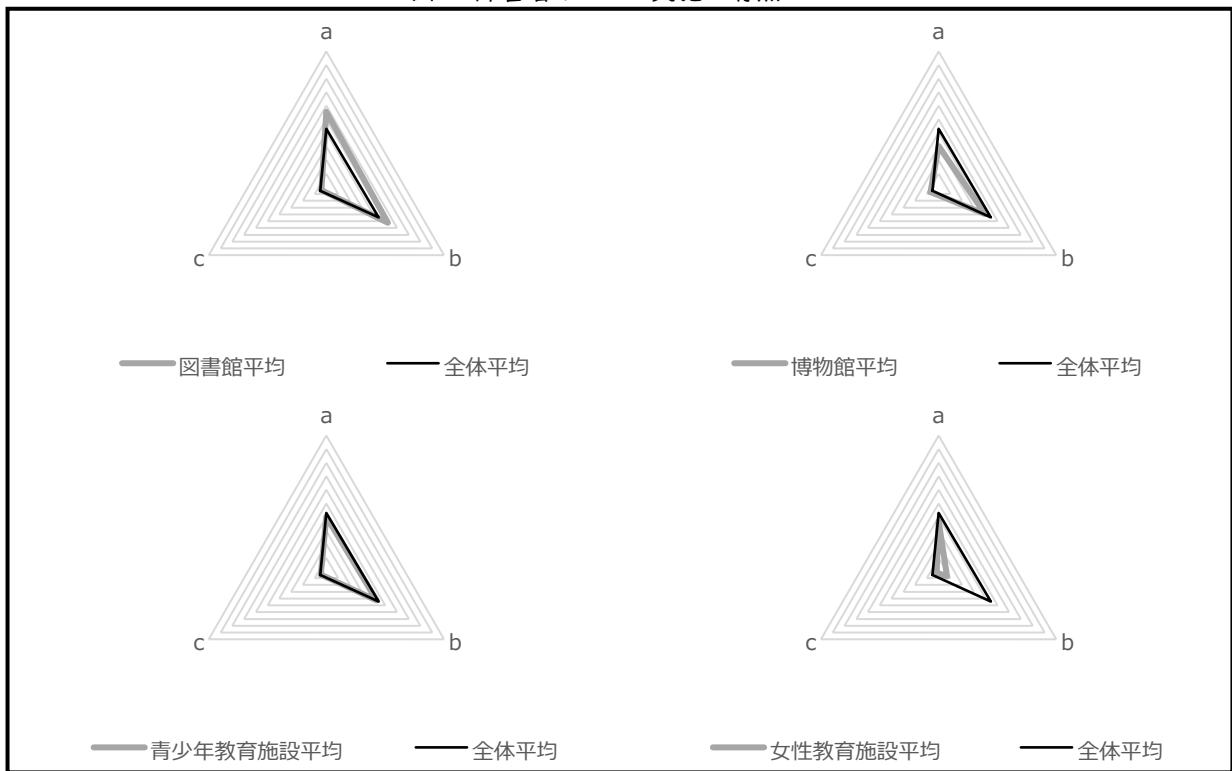
(3) 障害者サービス実施の有無

表4に示す「障害者サービス実施の有無」については、「施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している(4.4ポイント)」「障害者手帳の有無に関係なく、障害者サービスの登録・利用ができる(4.3ポイント)」となっている。

表4 障害者サービス実施の有無

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 障害者手帳の有無に関係なく、障害者サービスの登録・利用ができる	4.3	5.6	3.0	4.0	3.7
b. 施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している	4.4	5.2	3.9	4.3	0.7
c. パソコンやタブレット端末等のICTを活用した学習プログラムの開発・提供を行っている	0.5	0.4	0.7	0.5	0.2
上記平均値	3.3	4.0	2.7	3.2	1.7

図5 障害者サービス実施の有無



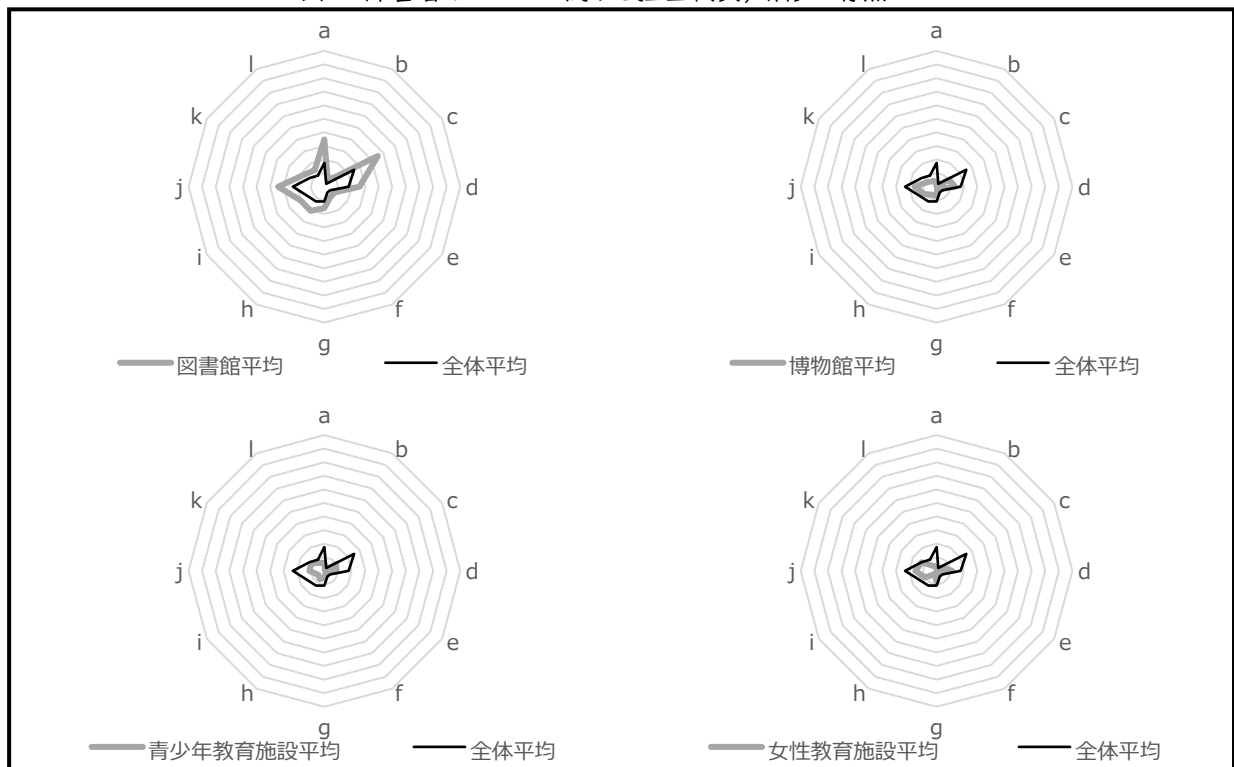
(4) 障害者サービスに関する担当職員，研修の有無

表5に示す「障害者サービスに関する担当職員，研修の有無」については，全体的に低水準の傾向にある。「障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる(2.5ポイント)」「毎年，障害者サービスを扱う職員研修会がある(2.3ポイント)」等が上位の対応項目となっている。

表5 障害者サービスに関する担当職員，研修の有無

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 事務分掌に障害者サービスが明示されている	1.8	3.5	0.4	0.6	0.3
b. 障害者サービスを担当する「専任」の職員がいる	0.2	0.5	0.0	0.1	0.0
c. 障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる	2.5	4.5	1.1	1.0	0.5
d. 障害のある「事務系」職員がいる	1.8	2.6	1.4	0.9	1.1
e. 障害のある「専門(社会教育主事, 学芸員, 司書等)」職員がいる	0.5	0.8	0.3	0.2	0.2
f. 点字のできる職員がいる(簡単な読み書きができる程度でも可)	0.5	0.9	0.1	0.2	0.2
g. 手話のできる職員がいる(簡単な対応ができる程度でも可)	1.1	1.6	0.7	0.5	0.8
h. 障害者サービスを担当できるボランティアがいる(簡単な対応ができる程度でも可)	1.2	2.0	0.7	0.7	0.3
i. 施設新任職員のための研修会で障害者サービスを扱っている(単独でなく国単位, 地方公共団体単位でも可)	1.4	2.0	1.1	0.5	1.0
j. 毎年, 障害者サービスを扱う職員研修会がある(単独でなく国単位, 地方公共団体単位でも可)	2.3	3.4	1.6	1.1	1.6
k. 自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修会を実施している	1.3	1.8	0.7	1.1	1.3
l. ボランティアのための障害者サービスに関する講座・研修会を実施している	1.0	1.4	0.5	0.7	0.4
上記平均値	1.3	2.1	0.7	0.6	0.6

図6 障害者サービスに関する担当職員，研修の有無



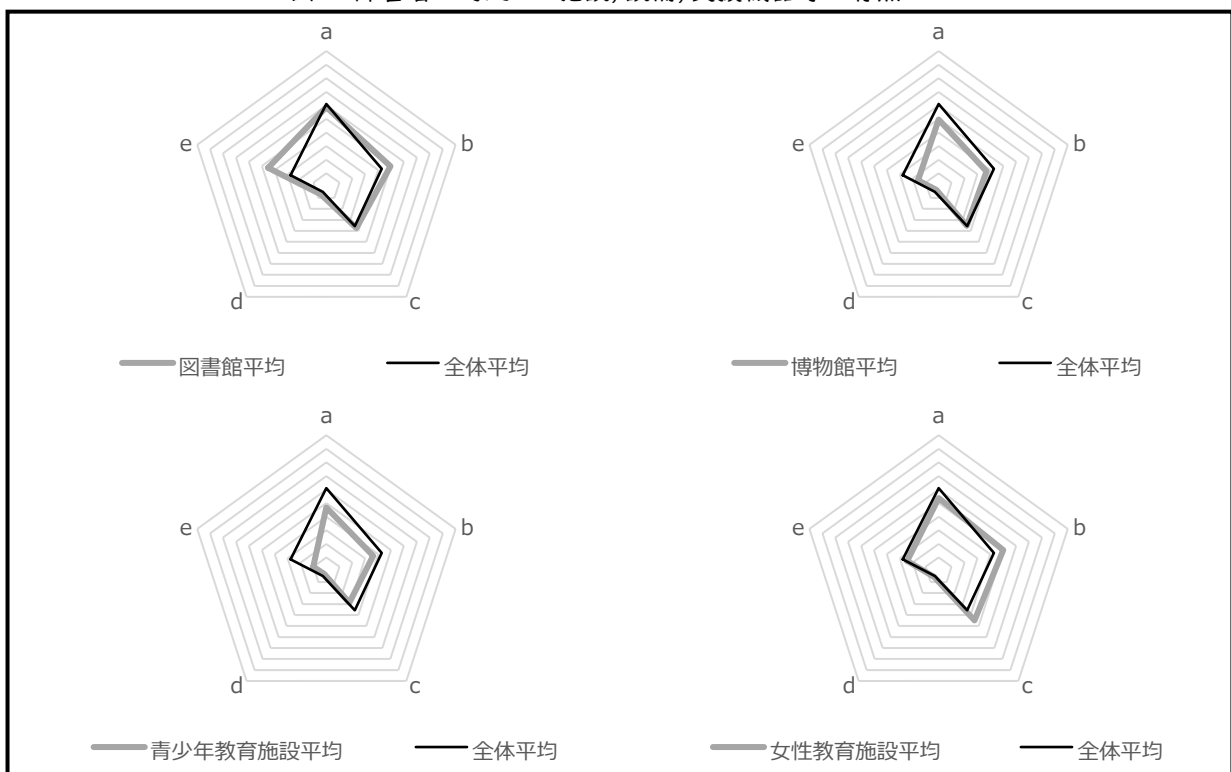
(5) 障害者に対応した施設、設備、支援機器等の有無

表6に示す「障害者に対応した施設、設備、支援機器等の有無」については、「障害者等への配慮(平均) (6.1ポイント)」「施設設備への対応(平均) (4.3ポイント)」等が上位の対応項目となっている。

表6 障害者に対応した施設、設備、支援機器等の有無

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 障害者等への配慮(平均)	6.1	6.7	5.7	5.2	6.2
b. 施設設備への対応(平均)	4.3	5.0	3.7	3.6	5.0
c. 案内表示等の有無(平均)	3.6	3.7	3.5	2.9	4.5
d. 機器類の有無(平均)	0.5	0.7	0.3	0.3	0.5
e. 支援用具の有無(平均)	2.8	4.5	1.6	1.0	2.4
上記平均値	3.8	4.1	3.0	2.6	3.7

図7 障害者に対応した施設、設備、支援機器等の有無



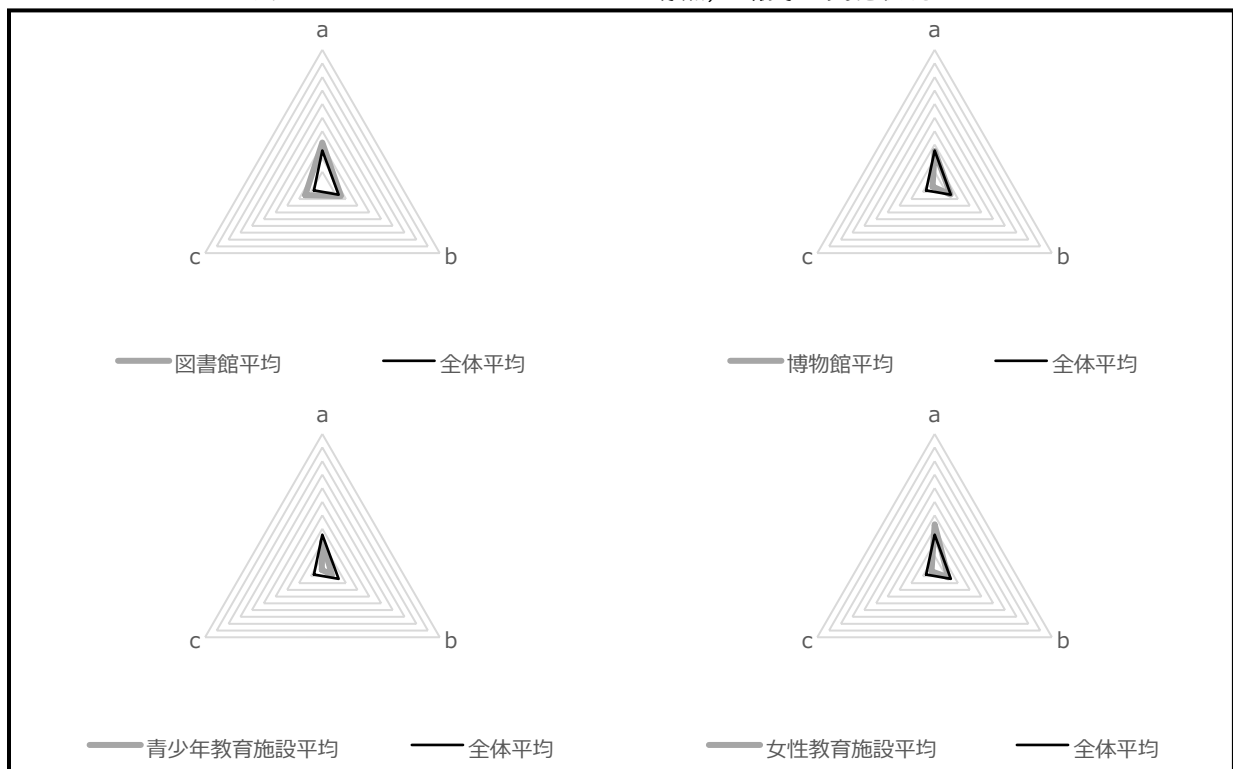
(6) アクセシブルなホームページの有無，広報等の実施状況

表7に示す「アクセシブルなホームページの有無，広報等の実施状況」については，全体的に低水準となっている。

表7 アクセシブルなホームページの有無，広報等の実施状況

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. ホームページ	2.6	3.2	2.5	2.1	3.3
b. 障害者サービスの利用案内・目録	1.4	1.6	1.4	0.8	1.2
c. 障害者サービスに対する広報の一環として，障害者サービスに関する資料展・常設展示を実施している	0.7	1.5	0.2	0.1	0.3
上記平均値	1.8	2.2	1.7	1.3	1.9

図8 アクセシブルなホームページの有無，広報等の実施状況



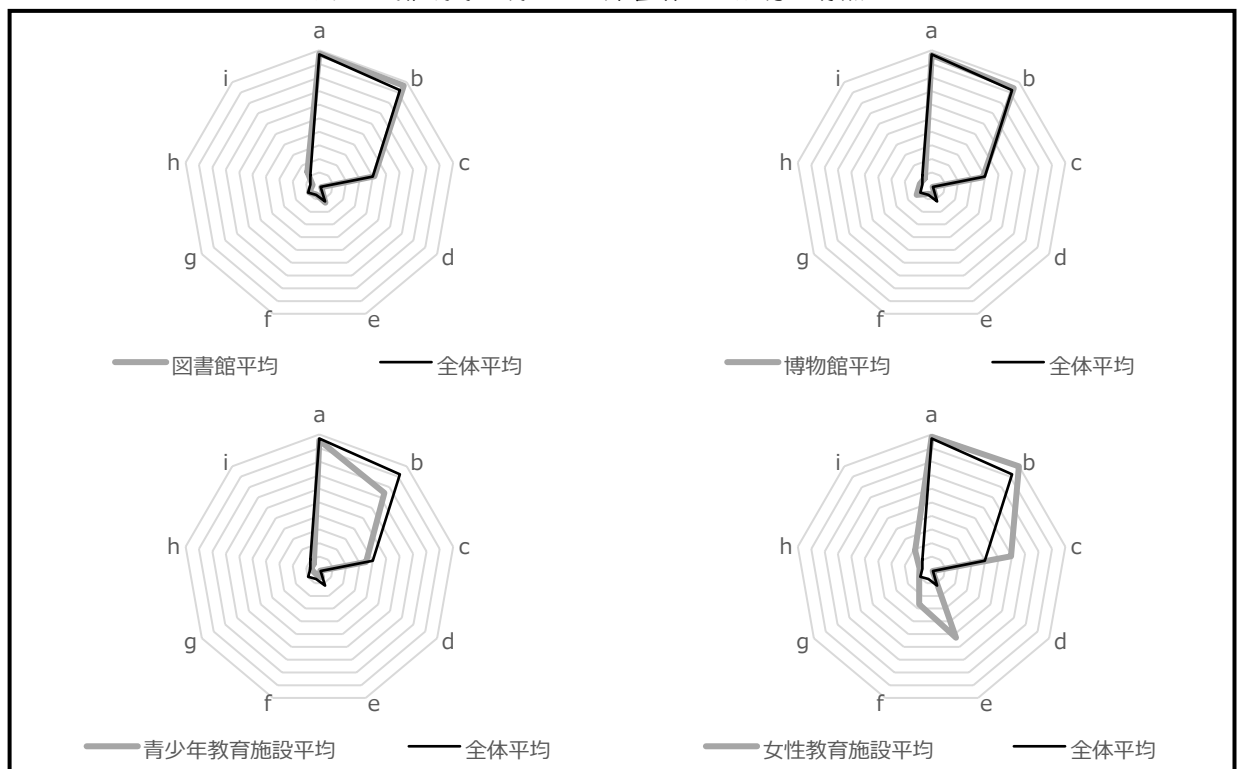
(7) 開催行事に際しての障害者への配慮の有無（講演会・セミナー・ワークショップ等の教育普及プログラムにおける障害者への配慮）

表8に示す「開催行事に際しての障害者への配慮の有無」については、「障害を理由に参加を断らない(9.7ポイント)」「障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている) (9.2ポイント)」等が高水準の結果となっている。

表8 開催行事に際しての障害者への配慮の有無

	全体平均	図書館平均	博物館平均	青少年教育施設平均	女性教育施設平均
a. 障害を理由に参加を断らない	9.7	9.8	9.7	9.6	9.8
b. 障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている)	9.2	9.7	9.4	7.4	10.0
c. 申込や問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している	4.0	4.1	3.8	3.5	5.9
d. 音声認識システムを導入している	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
e. 希望により手話通訳をつけている	1.2	1.3	0.8	0.6	5.3
f. 希望により要約筆記をつけている	0.7	0.6	0.6	0.4	2.7
g. 希望により点字資料を準備している	1.0	0.9	1.3	0.4	1.1
h. 希望によりテキストデータを準備している	0.7	0.5	0.9	0.6	0.9
i. 希望により大きな文字の資料を準備している	1.0	1.4	0.8	0.6	1.9
上記平均値	2.7	2.8	2.7	2.3	4.0

図9 開催行事に際しての障害者への配慮の有無

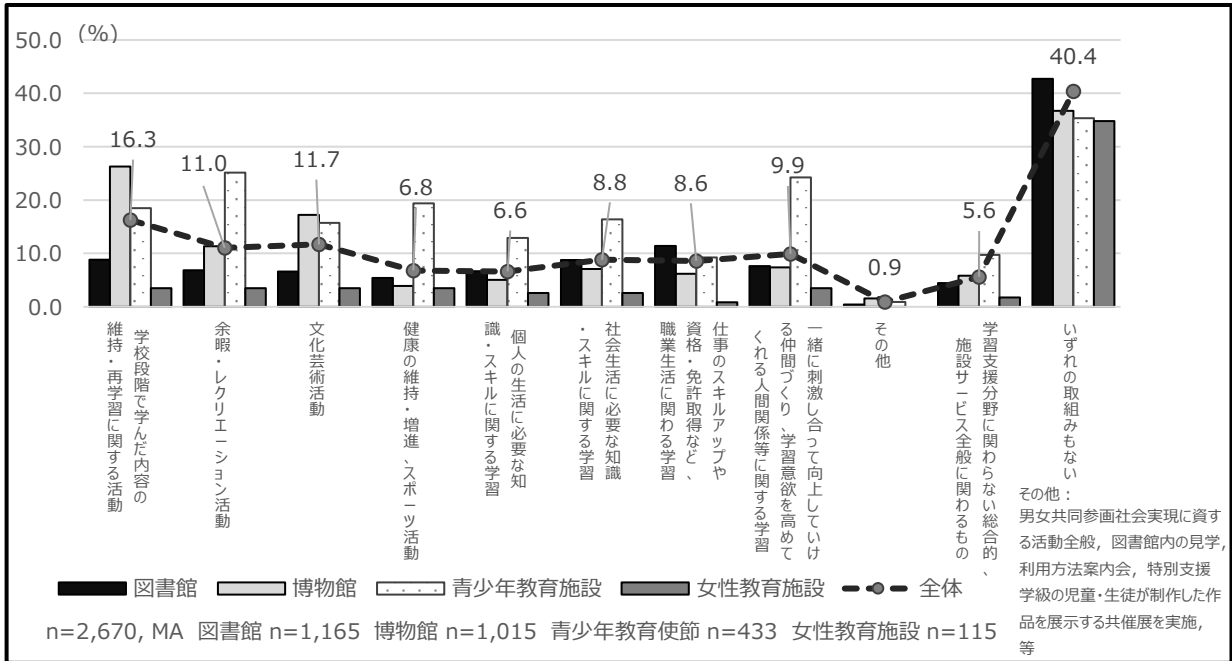


## 2-2. 合理的配慮への取組を実施した実績のある学習活動支援分野について

### 2-2-1. 「学校の教育活動の一環」としての学習活動支援分野

「学校の教育活動の一環」として合理的配慮への取組を実施した実績のある学習活動支援分野は、「いずれの取組もない」と回答した施設が40.4%、次に「学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動」が16.3%となっている。

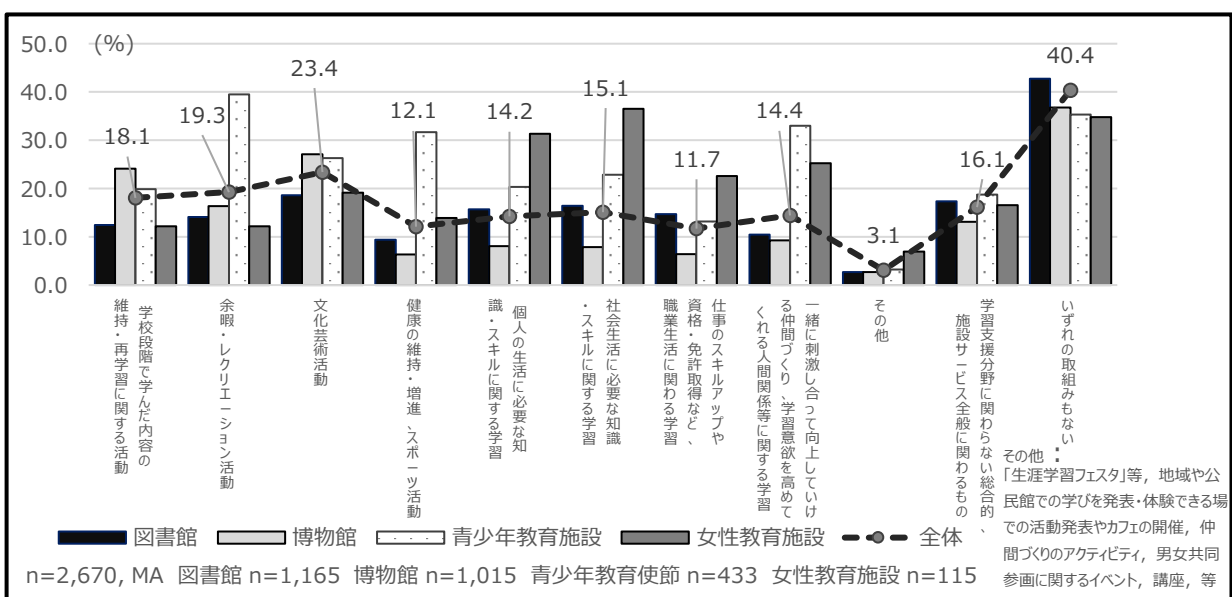
図 10 「学校の教育活動の一環」としての学習活動支援分野



### 2-2-2. 「学校の教育活動以外の生涯学習」に関する学習活動支援分野

「学校の教育活動以外の生涯学習」として合理的配慮への取組を実施した実績のある学習活動支援分野は、「いずれの取組もない」と回答した施設が40.4%、次に「文化芸術活動」が23.4%となっている。

図 11 「学校の教育活動以外の生涯学習」に関する学習活動支援分野



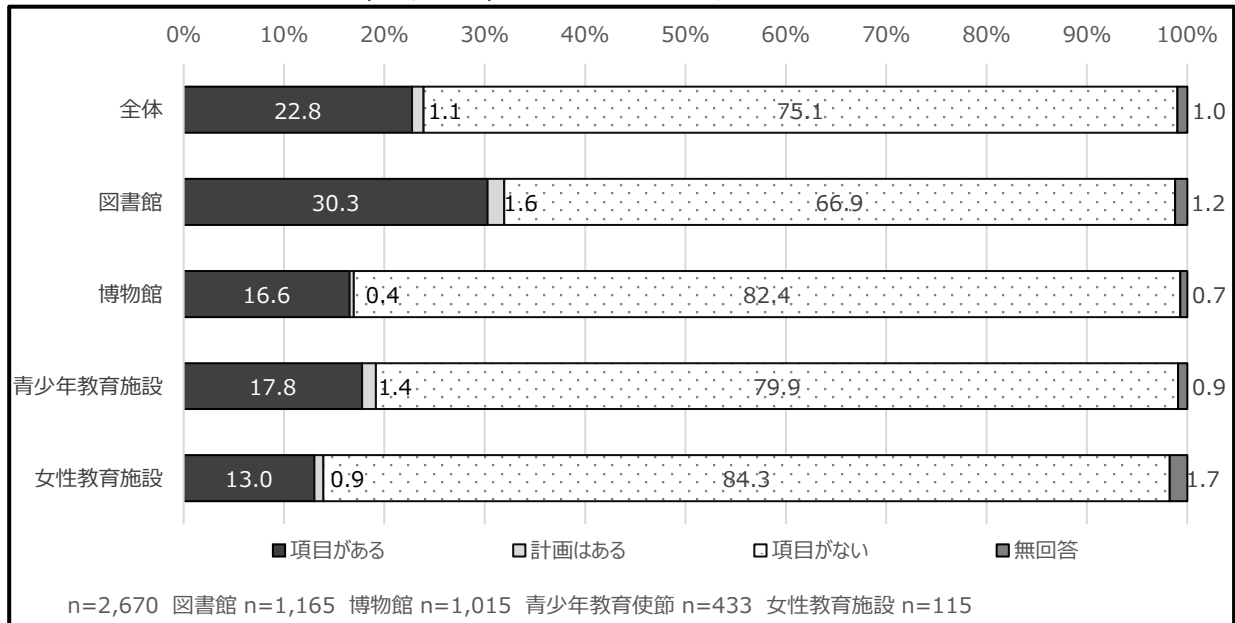
### 3 社会教育施設（図書館・博物館・青少年教育施設・女性教育施設）共通の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況）<sup>\*6</sup>

#### 3-1. 障害者サービスに関する運営方針、サービス計画の有無

##### A) 設置基準、運営基準、業務仕様書等に障害者サービスの項目がある

「設置基準、運営基準、業務仕様書等に障害者サービスの項目がある」と回答した施設は 22.8%となっている。

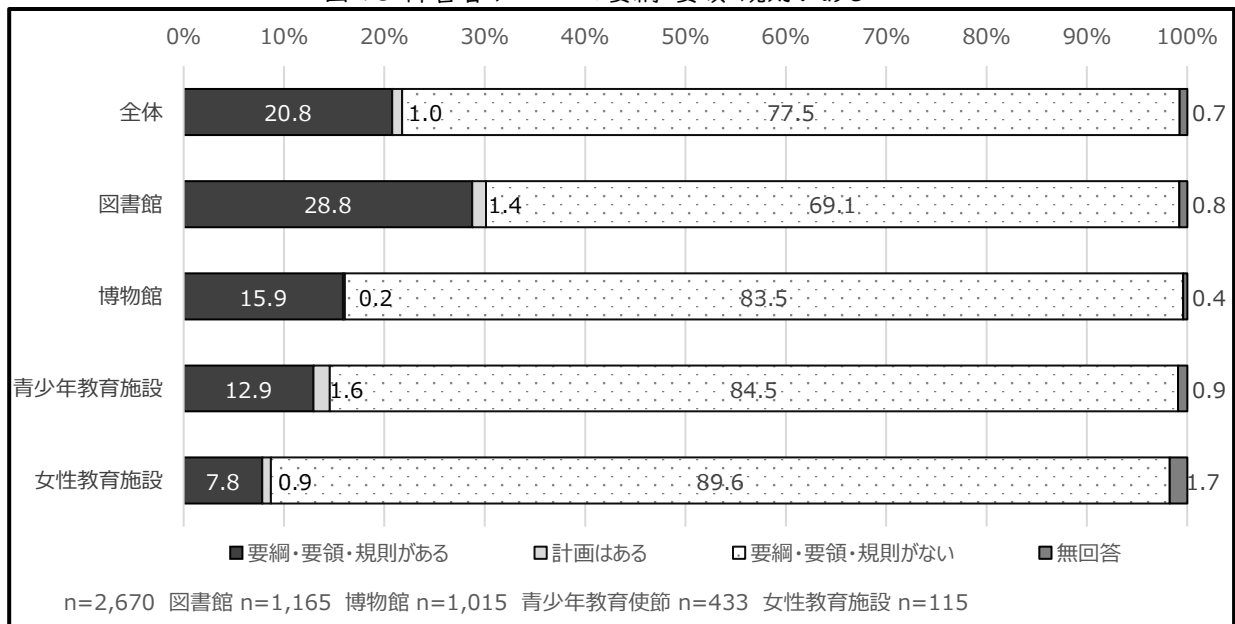
図 12 設置基準、運営基準、業務仕様書等に障害者サービスの項目がある



##### B) 障害者サービスの要綱・要領・規則がある

「障害者サービスの要綱・要領・規則がある」と回答した施設は 20.8%となっている。

図 13 障害者サービスの要綱・要領・規則がある

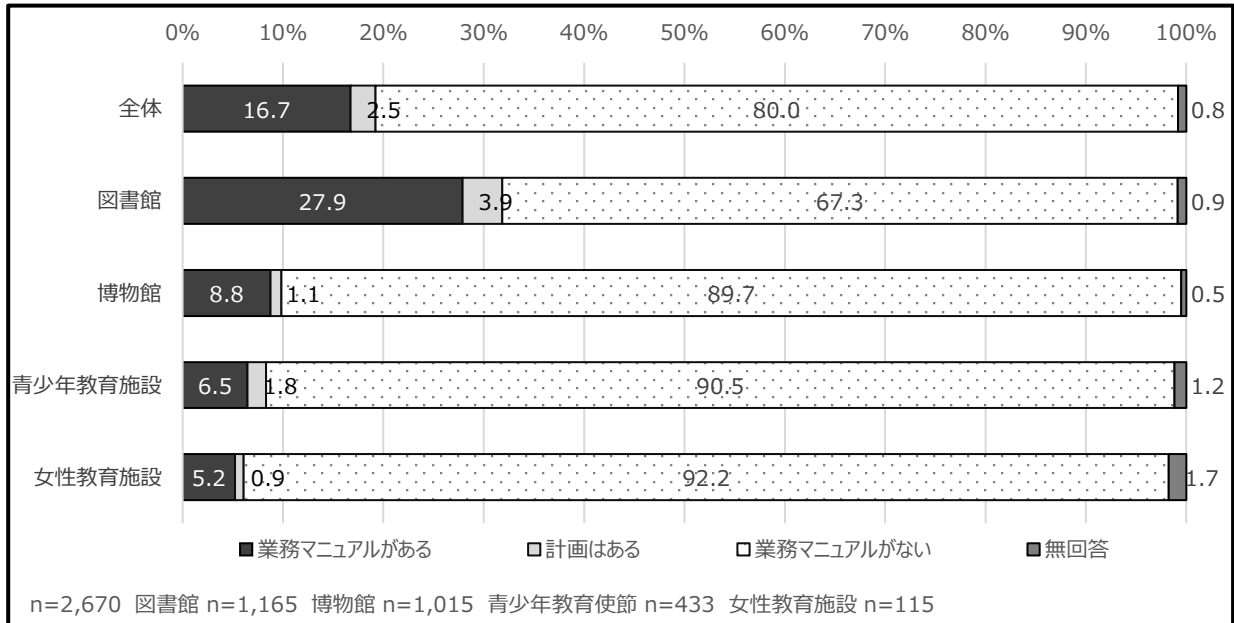


<sup>\*6</sup>(再掲)女性教育施設は統計的有意水準(95%有意)を担保するサンプル数 159 施設を満たしていないため、参考データ扱いとする。以下同じ。

C) 障害者サービスの業務マニュアルがある

「障害者サービスの業務マニュアルがある」と回答した施設は16.7%となっている。図書館については「障害者サービスの業務マニュアルがある」とする比率が27.9%と、全体平均より10ポイント以上高い。

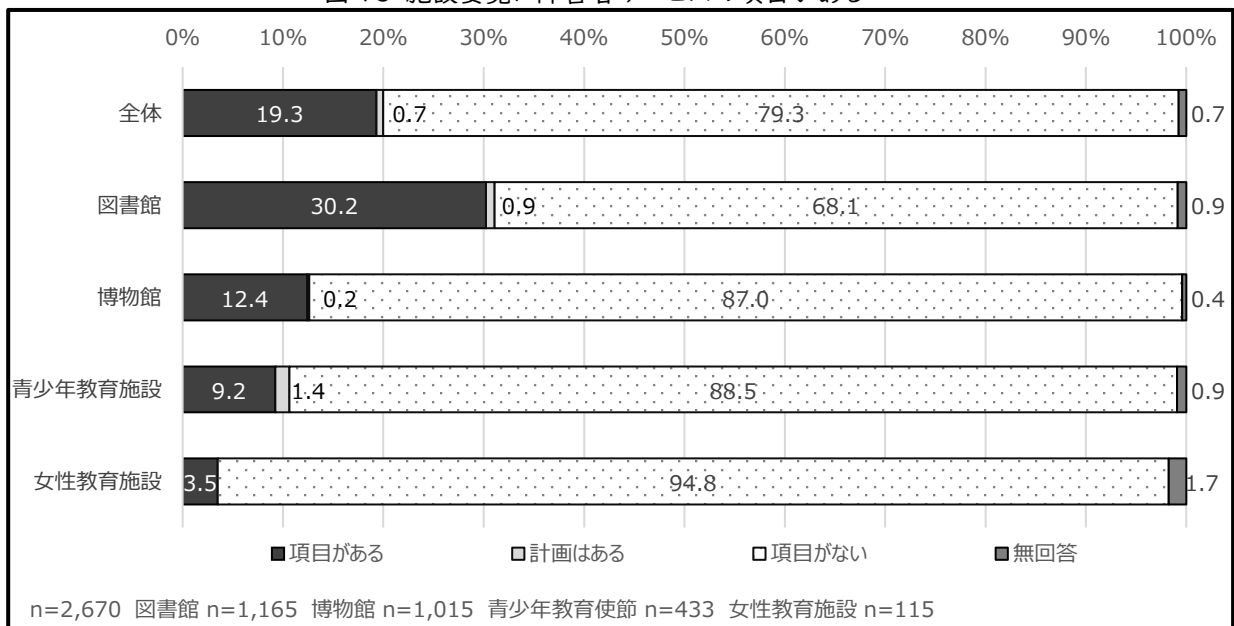
図14 障害者サービスの業務マニュアルがある



D) 施設要覧に障害者サービスの項目がある

「施設要覧に障害者サービスの項目がある」と回答した施設は19.3%となっている。図書館については「施設要覧に障害者サービスの項目がある」とする比率が30.2%と、全体平均より10ポイント以上高い。

図15 施設要覧に障害者サービスの項目がある

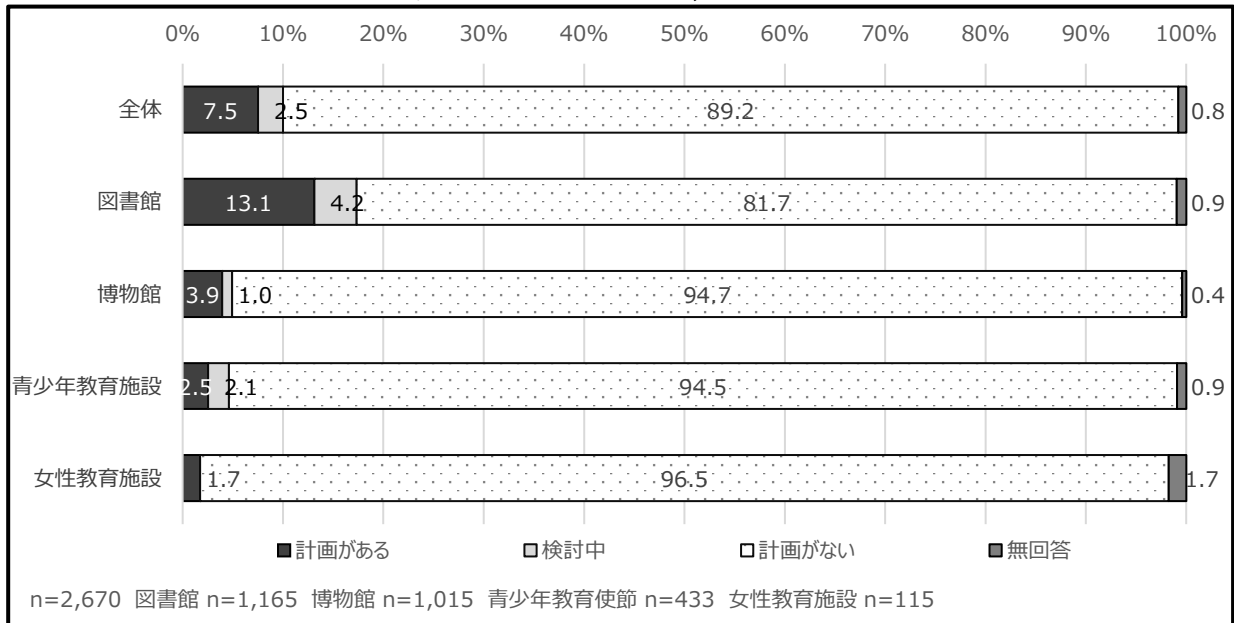




E) 障害者サービスの年間計画, 中期計画がある

「障害者サービスの年間計画, 中期計画がある」と回答した施設は 7.5%となっている。

図 16 障害者サービスの年間計画, 中期計画がある

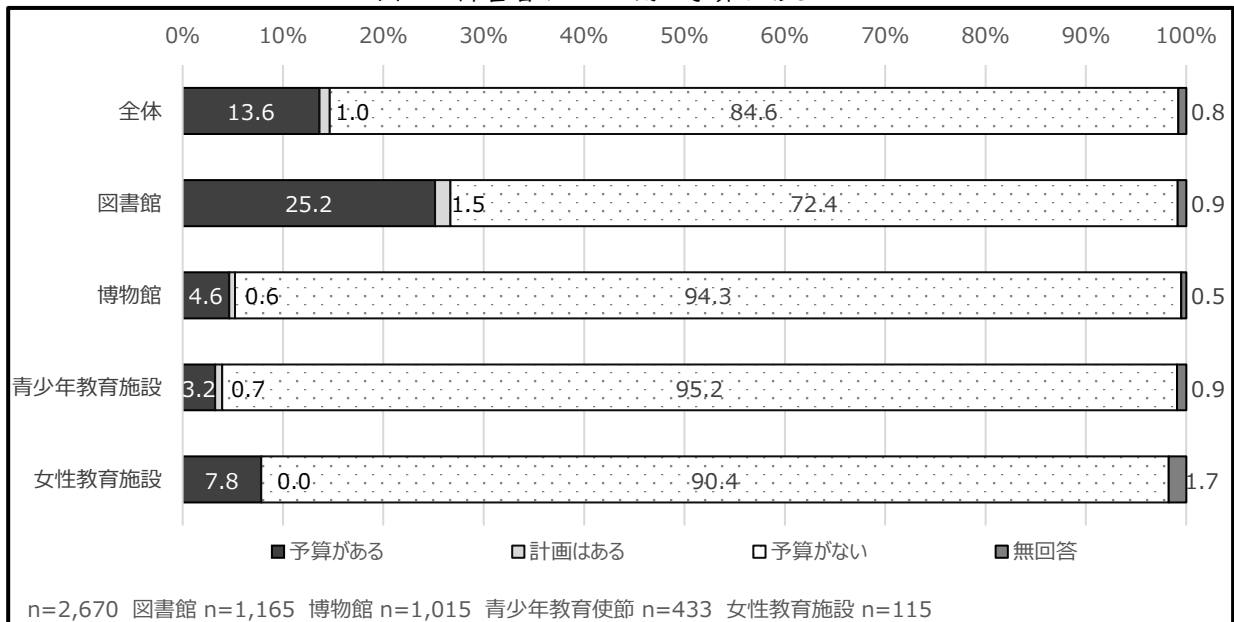


F) 障害者サービス用の予算がある

「障害者サービス用の予算がある」と回答した施設は 13.6%となっている。

図書館については「障害者サービスの予算がある」とする比率が 25.2%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

図 17 障害者サービス用の予算がある

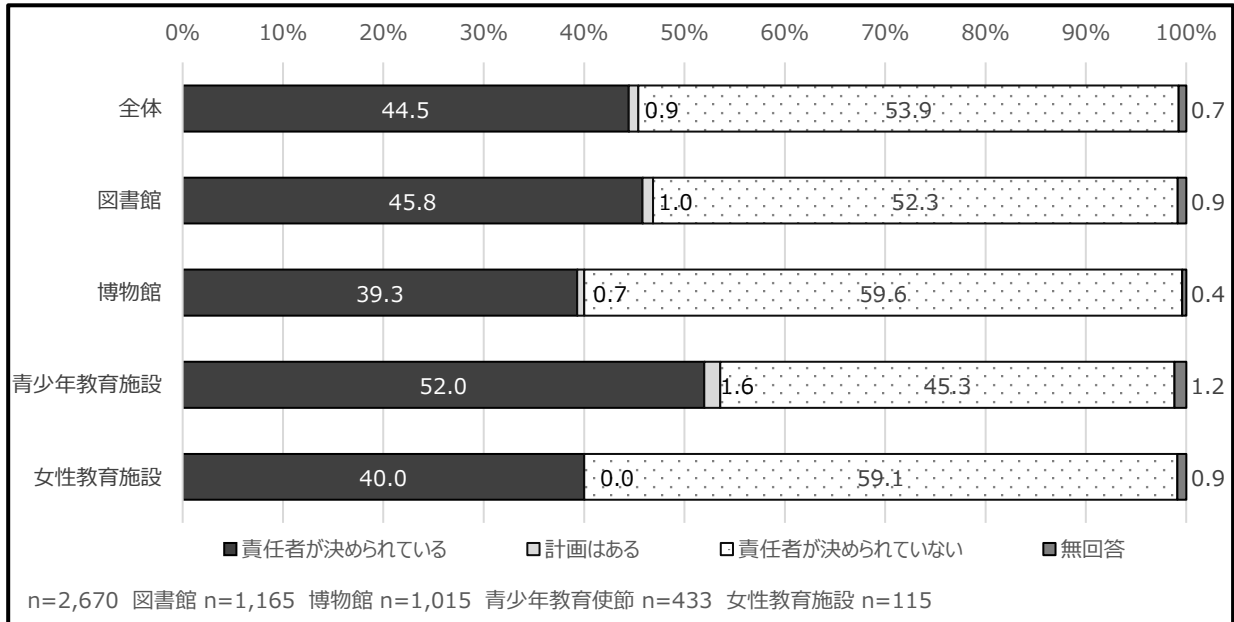


### 3-2. 合理的配慮の提供状況

#### A) 合理的配慮を判断する責任者が決められている

「合理的配慮を判断する責任者が決められている」と回答した施設は44.5%となっている。

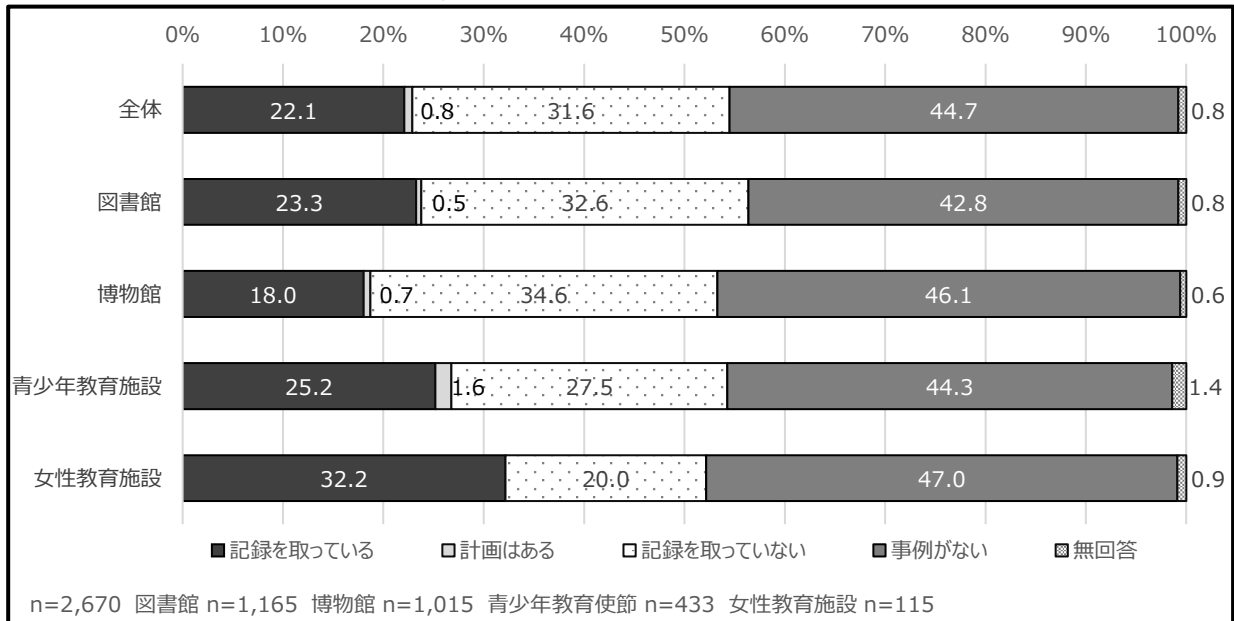
図18 合理的配慮を判断する責任者が決められている



#### B) 障害者等からの相談の記録を取っている

「障害者等からの相談の記録を取っている」と回答した施設は22.1%となっている。

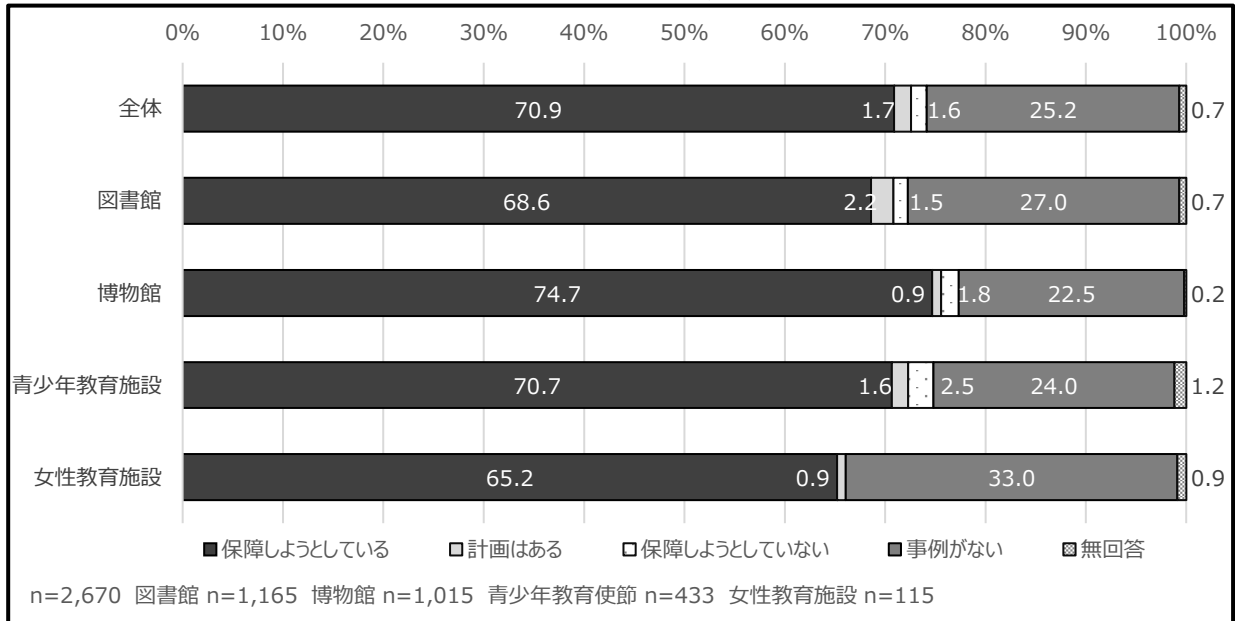
図19 障害者等からの相談の記録を取っている



C) 障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている

「障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている」と回答した施設は70.9%となっている。

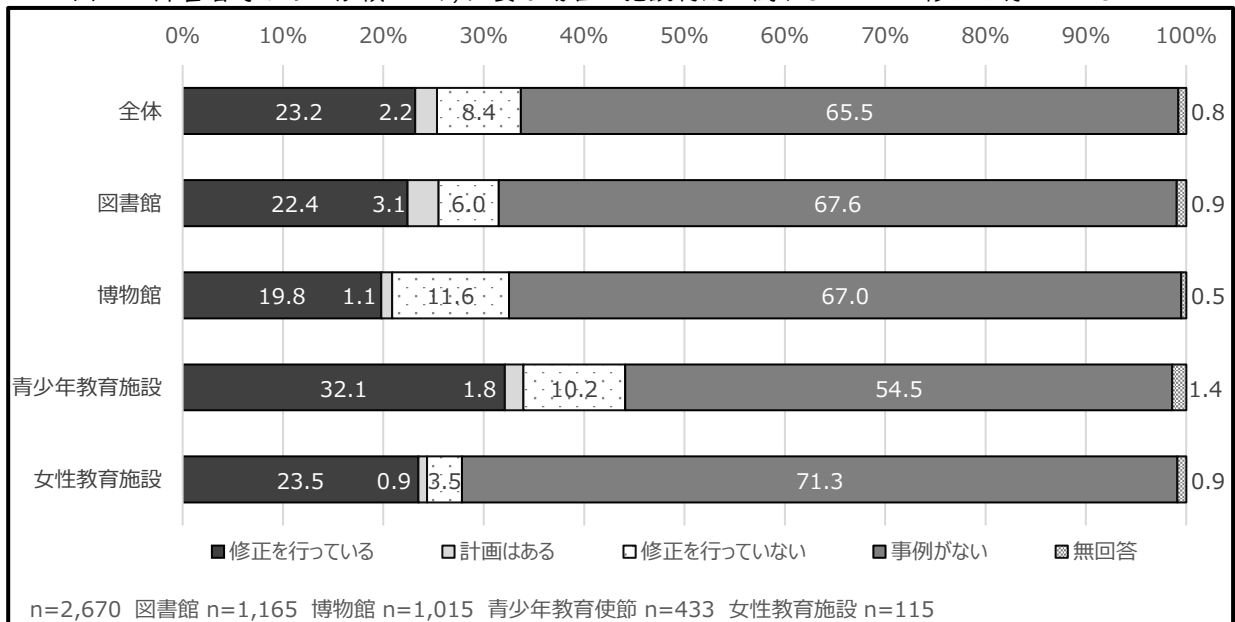
図 20 障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている



D) 障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている

「障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている」と回答した施設は23.2%となっている。

図 21 障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている



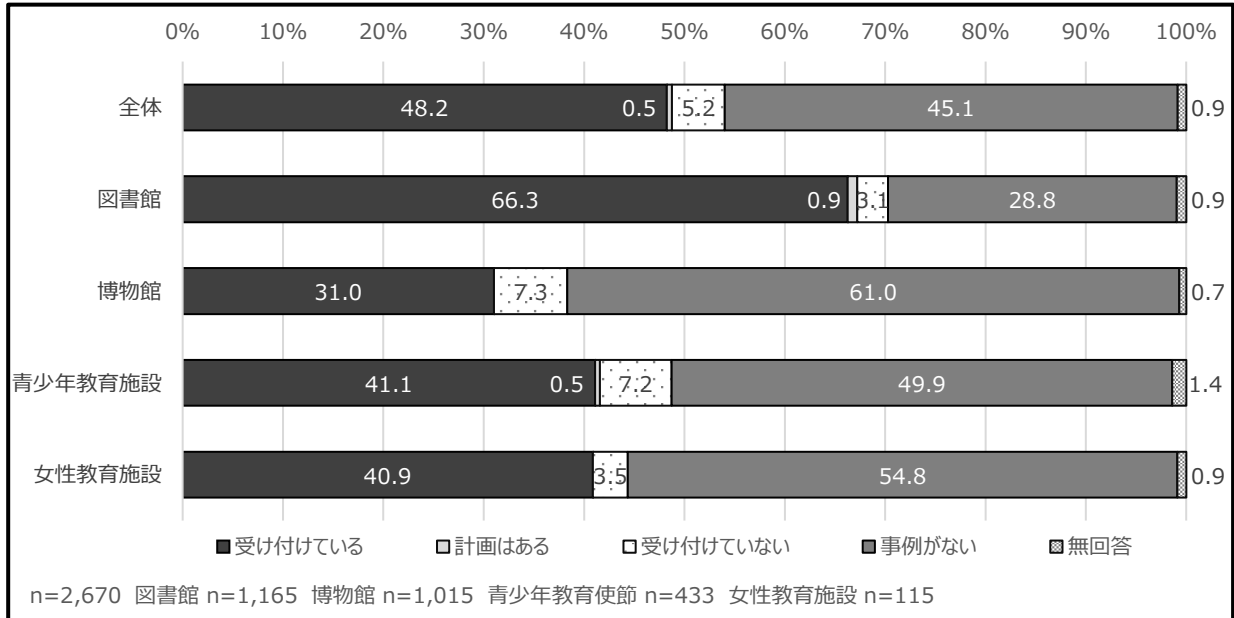
E) 家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている

「家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている」と回答した施設は 48.2%となっている。

図書館については「家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている」とする比率が 66.3%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

博物館については「事例がない」とする比率が 61.0%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

図 22 家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている

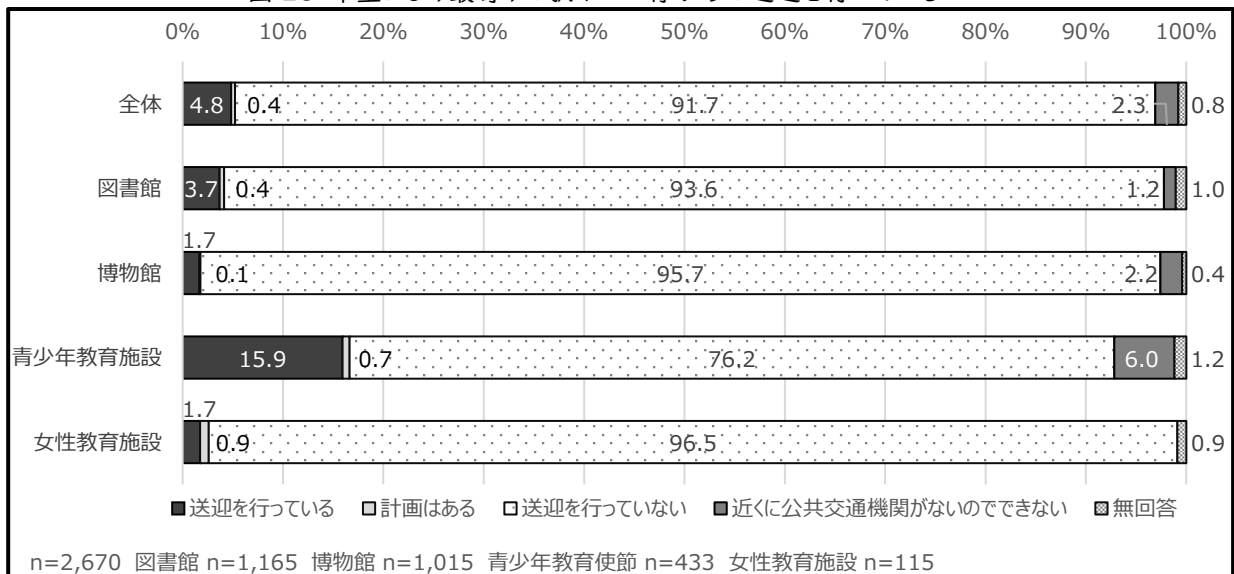


F) 希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている

「希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている」と回答した施設は 4.8%となっている。

青少年教育施設については「希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている」とする比率が 15.9%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

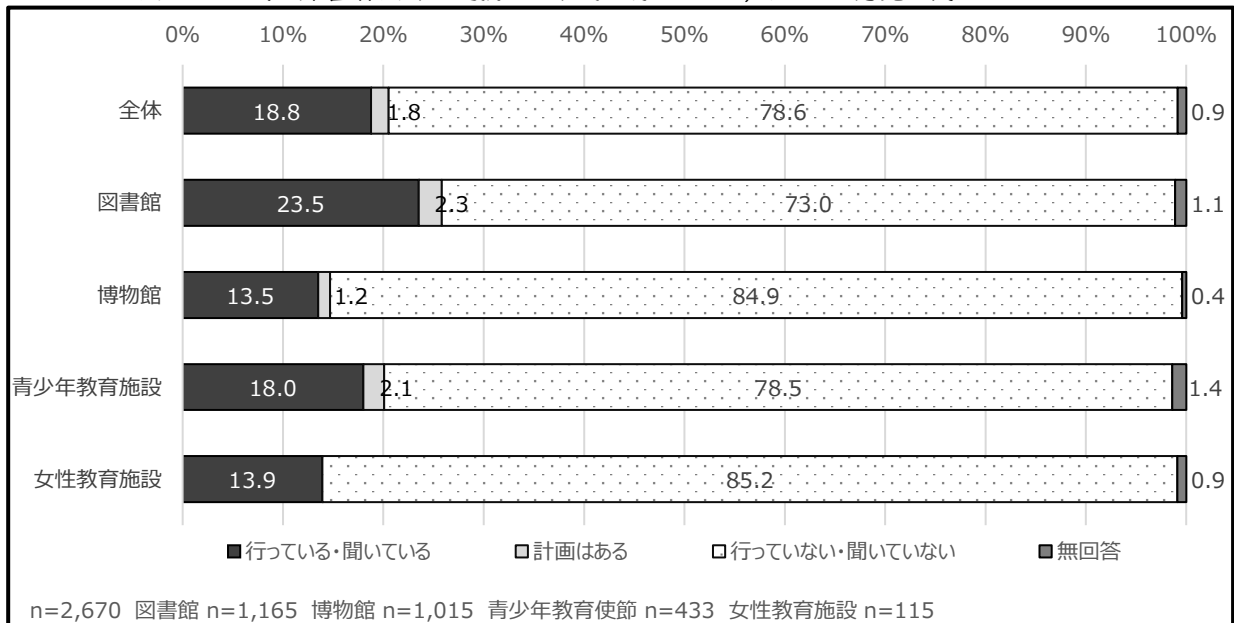
図 23 希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている



G) 地域の障害者団体と連携した活動を行っている,あるいは意見を聞いている

「地域の障害者団体と連携した活動を行っている,あるいは意見を聞いている」と回答した施設は18.8%となっている。

図 24 地域の障害者団体と連携した活動を行っている,あるいは意見を聞いている



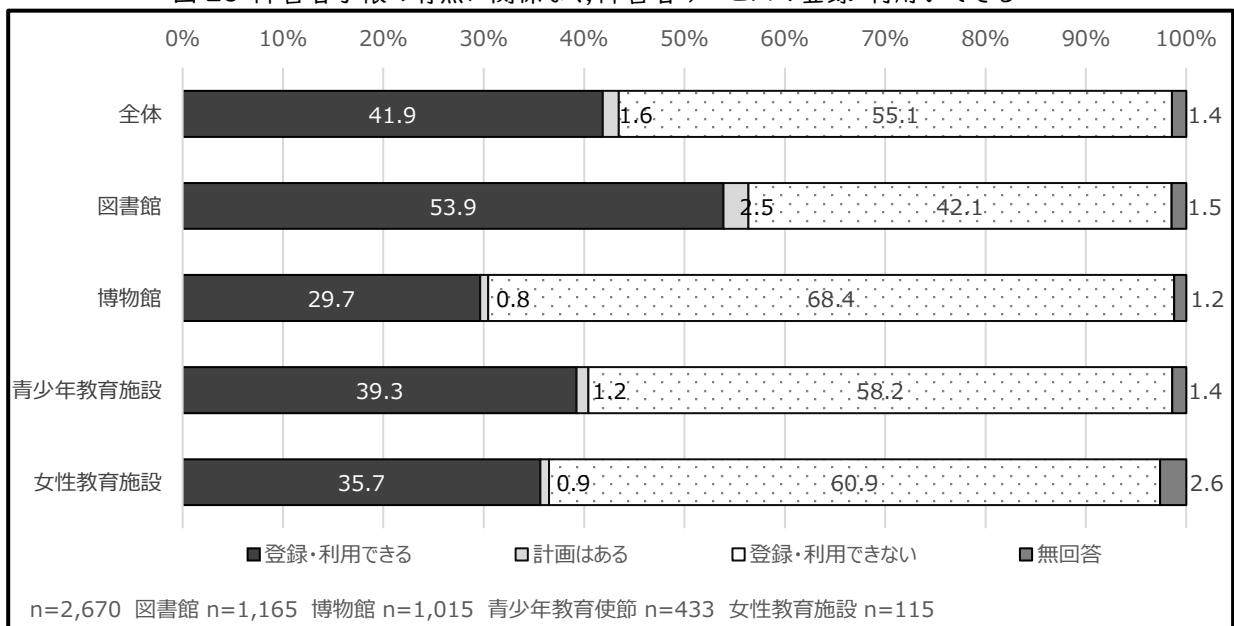
3-3. 障害者サービス実施の有無

A) 障害者手帳の有無に関係なく,障害者サービスの登録・利用ができる

「障害者手帳の有無に関係なく,障害者サービスの登録・利用ができる」と回答した施設は41.9%となっている。

図書館については「障害者手帳の有無に関係なく,障害者サービスの登録・利用ができる」とする比率が53.9%と,全体平均より10ポイント以上高い。

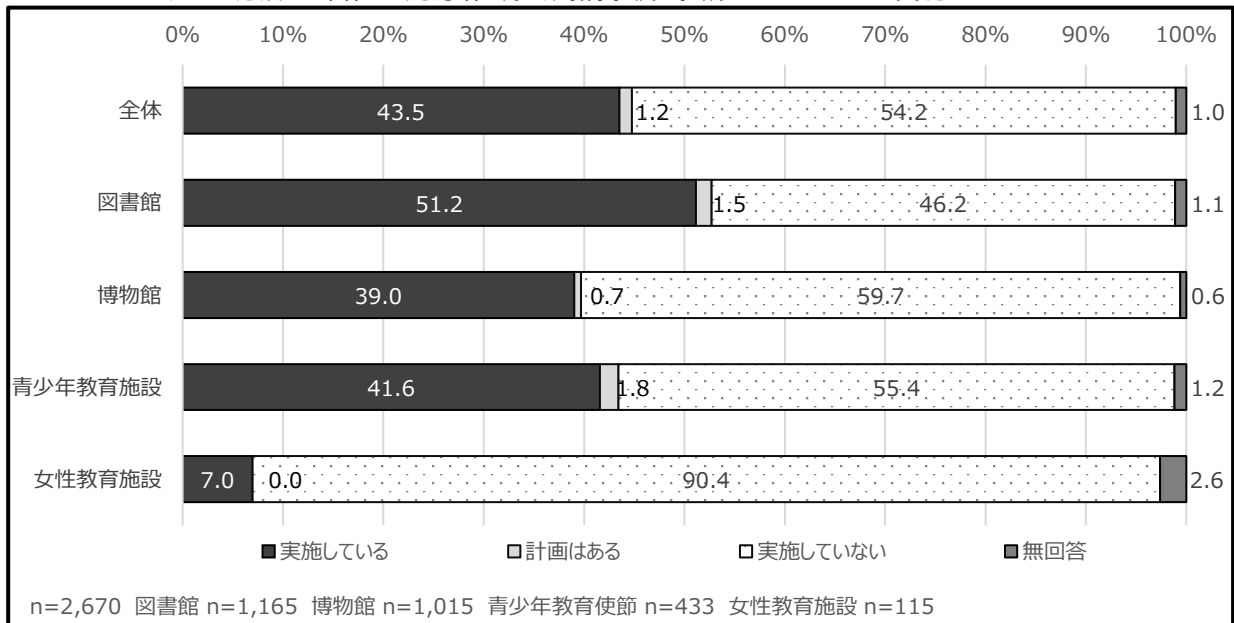
図 25 障害者手帳の有無に関係なく,障害者サービスの登録・利用ができる



B) 施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している

「施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している」と回答した施設は43.5%となっている。

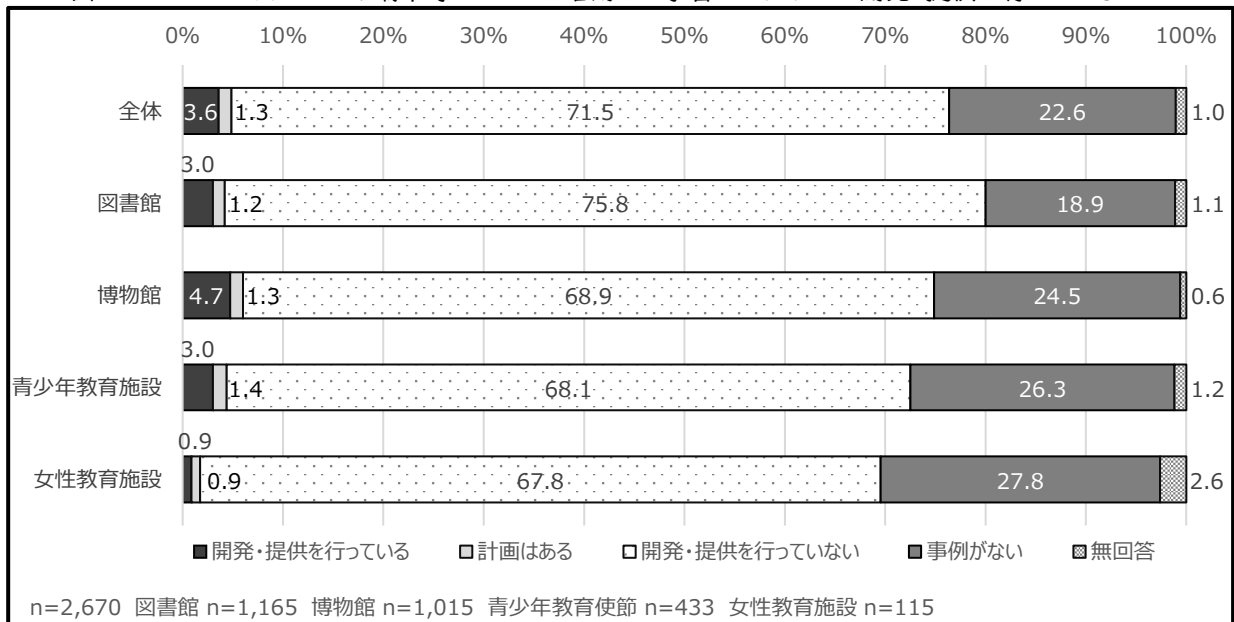
図 26 施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している



C) パソコンやタブレット端末等の ICT を活用した学習プログラムの開発・提供を行っている

「パソコンやタブレット端末等の ICT を活用した学習プログラムの開発・提供を行っている」と回答した施設は3.6%となっている。

図 27 パソコンやタブレット端末等の ICT を活用した学習プログラムの開発・提供を行っている



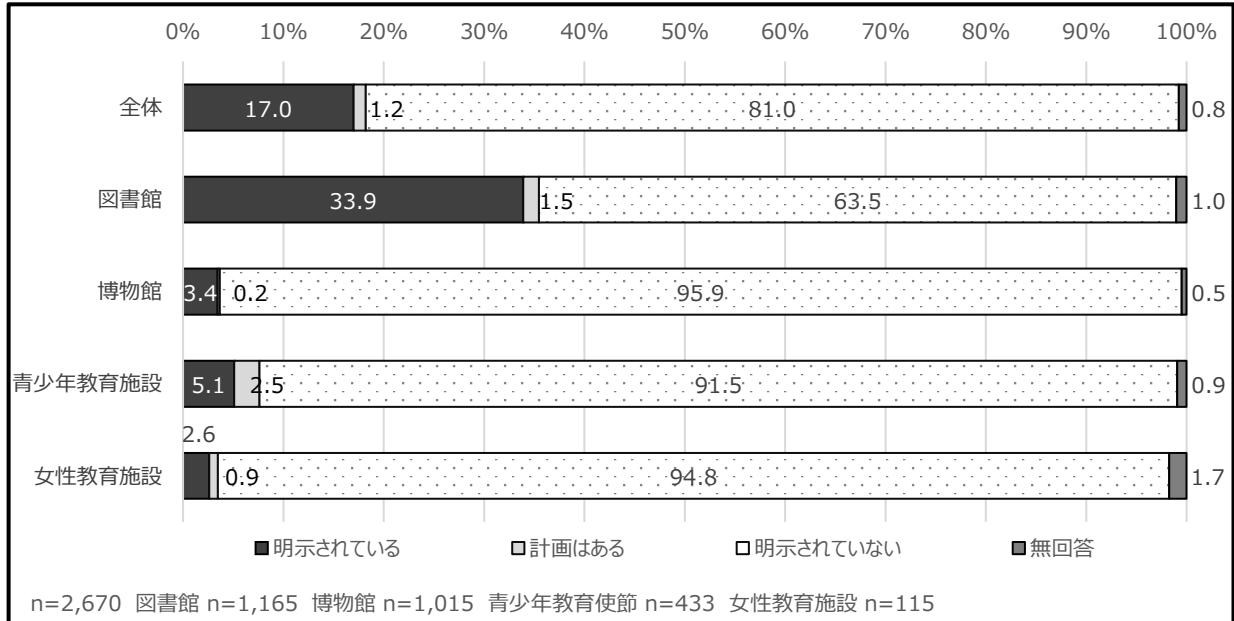
### 3-4. 障害者サービスに関する担当職員，研修の有無

#### A) 事務分掌に障害者サービスが明示されている

「事務分掌に障害者サービスが明示されている」と回答した施設は 17.0%となっている。

図書館については「事務分掌に障害者サービスが明示されている」とする比率が 33.9%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

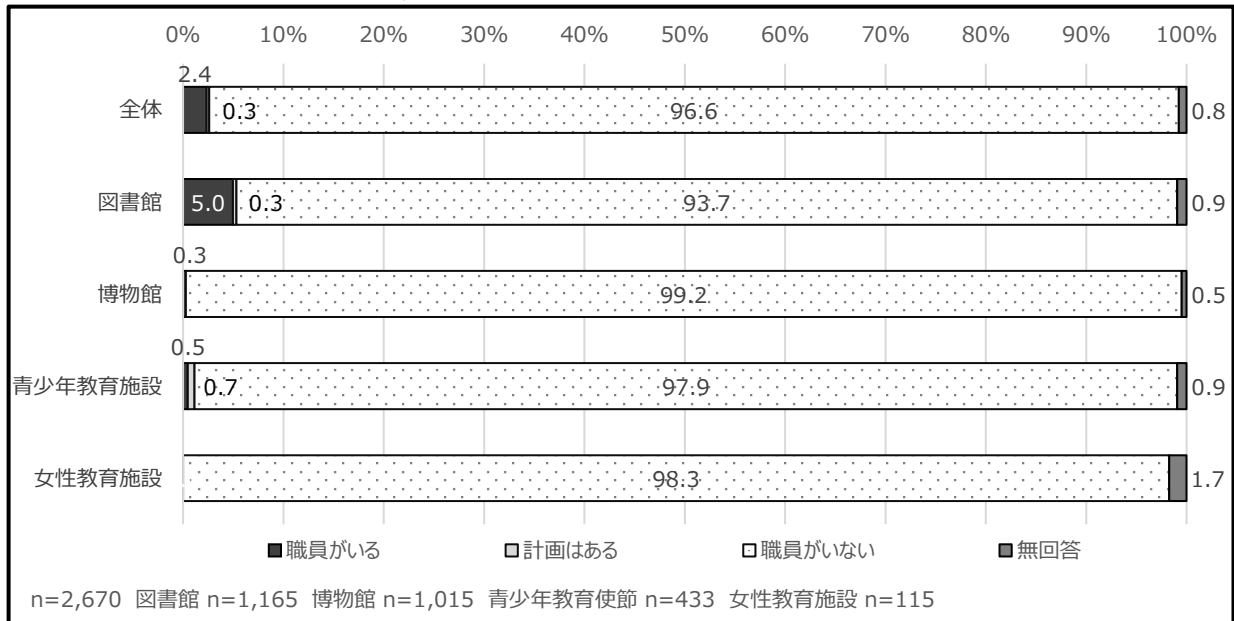
図 28 事務分掌に障害者サービスが明示されている



#### B) 障害者サービスを担当する「専任」の職員がいる

「障害者サービスを担当する「専任」の職員がいる」と回答した施設は 2.4%となっている。

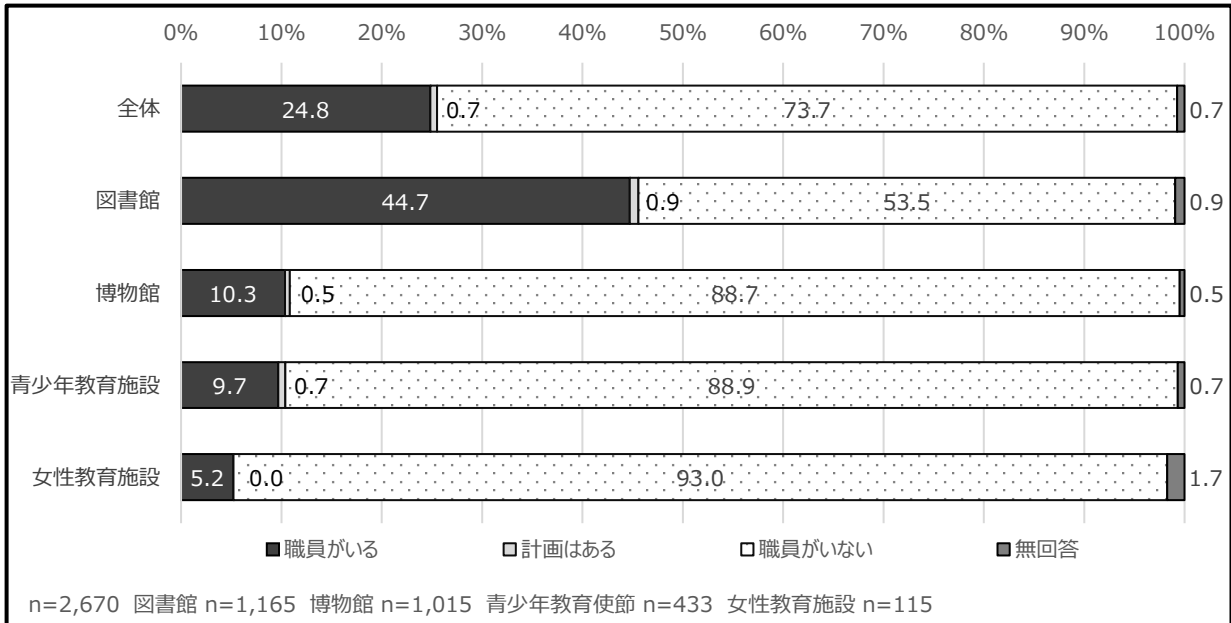
図 29 障害者サービスを担当する「専任」の職員がいる



C) 障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる

「障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる」と回答した施設は24.8%となっている。  
 図書館については「障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる」とする比率が44.7%と、  
 全体平均より10ポイント以上高い。

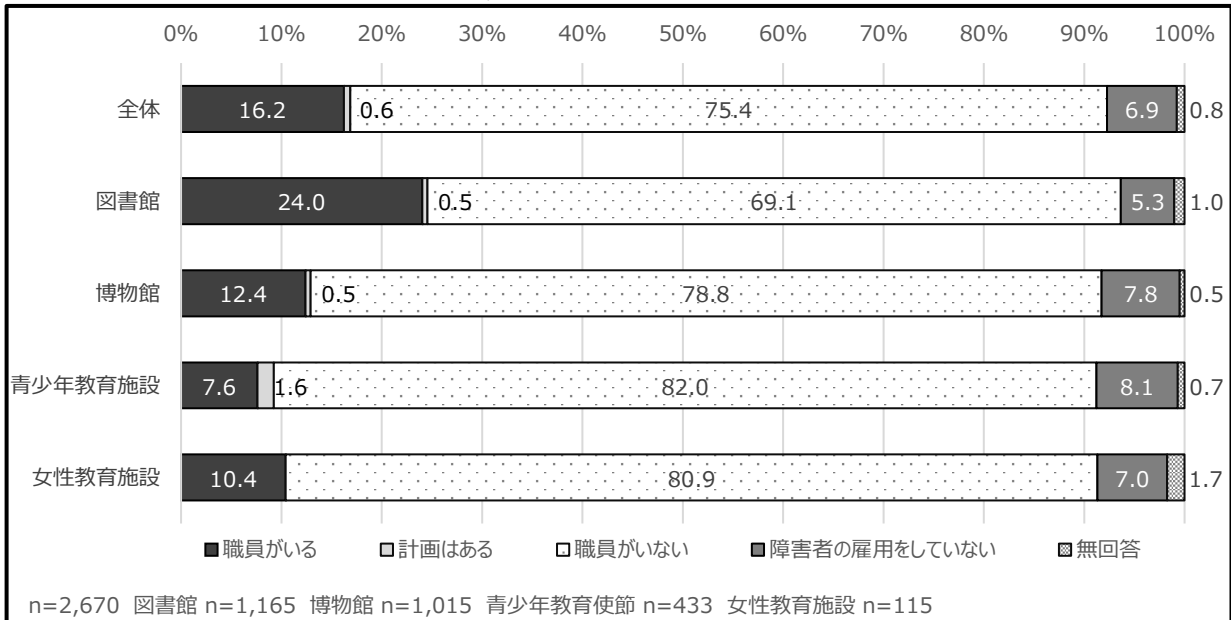
図30 障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる



D) 障害のある「事務系」職員がいる

「障害のある「事務系」職員がいる」と回答した施設は16.2%となっている。

図31 障害のある「事務系」職員がいる

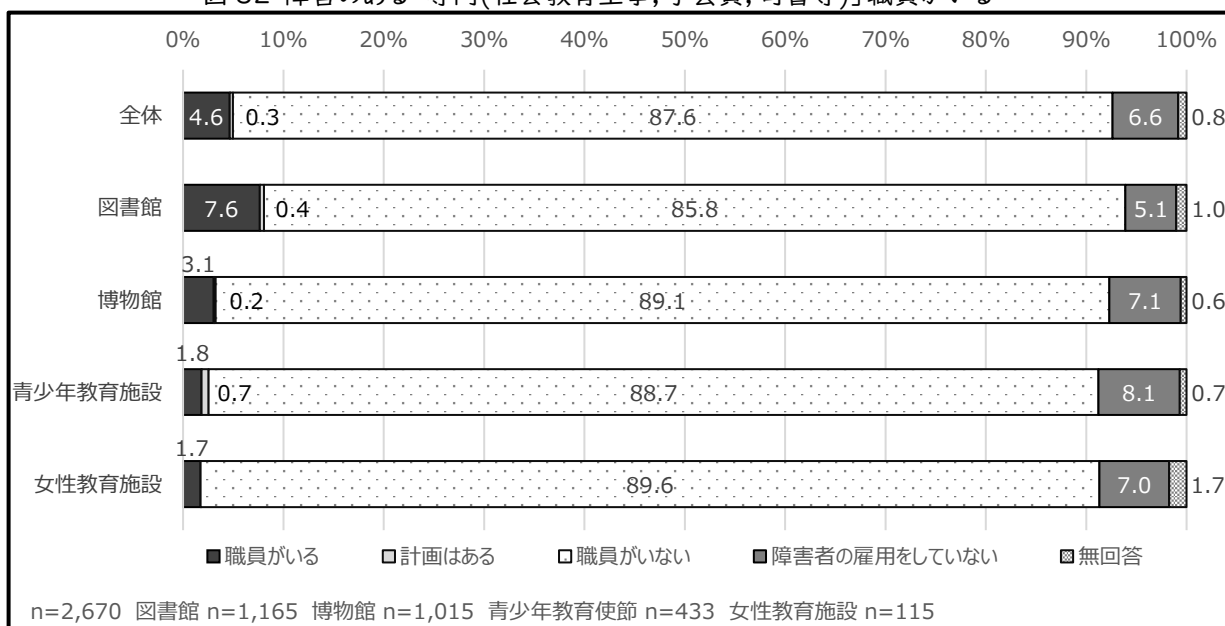




E) 障害のある「専門(社会教育主事, 学芸員, 司書等)」職員がいる

「障害のある「専門(社会教育主事, 学芸員, 司書等)」職員がいる」と回答した施設は 4.6%となっている。

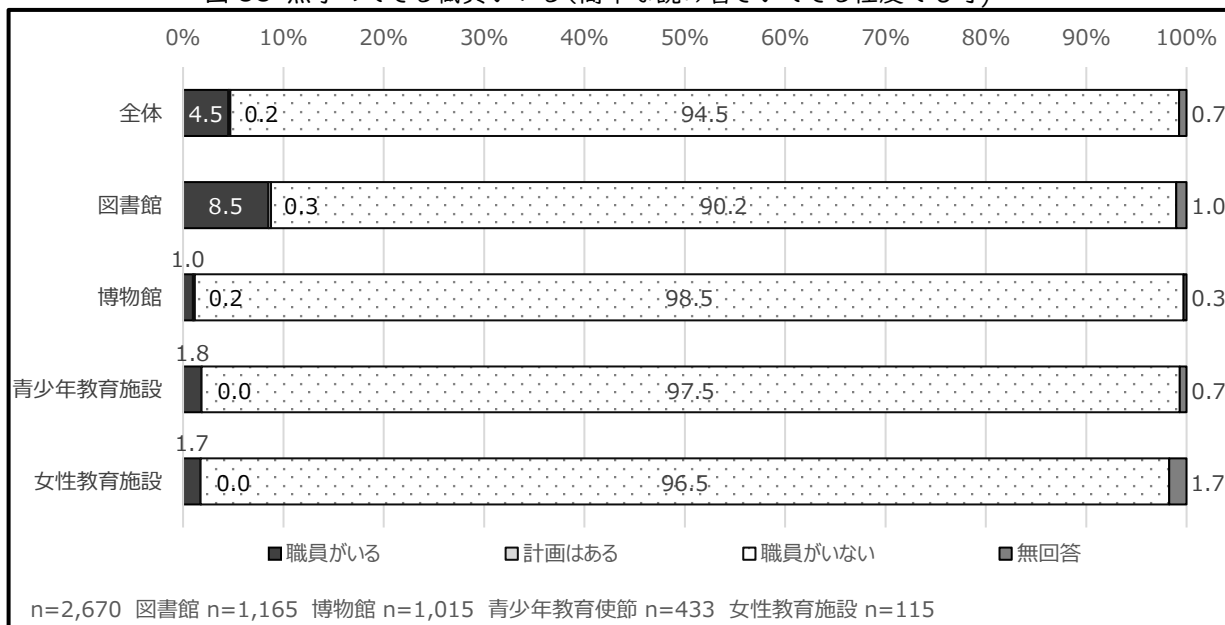
図 32 障害のある「専門(社会教育主事, 学芸員, 司書等)」職員がいる



F) 点字のできる職員がいる(簡単な読み書きができる程度でも可)

「点字のできる職員がいる」と回答した施設は 4.5%となっている。

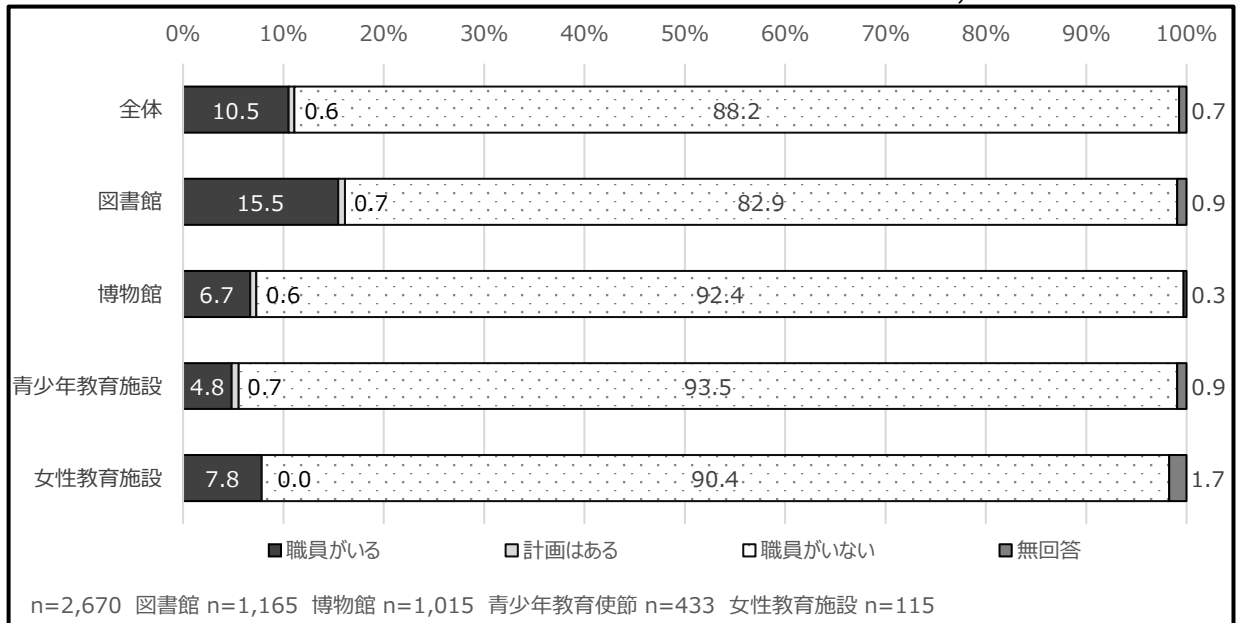
図 33 点字のできる職員がいる(簡単な読み書きができる程度でも可)



G) 手話のできる職員がいる（簡単な対応ができる程度でも可）

「手話のできる職員がいる」と回答した施設は 10.5%となっている。

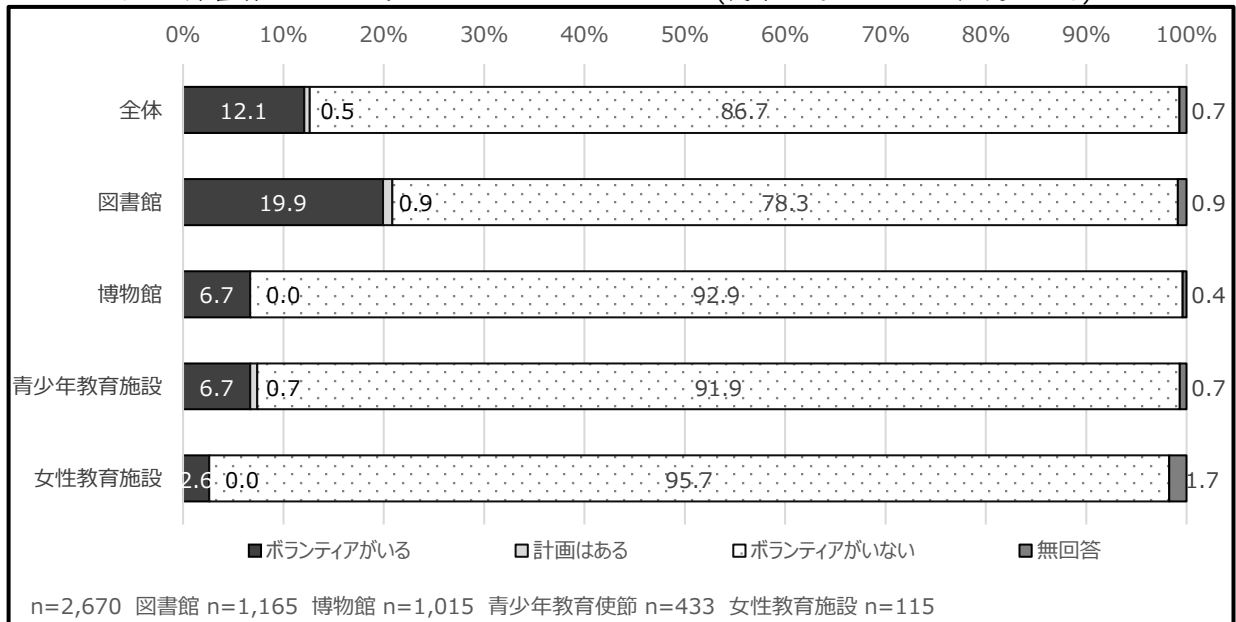
図 34 手話のできる職員がいる（簡単な対応ができる程度でも可）



H) 障害者サービスを担当できるボランティアがいる（簡単な対応ができる程度でも可）

「障害者サービスを担当できるボランティアがいる」と回答した施設は 12.1%となっている。

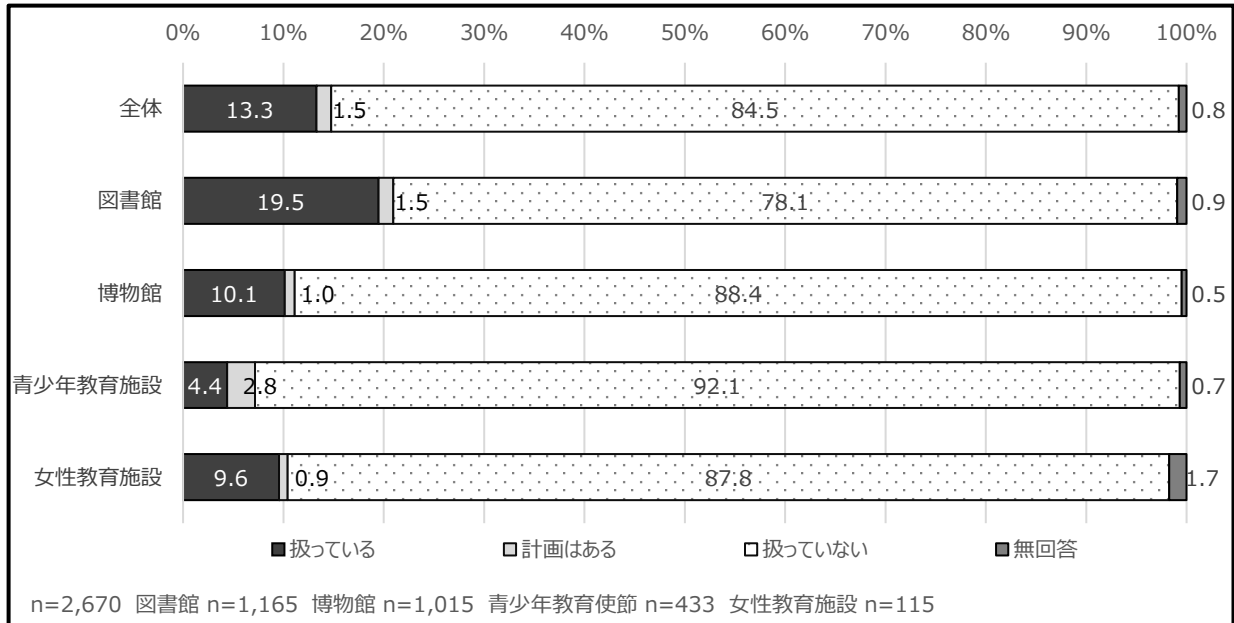
図 35 障害者サービスを担当できるボランティアがいる（簡単な対応ができる程度でも可）



I) 施設新任職員のための研修会で障害者サービスを扱っている(単独でなく国単位, 地方公共団体単位でも可)

「施設新任職員のための研修会で障害者サービスを扱っている」と回答した施設は 13.3%となっている。

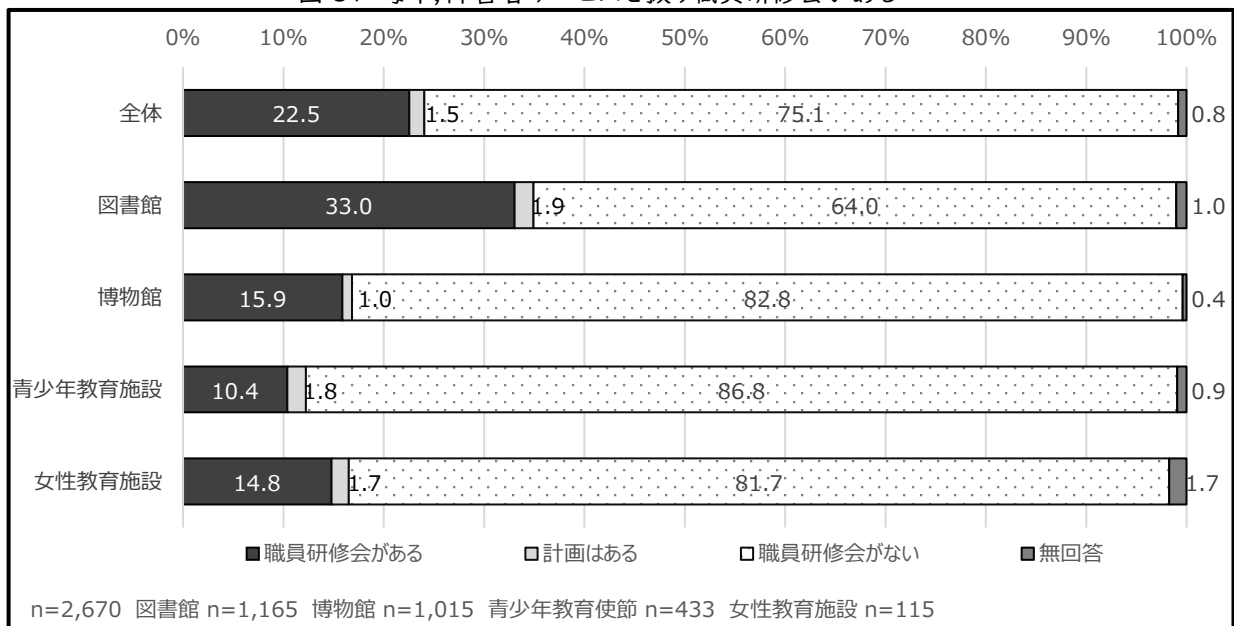
図 36 施設新任職員のための研修会で障害者サービスを扱っている



J) 毎年, 障害者サービスを扱う職員研修会がある(単独でなく国単位, 地方公共団体単位でも可)

「毎年, 障害者サービスを扱う職員研修会がある」と回答した施設は 22.5%となっている。  
 図書館については「毎年, 障害者サービスを扱う職員研修会がある」とする比率が 33.0%と、  
 全体平均より 10 ポイント以上高い。

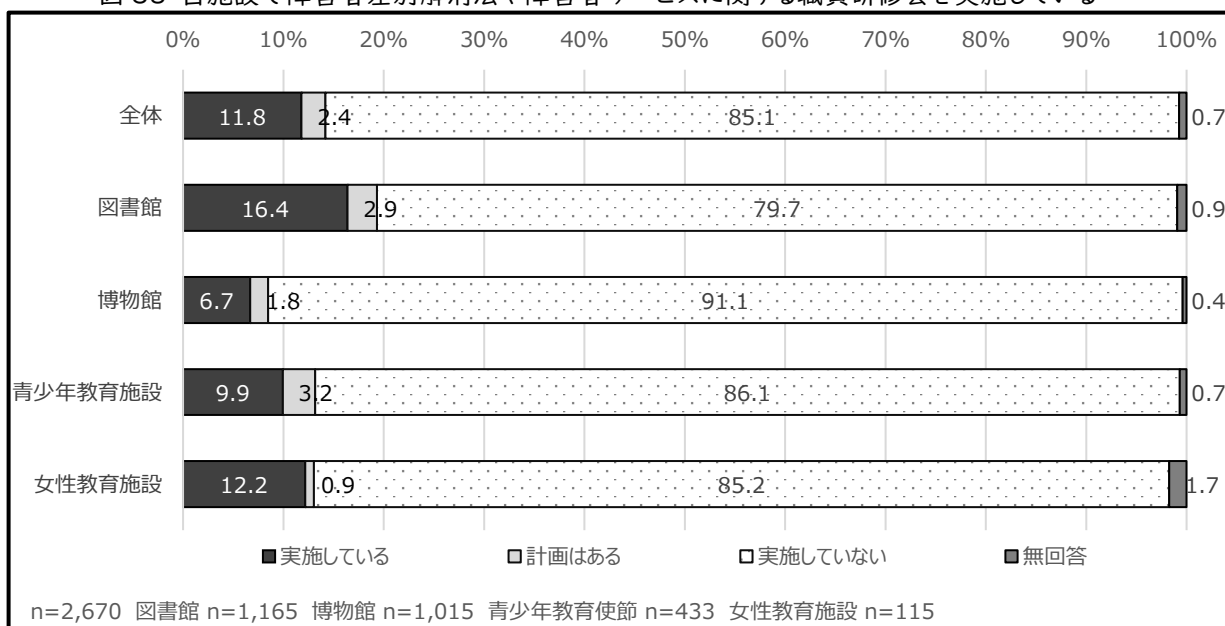
図 37 毎年, 障害者サービスを扱う職員研修会がある



K) 自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修会を実施している

「自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修会を実施している」と回答した施設は11.8%となっている。

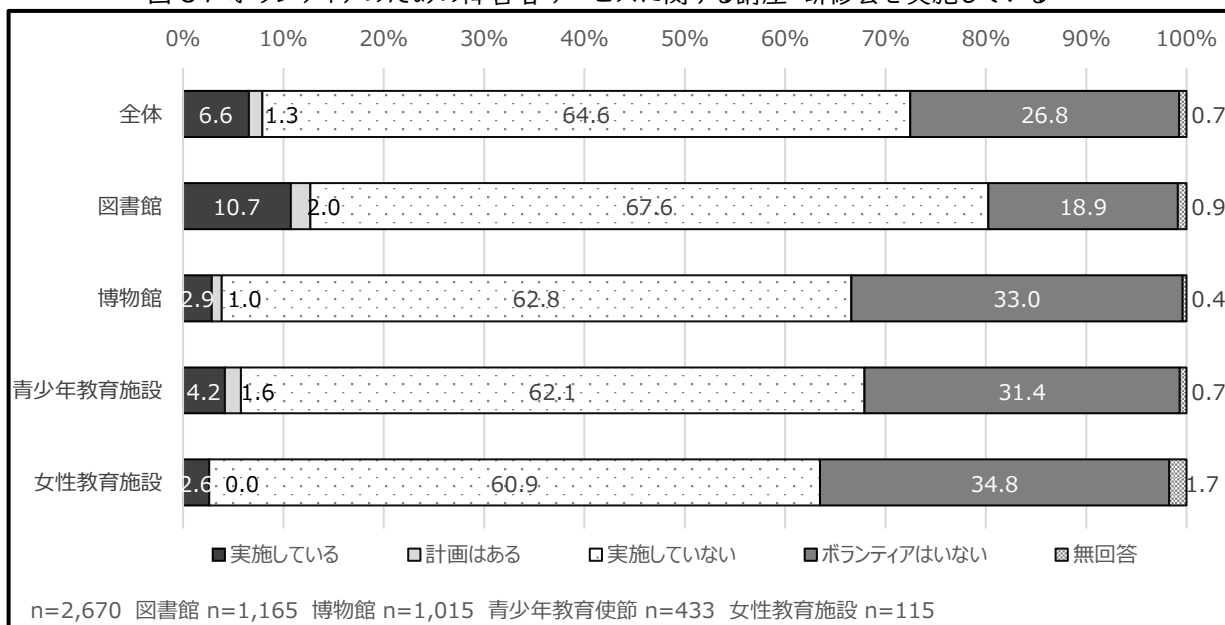
図 38 自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修会を実施している



L) ボランティアのための障害者サービスに関する講座・研修会を実施している

「ボランティアのための障害者サービスに関する講座・研修会を実施している」と回答した施設は6.6%となっている。

図 39 ボランティアのための障害者サービスに関する講座・研修会を実施している



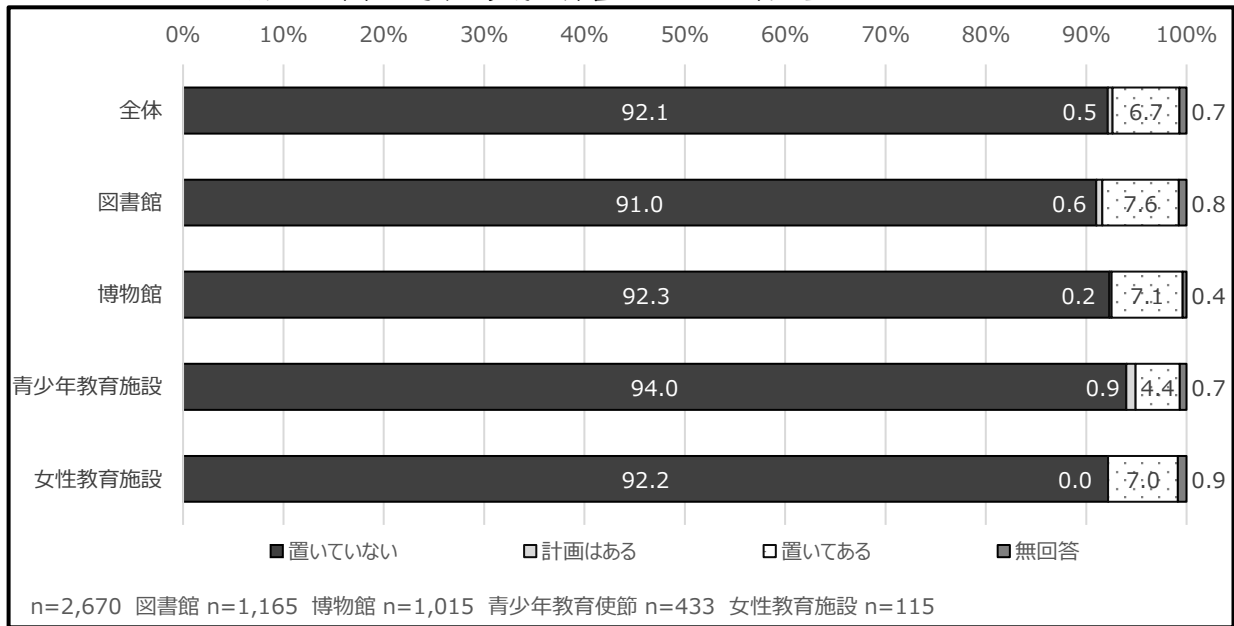
### 3-5. 障害者に対応した施設、設備、支援機器等の有無

#### A) 障害者等への配慮

##### ① 廊下や通路に歩行の障害になるような物を置いていない

「廊下や通路に歩行の障害になるような物を置いていない」と回答した施設は 92.1%となっている。

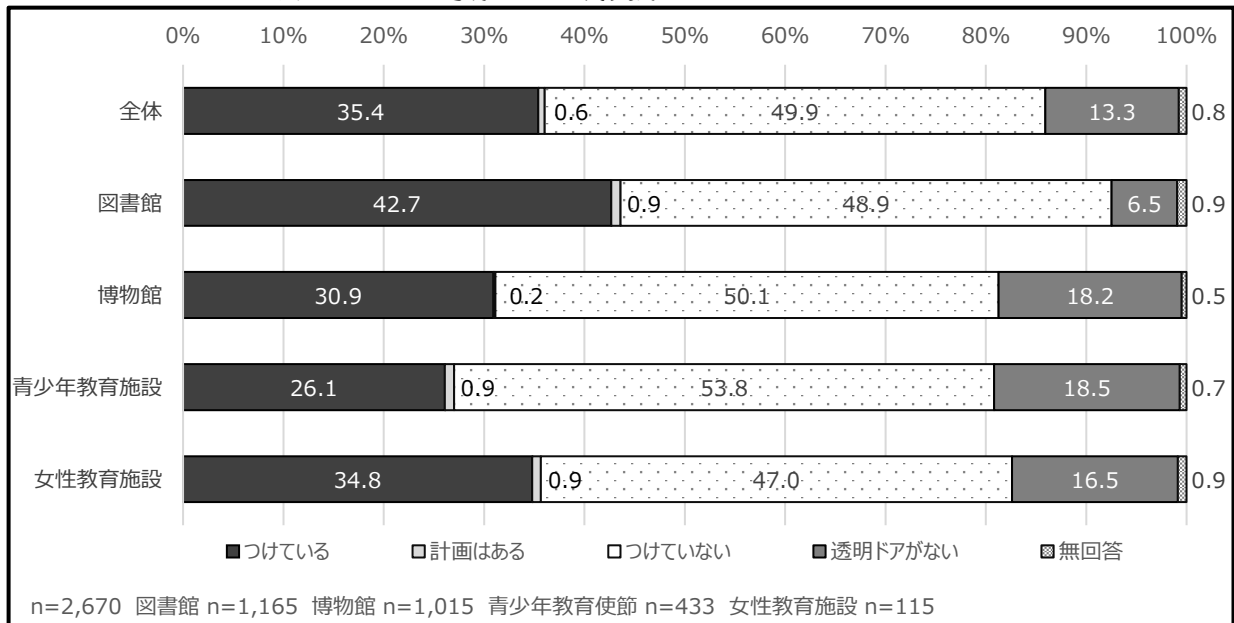
図 40 廊下や通路に歩行の障害になるような物を置いていない



##### ② 入口の透明ドアには衝突防止のラインをつけている

「入口の透明ドアには衝突防止のラインをつけている」と回答した施設は 35.4%となっている。

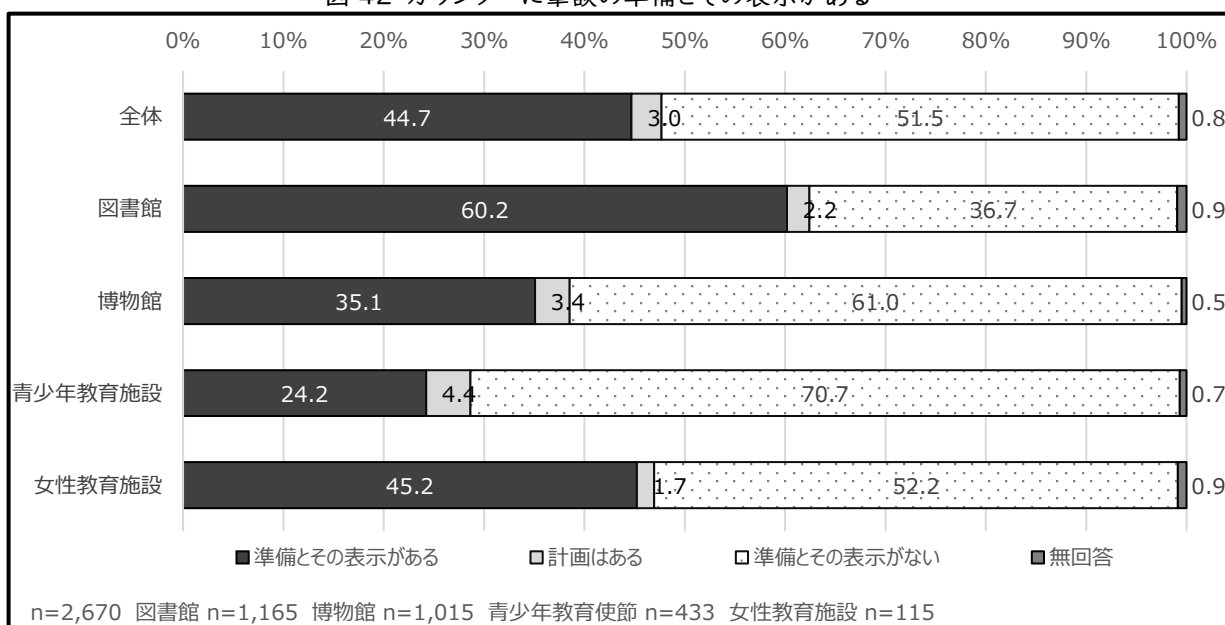
図 41 入口の透明ドアには衝突防止のラインをつけている



③ カウンターに筆談の準備とその表示がある

「カウンターに筆談の準備とその表示がある」と回答した施設は 44.7%となっている。  
 図書館については「カウンターに筆談の準備とその表示がある」とする比率が 60.2%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

図 42 カウンターに筆談の準備とその表示がある

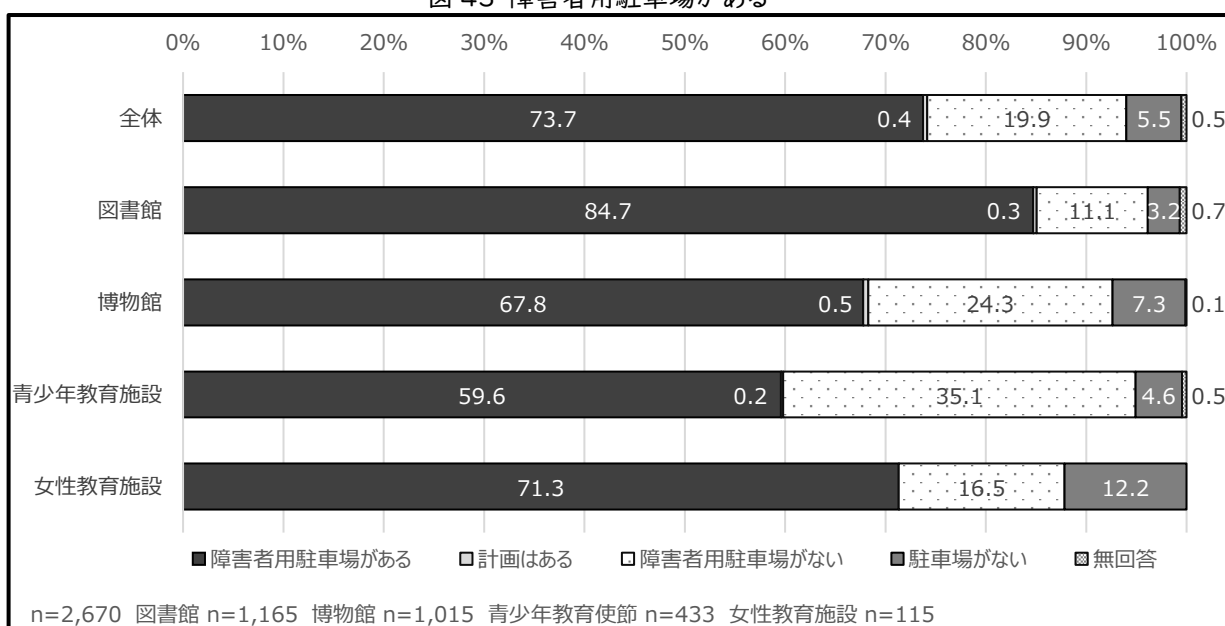


B) 施設設備

① 障害者用駐車場がある

「障害者用駐車場がある」と回答した施設は 73.7%となっている。  
 図書館については「障害者用駐車場がある」とする比率が 84.7%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

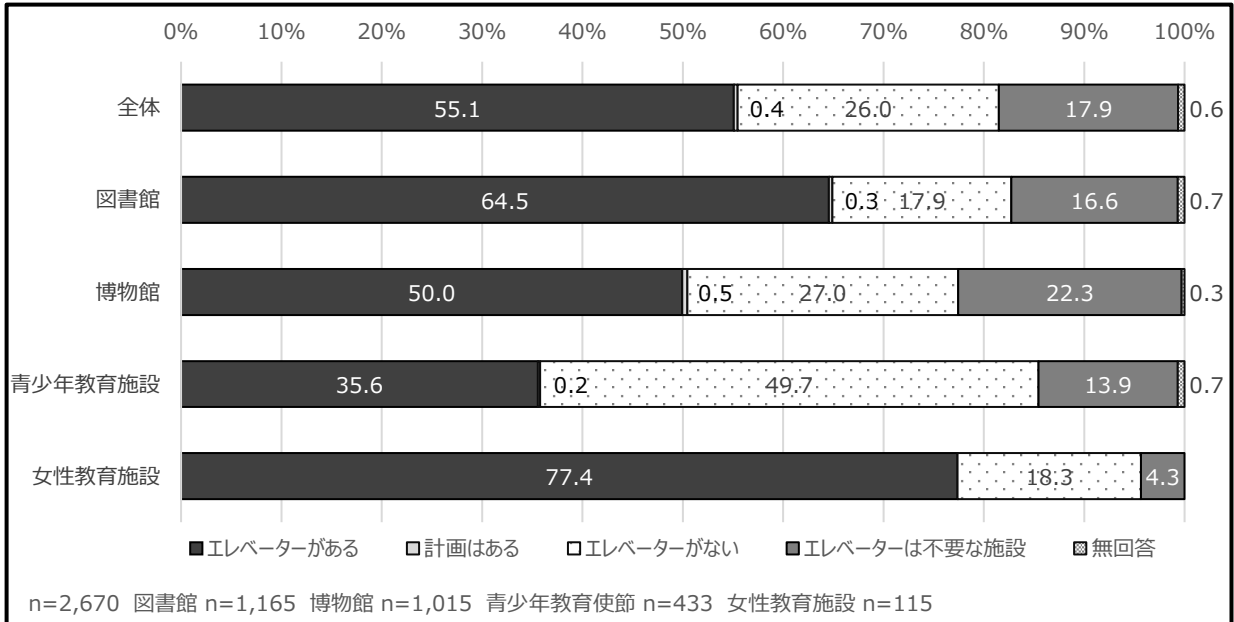
図 43 障害者用駐車場がある



② エレベーターがある

「エレベーターがある」と回答した施設は 55.1%となっている。  
 青少年教育施設は 19.5 ポイント低い 35.6%となっている。

図 44 エレベーターがある

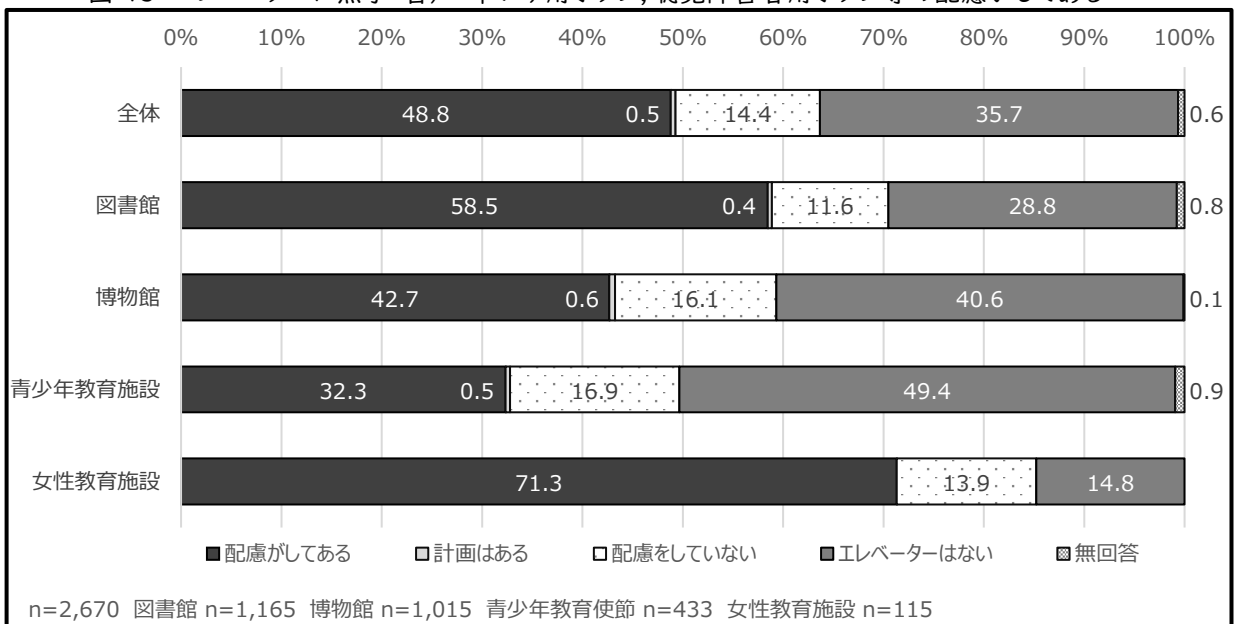


③ エレベーターに点字・音声・車いす用ボタン, 聴覚障害者用ボタン等の配慮がしてある

「エレベーターに点字・音声・車いす用ボタン, 聴覚障害者用ボタン等の配慮がしてある」と回答した施設は 48.8%となっている。

青少年教育施設については「エレベーターはない」とする比率が 49.4%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

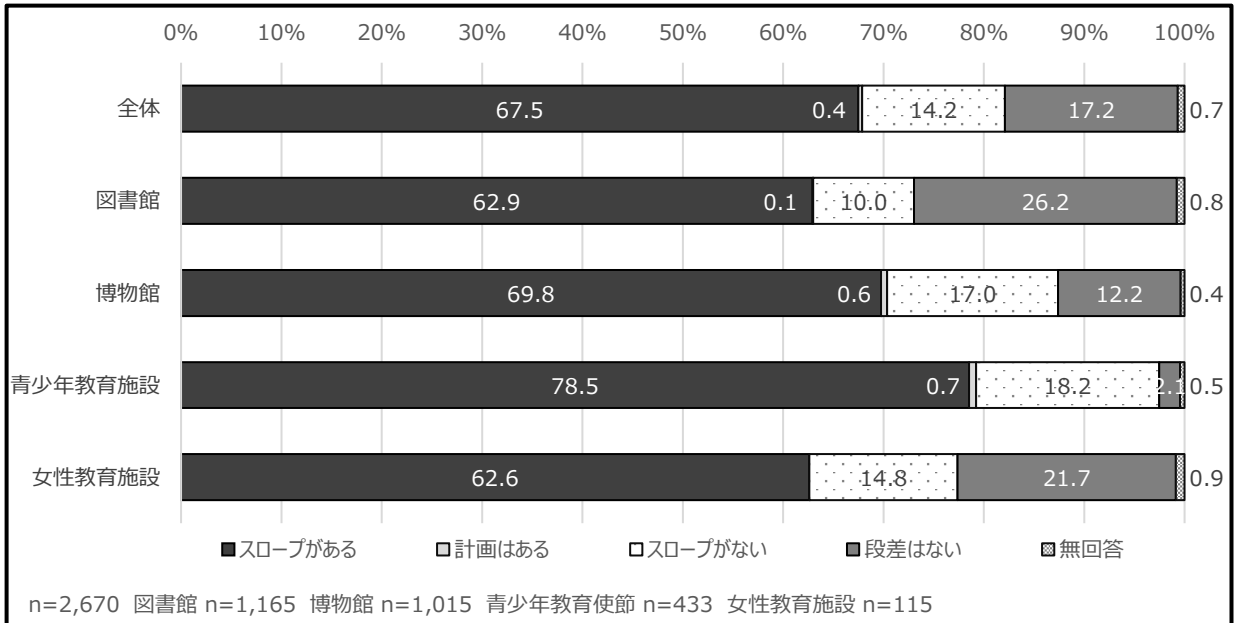
図 45 エレベーターに点字・音声・車いす用ボタン, 聴覚障害者用ボタン等の配慮がしてある



④ 入口や施設内の段差にスロープがある

「入口や施設内の段差にスロープがある」と回答した施設は、67.5%となっている。  
 青少年教育施設については「入口や施設内の段差にスロープがある」とする比率が 78.5%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

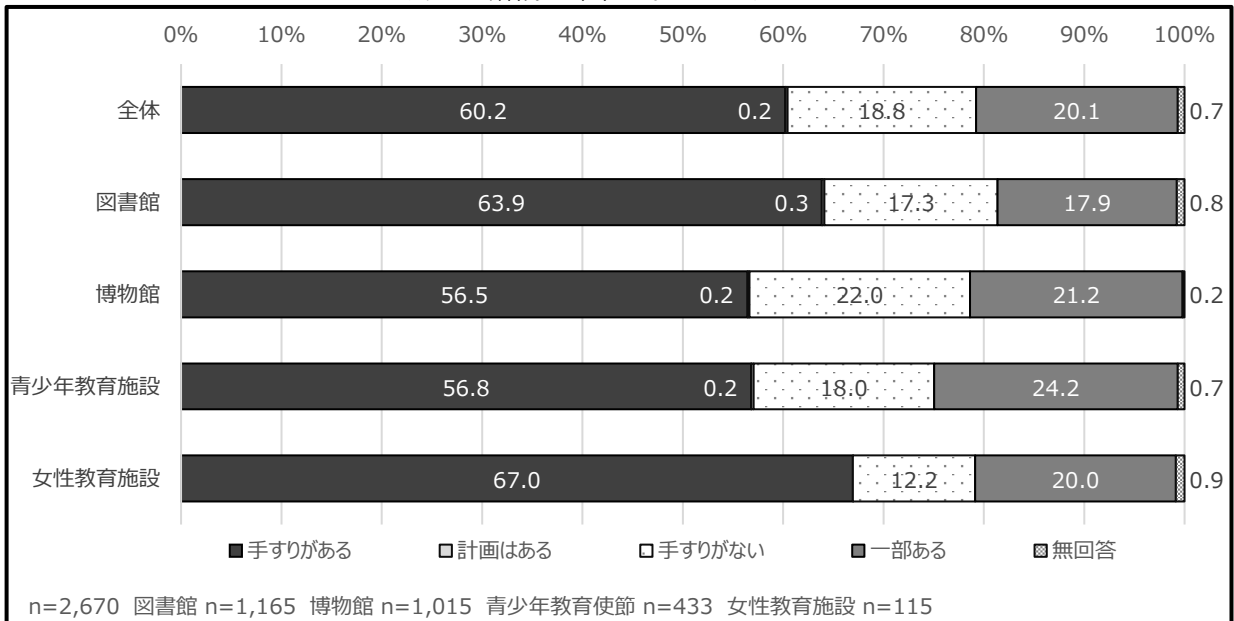
図 46 入口や施設内の段差にスロープがある



⑤ 階段や廊下に手すりがある

「階段や廊下に手すりがある」と回答した施設は 60.2%となっている。

図 47 階段や廊下に手すりがある

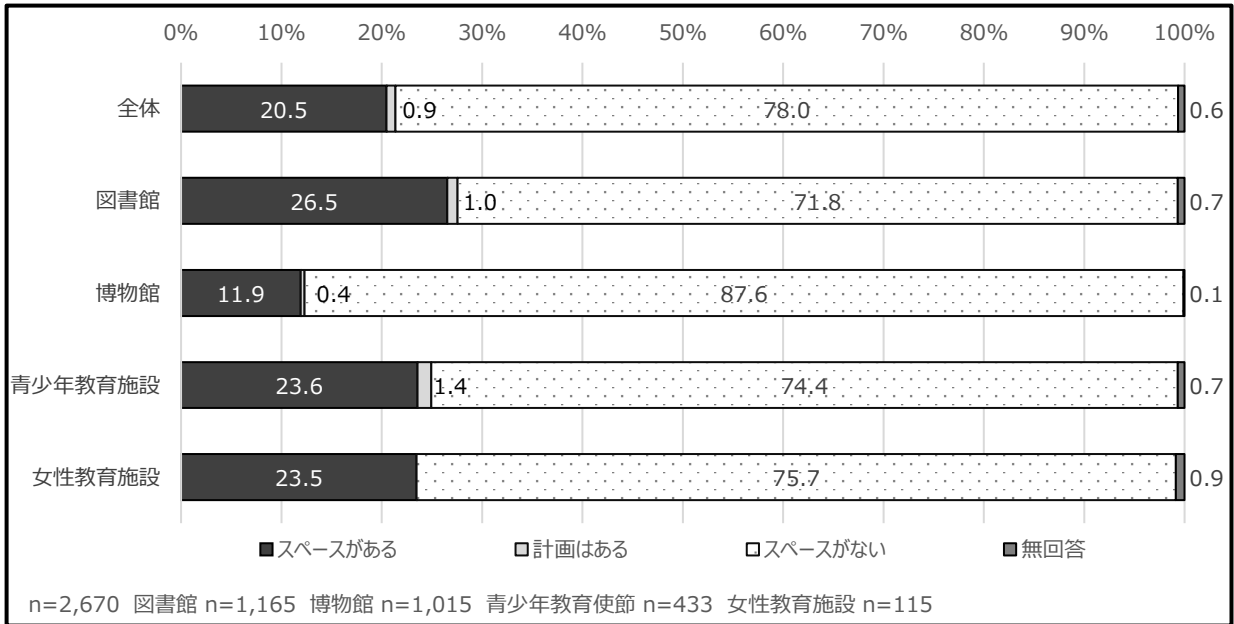




⑥ 障害者のためのスペースがある

「障害者のためのスペースがある」と回答した施設は 20.5%となっている。

図 48 障害者のためのスペースがある

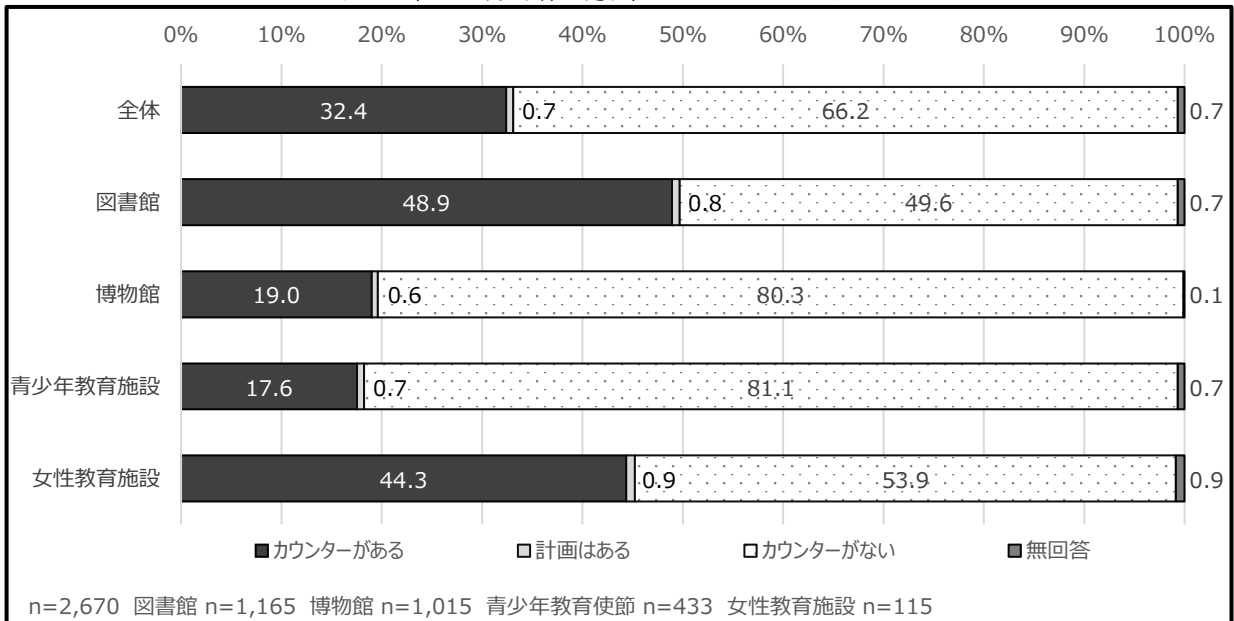


⑦ 車いす利用者を意識したカウンターがある

「車いす利用者を意識したカウンターがある」と回答した施設は 32.4%となっている。

図書館については「車いす利用者を意識したカウンターがある」とする比率が 48.9%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

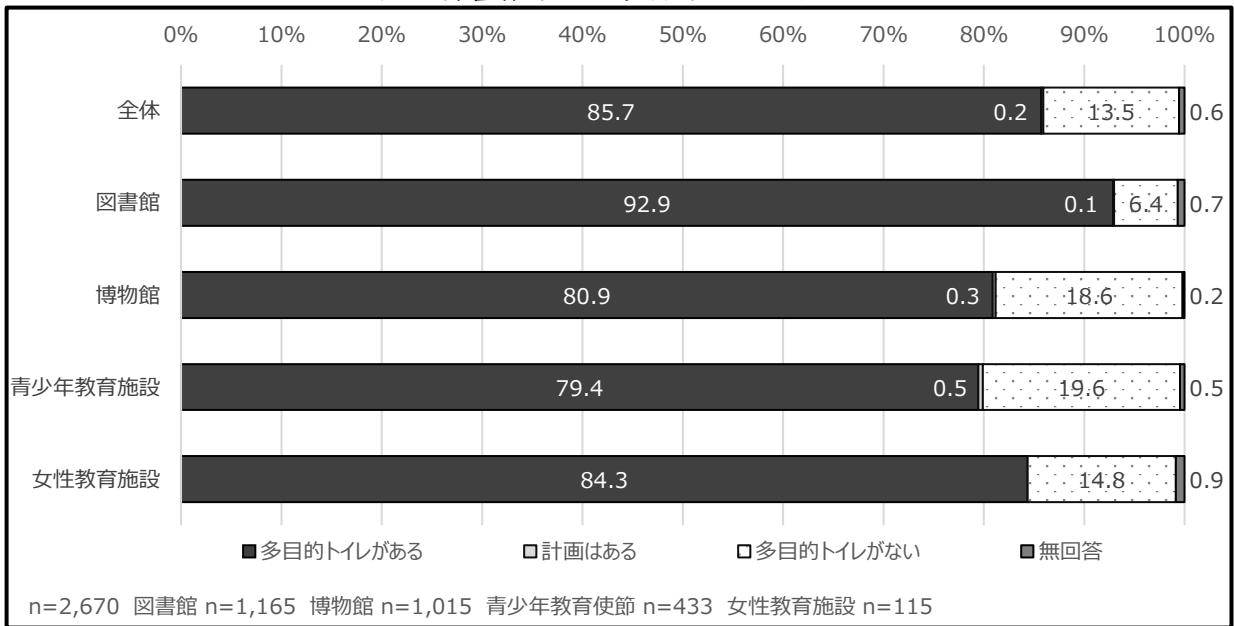
図 49 車いす利用者を意識したカウンターがある



⑧ 障害者用または多目的トイレがある

「障害者用または多目的トイレがある」と回答した施設は 85.7%となっている。

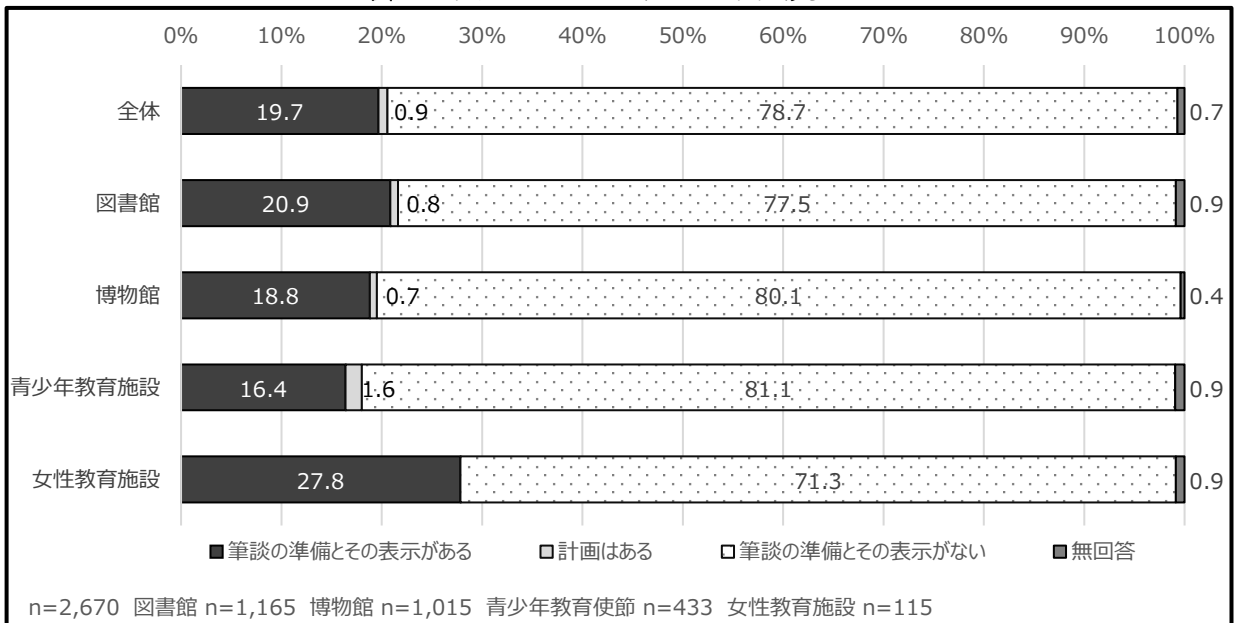
図 50 障害者用または多目的トイレがある



⑨ トイレにユニバーサルシートがある

「トイレにユニバーサルシートがある」と回答した施設は 19.7%となっている。

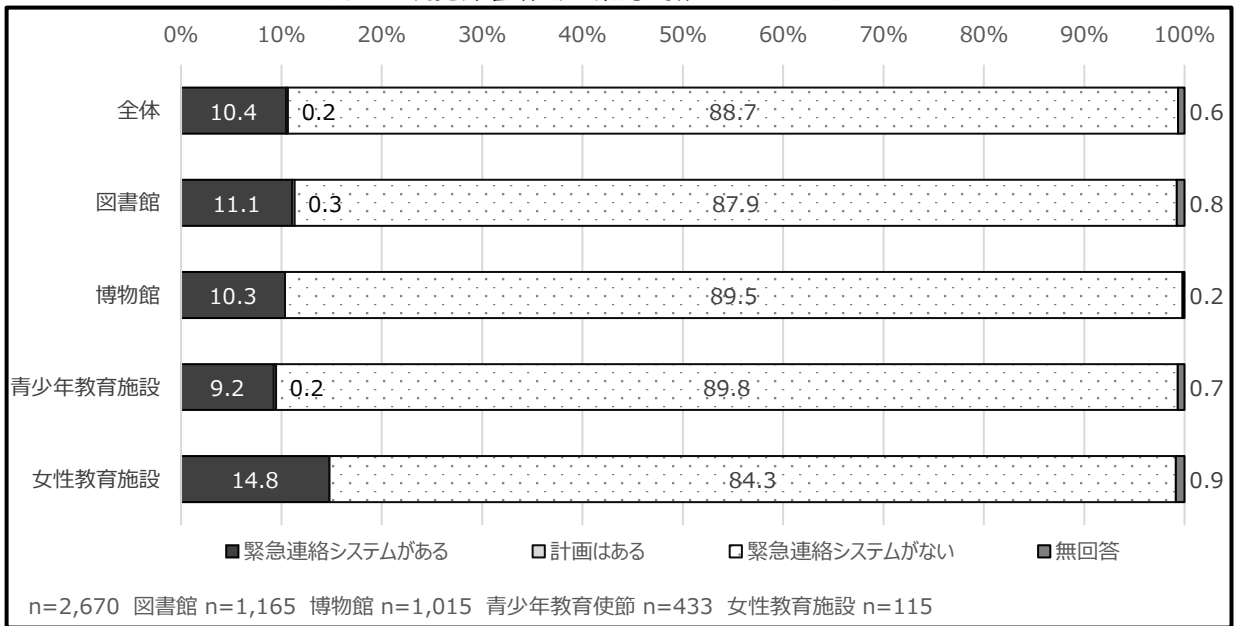
図 51 トイレにユニバーサルシートがある



⑩ 聴覚障害者用の緊急連絡システムがある

「聴覚障害者用の緊急連絡システムがある」と回答した施設は 10.4%となっている。

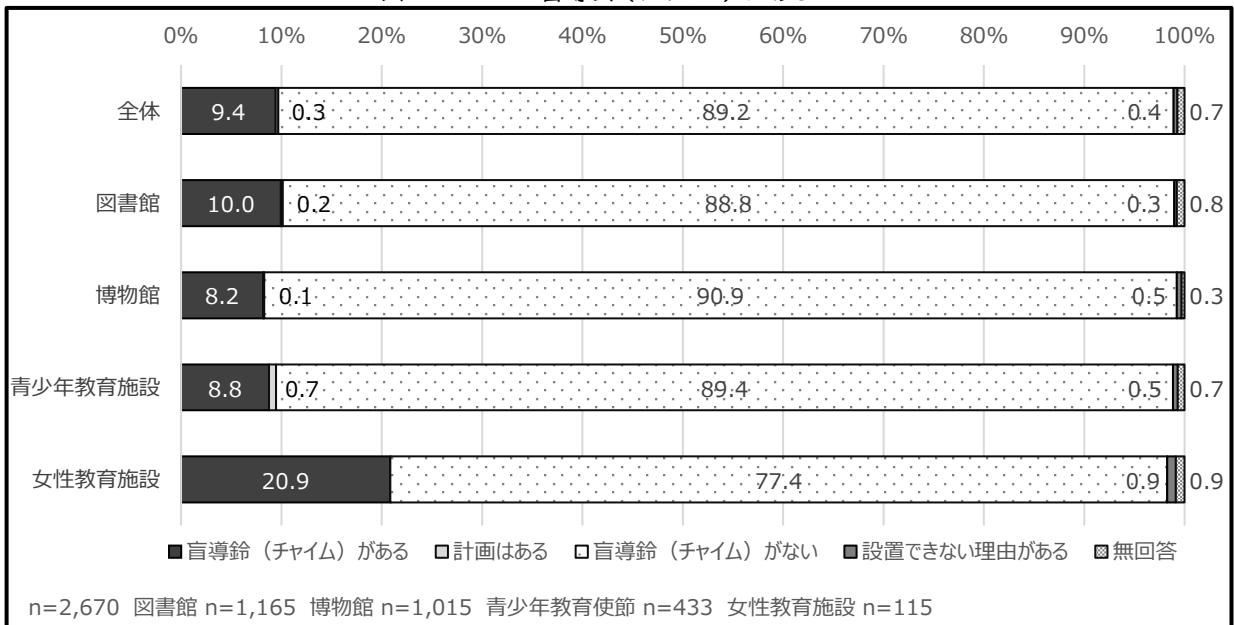
図 52 聴覚障害者用の緊急連絡システムがある



⑪ 入口に盲導鈴(チャイム)がある

「入口に盲導鈴(チャイム)がある」と回答した施設は 9.4%となっている。

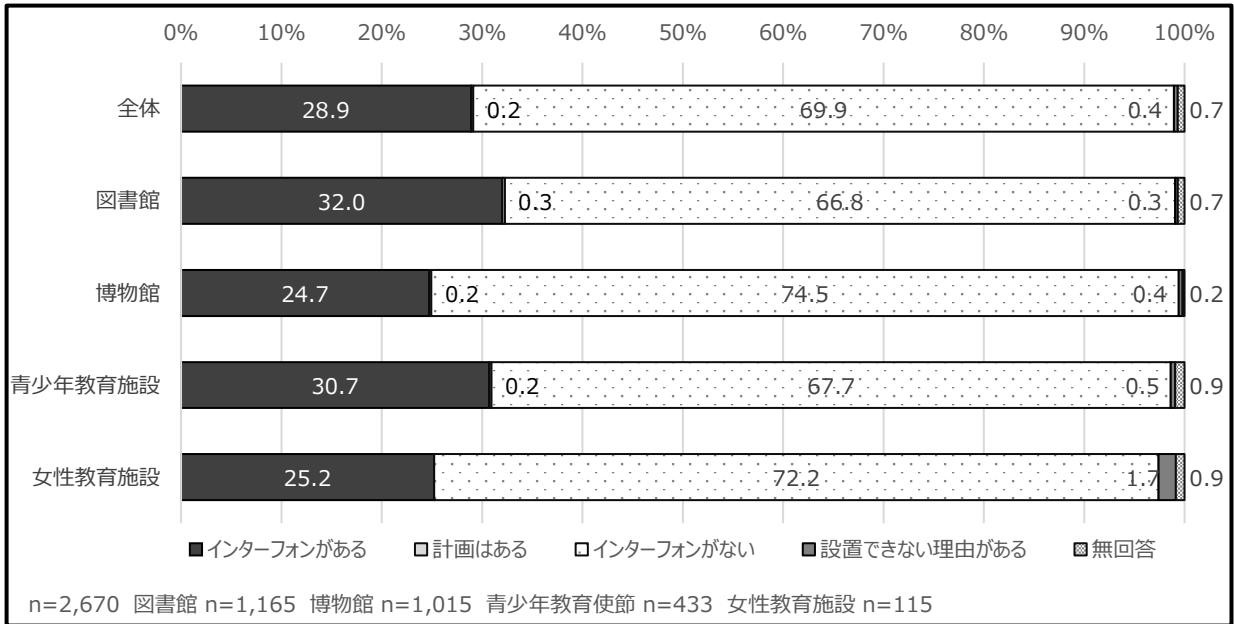
図 53 入口に盲導鈴(チャイム)がある



⑫ 入口にインターフォンがある

「入口にインターフォンがある」と回答した施設は 28.9%となっている。

図 54 入口にインターフォンがある

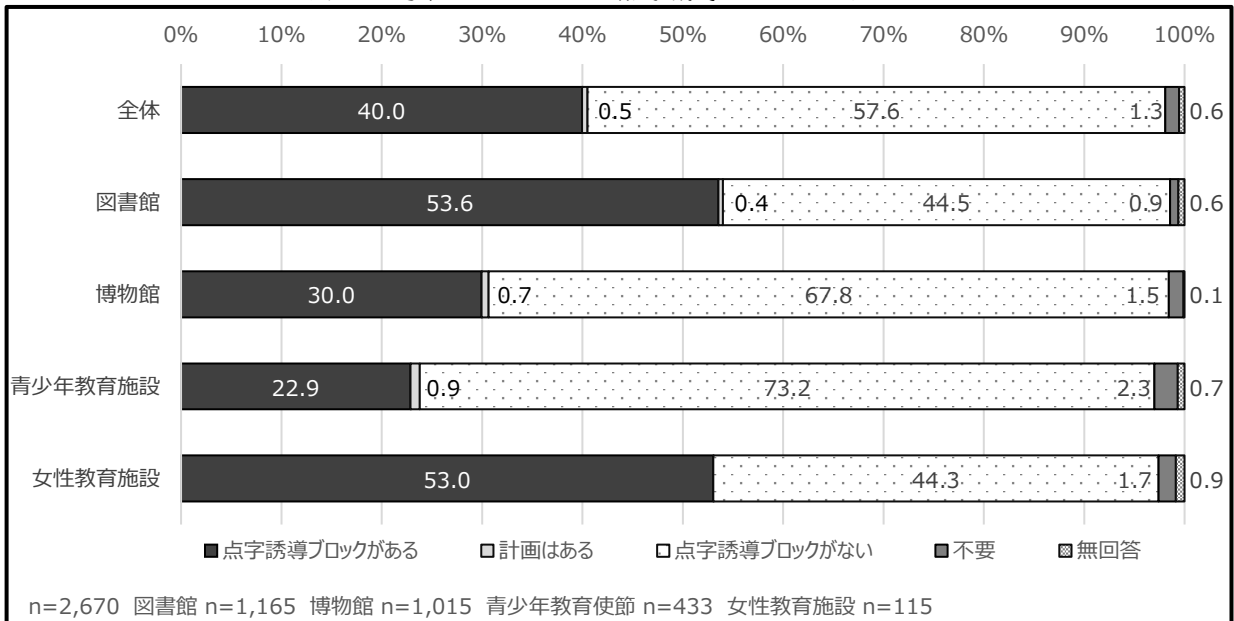


⑬ 道路から入口までの点字誘導ブロックがある

「道路から入口までの点字誘導ブロックがある」と回答した施設は 40.0%となっている。

図書館については「道路から入口までの点字誘導ブロックがある」とする比率が 53.6%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

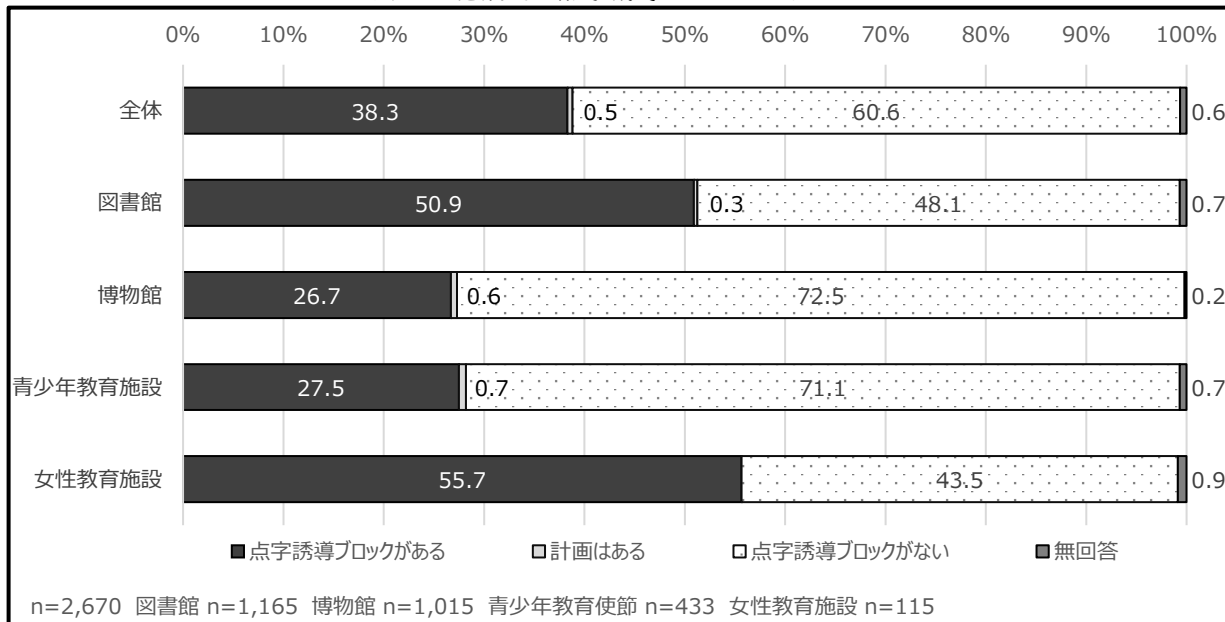
図 55 道路から入口までの点字誘導ブロックがある



⑭ 施設内に点字誘導ブロックがある

「施設内に点字誘導ブロックがある」と回答した施設は 38.3%となっている。  
 図書館については「施設内に点字誘導ブロックがある」とする比率が 50.9%と、全体平均より 10ポイント以上高い。

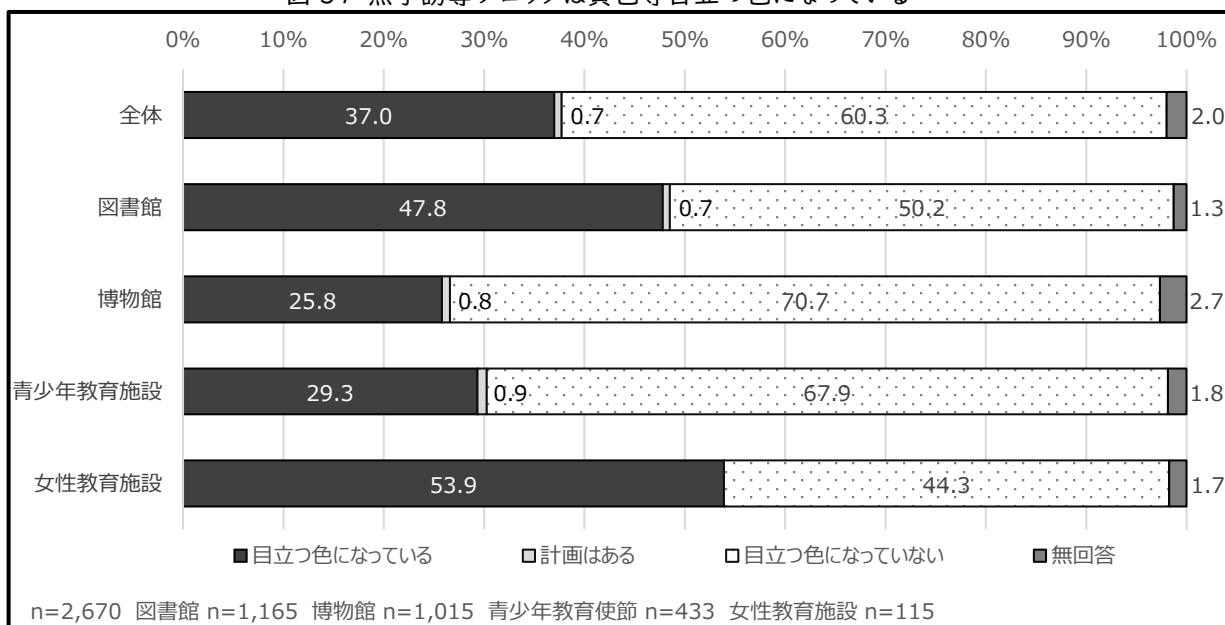
図 56 施設内に点字誘導ブロックがある



⑮ 点字誘導ブロックは黄色等目立つ色になっている

「点字誘導ブロックは黄色等目立つ色になっている」と回答した施設は 37.0%となっている。  
 図書館については「点字誘導ブロックは黄色等目立つ色になっている」とする比率が 47.8%と、全体平均より 10ポイント以上高い。

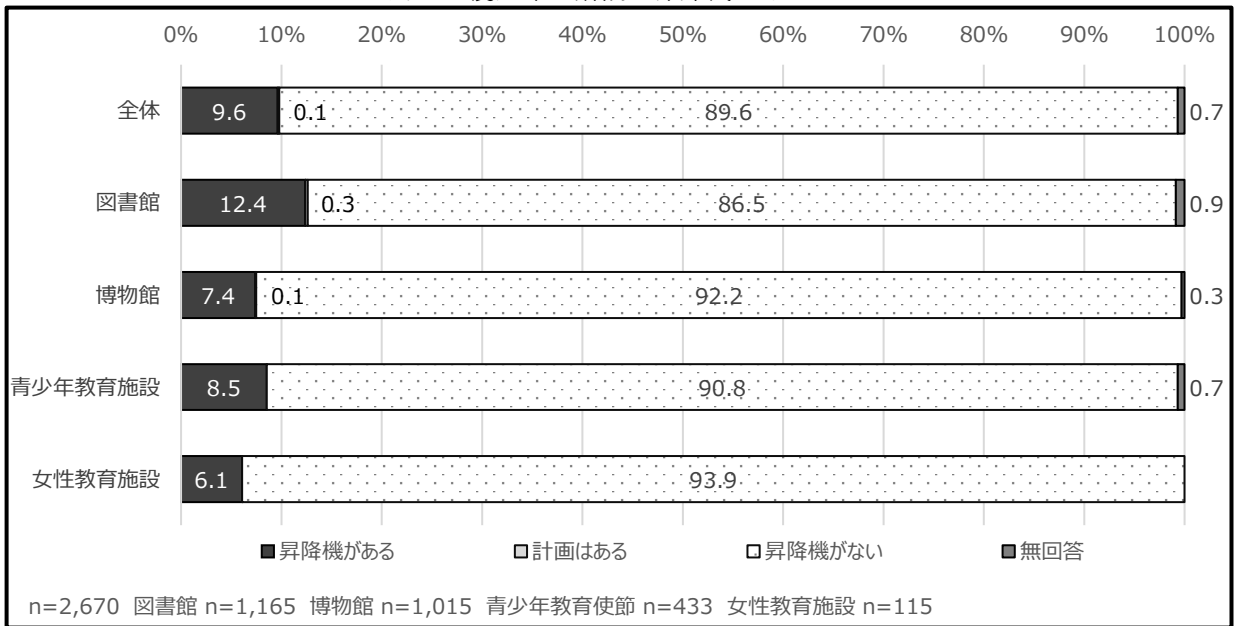
図 57 点字誘導ブロックは黄色等目立つ色になっている



⑯ 優先席や階段の昇降機がある

「優先席や階段の昇降機がある」と回答した施設は 9.6%となっている。

図 58 優先席や階段の昇降機がある

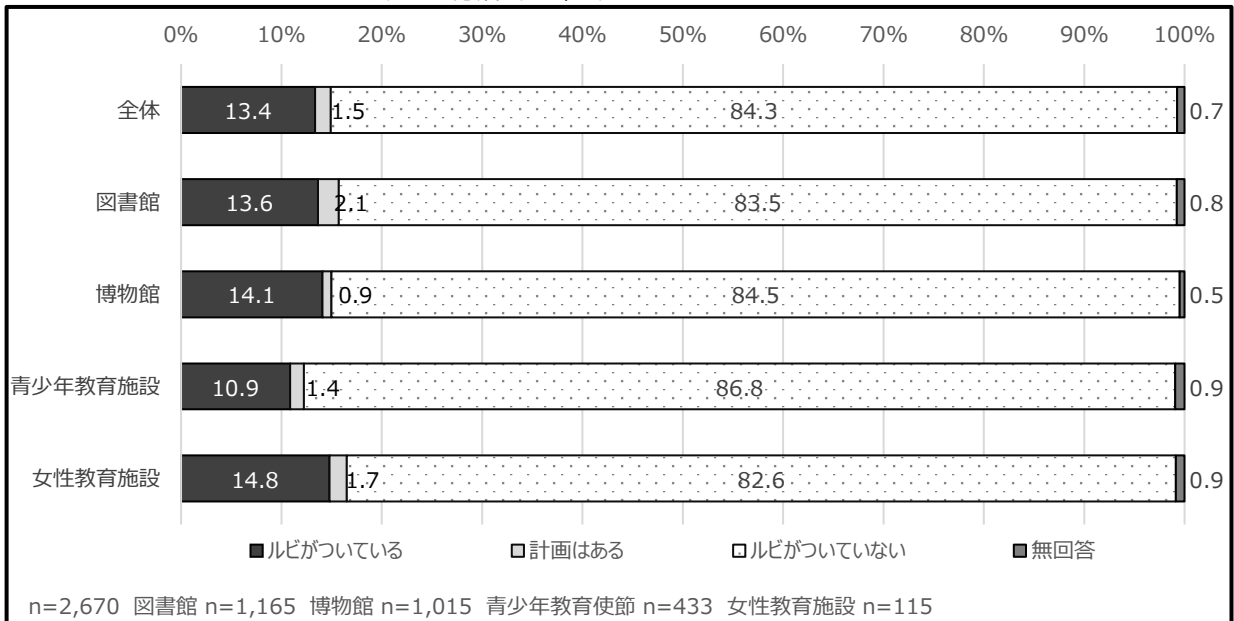


C) 案内表示等

① 施設内の案内にルビがついている

「施設内の案内にルビがついている」と回答した施設は 13.4%となっている。

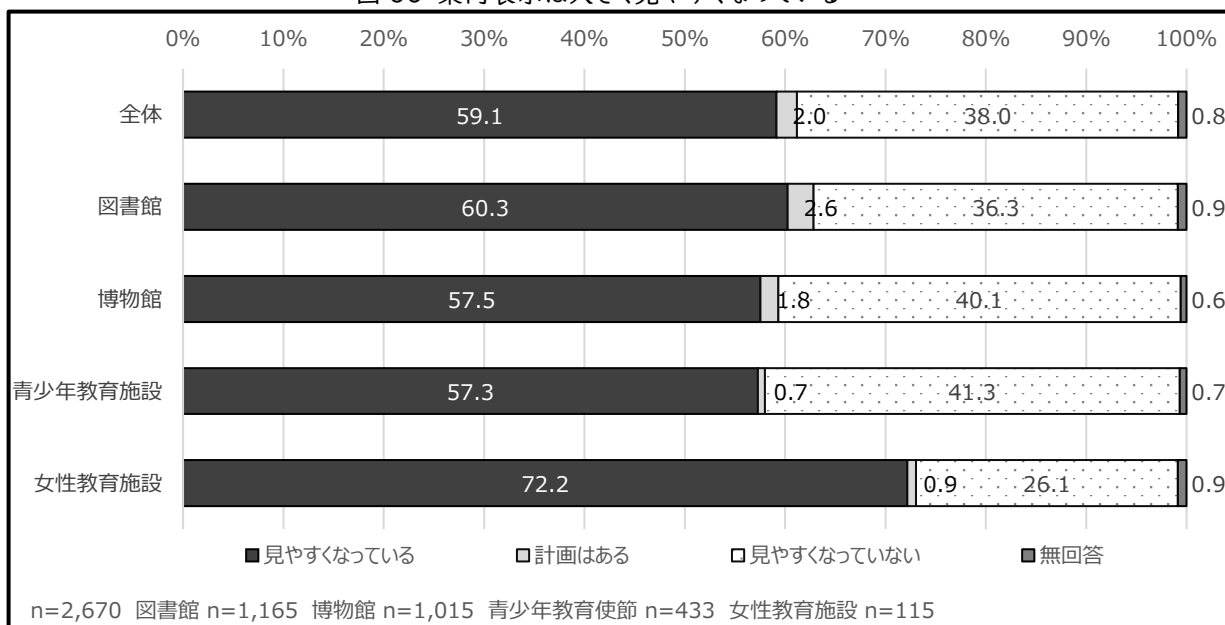
図 59 施設内の案内にルビがついている



② 案内表示は大きく見やすくなっている

「案内表示は大きく見やすくなっている」と回答した施設は 59.1%となっている。

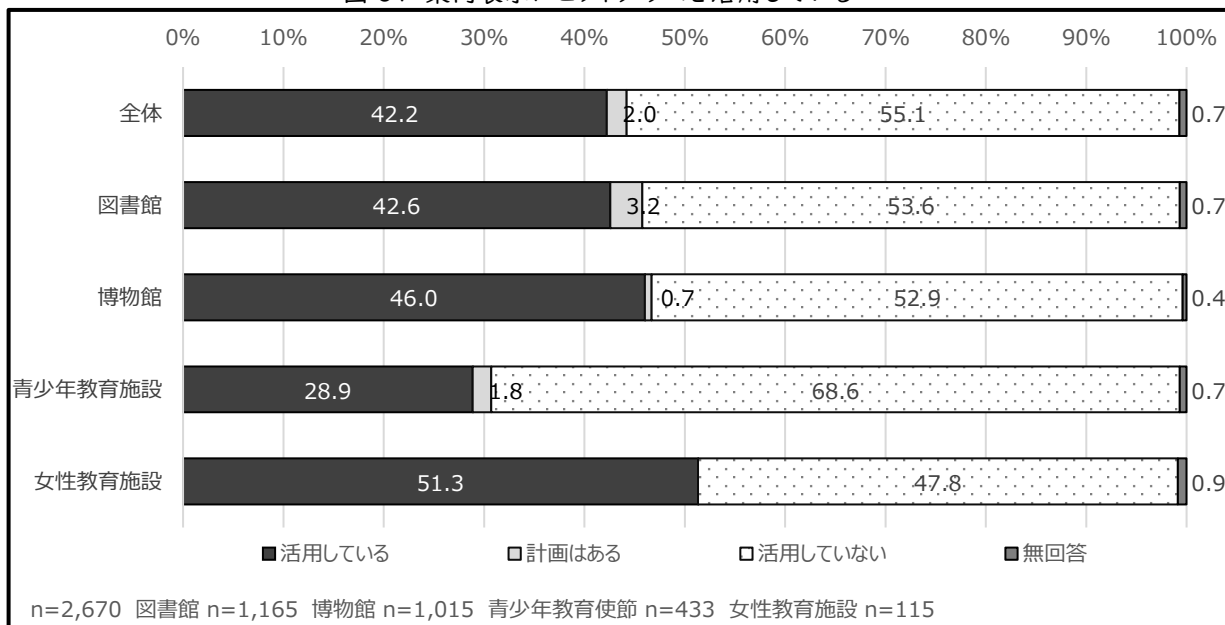
図 60 案内表示は大きく見やすくなっている



③ 案内表示にピクトグラムを活用している

「案内表示にピクトグラムを活用している」と回答した施設は 42.2%となっている。

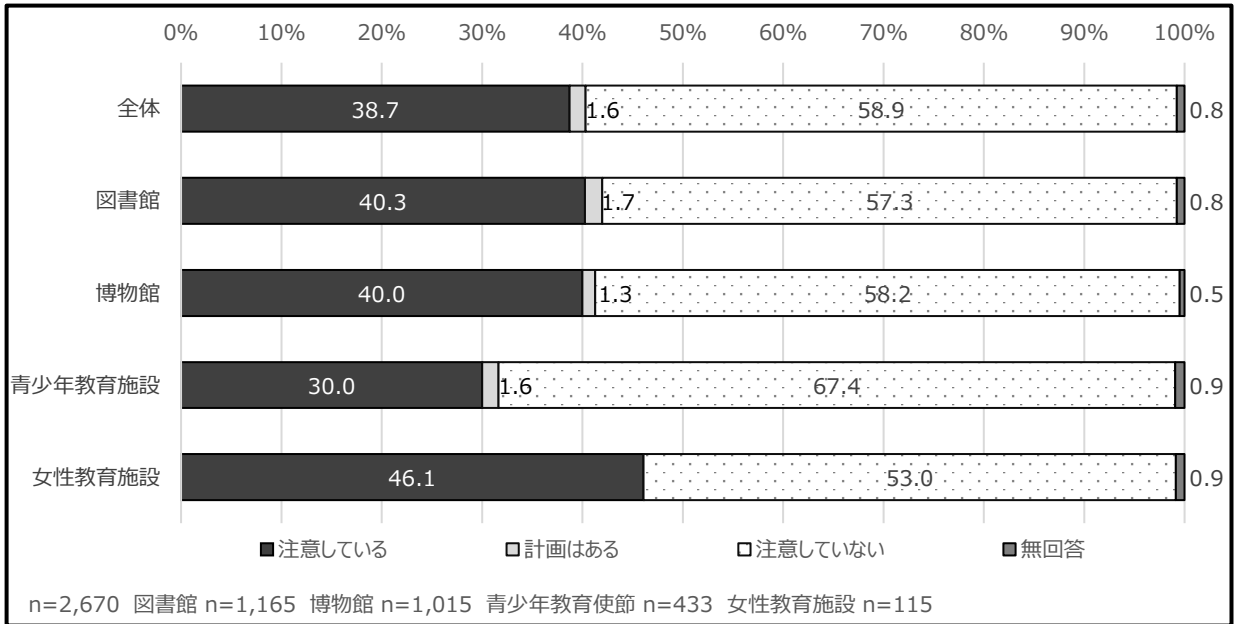
図 61 案内表示にピクトグラムを活用している



④ 案内表示の色の組み合わせに注意している

「案内表示の色の組み合わせに注意している」と回答した施設は 38.7%となっている。

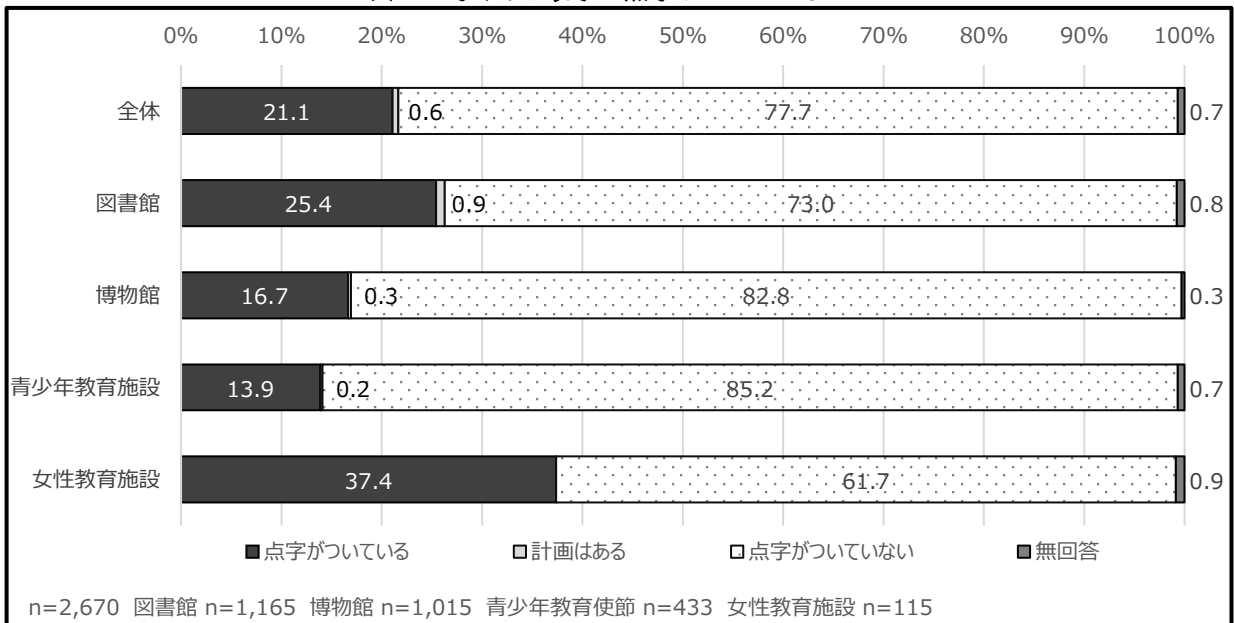
図 62 案内表示の色の組み合わせに注意している



⑤ 手すりや表示に点字がついている

「手すりや表示に点字がついている」と回答した施設は 21.1%となっている。

図 63 手すりや表示に点字がついている



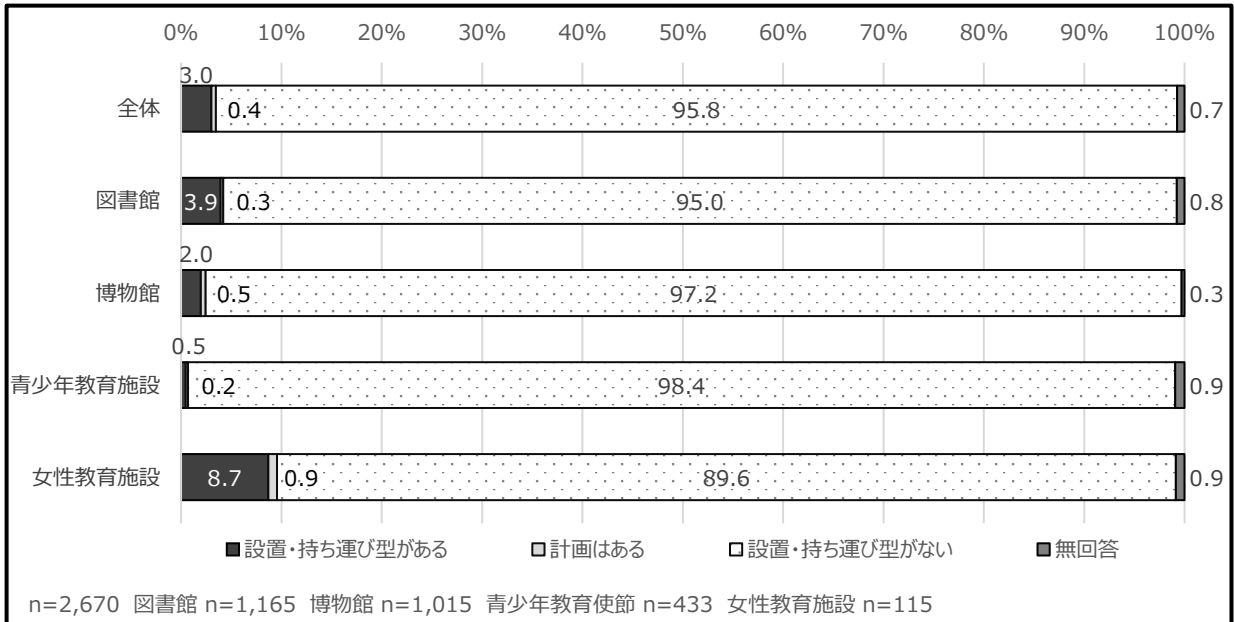


D) 機器類

① 磁気誘導ループを設置している, または持ち運び型がある

「磁気誘導ループを設置している, または持ち運び型がある」と回答した施設は 3.0%となっている。

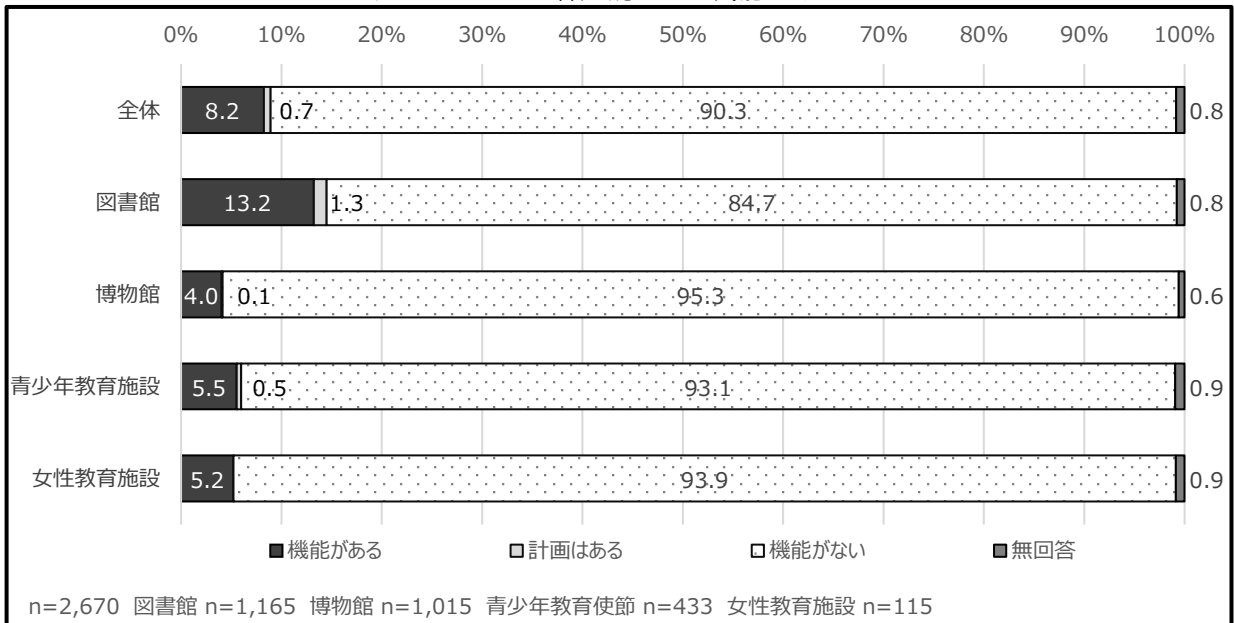
図 64 磁気誘導ループを設置している, または持ち運び型がある



② パソコンに音声読み上げ機能がある

「パソコンに音声読み上げ機能がある」と回答した施設は 8.2%となっている。

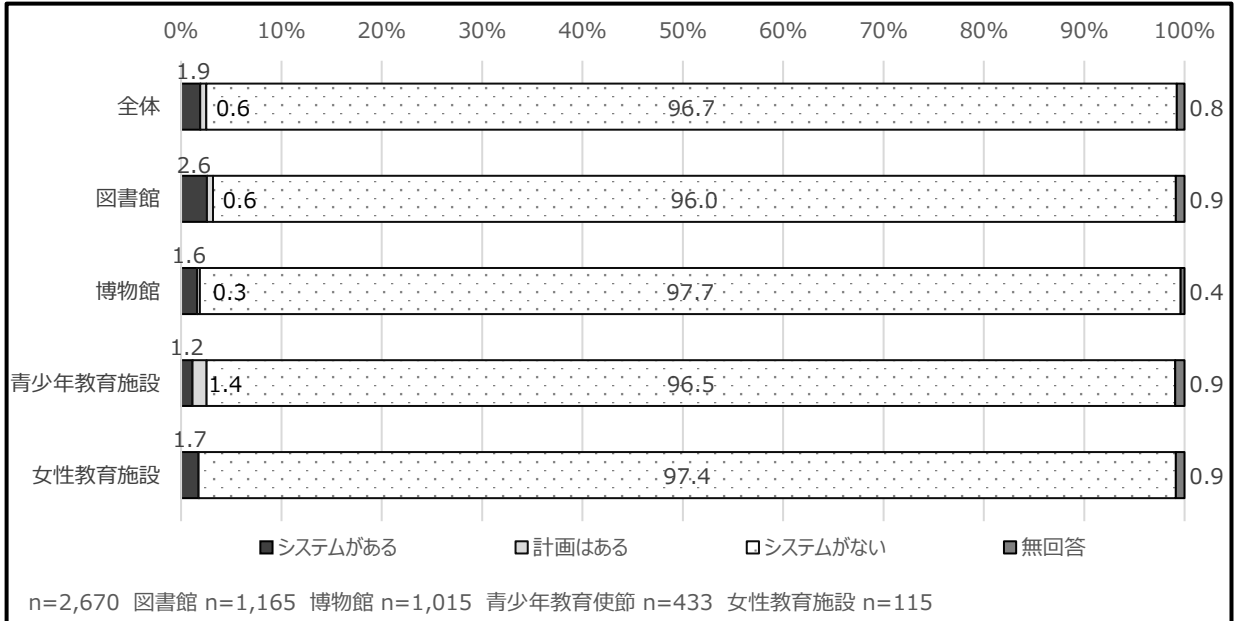
図 65 パソコンに音声読み上げ機能がある



③ 音声認識システム(主に聴覚障害者とのコミュニケーションを、パソコンやタブレット等を使って行うためのソフトウェア)がある

「音声認識システム(主に聴覚障害者とのコミュニケーションを、パソコンやタブレット等を使って行うためのソフトウェア)がある」と回答した施設は 1.9%となっている。

図 66 音声認識システムがある



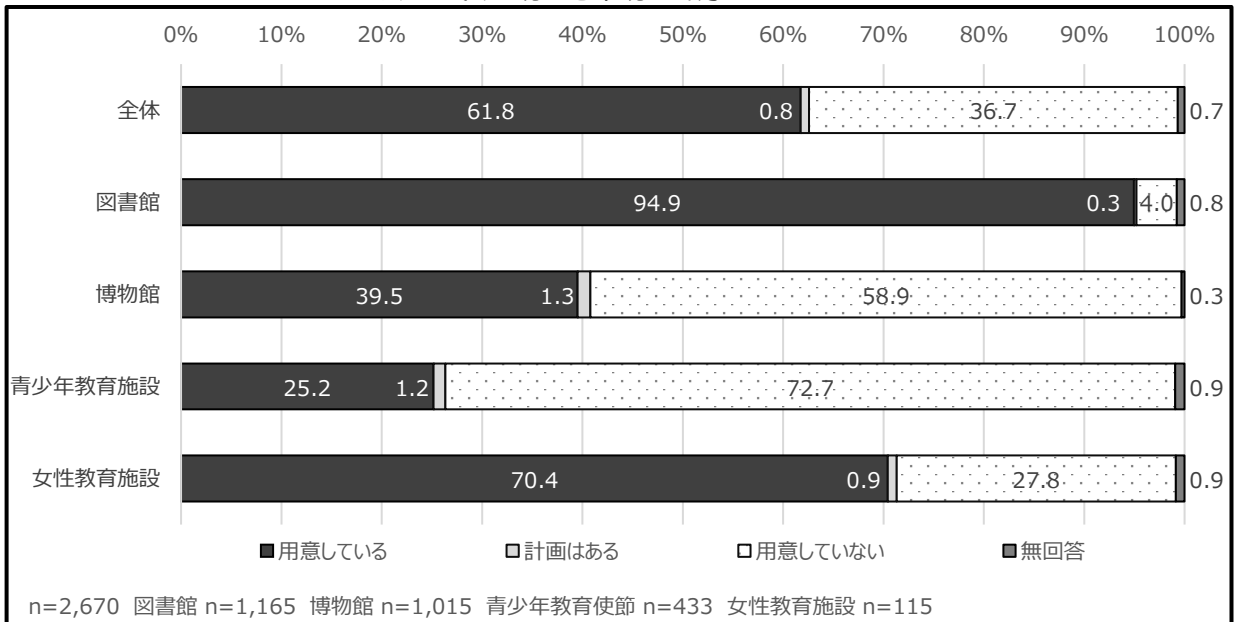
E) 支援用具

① 拡大鏡や老眼鏡を用意している

「拡大鏡や老眼鏡を用意している」と回答した施設は 61.8%となっている。

図書館については「拡大鏡や老眼鏡を用意している」とする比率が 94.9%と、全体平均より 30ポイント以上高い。

図 67 拡大鏡や老眼鏡を用意している

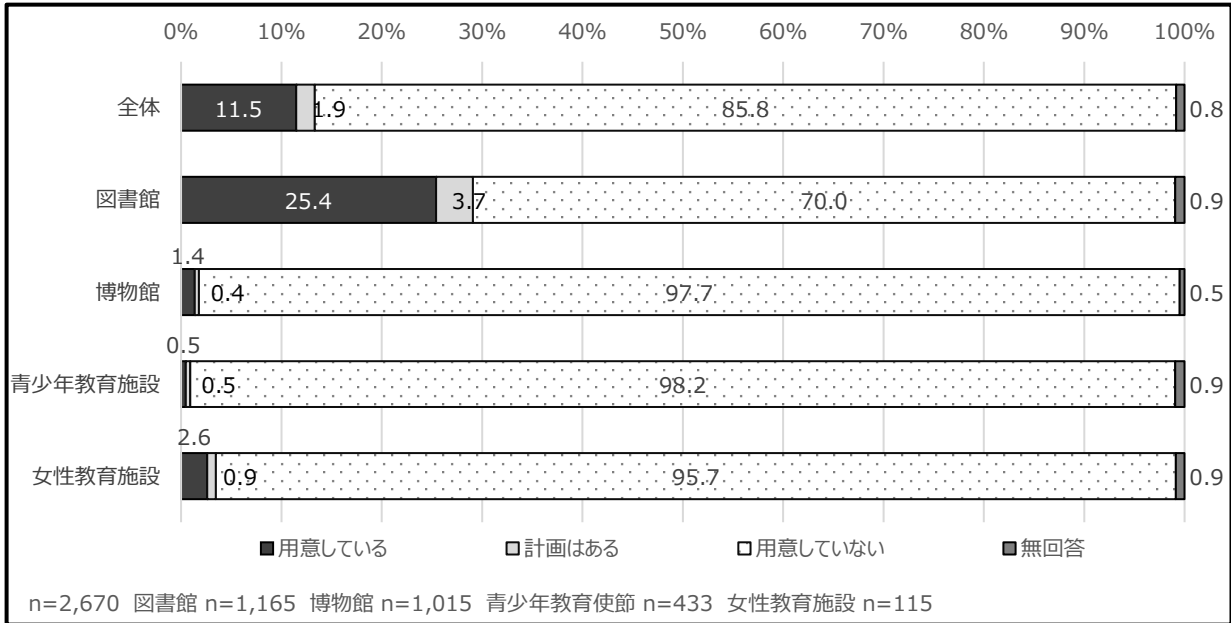


② リーディングトラッカー（読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具）を用意している

「リーディングトラッカー（読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具）を用意している」と回答した施設は11.5%となっている。

図書館については「リーディングトラッカーを用意している」とする比率が25.4%と、全体平均より10ポイント以上高い。

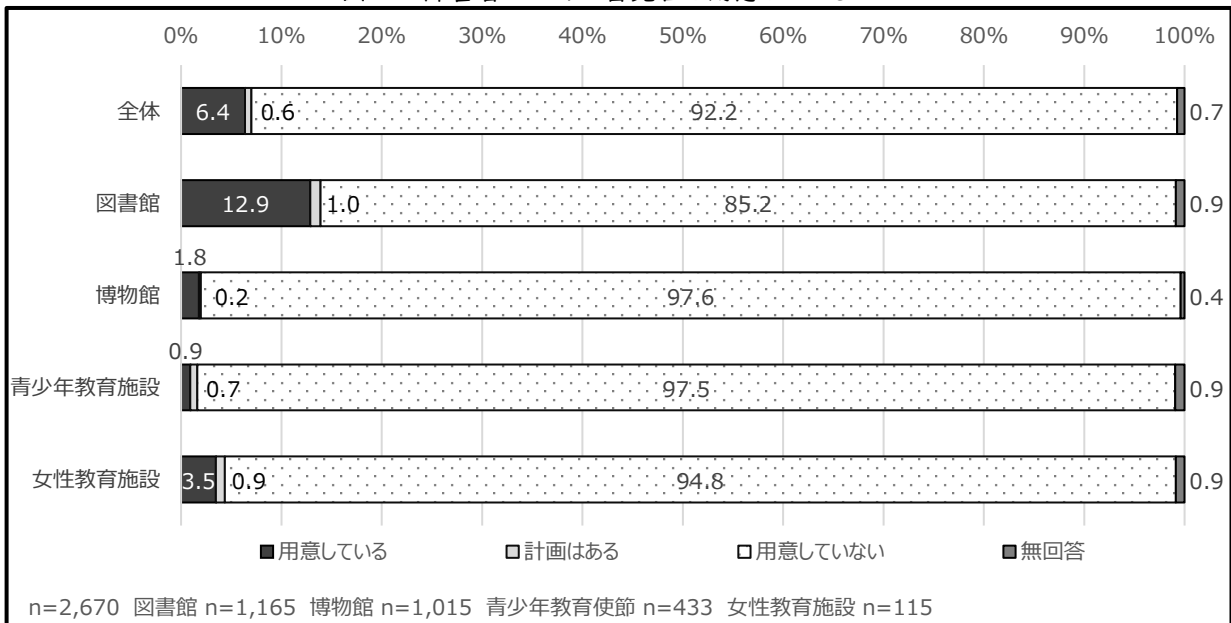
図 68 リーディングトラッカーを用意している



③ 障害者のための書見台を用意している

「障害者のための書見台を用意している」と回答した施設は6.4%となっている。

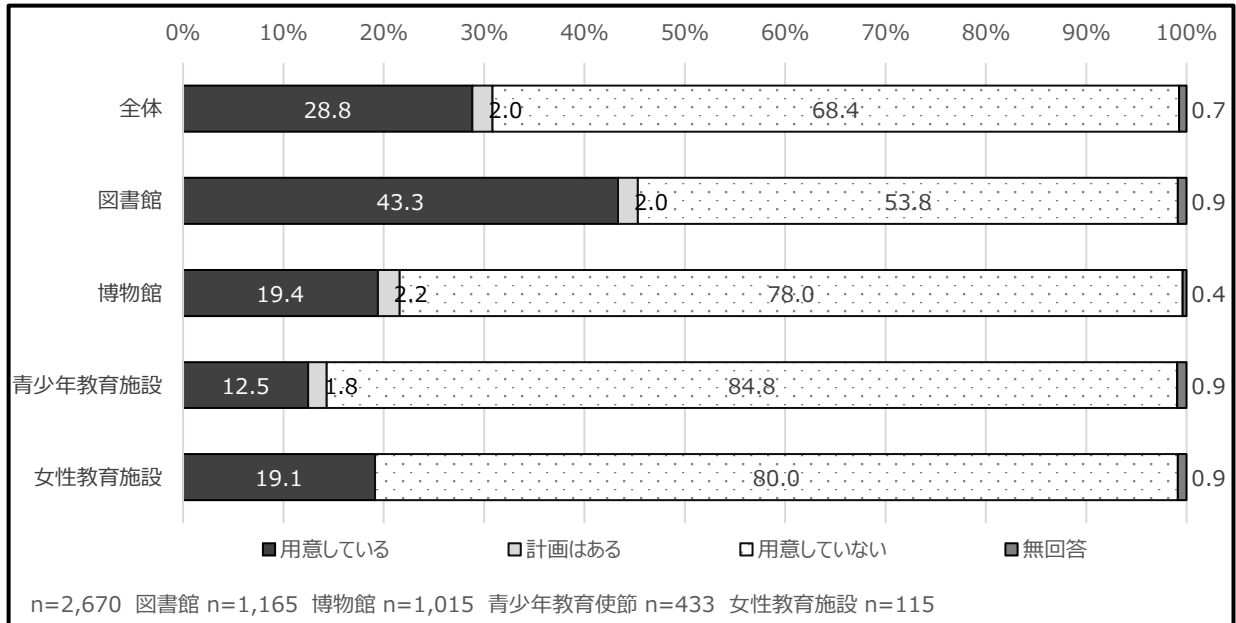
図 69 障害者のための書見台を用意している



④ 筆談ボードを用意している

「筆談ボードを用意している」と回答した施設は 28.8%となっている。  
 図書館については「筆談ボードを用意している」とする比率が 43.3%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

図 70 筆談ボードを用意している



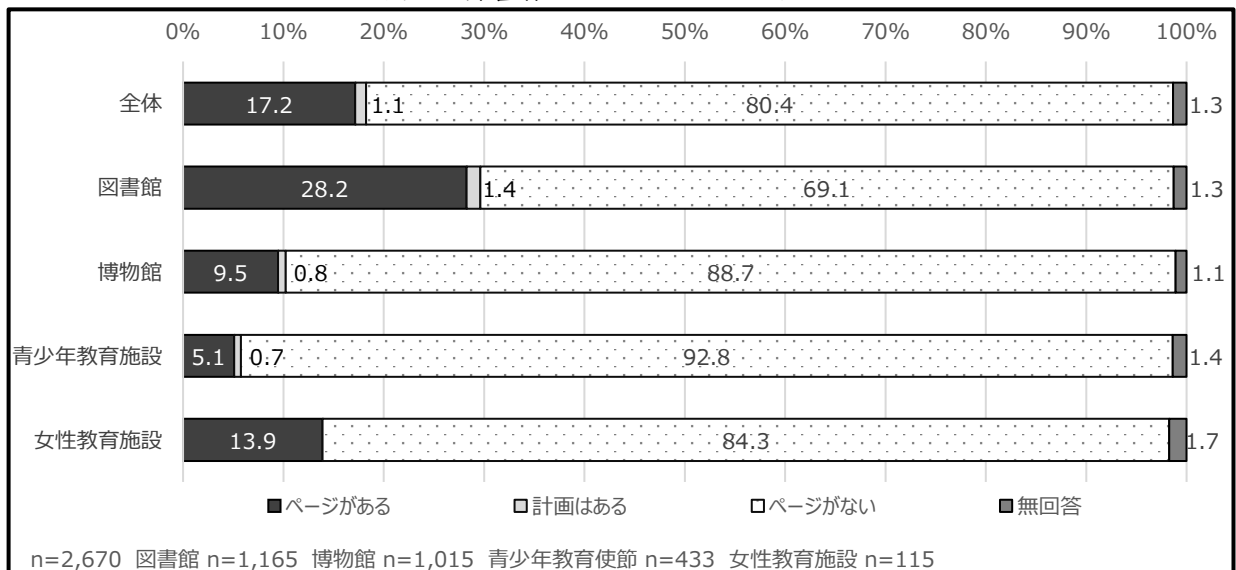
3-6. アクセシブルなホームページの有無, 広報等の実施状況

A) ホームページ

① 障害者サービスのページがある

「障害者サービスのページがある」と回答した施設は 17.2%となっている。  
 図書館については「障害者サービスのページがある」とする比率が 28.2%と、全体平均より 10 ポイント以上高い。

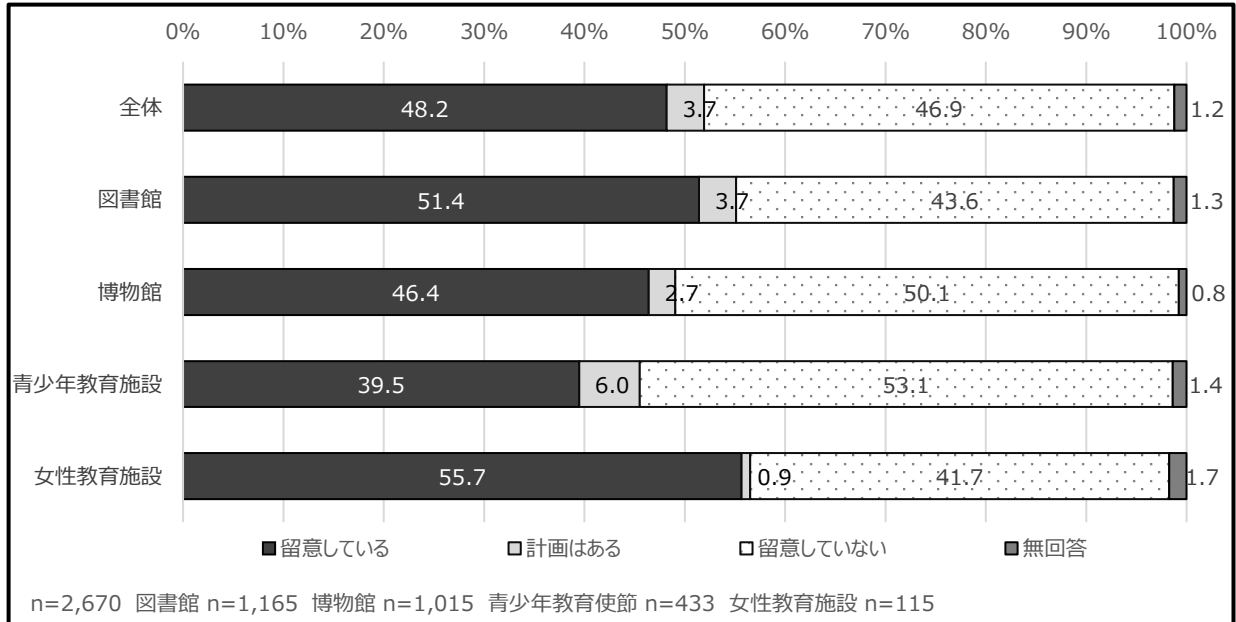
図 71 障害者サービスのページがある



② アクセシブルな施設ホームページの作成に留意している

「アクセシブルな施設ホームページの作成に留意している」と回答した施設は 48.2%となっている。

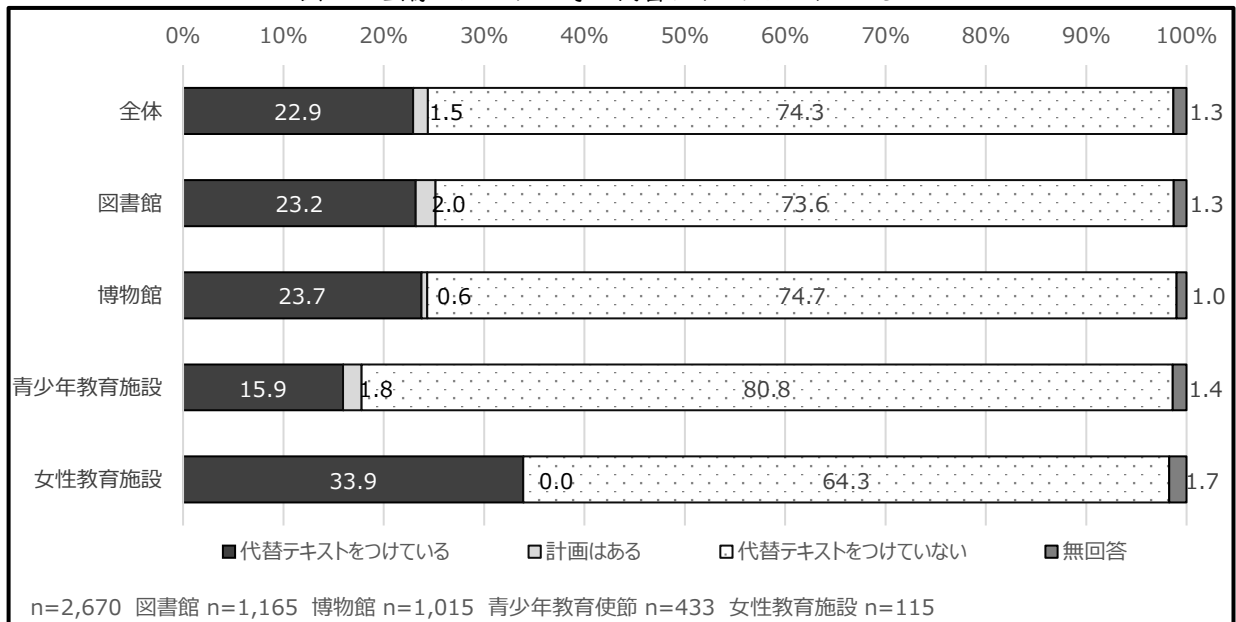
図 72 アクセシブルな施設ホームページの作成に留意している



③ 画像・カレンダー等に代替テキストをつけている

「画像・カレンダー等に代替テキストをつけている」と回答した施設は 22.9%となっている。

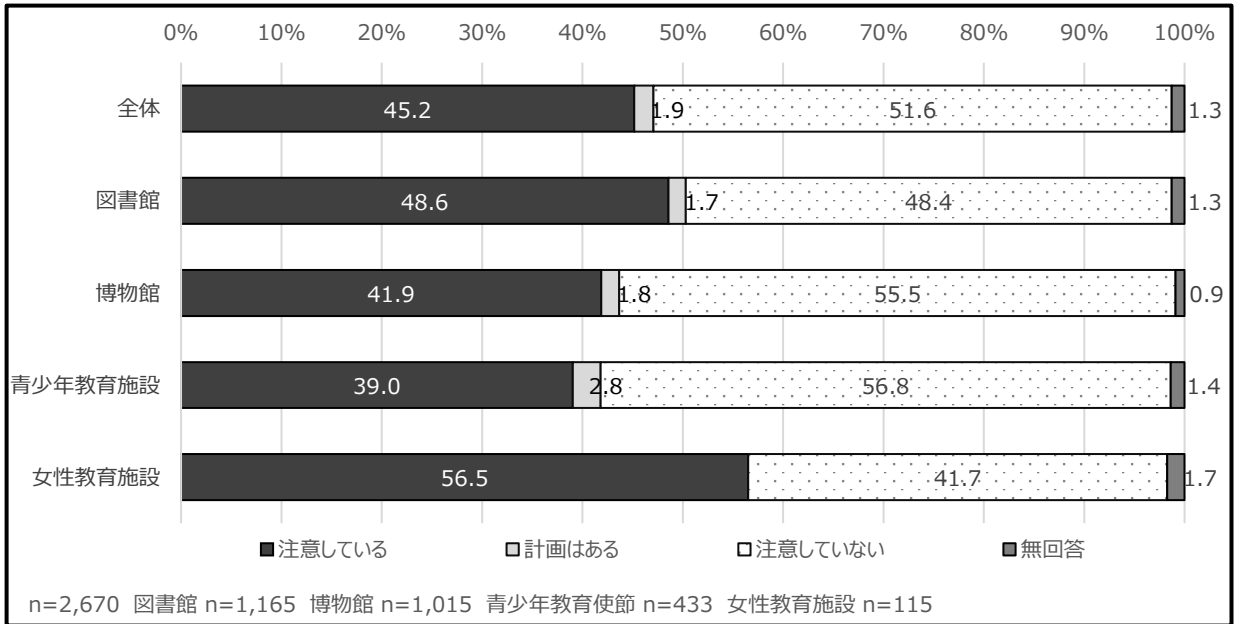
図 73 画像・カレンダー等に代替テキストをつけている



④ 色の組み合わせに注意している

「色の組み合わせに注意している」と回答した施設は 45.2%となっている。

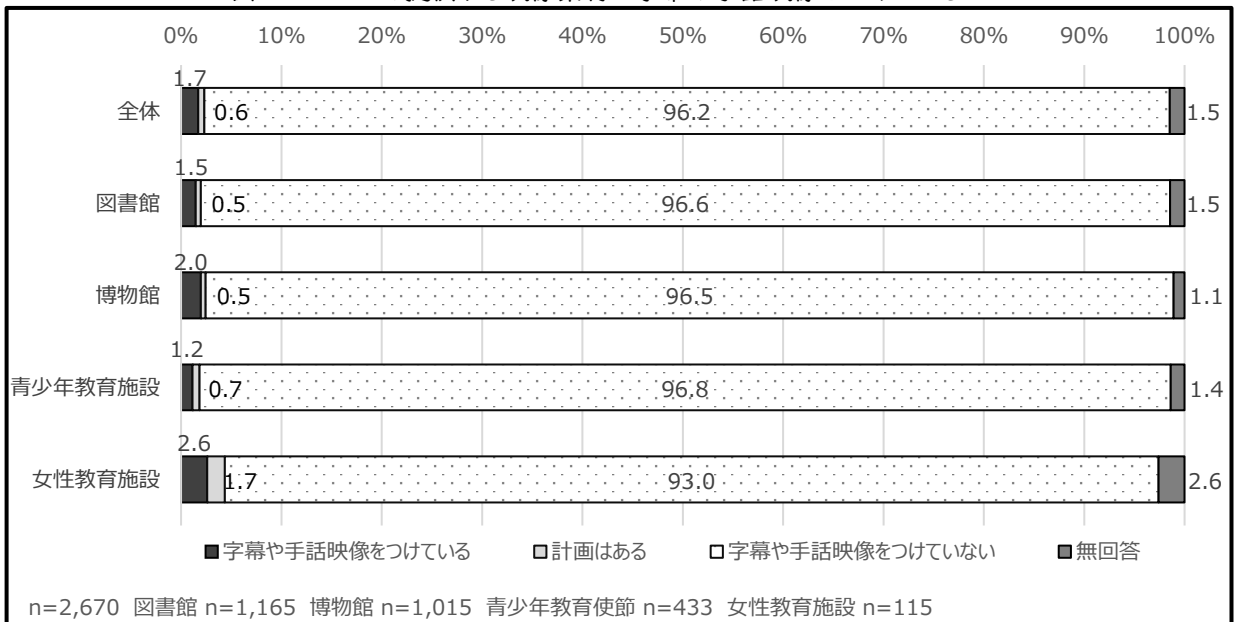
図 74 色の組み合わせに注意している



⑤ Web で提供する映像素材に字幕や手話映像をつけている

「Web で提供する映像素材に字幕や手話映像をつけている」と回答した施設は 1.7%となっている。

図 75 Web で提供する映像素材に字幕や手話映像をつけている

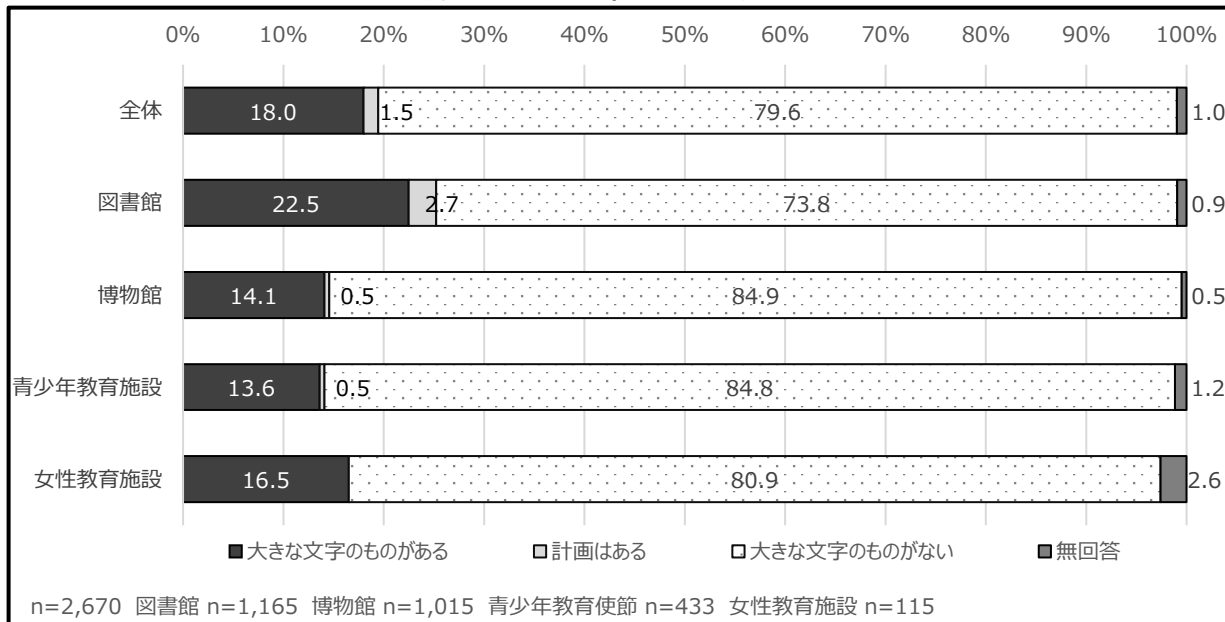


## B) 障害者サービスの利用案内・目録

### ① 大きな文字のものがある

「大きな文字のものがある」と回答した施設は 18.0%となっている。

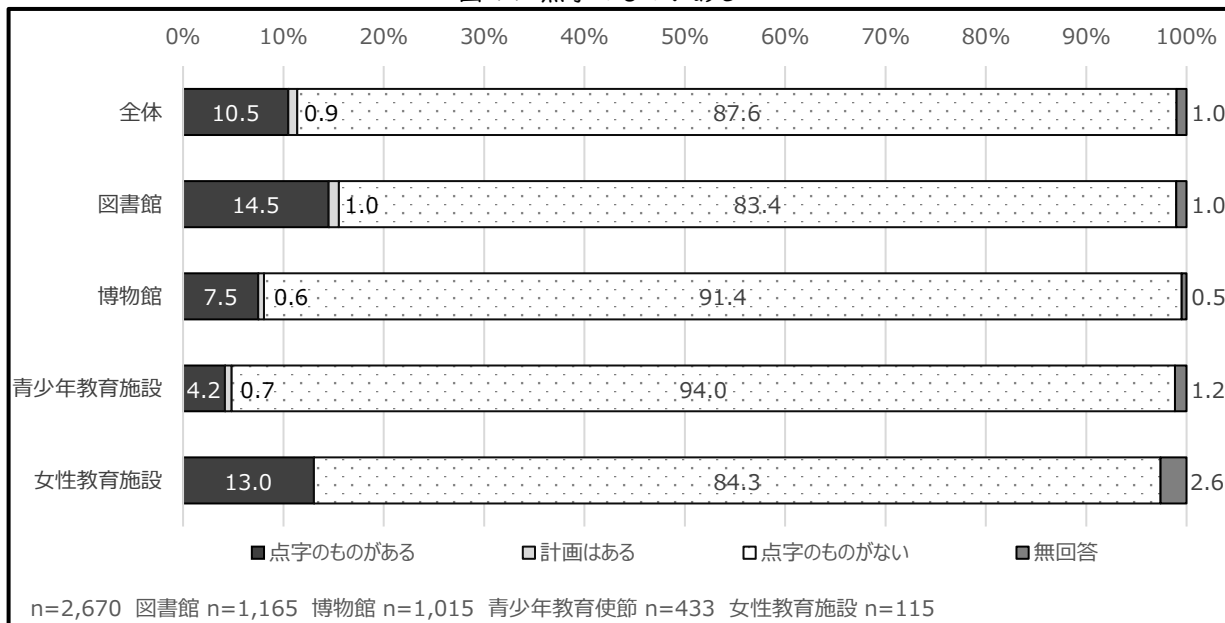
図 76 大きな文字のものがある



### ② 点字のものがある

「点字のものがある」と回答した施設は 10.5%となっている。

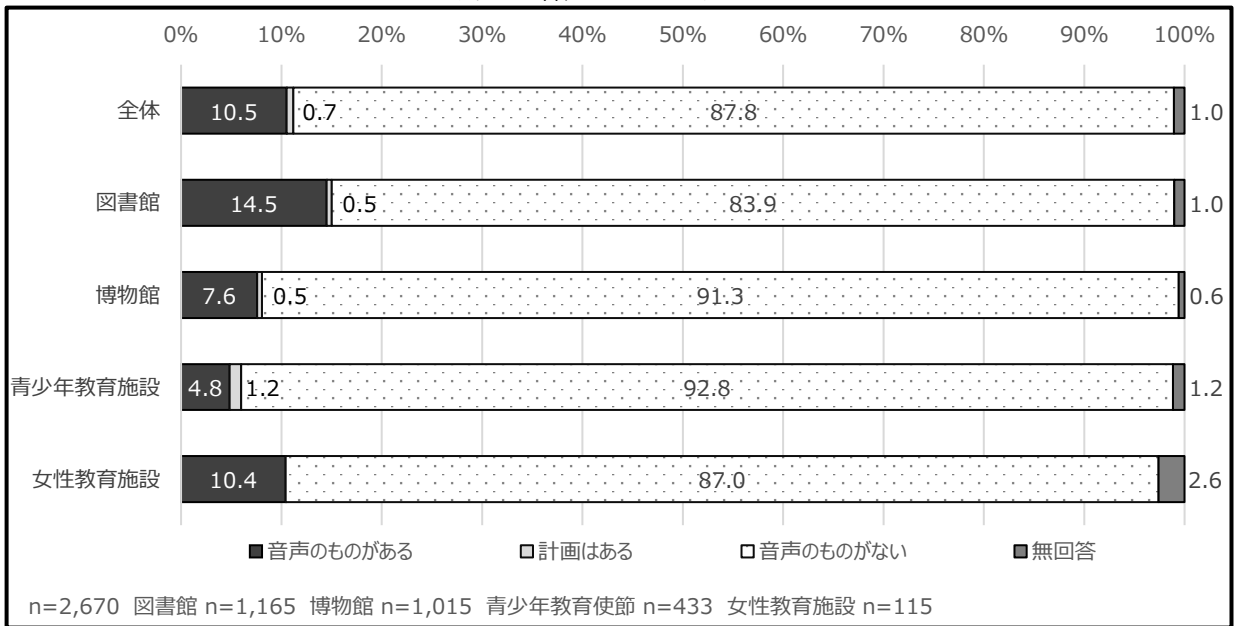
図 77 点字のものがある



③ 音声のものがある

「音声のものがある」と回答した施設は 10.5%となっている。

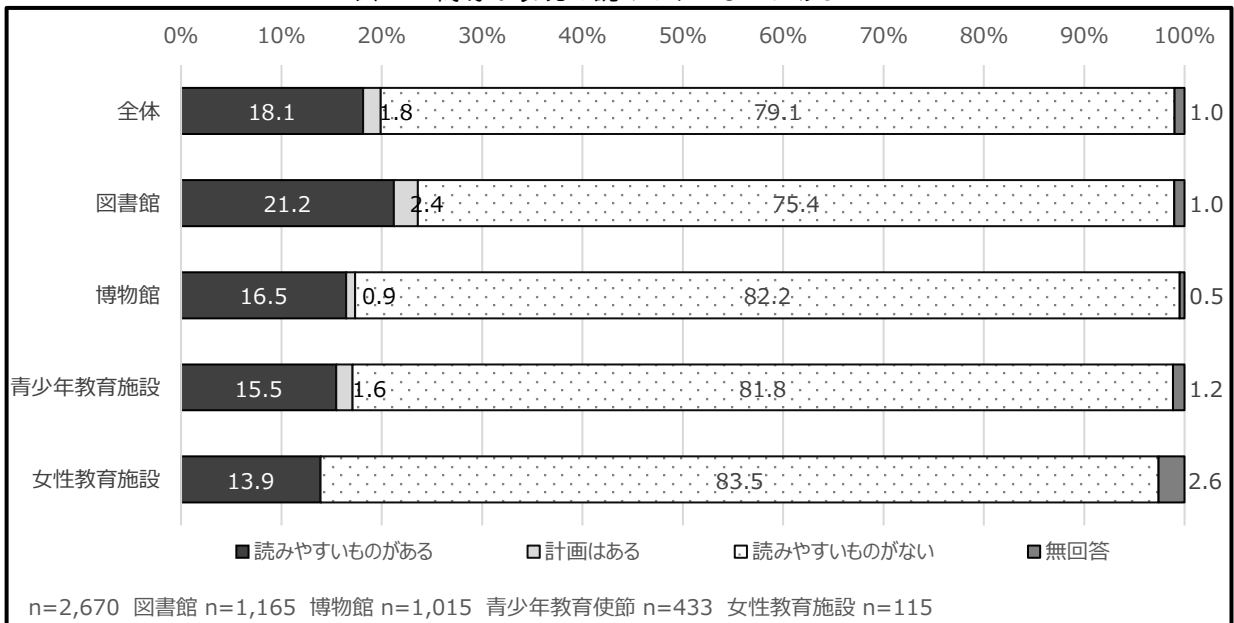
図 78 音声のものがある



④ 簡易な表現で読みやすいものがある

「簡易な表現で読みやすいものがある」と回答した施設は 18.1%となっている。

図 79 簡易な表現で読みやすいものがある

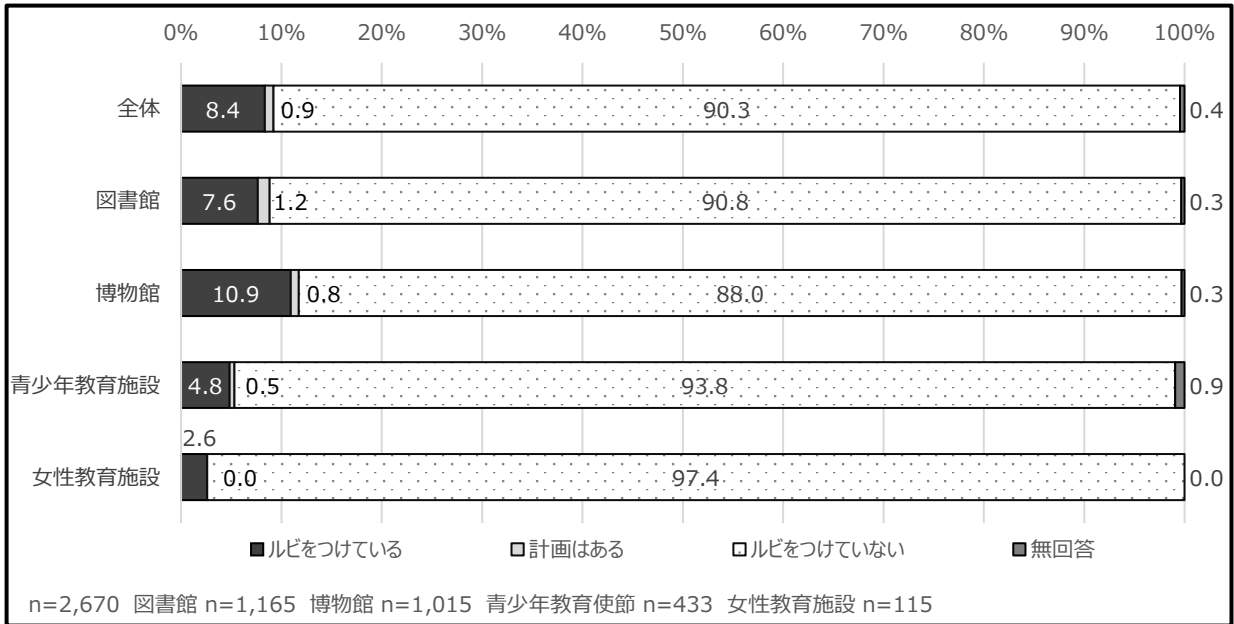




⑤ 漢字にルビをつけている

「漢字にルビをつけている」と回答した施設は 8.4%となっている。

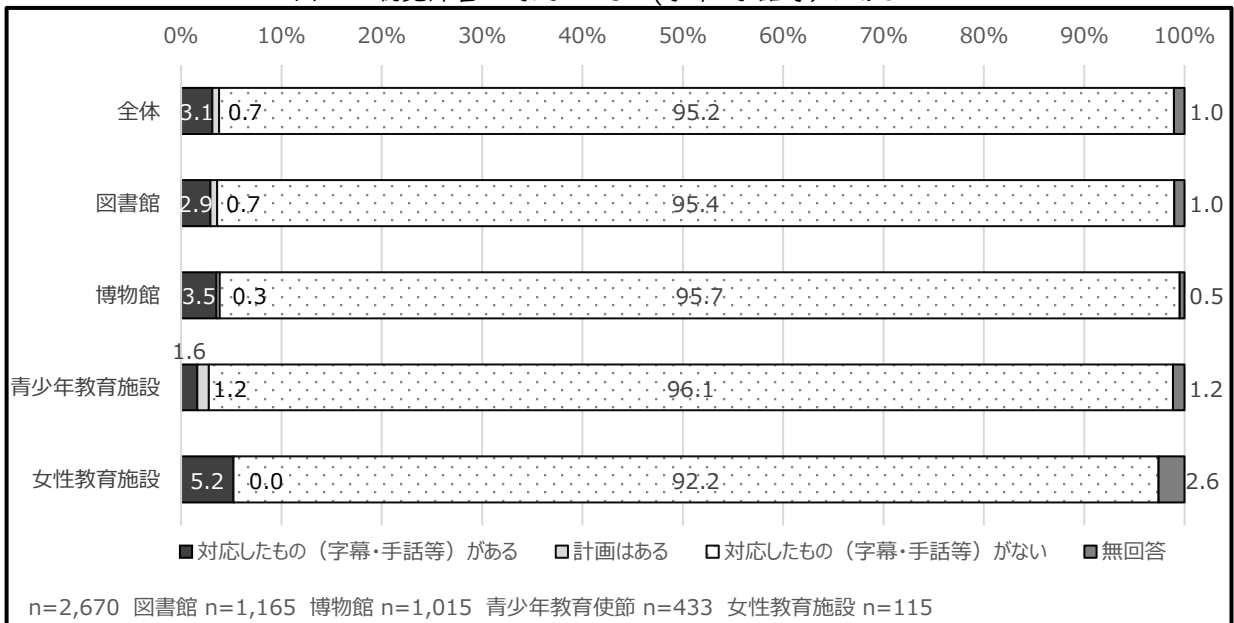
図 80 漢字にルビをつけている



⑥ 聴覚障害に対応したもの(字幕・手話等)がある

「聴覚障害に対応したもの(字幕・手話等)がある」と回答した施設は 3.1%となっている。

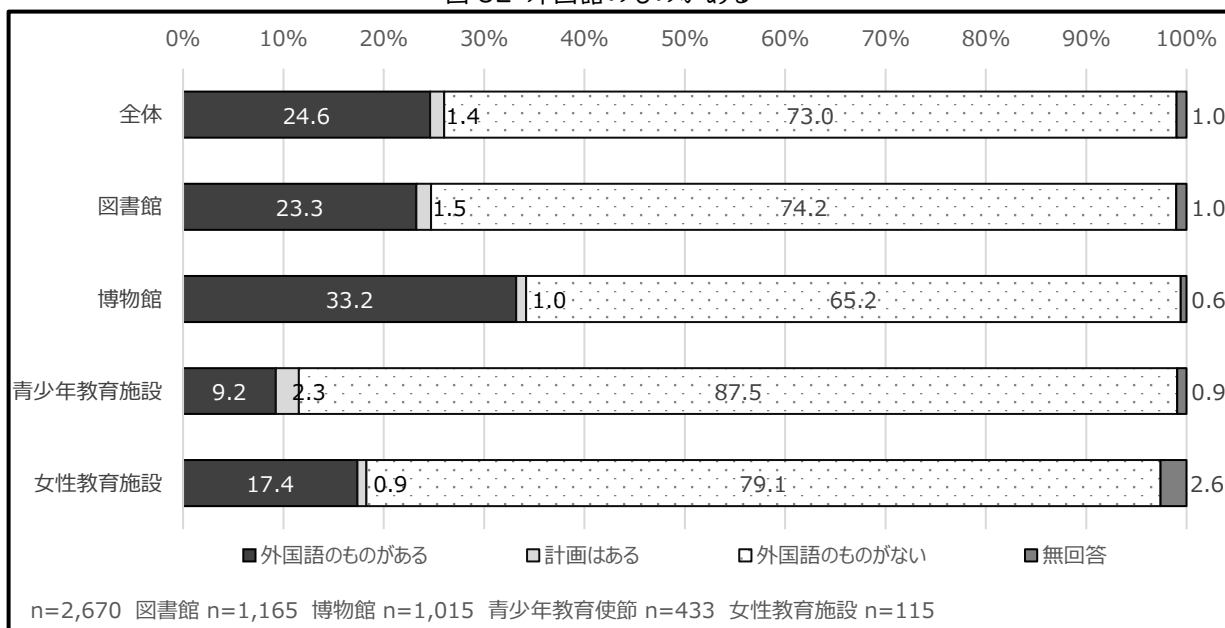
図 81 聴覚障害に対応したもの(字幕・手話等)がある



⑦ 外国語のものがある

「外国語のものがある」と回答した施設は 24.6%となっている。

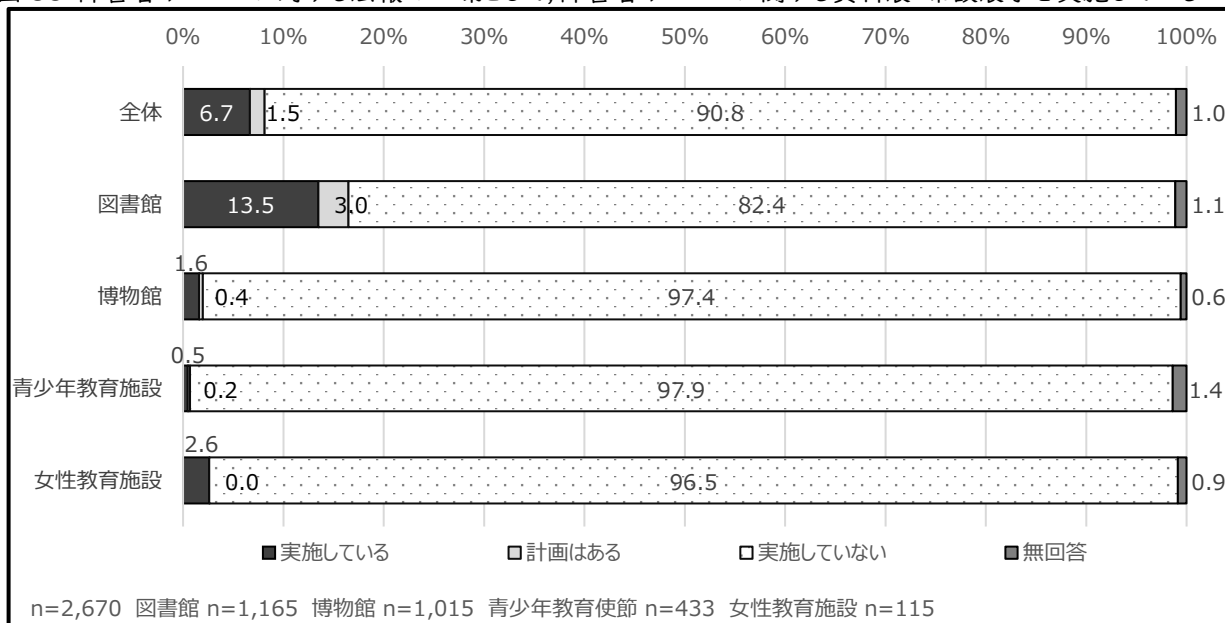
図 82 外国語のものがある



C) 障害者サービスに対する広報の一環として、障害者サービスに関する資料展・常設展示を実施している

「障害者サービスに対する広報の一環として、障害者サービスに関する資料展・常設展示を実施している」と回答した施設は 6.7%となっている。

図 83 障害者サービスに対する広報の一環として、障害者サービスに関する資料展・常設展示を実施している

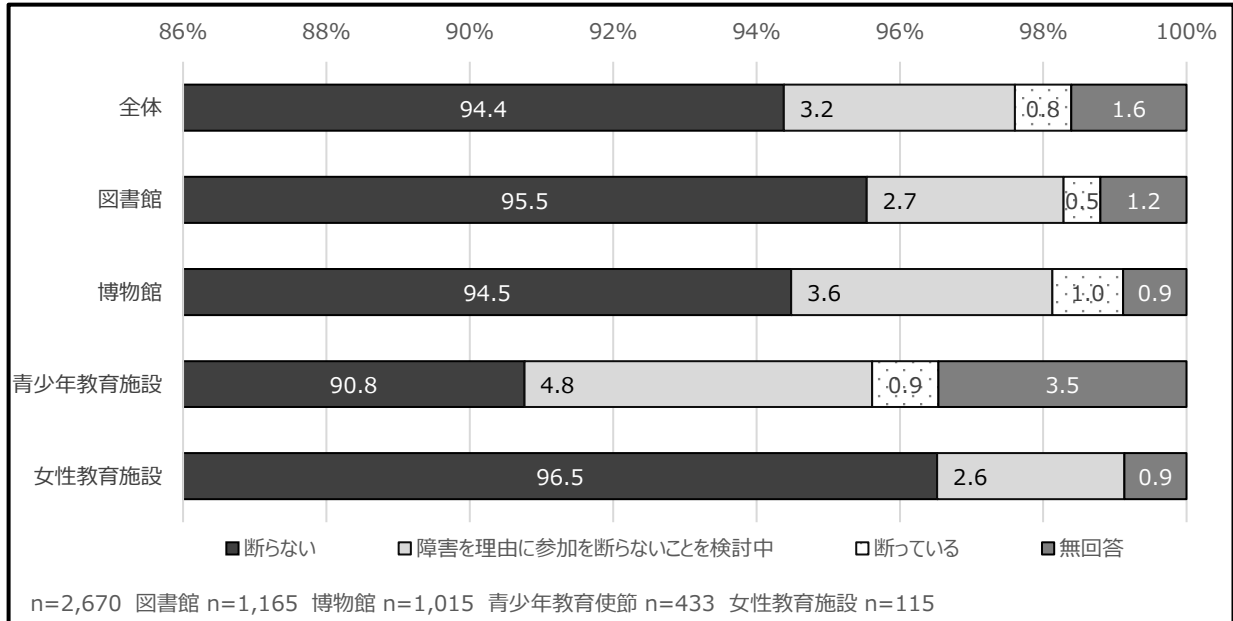


3-7. 開催行事に際しての障害者への配慮の有無（講演会・セミナー・ワークショップ等の教育普及プログラムにおける障害者への配慮）

A) 障害を理由に参加を断らない

「障害を理由に参加を断らない」と回答した施設は94.4%となっている。

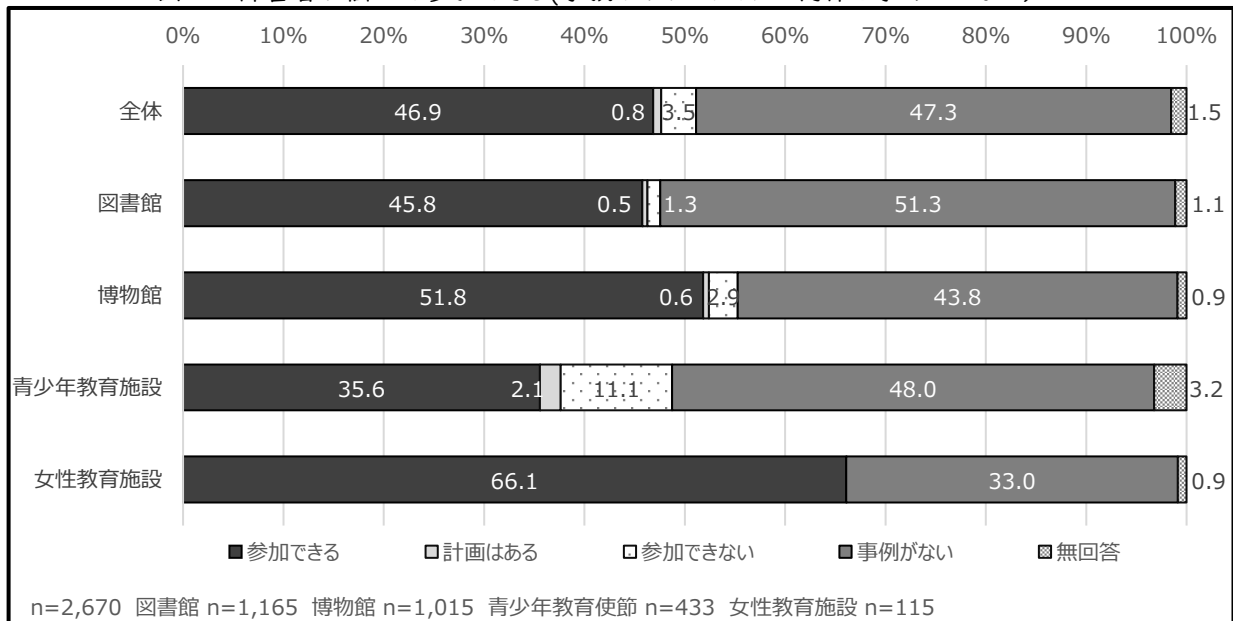
図 84 障害を理由に参加を断らない



B) 障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている)

「障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている)」と回答した施設は46.9%となっている。

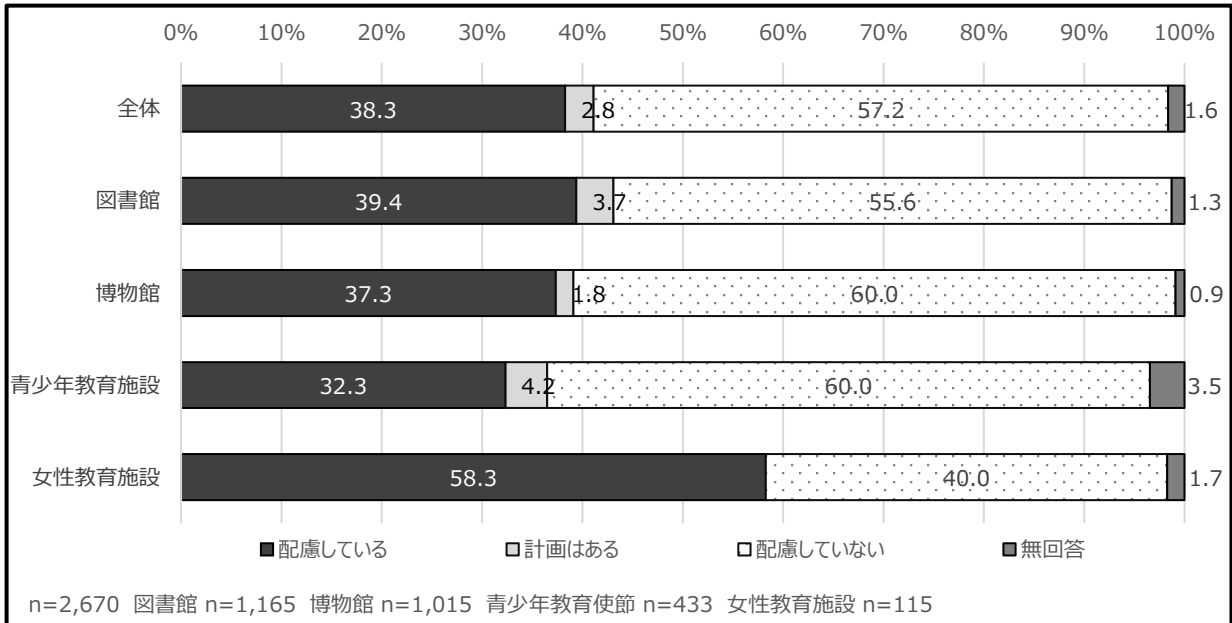
図 85 障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている)



C) 申込や問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している

「申込や問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している」と回答した施設は 38.3%となっている。

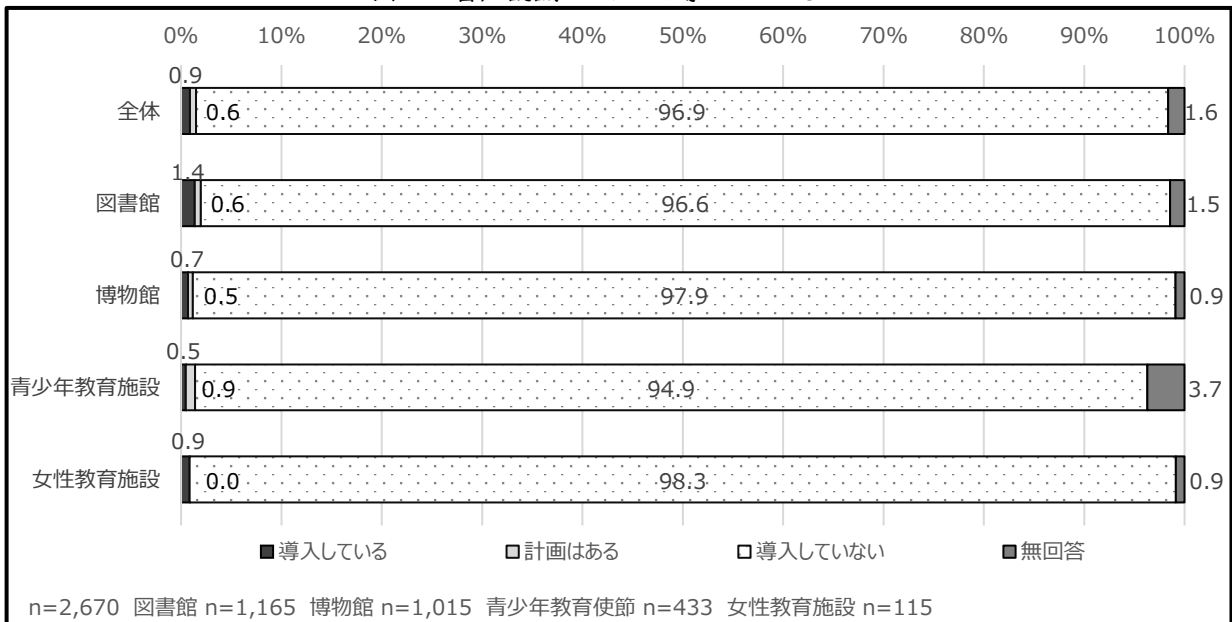
図 86 申込や問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している



D) 音声認識システムを導入している

「音声認識システムを導入している」と回答した施設は 0.9%となっている。

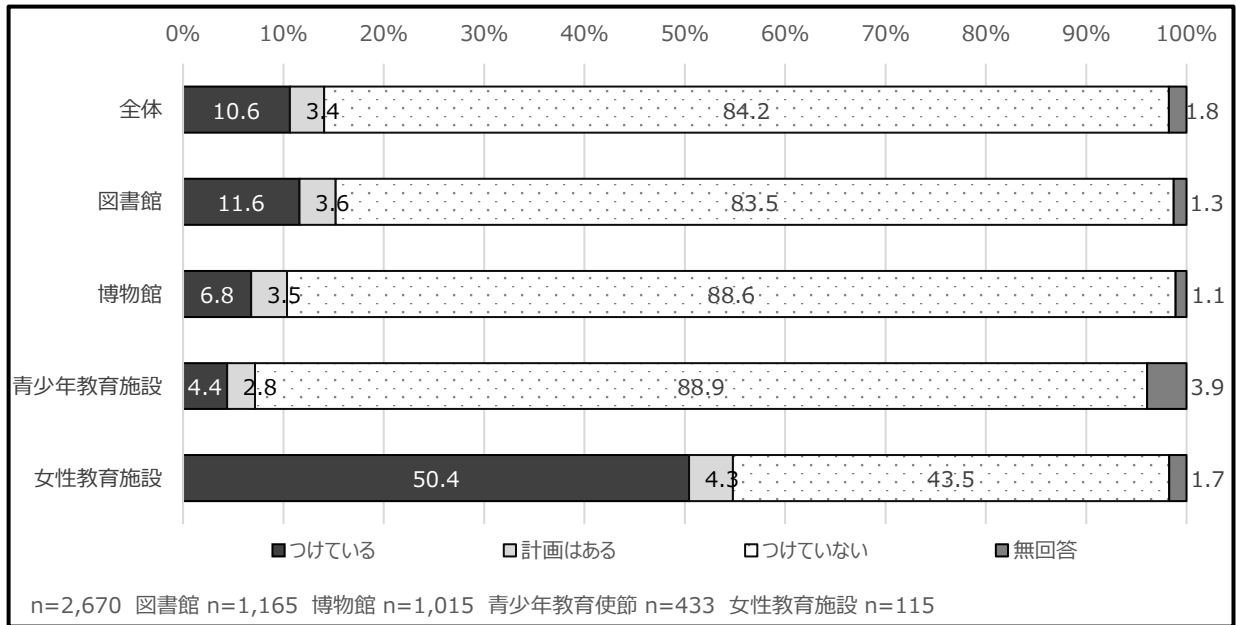
図 87 音声認識システムを導入している



E) 希望により手話通訳をつけている

「希望により手話通訳をつけている」と回答した施設は 10.6%となっている。

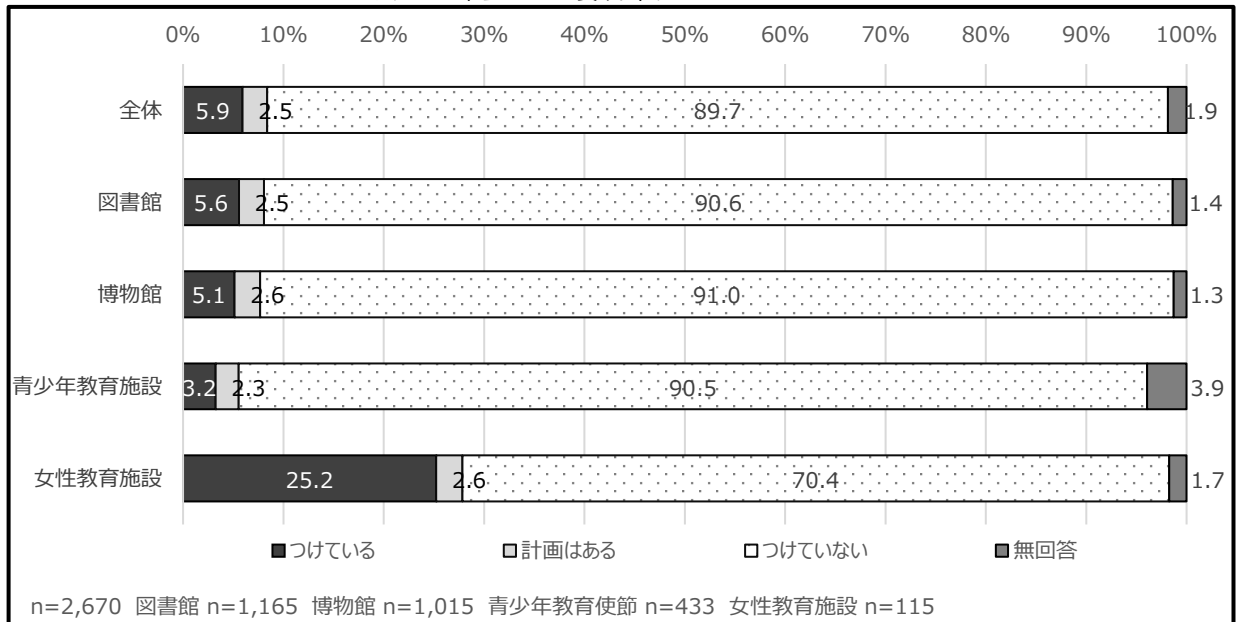
図 88 希望により手話通訳をつけている



F) 希望により要約筆記をつけている

「希望により要約筆記をつけている」と回答した施設は 5.9%となっている。

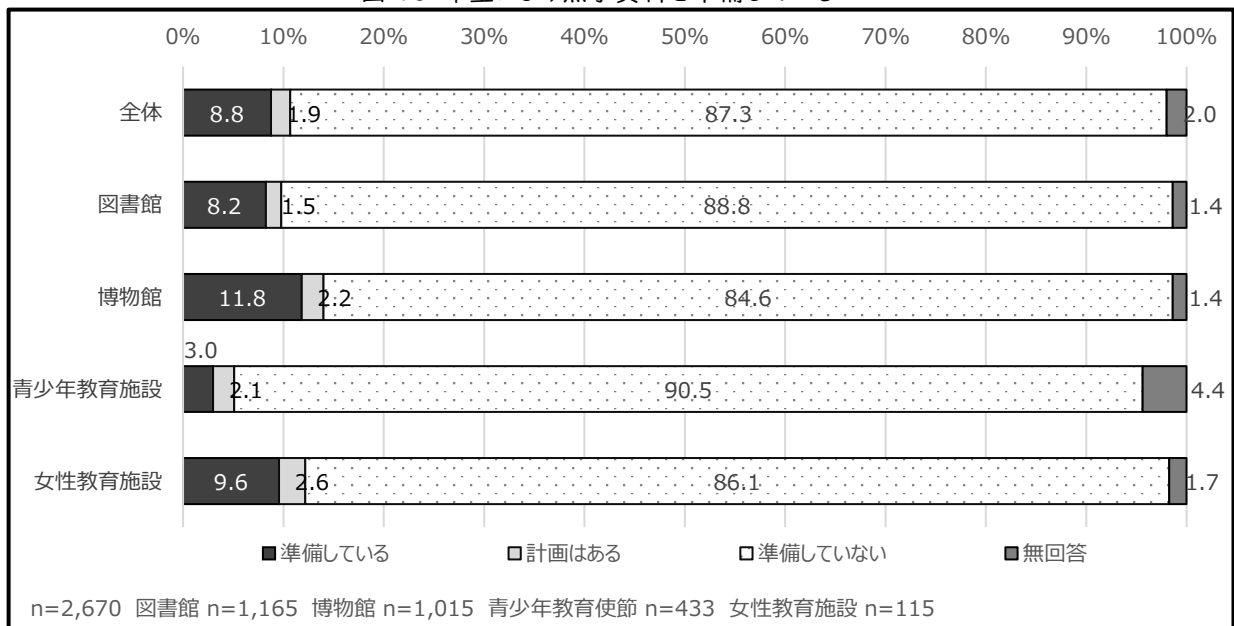
図 89 希望により要約筆記をつけている



G) 希望により点字資料を準備している

「希望により点字資料を準備している」と回答した施設は 8.8%となっている。

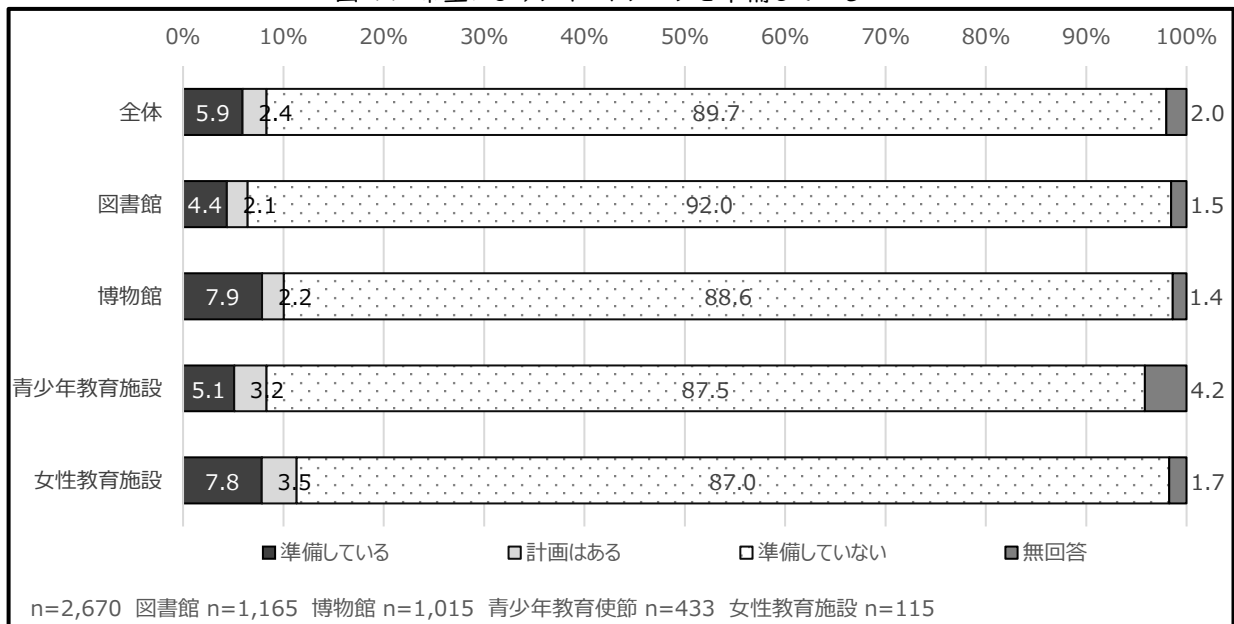
図 90 希望により点字資料を準備している



H) 希望によりテキストデータを準備している

「希望によりテキストデータを準備している」と回答した施設は 5.9%となっている。

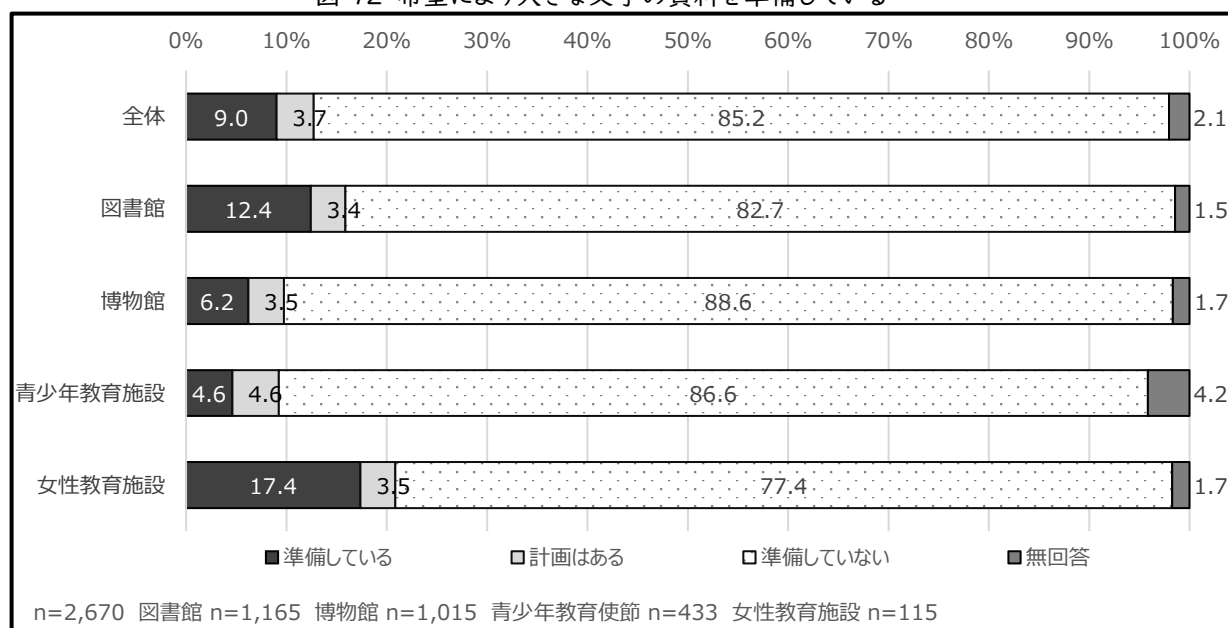
図 91 希望によりテキストデータを準備している



I) 希望により大きな文字の資料を準備している

「希望により大きな文字の資料を準備している」と回答した施設は9.0%となっている。

図 92 希望により大きな文字の資料を準備している



## 4 図書館に固有の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況）

### 4-1. 合理的配慮の提供状況

#### A) 資料検索,登録申し込み,貸出依頼等で必要な場合は職員が代筆等の支援をする

「資料検索,登録申し込み,貸出依頼等で必要な場合は職員が代筆等の支援をする」と回答した施設は94.4%となっている。

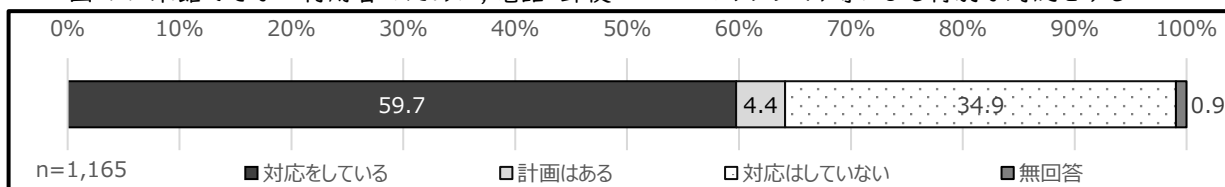
図 93 資料検索,登録申し込み,貸出依頼等で必要な場合は職員が代筆等の支援をする



#### B) 来館できない利用者のために,電話・郵便・メール・ファクシミリ等による特別な対応をする

「来館できない利用者のために,電話・郵便・メール・ファクシミリ等による特別な対応をする」と回答した施設は59.7%となっている。

図 94 来館できない利用者のために,電話・郵便・メール・ファクシミリ等による特別な対応をする

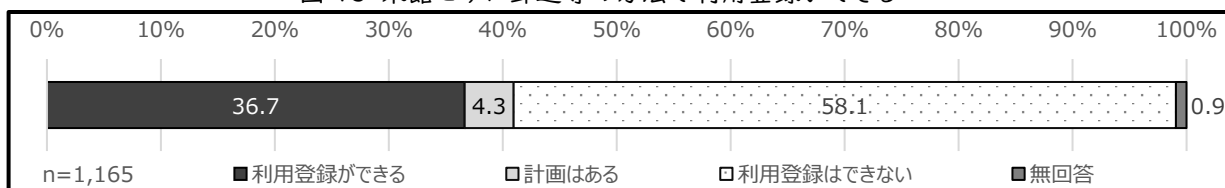


### 4-2. 障害者サービス実施の有無

#### A) 来館せずに郵送等の方法で利用登録ができる

「来館せずに郵送等の方法で利用登録ができる」と回答した施設は36.7%となっている。

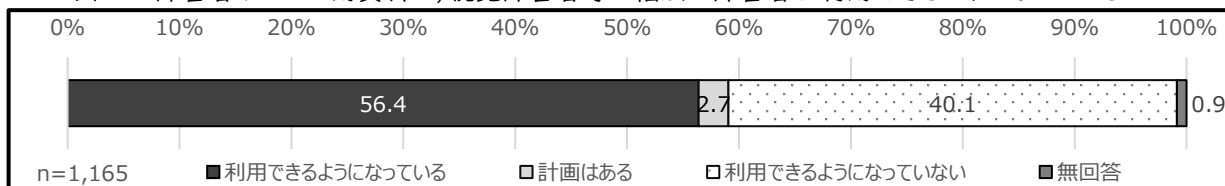
図 95 来館せずに郵送等の方法で利用登録ができる



#### B) 障害者サービス用資料は,視覚障害者等の幅広い障害者が利用できるようになっている

「障害者サービス用資料は,視覚障害者等の幅広い障害者が利用できるようになっている」と回答した施設は56.4%となっている。

図 96 障害者サービス用資料は,視覚障害者等の幅広い障害者が利用できるようになっている

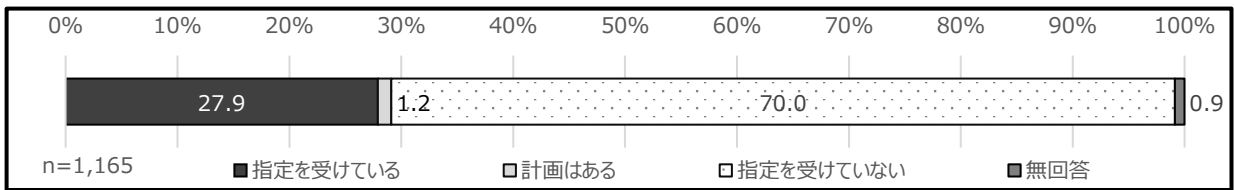




C) 特定録音物等発受施設の指定を受けている

「特定録音物等発受施設の指定を受けている」と回答した施設は 27.9%となっている。

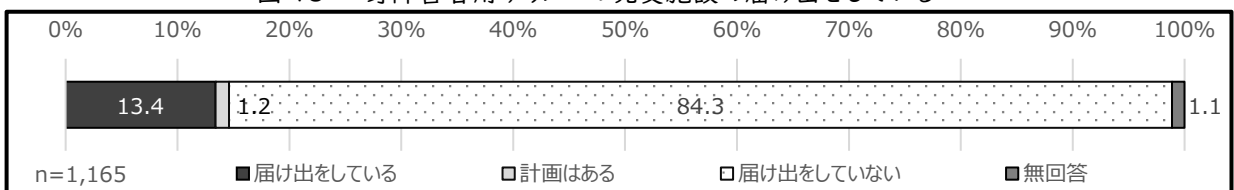
図 97 特定録音物等発受施設の指定を受けている



D) 心身障害者用ゆうメール発受施設の届け出をしている

「心身障害者用ゆうメール発受施設の届け出をしている」と回答した施設は 13.4%となっている。

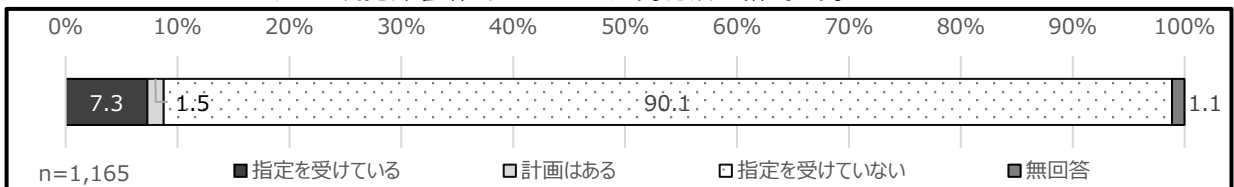
図 98 心身障害者用ゆうメール発受施設の届け出をしている



E) 聴覚障害者用ゆうパック発受施設の指定を受けている

「聴覚障害者用ゆうパック発受施設の指定を受けている」と回答した施設は 7.3%となっている。

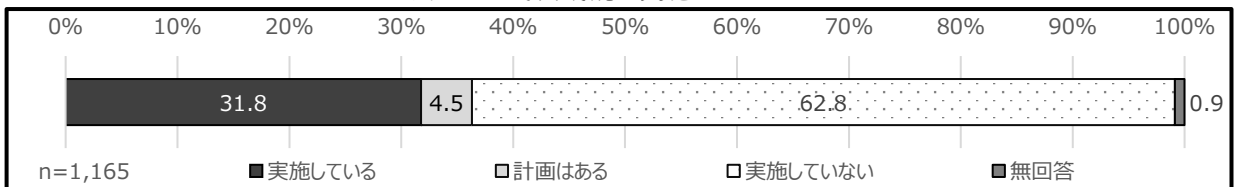
図 99 聴覚障害者用ゆうパック発受施設の指定を受けている



F) 対面朗読を実施している

「対面朗読を実施している」と回答した施設は 31.8%となっている。

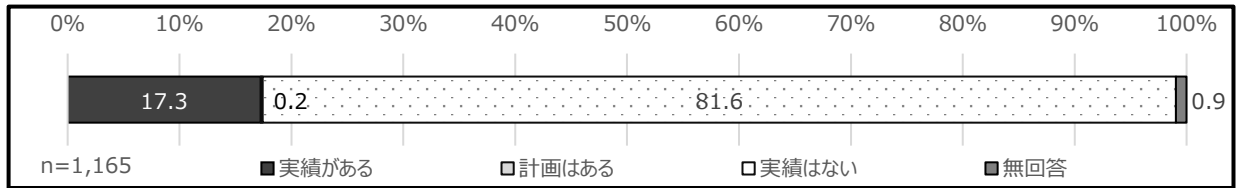
図 100 対面朗読を実施している



G) 過去1年間に対面朗読の実績がある

「過去1年間に対面朗読の実績がある」と回答した施設は17.3%となっている。

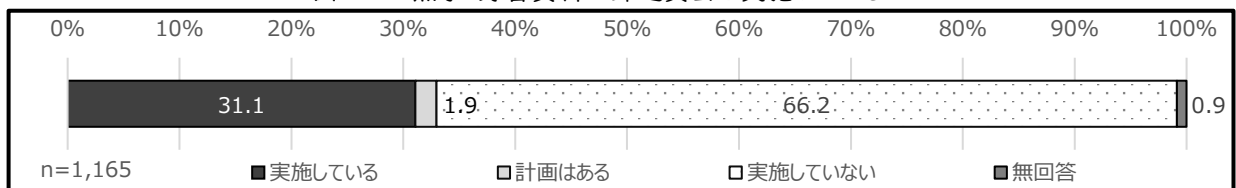
図101 過去1年間に対面朗読の実績がある



H) 点字・録音資料の郵送貸出を実施している

「点字・録音資料の郵送貸出を実施している」と回答した施設は31.1%となっている。

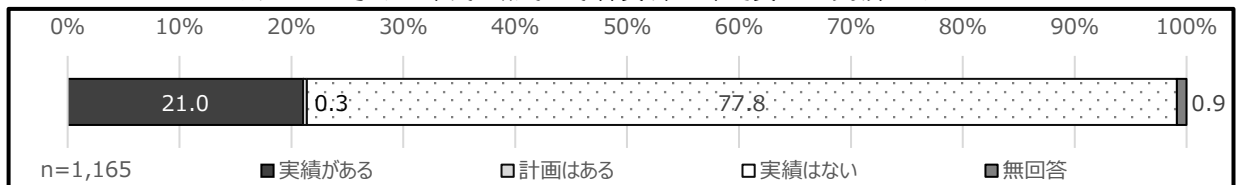
図102 点字・録音資料の郵送貸出を実施している



I) 過去1年間に点字・録音資料の郵送貸出の実績がある

「過去1年間に点字・録音資料の郵送貸出の実績がある」と回答した施設は21.0%となっている。

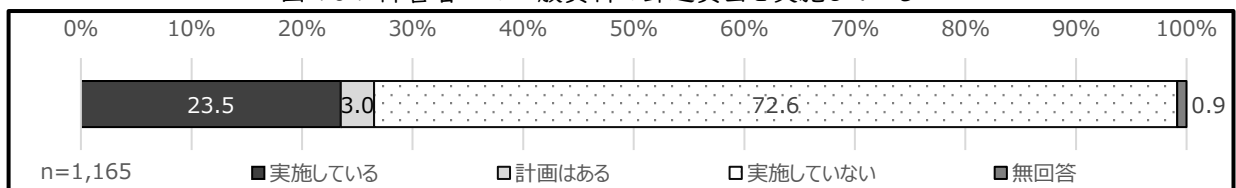
図103 過去1年間に点字・録音資料の郵送貸出の実績がある



J) 障害者への一般資料の郵送貸出を実施している

「障害者への一般資料の郵送貸出を実施している」と回答した施設は23.5%となっている。

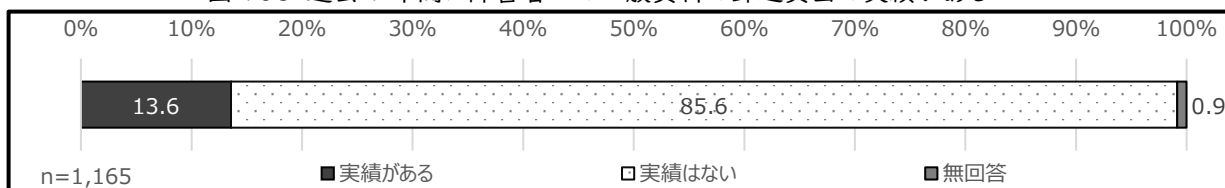
図104 障害者への一般資料の郵送貸出を実施している



K) 過去1年間に障害者への一般資料の郵送貸出の実績がある

「過去1年間に障害者への一般資料の郵送貸出の実績がある」と回答した施設は13.6%となっている。

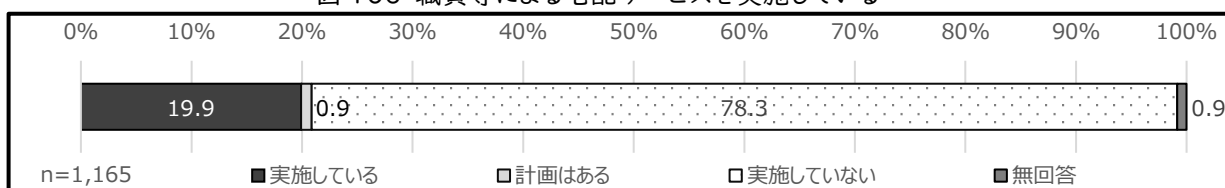
図105 過去1年間に障害者への一般資料の郵送貸出の実績がある



L) 職員等による宅配サービスを実施している

「職員等による宅配サービスを実施している」と回答した施設は19.9%となっている。

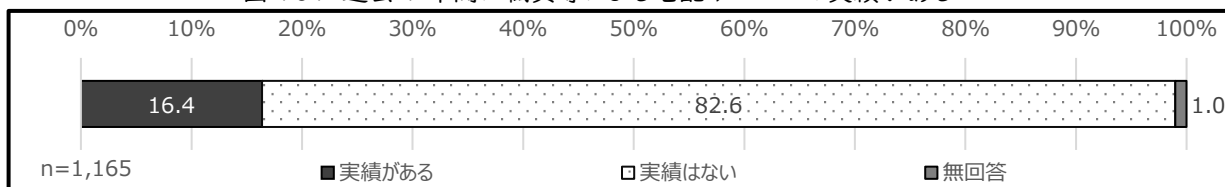
図106 職員等による宅配サービスを実施している



M) 過去1年間に職員等による宅配サービスの実績がある

「過去1年間に職員等による宅配サービスの実績がある」と回答した施設は16.4%となっている。

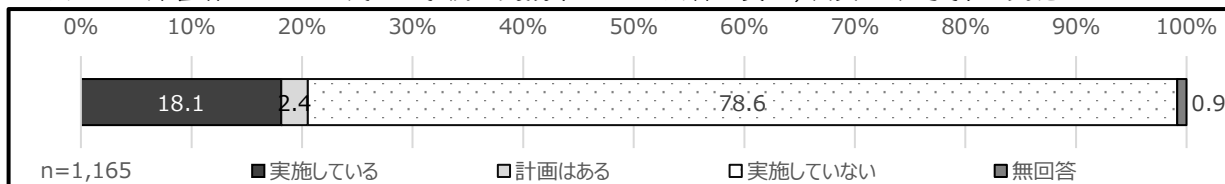
図107 過去1年間に職員等による宅配サービスの実績がある



N) 障害者サービスに関する学校の支援(デイジー図書の貸出, 職員の派遣等)を実施している

「障害者サービスに関する学校の支援(デイジー図書の貸出, 職員の派遣等)を実施している」と回答した施設は18.0%となっている。

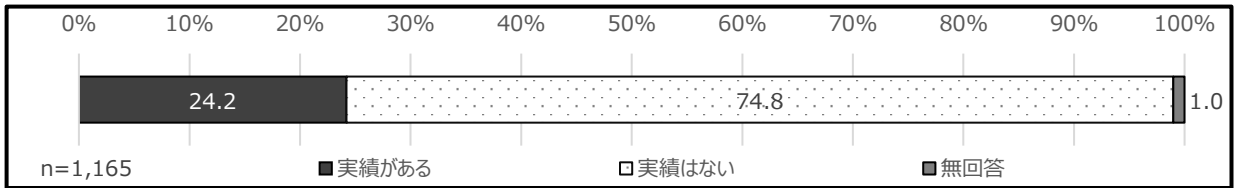
図108 障害者サービスに関する学校の支援(デイジー図書の貸出, 職員の派遣等)を実施している



○) 過去1年間に学校支援の実績がある

「過去1年間に学校支援の実績がある」と回答した施設は24.2%となっている。

図109 過去1年間に学校支援の実績がある

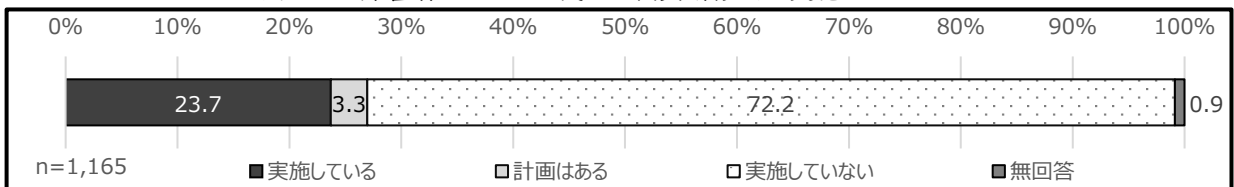


4-3. 障害者サービスに関する担当職員, 研修の有無

A) 障害者サービスに関する職員研修会を実施している

「障害者サービスに関する職員研修会を実施している」と回答した施設は23.7%となっている。

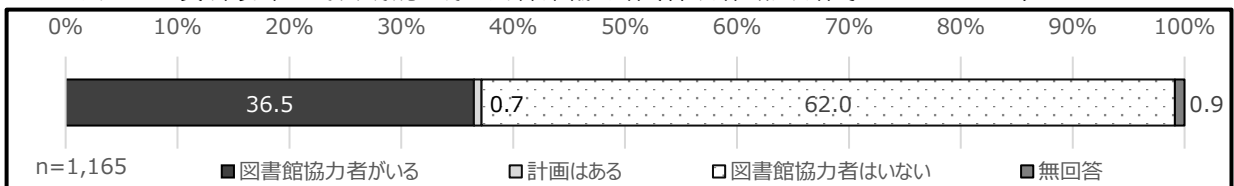
図110 障害者サービスに関する職員研修会を実施している



B) 資料製作や対面朗読を行う図書館協力者(音訳者・点訳者等のボランティア)がいる

「資料製作や対面朗読を行う図書館協力者(音訳者・点訳者等のボランティア)がいる」と回答した施設は36.5%となっている。

図111 資料製作や対面朗読を行う図書館協力者(音訳者・点訳者等のボランティア)がいる



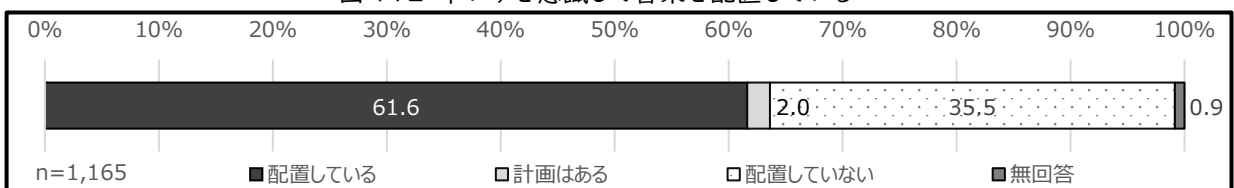
4-4. 障害者に対応した施設, 設備, 支援機器等の有無

A) 障害者等への配慮

① 車いすを意識して書架を配置している

「車いすを意識して書架を配置している」と回答した施設は61.6%となっている。

図112 車いすを意識して書架を配置している



## B) 施設設備

### ① 対面朗読室や録音室がある

「対面朗読室や録音室がある」と回答した施設は 39.0%となっている。

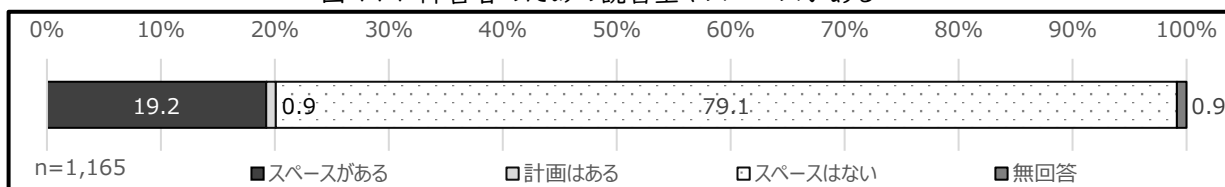
図 113 対面朗読室や録音室がある



### ② 障害者のための読書室やスペースがある

「障害者のための読書室やスペースがある」と回答した施設は 19.2%となっている。

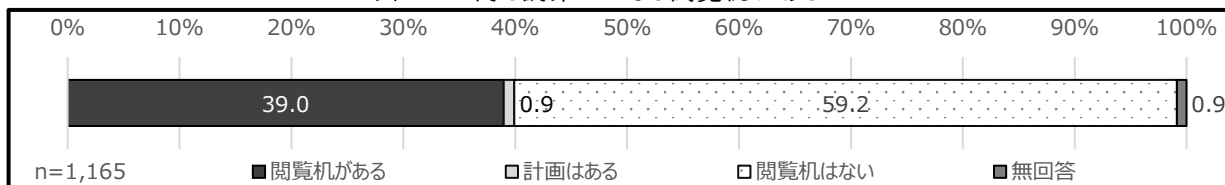
図 114 障害者のための読書室やスペースがある



### ③ 高さ調節のできる閲覧机がある

「高さ調節のできる閲覧机がある」と回答した施設は 39.0%となっている。

図 115 高さ調節のできる閲覧机がある

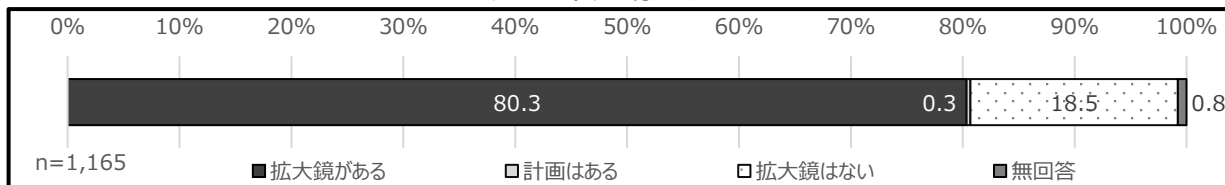


## C) 機器類

### ① 拡大鏡

「拡大鏡」があると回答した施設は 80.3%となっている。

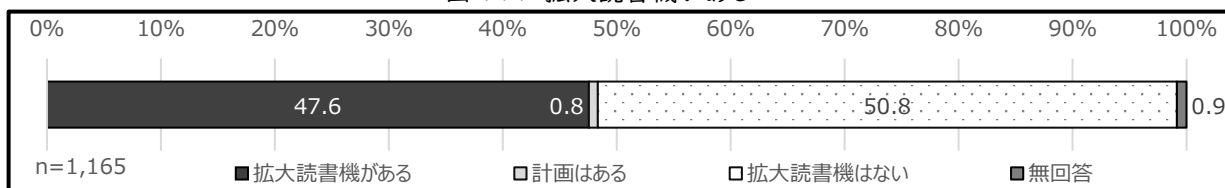
図 116 拡大鏡がある



② 拡大読書機

「拡大読書機」があると回答した施設は 47.6%となっている。

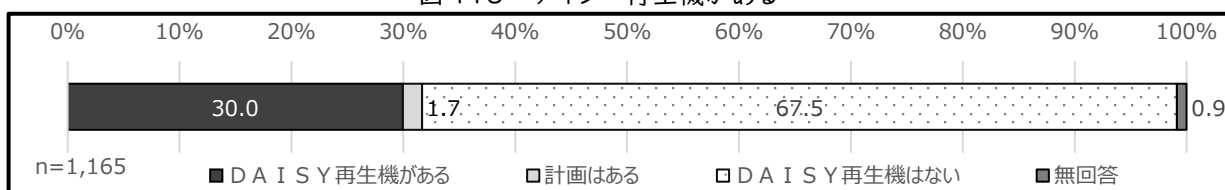
図 117 拡大読書機がある



③ デイジー再生機

「デイジー再生機」があると回答した施設は 30.0%となっている。

図 118 デイジー再生機がある



④ 点字ピンディスプレイ

「点字ピンディスプレイ」があると回答した施設は 3.5%となっている。

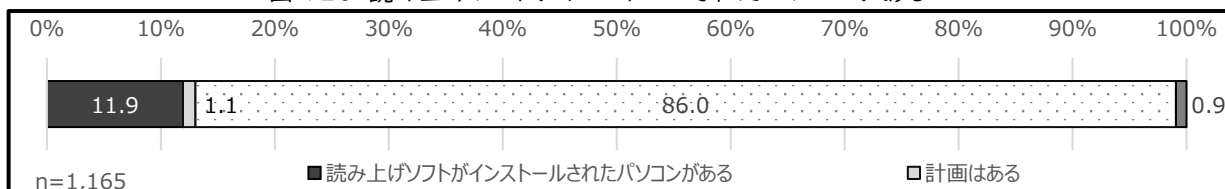
図 119 点字ピンディスプレイがある



⑤ 読み上げソフトがインストールされたパソコン

「読み上げソフトがインストールされたパソコン」があると回答した施設は 11.9%となっている。

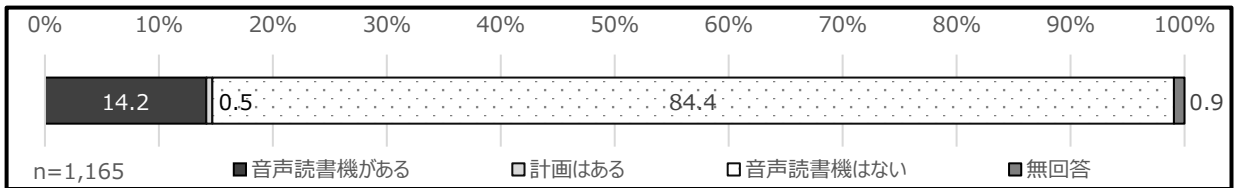
図 120 読み上げソフトがインストールされたパソコンがある



⑥ 音声読書機

「音声読書機」があると回答した施設は14.2%となっている。

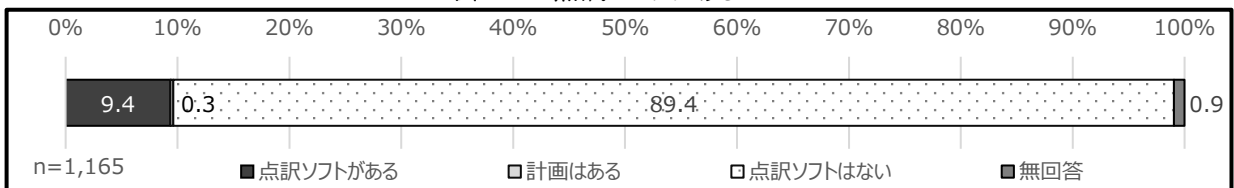
図121 音声読書機がある



⑦ 点訳ソフト

「点訳ソフト」があると回答した施設は9.4%となっている。

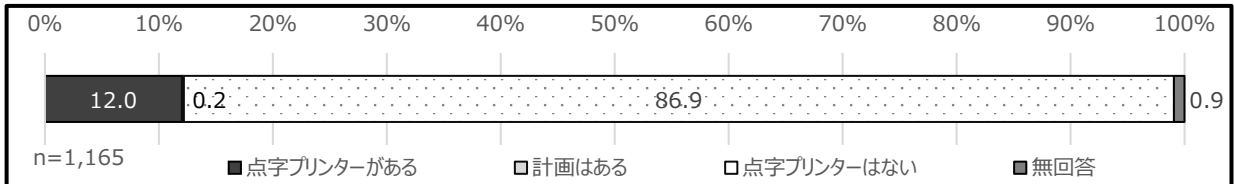
図122 点訳ソフトがある



⑧ 点字プリンター

「点字プリンター」があると回答した施設は12.0%となっている。

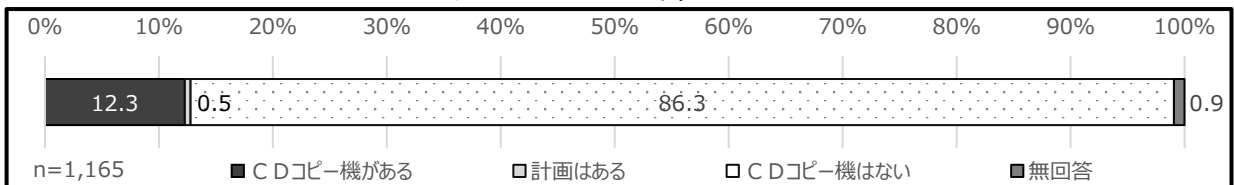
図123 点字プリンターがある



⑨ CDコピー機

「CDコピー機」があると回答した施設は12.3%となっている。

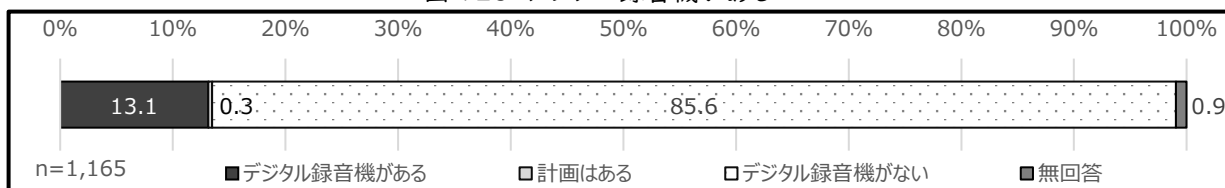
図124 CDコピー機がある



⑩ デジタル録音機

「デジタル録音機」があると回答した施設は13.1%となっている。

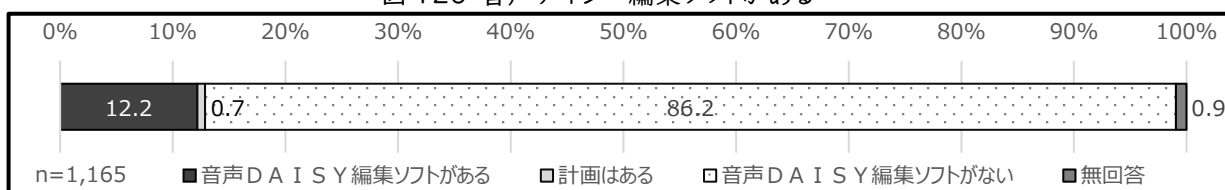
図125 デジタル録音機がある



⑪ 音声デイジー編集ソフト

「音声デイジー編集ソフト」があると回答した施設は12.2%となっている。

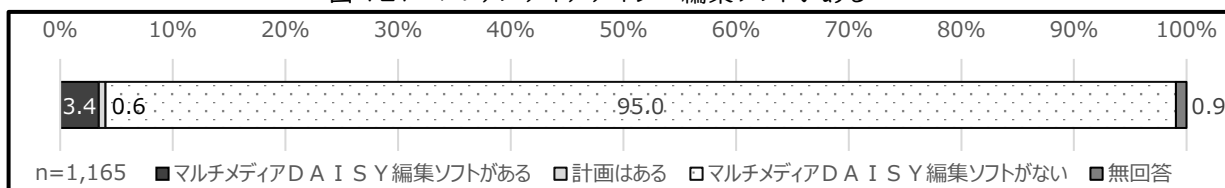
図126 音声デイジー編集ソフトがある



⑫ マルチメディアデイジー編集ソフト

「マルチメディアデイジー編集ソフト」があると回答した施設は3.4%となっている。

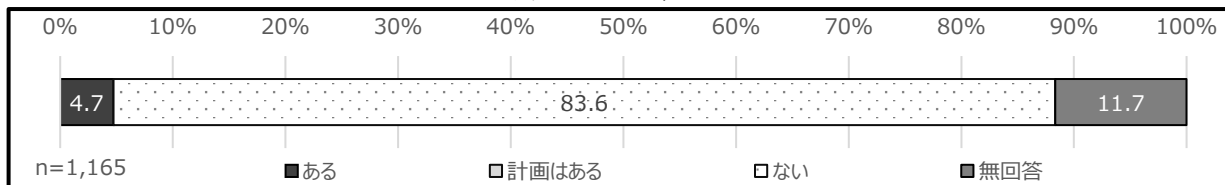
図127 マルチメディアデイジー編集ソフトがある



⑬ その他

「その他」と回答した施設は4.7%となっている。

図128 その他



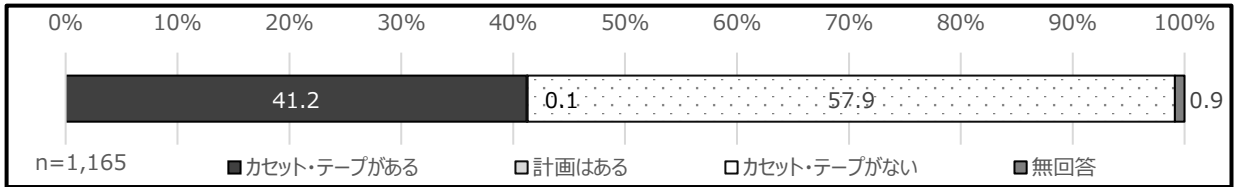


D) 図書・資料

① 障害者向け録音資料(カセット・テープ)

「障害者向け録音資料(カセット・テープ)」があると回答した施設は41.2%となっている。

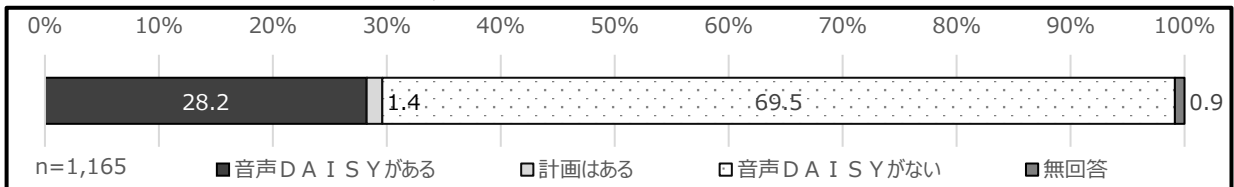
図 129 障害者向け録音資料(カセット・テープ)がある



② 障害者向け録音資料(音声デイジー)

「障害者向け録音資料(音声デイジー)」があると回答した施設は28.2%となっている。

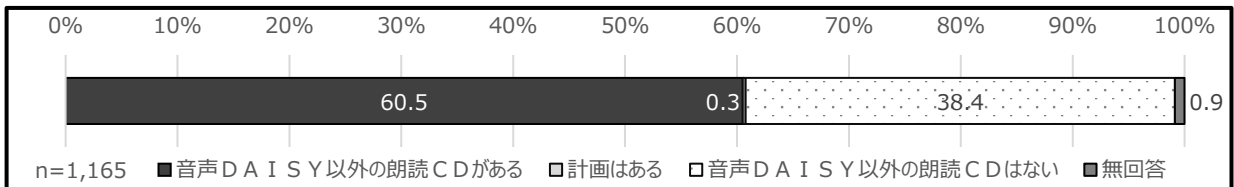
図 130 障害者向け録音資料(音声デイジー)がある



③ 音声デイジー以外の朗読CD

「音声デイジー以外の朗読CD」と回答した施設は60.5%となっている。

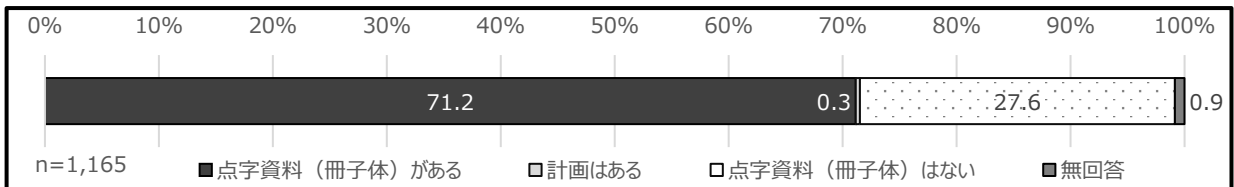
図 131 音声デイジー以外の朗読CDがある



④ 点字資料(冊子体)

「点字資料(冊子体)」があると回答した施設は71.2%となっている。

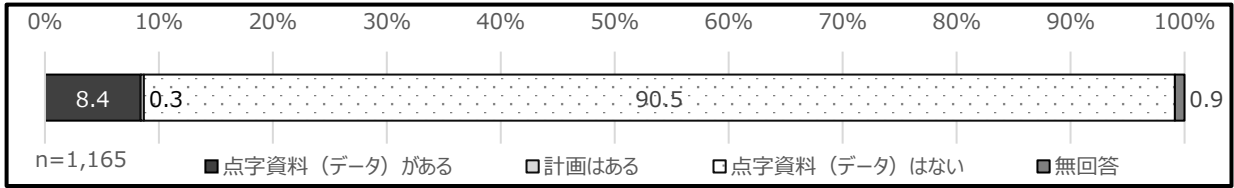
図 132 点字資料(冊子体)がある



⑤ 点字資料(データ)

「点字資料(データ)」があると回答した施設は8.4%となっている。

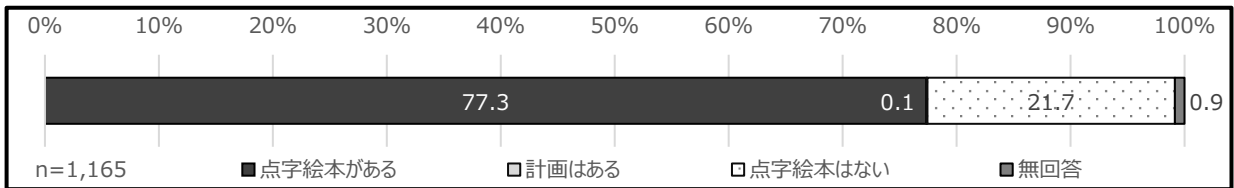
図 133 点字資料(データ)がある



⑥ 点字絵本

「点字絵本」があると回答した施設は77.3%となっている。

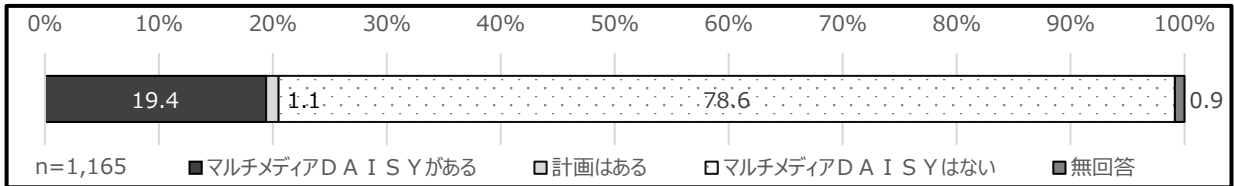
図 134 点字絵本がある



⑦ マルチメディアデイジー

「マルチメディアデイジー」があると回答した施設は19.4%となっている。

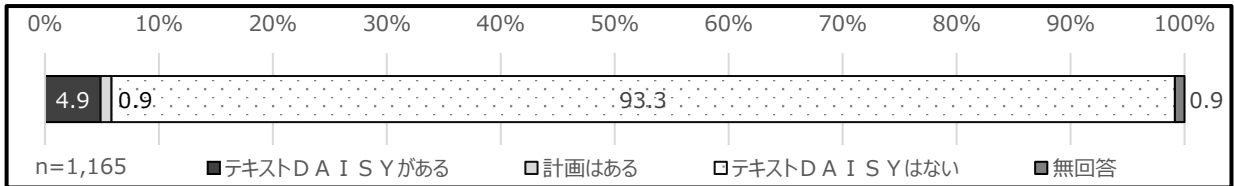
図 135 マルチメディアデイジーがある



⑧ テキストデイジー

「テキストデイジー」があると回答した施設は4.9%となっている。

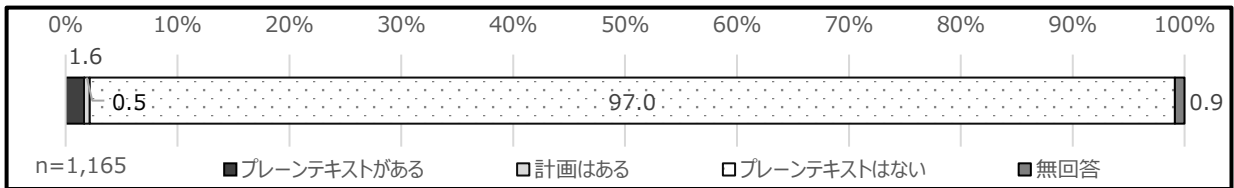
図 136 テキストデイジーがある



⑨ プレーンテキスト

「プレーンテキスト」があると回答した施設は 1.6%となっている。

図 137 プレーンテキストがある



⑩ 大活字本

「大活字本」があると回答した施設は 90.4%となっている。

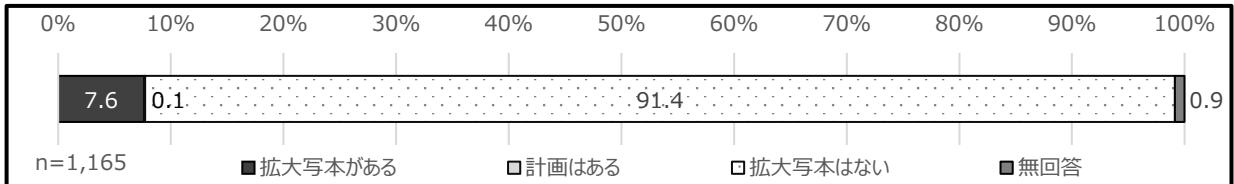
図 138 大活字本がある



⑪ 拡大写本

「拡大写本」があると回答した施設は 7.6%となっている。

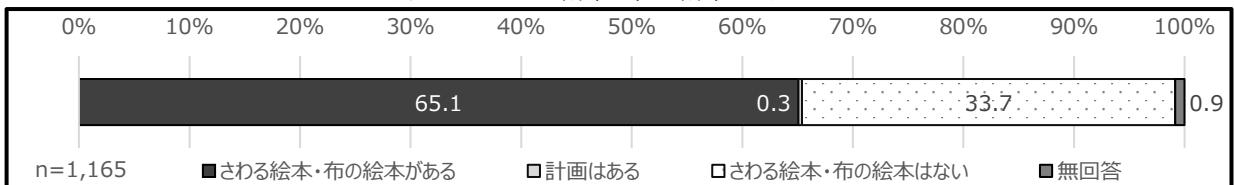
図 139 拡大写本がある



⑫ さわる絵本・布の絵本

「さわる絵本・布の絵本」があると回答した施設は 65.1%となっている。

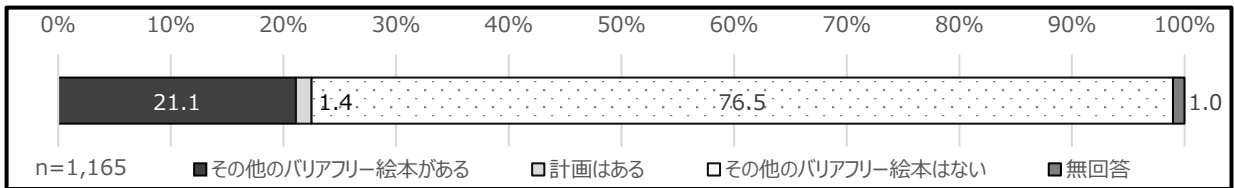
図 140 さわる絵本・布の絵本がある



⑬ その他のバリアフリー絵本

「その他のバリアフリー絵本」があると回答した施設は 21.1%となっている。

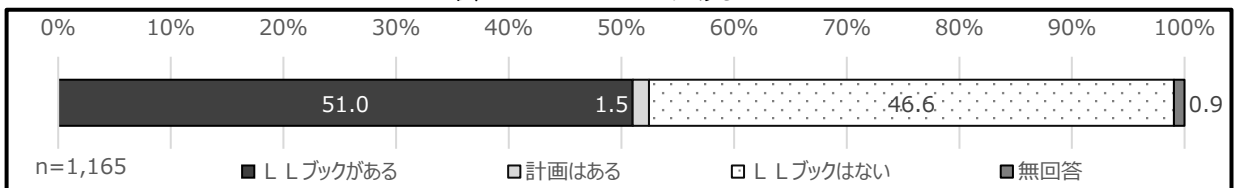
図 141 その他のバリアフリー絵本がある



⑭ LLブック

「LLブック」があると回答した施設は 51.0%となっている。

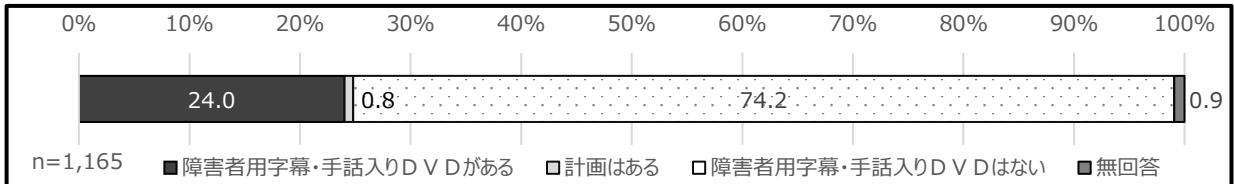
図 142 LLブックがある



⑮ 障害者用字幕・手話入りDVD

「障害者用字幕・手話入りDVD」があると回答した施設は 24.0%となっている。

図 143 障害者用字幕・手話入りDVDがある



⑯ その他

「その他」と回答した施設は 2.1%となっている。

図 144 その他

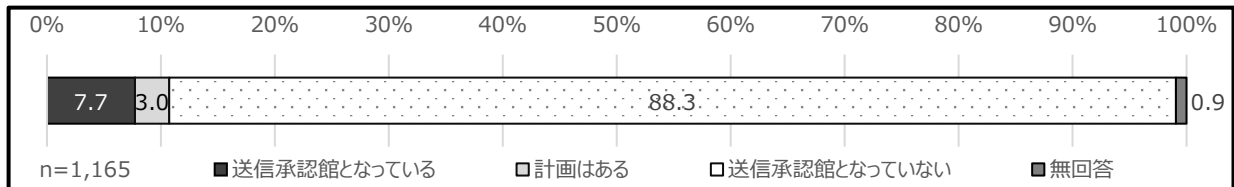


E) ネットワーク

① 国立国会図書館視覚障害者等用データの送信承認館となっている

「国立国会図書館視覚障害者等用データの送信承認館となっている」と回答した施設は7.7%となっている。

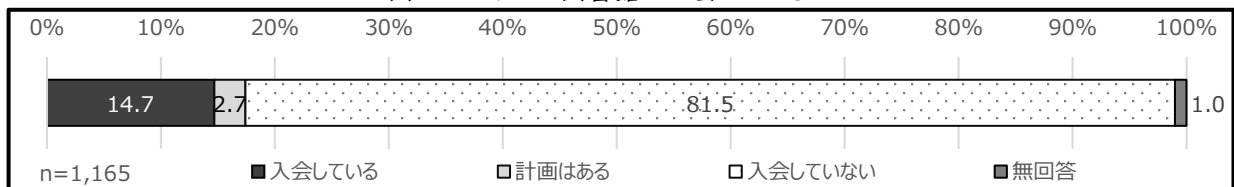
図 145 国立国会図書館視覚障害者等用データの送信承認館となっている



② サピエ図書館に入会している

「サピエ図書館に入会している」と回答した施設は14.7%となっている。

図 146 サピエ図書館に入会している



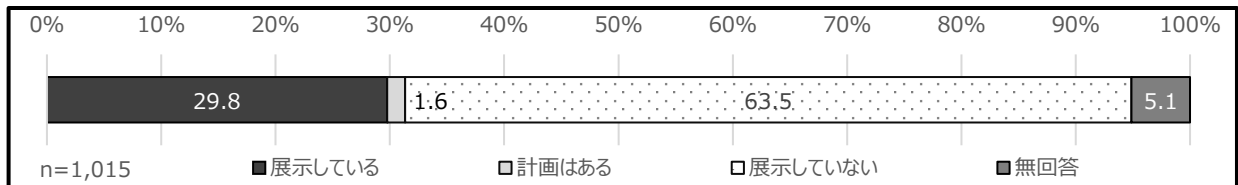
## 5 博物館に固有の合理的配慮に関する取組（個別項目別回答状況）

### 5-1. 主に視覚障害者への展示物の配慮

#### A) 視力の弱い方でも見えるよう、十分な明るさで展示する

「視力の弱い方でも見えるよう、十分な明るさで展示する」と回答した施設は 29.8%となっている。

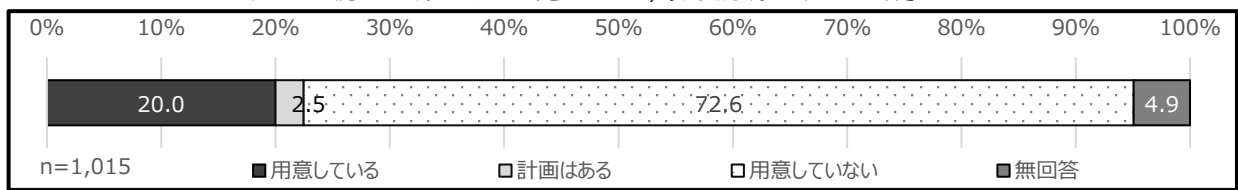
図 147 視力の弱い方でも見えるよう、十分な明るさで展示する



#### B) 視力の弱い方でも見えるよう、展示説明パネルを用意する

「視力の弱い方でも見えるよう、展示説明パネルを用意する」と回答した施設は 20.0%となっている。

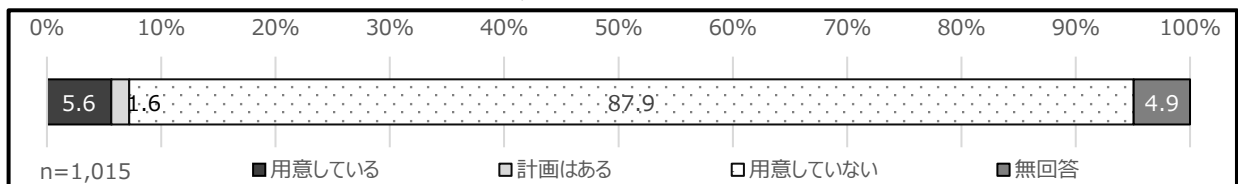
図 148 視力の弱い方でも見えるよう、展示説明パネルを用意する



#### C) 視覚障害者用の音声ガイドを用意する

「視覚障害者用の音声ガイドを用意する」と回答した施設は 5.6%となっている。

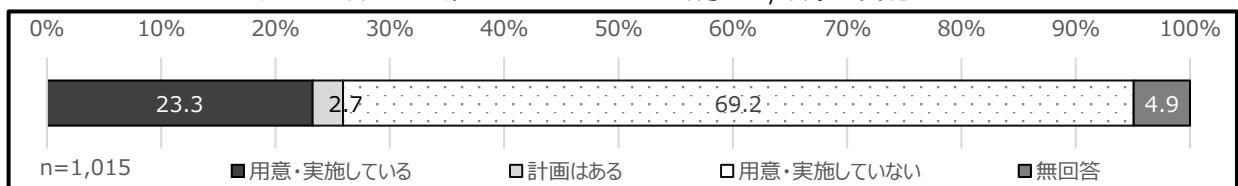
図 149 視覚障害者用の音声ガイドを用意する



#### D) 触って理解できるコンテンツを用意する/触察を実施する

「触って理解できるコンテンツを用意する/触察を実施する」と回答した施設は 23.3%となっている。

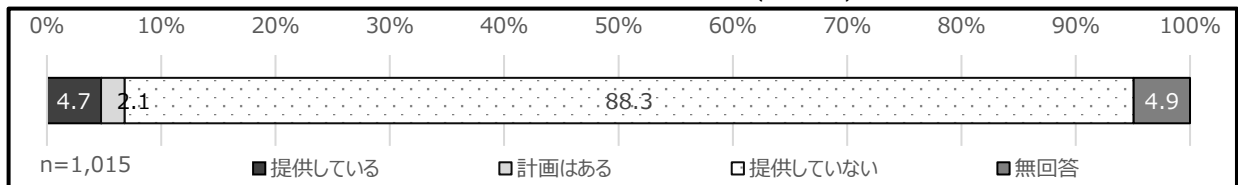
図 150 触って理解できるコンテンツを用意する/触察を実施する



E) 拡大文字による説明資料を提供(紙媒体)する

「拡大文字による説明資料を提供(紙媒体)する」と回答した施設は 4.7%となっている。

図 151 拡大文字による説明資料を提供(紙媒体)する



F) 拡大可能な端末(タブレット等)による情報提供をする

「拡大可能な端末(タブレット等)による情報提供をする」と回答した施設は 3.8%となっている。

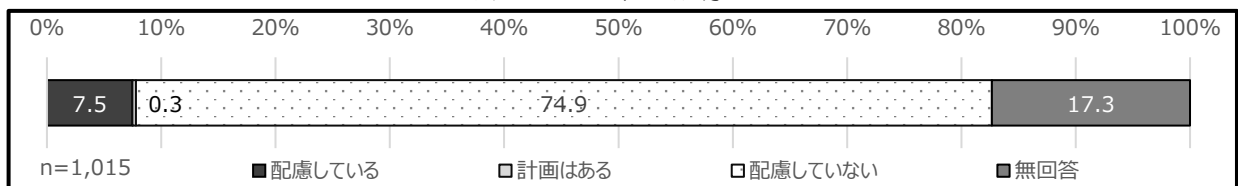
図 152 拡大可能な端末(タブレット等)による情報提供をする



G) その他の配慮

「その他の配慮」と回答した施設は 7.5%となっている。

図 153 その他の配慮

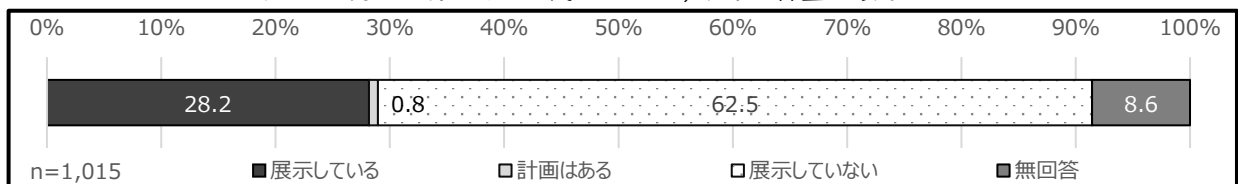


5-2. 主に聴覚障害者への展示物の配慮

A) 聴力の弱い方でも聞こえるよう,十分な音量で展示する

「聴力の弱い方でも聞こえるよう,十分な音量で展示する」と回答した施設は 28.2%となっている。

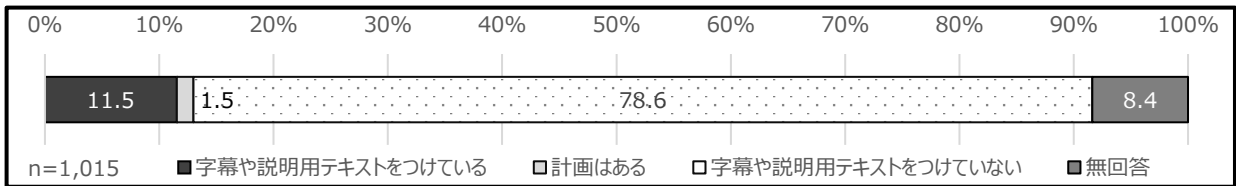
図 154 聴力の弱い方でも聞こえるよう,十分な音量で展示する



B) 映像コンテンツの音に字幕や説明用テキストをつける

「映像コンテンツの音に字幕や説明用テキストをつける」と回答した施設は 11.5%となっている。

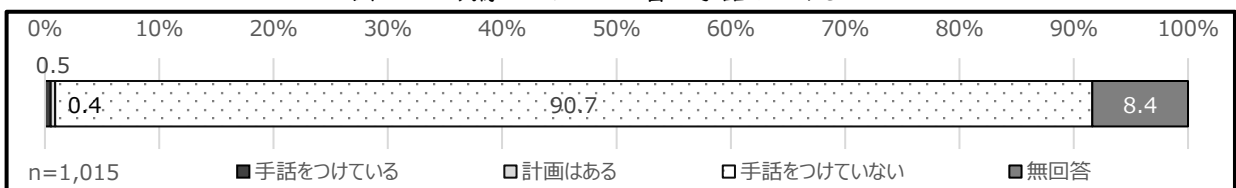
図 155 映像コンテンツの音に字幕や説明用テキストをつける



C) 映像コンテンツの音に手話をつける

「映像コンテンツの音に手話をつける」と回答した施設は 0.5%となっている。

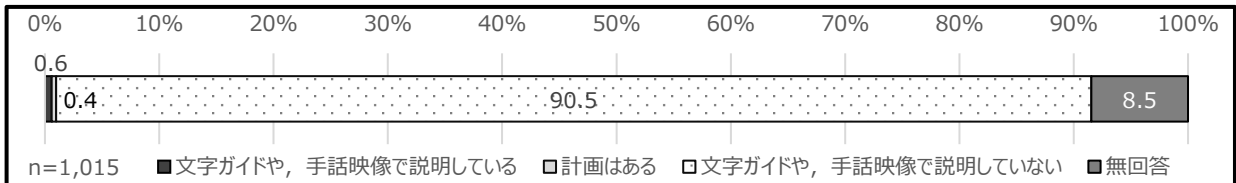
図 156 映像コンテンツの音に手話をつける



D) 音の出る展示に対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する

「音の出る展示に対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する」と回答した施設は 0.6%となっている。

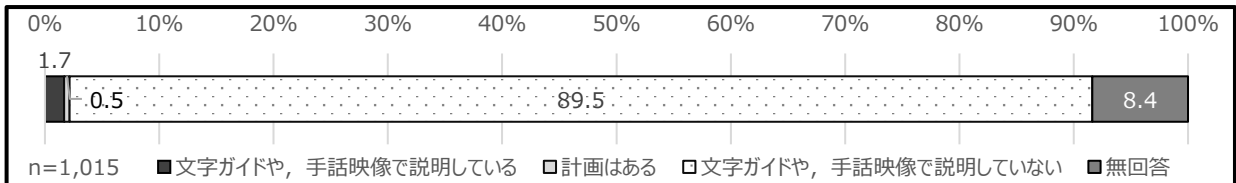
図 157 音の出る展示に対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する



E) 音声ガイドに対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する

「音声ガイドに対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する」と回答した施設は 1.7%となっている。

図 158 音声ガイドに対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する





F) その他の配慮

「その他の配慮」と回答した施設は 4.1%となっている。

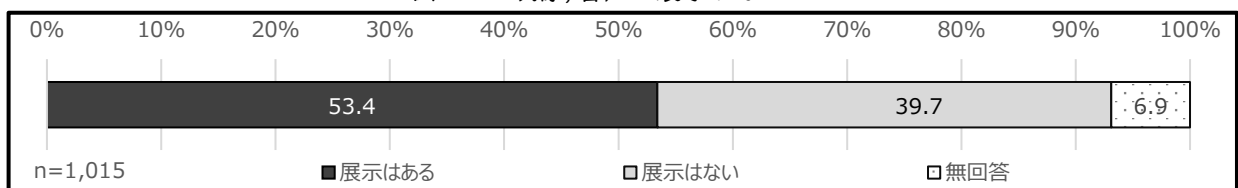
図 159 その他の配慮



G) 映像、音声の展示がない

「映像、音声の展示がない」と回答した施設は 53.4%となっている。

図 160 映像、音声の展示がない

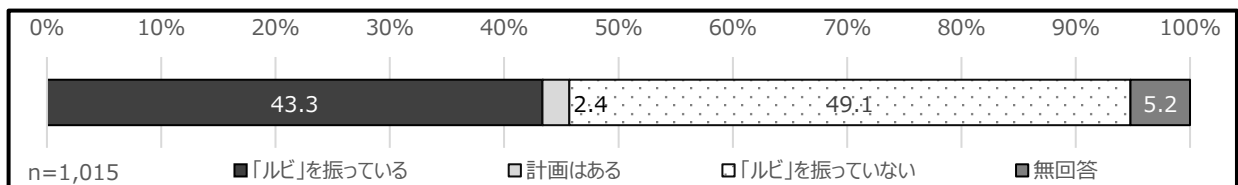


5-3. その他の配慮 (知的障害者、発達障害者等への配慮も含む)

A) 展示説明資料やパネル等に「ルビ」を振る

「展示説明資料やパネル等に「ルビ」を振る」と回答した施設は 43.3%となっている。

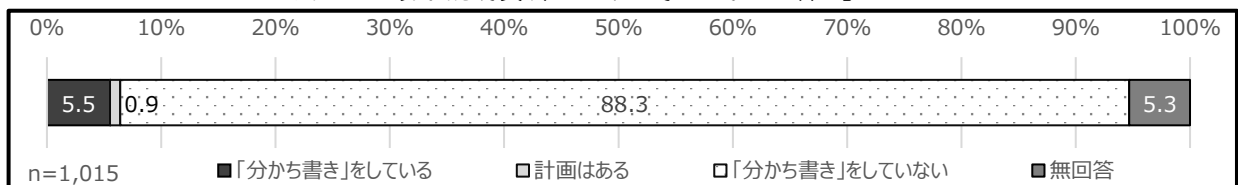
図 161 展示説明資料やパネル等に「ルビ」を振る



B) 展示説明資料やパネル等を「分かち書き」する

「展示説明資料やパネル等を「分かち書き」する」と回答した施設は 5.5%となっている。

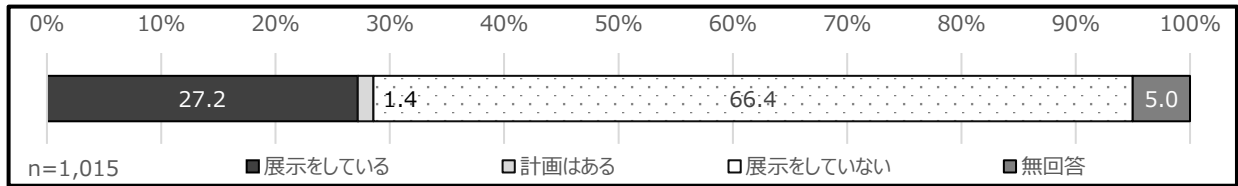
図 162 展示説明資料やパネル等を「分かち書き」する



C) 車いすの高さを意識した展示をする

「車椅子の高さを意識した展示をする」と回答した施設は 27.2%となっている。

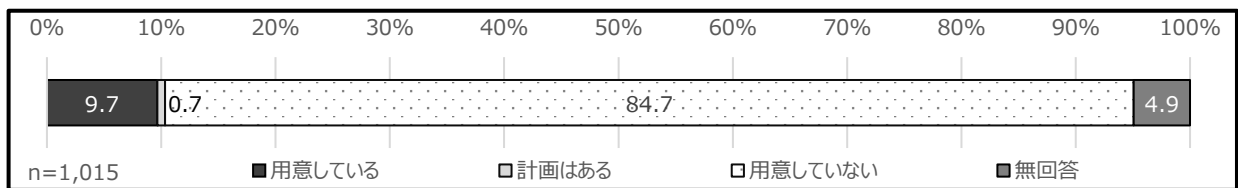
図 163 車椅子の高さを意識した展示をする



D) 展示物の高さに合わせた車いすを用意する

「展示物の高さに合わせた車椅子を用意する」と回答した施設は 9.7%となっている。

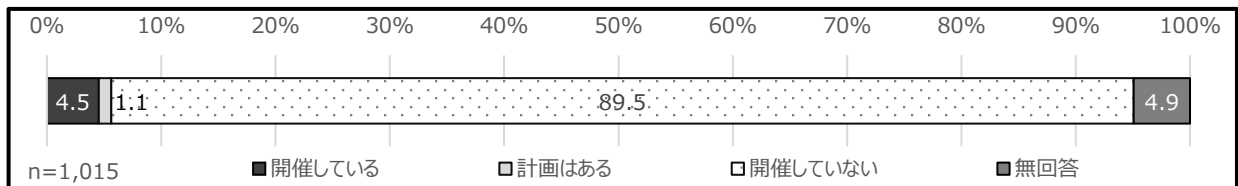
図 164 展示物の高さに合わせた車椅子を用意する



E) 定期的もしくは不定期に、障害者等に配慮したガイドツアー（解説・手話等を含む）等を開催する

「定期的もしくは不定期に、障害者等に配慮したガイドツアー（解説・手話等を含む）等を開催する」と回答した施設は 4.5%となっている。

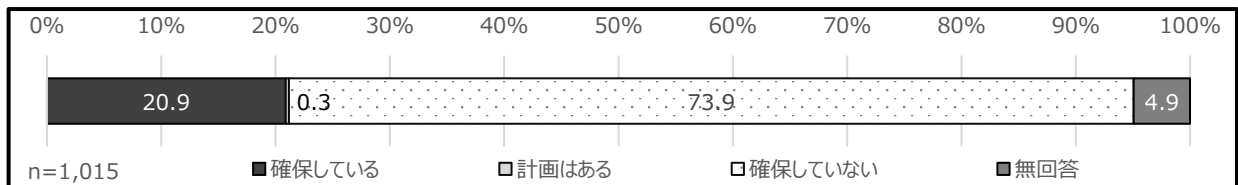
図 165 定期的もしくは不定期に、障害者等に配慮したガイドツアー（解説・手話等を含む）等を開催する



F) 疲労を感じやすい障害者等（身体障害者補助犬を含む）に配慮した、飲食可能な別室または休憩スペースを確保する

「疲労を感じやすい障害者等（身体障害者補助犬を含む）に配慮した、飲食可能な別室または休憩スペースを確保する」と回答した施設は 20.9%となっている。

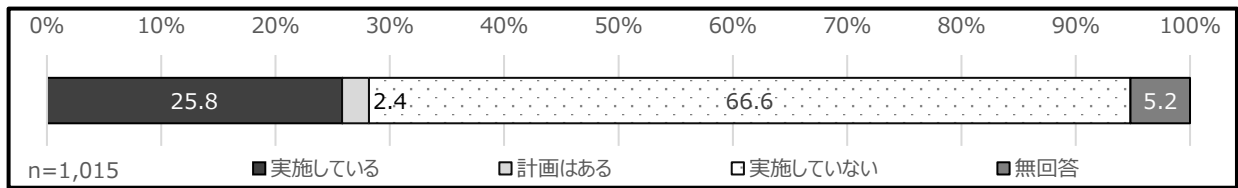
図 166 疲労を感じやすい障害者等に配慮した、飲食可能な別室または休憩スペースを確保する



G) 学芸員等による個別支援を実施する

「学芸員等による個別支援を実施する」と回答した施設は 25.8%となっている。

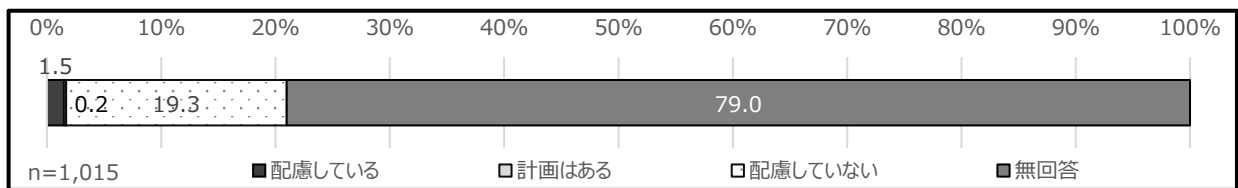
図 167 学芸員等による個別支援を実施する



H) その他の配慮

「その他の配慮」と回答した施設は 1.5%となっている。

図 168 その他の配慮





### III 社会的教育施設において障害者が学習活動に 参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査



# 1 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査実施概要

国立・都道府県立・市区町村立の社会教育施設を対象として、各施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する事例調査を実施した。

事例調査(訪問ヒアリング調査)実施にあたっては、「I 調査研究目的及び調査項目等」に記載の、専門的な知識を有するアドバイザーボード委員からの助言をもとに実施した。

## 1-1. 調査実施時期および実施方法

- 調査実施時期: 2019年11月25日~2020年1月21日
- 調査実施方法: 先進事例への訪問ヒアリング調査

## 1-2. 対象

- 対象: 調査研究の事例調査対象は下記のとおり。

【事例調査対象並びに対応者(設置主体, 五十音順; 敬称略)】

### i. 図書館

埼玉県立久喜図書館	障害者サービス担当 司書主幹 佐藤 聖一 障害者サービス担当 主任司書 大島 恵津子
鳥取県立図書館	副館長 北村 徹 情報相談課 図書担当 係長 福市 信 情報相談課 相談担当 司書 佐伯 真由佳
新宿区立戸山図書館	館長 大城 澄子 館長補佐 障害者サービス担当 谷口 絵莉子
調布市立図書館	館長 小池 信彦

### ii. 博物館

国立民族学博物館	グローバル現象研究部 教授 信田 敏宏 グローバル現象研究部 准教授 広瀬 浩二郎
愛知県美術館	美術課長 深山 孝彰 主任学芸員 藤島 美菜
東京都美術館	アート・コミュニケーション係長 学芸員 稲庭 彩和子
美濃加茂市民ミュージアム	美濃加茂市役所 市民協働部文化振興課 学芸係 学芸員 藤村 俊

### iii. 青少年教育施設

国立曽爾青少年自然の家	次長兼総務係長 鈴口 真也 企画指導専門職 曾和 良友
-------------	--------------------------------

### iv. 女性教育施設

越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	所長 松岡 年 作部 径子
男女共同参画センター横浜南	館長 小園 弥生

## 1-3. 調査項目

- ✓ 取組の経緯
- ✓ 取組の概要と特徴
- ✓ 合理的配慮の要素・工夫, 課題 等

#### 1-4. 社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する先進事例調査結果概要

社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する先進事例調査結果の概要を以下に示す。

##### 1-4-1. 図書館における先進事例

- (1) 埼玉県立久喜図書館「県立図書館としての「障害者サービス」の提供・支援  
-視覚障害者を中核とする専任司書体制-」  
県立図書館として、音訳資料製作において専門書等、比較的難しい内容のものを分担、対面朗読でもそうした資料や調査研究にも対応。  
埼玉県図書館協会障害者サービス専門委員会事務局として、障害者サービスに関する研修会や実態調査を実施、県立図書館として、年100件程度の図書館からの相談に対応、視察等受入れ、講師紹介・派遣等の市町村図書館支援を実施。  
2015年から2年計画で新規音訳者の採用と養成講座を実施、音訳者の若返りを達成。  
視覚障害のある専任司書を中核とする専任司書体制を構築、当事者の立場に立ったサービスの実施、サービス継承と発展につなげている。
- (2) 鳥取県立図書館「はーとふるサービス」の提供 -聴覚障害者サービスと「ネットワーク」-」  
2006年「目指す図書館像」策定とそれを契機とした外部研修受講をきっかけに、館内横断的なワーキンググループを立ち上げ、障害者サービスを本格的に始動。  
2013年の手話言語条例制定（全国初）に合わせ、聴覚障害者サービスにも取り組む。  
特別支援学校図書館に対しても、整備された物流システムによるリクエスト資料の搬送、大活字本セット、大型絵本、特別支援学校司書教諭・学校司書が選定した特別支援学校用セットの貸出、児童生徒へのセミナーや体験学習受入れ、訪問相談等で支援。
- (3) 新宿区立戸山図書館「音訳サービス」の効率的実践  
-組織的・計画的な音訳ボランティアとの協働-」  
2009年に新宿区立図書館の障害者サービス拠点館として指定管理者による運営を開始したことを機に、音訳ボランティアを研修、新規募集・養成により再編成。  
ボランティアの人数と作業所要時間をもとに製作可能数を算出、不足分を「全国音訳ボランティアネットワーク」に依頼して買い取る方式で、区内のリクエストをひとつも断らない音訳資料製作を実現。  
ラジオ朗読番組の音源の無償提供を受け、デジタイズする取組も実施。
- (4) 調布市立中央図書館「利用支援サービス」の持続的実践  
-充実のサービスを支える障害福祉部局との連携-」  
公共図書館で行われる障害者サービスのほぼ全種類を網羅。個別の登録利用者のニーズにきめ細やかに寄り添った人的対応のほか、大活字本新刊等を2セット購入して本館と分館巡回用に配置、録音図書再生機器は歴代各機種を複数台保有して製作資料のチェックと利用者の購入検討のための貸出で活用する等、資料や施設・設備も充実。  
福祉予算の活用、潜在的利用者への広報等で福祉部局と効果的に連携。  
全市民の徒歩圏内に中央館・分館が配置されている図書館網を活かした、宅配協力者による宅配サービスも実施。



## 1-4-2. 博物館における先進事例

### (1) 国立民族学博物館「多様性」と「共通性」を探究する博物館の実践

-知的障害者、視覚障害者も学び、楽しむための試み-

#### ・「みんなく Sama-Sama 塾」

もっと学びたい中学生以上の知的障害者を対象に、研究者による講義と展示場での観覧を組み合わせたワークショップを実施、生涯学習機会を提供するとともに、知的障害者にとって利用しやすい博物館のモデルケースとなることを目指し、保護者の意識変容のきっかけも作る。

#### ・「誰もが楽しめる博物館=ユニバーサル・ミュージアム」に向けた取組

視覚障害者も含め、誰もが楽しめる博物館を創造することを目指した、MMP(みんなくミュージアムパートナーズ)による来館者案内、「さわる」ことを軸とした展覧会や常設コーナー設置、シンポジウム開催等。他の博物館の実践へのアドバイザーとしての協力事例も。

### (2) 愛知県美術館「視覚に障害がある方との鑑賞会」の開催

-地域の連携と多様な鑑賞をめざして-

美術館が主体的に、美術館学芸員による作品分析の視点を加えた内容を企画し、ボランティアと連携して行う視覚障害者との鑑賞会を、毎年4回程度開催。児童生徒向けのプログラムも。

鑑賞の補助資料として「立体コピー」、「立体絵画」、触察本『さわるアートブック』を制作、『さわるアートブック』については立体コピー用のデータ等をウェブサイトで公開。

県立特別支援学校(視覚)を対象に、アーティストや研究者と連携した体験的な出前授業「アーティスト・イン・スクール」を実施。

特別支援学校での授業や『さわるアートブック』制作では県内美術館と連携し、成果を地域の美術館にも還元、その後も有志の学芸員によるワーキンググループが継続。

### (3) 東京都美術館「アート・コミュニケーション事業の推進

-「とびラー」とともに、「創造と共生の場=アート・コミュニティ」の構築を目指す-

約130名の市民がアート・コミュニケーター「とびラー」として、東京都美術館の学芸員や東京藝術大学の専門性をもったスタッフと共に学びの場を持ちながら、美術館を拠点に社会的な活動をつくっていく「とびらプロジェクト」、上野公園に集まる9つの文化施設が連携する、子供たちとその保護者や教員を対象としたプロジェクト「Museum Start あいうえの」、従来からの教育普及活動の3つから成る「アート・コミュニケーション事業」の中で、1日で約1,000名の障害者と介助者が参加する年3~4回の特別鑑賞会や、特別支援学校のミュージアム訪問などの児童生徒向けプログラム等を実施。

### (4) みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム「博学連携とミュージアム体験学習会

-森、復元養蚕民家、さわれる出土品等を活かした体験学習-

博物館の学校活用を市内の小・中学校の年間授業計画に位置づけ、市内の小学生は、特別支援学級の児童も含め、年1回は来館。『活用の手引き・活用実践集』では、施設の資源を活かした特別支援学級の実践報告や、特別支援学級が活用しやすい「全学年に合わせて活動できるプログラム」を、豊富な写真とともに紹介。

復元養蚕民家での伝承料理体験や、土器等の出土品(実物資料)に触れる歴史体験、敷地内の森林での自然体験等、施設の資源を活かした体験的な学習機会を、視覚障害者や知的障害者の団体に提供。

#### 1-4-3. 青少年教育施設における先進事例

##### (1) 国立曽爾青少年自然の家「「そにっとキャンプ」の開催

-発達障害のある子どもたちの「出会い」「冒険」「旅立ち」-

発達障害のある小学 3~6 年生の児童を対象に、新しい仲間との親交をもち、協力する気持ちを培う「出会いのキャンプ」、仲間とともにさらに高いレベルの山や水の冒険に挑む「冒険のキャンプ」、これまでの活動や成長を振り返る「旅立ちのキャンプ」の 3 回を 1 シリーズとして、鹿のキャラクター「そにっと」からミッションが与えられるストーリーキャンプを実施。自然の中での冒険的な活動等を通して、成功体験や達成感を積み重ね、社会性や自己肯定感を養う。

「冒険のキャンプ」には保護者も参加。子どもとの関わり方に関するワークショップや野外炊事等の保護者向けプログラムを提供し、保護者のネットワーク形成を手助けする。

#### 1-4-4. 女性教育施設における先進事例

##### (1) 越谷市男女共同参画支援センター「「防災講座」等の推進

-登録団体、市民公募型事業を通じた障害当事者との協働-

地域の防災担当者を巻き込みながら、女性や高齢者、障害者、外国人等に配慮した避難所運営等について、具体的な事例やシミュレーションを通して学ぶ「防災講座」、市が認定する施設の登録団体による講座や企画展示、市民公募型男女共同参画事業等、障害当事者や障害者関係団体が参加・企画する、障害者関連の学習事業を継続的に推進。

施設やその指定管理団体が、障害者に関わるさまざまな団体と地域で継続的に活動する取組等が、講座に障害者の参加や講師としての協力を得ることを可能としている。

##### (2) 男女共同参画センター横浜南「社会参加の助走期間としての就労体験「めぐカフェ」

-地域若者サポートステーションと連携した若年女性無業者の自立支援-

不調やひきこもり等を経験した若年(15~39 歳)女性を対象に行っている就労支援プログラムの一環として、働く前に「人々の中で、安心を感じる」体験としてのカフェでの就労体験機会を提供、実習生が人や社会にかかわるソーシャルスキルを獲得することを目指す。

「よこはま若者サポートステーション(サポステ)」等の支援機関で個別相談を受けることを実習参加の条件とし、サポステとは、本人の了解のもと、支援計画の共有等の連携を図っている。

横浜市男女共同参画センターの相談機能やライブラリ機能も活用し、生きづらさへの対処に関する多面的な支援を行っている。

## 2 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「図書館」事例

### 2-1. 埼玉県立久喜図書館(埼玉県久喜市)

#### 県立図書館としての「障害者サービス」の提供・支援 - 視覚障害者を中核とする専任司書体制 -

#### 1. 県立図書館としての「障害者サービス」 の現況

##### <障害者サービスの長い歴史>

埼玉県立図書館は現在、久喜図書館と熊谷図書館の2館体制となっており、収集する資料の分野を分担し、それぞれ特徴あるサービスを行っている。以前の4館体制から、2003年に川越図書館が、2015年に浦和図書館が廃止され、現状に至った。

久喜図書館は自然科学、技術、芸術、言語、文学分野を担当し、児童サービス・障害者サービスの中心館となっている。障害者サービス担当者は、久喜図書館に集中して配置されている。

は、久喜図書館に集中して配置されている。

埼玉県立図書館における障害者サービスの特徴のひとつに、その長い歴史がある。

『埼玉県立浦和図書館五十年誌』によれば、1952年に旧浦和図書館で点字資料の貸出サービスを開始したという記録がある。また、1975年開館の旧川越図書館は、準備室の段階から朗読者を養成して障害者サービスを実施している。

今日的な意味における障害者サービスは、1970年の都立日比谷図書館での録音図書製作・貸出と試験的な対面朗読から始まっているといわれており、その5年後の実施となる埼玉県立図書館のサービスは、公共図書館の障害者サ

#### 「障害者サービス」実施概要

##### ① 実施主体

埼玉県立久喜図書館

##### ② 障害者サービス担当の業務概要

視覚障害者等の活字による読書の困難な人を対象に、主に障害者サービス用資料を用いたサービスを実施。

(図書館全体としては、視覚障害だけではなく、さまざまな理由で図書館利用に障害のある利用者を支援するサービスを実施。障害のある利用者への音楽CDの貸出やレファレンス等のサービスも、それぞれの業務担当が実施。)

##### <サービス・事業>

- i. 点字・録音資料等の貸出(郵送・窓口・市町村立図書館窓口からの貸出)
- ii. 対面朗読点字・音声デジター・マルチメディアデジター資料の製作(\*)
- iii. 障害者サービス用目録の作成(印刷版・点字版・デジター版・カセットテープ版等、利用者の希望するものを送付)
- iv. 音訳者、デジター編集者の研修等(年10回程度)
- v. 障害者サービス用資料の資料展・体験会(教職員の研修会等への出張展示、年10回程度)
- vi. 布の絵本製作

\*県立図書館として、資料製作は専門書等、比較的難しい内容のものを分担。

対面朗読でもそうした資料や調査研究にも対応。

##### <市町村立図書館の障害者サービス支援>

《埼玉県図書館協会障害者サービス専門委員会事務局としての活動》

- i. 職員研修会の企画・実施
- ii. 埼玉県の障害者サービス実態調査
- iii. 県内公共図書館所蔵新着録音・点字図書情報の作成等

《県立図書館障害者サービス担当としての業務》

- i. 図書館からの種々の質問への対応(年70件以上)
- ii. 来館による運営相談、見学、視察、体験研修の受け入れ
- iii. 研修会講師の紹介、自館の職員・音訳者・デジター編集者を講師として派遣

##### ③ 実施体制

正職員6名(全員が専任司書。うち、1名は視覚障害のある職員)



サービスの草分け的な存在の一つである。

埼玉県立図書館では、視覚障害だけではなく、さまざまな理由で図書館利用に障害のある利用者に向けてその利用を支援するサービスを行っており、障害者サービス担当では、視覚障害者等の活字による読書が困難な人を対象に、録音・点字資料等を用いたサービスを行っている。

#### <県立図書館としての役割>

県立図書館は、専門的なレファレンスや調査研究等に対応する役割を担っており、障害者サービスにおいてもそれは同様である。

対面朗読では、専門分野の資料が読める音訳者を多数養成しており、難しい内容のものにも対応できる。障害者サービス用資料製作においては、点字図書館や市町村立図書館が製作する読み物や一般書ではなく、比較的難易度の高いものや、専門的な資料の製作を意識している。

また、県内市町村立図書館の障害者サービスへの支援を行っている。

#### <登録・貸出状況>

2018年度の登録者数は558名、2019年度は11月末時点で567名である。視覚障害の利用者は登録者数、貸出数が減少傾向にあるが、視覚障害以外の活字による読書が困難な利用者の登録数(2018年度22名)が増えたため、総登録者数はほぼ横ばい状態になっている。

全国の点字図書館・公共図書館、県内の特別支援学校、特別支援学級等への貸出も行っている。

貸出の主流はデジジーであり(2018年度:18,186タイトル)、カセットテープの貸出は急速

に減ってきている(2017年度:782タイトル→2018年度:372タイトル)。点字資料は漸減している(2018年度:1,128タイトル)。

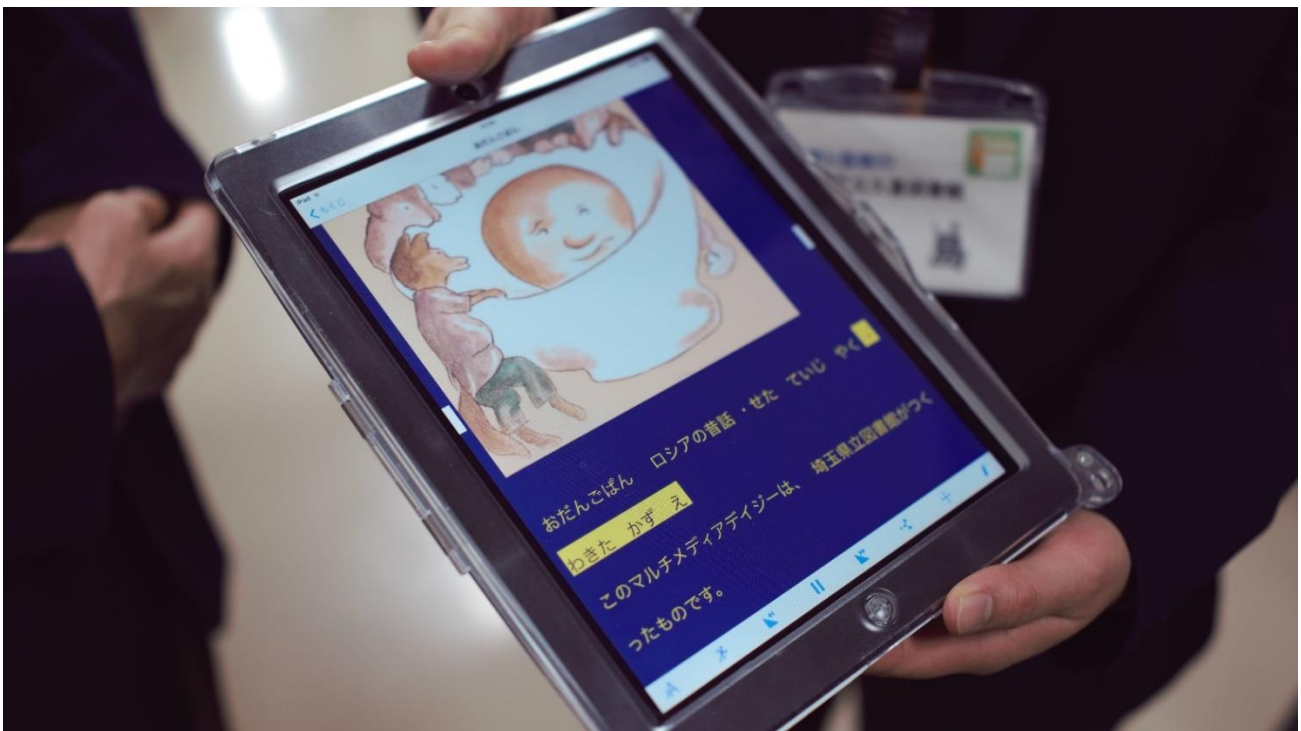
デジジーのメディアによる貸出数も減少してきているが、デジジー・マルチメディアデジジー・点字資料のデータは国立国会図書館に登録しており、ダウンロードやストリーミングで利用されている。これらのデータは、国立国会図書館からもサピエ図書館からも検索できる。

2018年度の国立国会図書館サーチからのデータ送信数(ダウンロードとストリーミングの合計)は、デジジー(登録タイトル総数920)6,308回、マルチメディアデジジー(登録タイトル総数11)57回、点字(登録タイトル総数287)3,045回であり、特に点字資料の利用率が高い。

貸出方法は、視覚障害者については郵送(無料)、視覚障害以外の者については窓口(家族等が来館)や市町村立図書館窓口からの貸出で対応している。

他の図書館からデジジーや点字で借り受けて、利用者に郵送することも多い。それらの相互貸借、利用者への貸出の記録は、一般的なデータベースソフトを職員が改良したものをを用いて管理している。

貸出については、利用者ごとにきめ細かく対応している。自らは貸出管理がしにくい利用者に合わせて、タイトルがあいまいなリクエストに応じ検索しながら借りたい資料をつきとめる、適当でいいからちょうどよく送ってほしいというリクエストに応じる、一定数返却されたらまた貸し出すリスト貸し等、障害者の物の管理や情報収集の困難も考慮して、要望にできる限り応えている。



\*「マルチメディアデジジー」: 発達障害のある子どもたち向けの絵本(写真:埼玉県立久喜図書館提供)

#### <資料製作>

音声デージー、マルチメディアデージー、点字資料等を製作している。製作は、利用者からリクエストされたもののうち、全国のどこにも所蔵館がなく、比較的難しい内容のものを中心に行っている。

2018年度の年間製作数は、デージー図書雑誌が48タイトル(内、マルチメディアデージー13タイトル)、点字図書10タイトルであった。

マルチメディアデージーについては、発達障害のある子どもを念頭に置いて、絵本等を製作している。そもそもマルチメディアデージーを製作している図書館が全国に数館しかないため、普及啓発活動の一環として、発達障害のある子どもたちが見てくれるような絵本や彼らに役立つような図書を、図書館側で選書して製作している。

また、これまで子ども読書推進担当が行ってきた布の絵本の製作も、2019年度から障害者サービス担当が行うこととなった。

布の絵本は、月に2回活動するボランティア団体が製作し、県内の特別支援学校、特別支援学級、児童福祉施設に団体貸出をしている。

#### <対面朗読>

障害者の閲覧を保障するものである対面朗読は、県立久喜図書館と県立熊谷図書館の両方で実施しており、音訳者の手配は久喜図書館で行っている。

2018年度の年間利用時間は、久喜図書館では530時間であった(熊谷図書館:78時間)。

予約制で、障害者サービスの開館時間である9時から17時までの間であれば、時間制限はない。長時間利用の場合は、音訳者がリレーしてサービスを提供することになる(1人の音訳者は2時間が限度)。

県立図書館の対面朗読の特長は、長時間利用できること、専門書等の難しい内容の資料や調査研究にも対応できることである。実際、午前と午後をまたいで長時間利用する者もあり、県内の遠方からも来館がある。

対面朗読室は2つあり、二重窓等の防音設備を備えている。隣に準備室があるため、また図書館周辺が静かな地域であるため、施設が古くても朗読室の静かさが保たれ、録音図書の製作もできる環境になっている。対面朗読室は、立地と、館内のどこにその部屋をおくかが重要である。

対面朗読室が空いているときには、辞書類があって読み方の調査等もできるため、ここで録音する音訳者もいる(ほとんどの音訳者は、録音機の貸出を受け、自宅で録音)。

#### <障害者サービスのPR>

障害者サービス用資料の資料展・体験会を年10回程度行っている。

特に、マルチメディアデージーについて学校関係者に知ってもらいたいため、教職員の研修会や、PTAの勉強会等へ赴き、さまざまな資料を並べ、実際に触って体験してもらう出張展示を積極的に行っている。

県立図書館の中でも、障害者サービスをPRする展示を行っている。

公開図書室の健康医療情報コーナーでは、『見て・聴いて・感じる読書』という特設コーナーを設け、発達障害関連の書籍とともに、デージー、布の絵本、バリアフリー絵本等を展示している。このコーナーは、自然科学分野の担当が発達障害の講演会を開催した際、障害者サービス担当がマルチメディアデージー等の障害者サービス用資料を展示、子ども読書推進担当が発達障害関連の資料を展示、講演会と同時期に資料展等を開催したことで誕生した。この資料展が好評だったため、常設展示となったが、この取組により、図書館の各担当間で、お互いが何をやっているか、どこにどういう資料があるかという情報が共有されるようになったという効果も生じた。

エントランスホール付近の通路にも、マルチメディアデージーのPR掲示や、発泡スチロールに写真コピーを貼ったプレクストークの実物大の立体物等が展示されている。

子ども図書室に設けられた、さまざまな障害者用の資料を集めた『りんごの棚』も、障害者サービスの理解促進の役割を果たしている。

## 2. 視覚障害者を中核とする専任司書による障害者サービスの推進

#### <専門セクションの必要性>

埼玉県立図書館の障害者サービス中心館として、久喜図書館には障害者サービス担当が置かれ、6名の専任司書が配置されている。6名の専任司書が配置されている館は他県にはないと思われる。

図書館のあらゆる窓口で障害者への的確なサービスができれば最善だが、現実に無理なこともあり、録音図書製作には専門的な知識が必要となる。図書館では数年で職員が異動となることもあり、サービスの維持発展という意味でも特に大きな図書館では専門セクションが必要である。

ただし、障害のある利用者へのサービスであっても、音楽CDの郵送貸出や資料の相談は視覚担当、レファレンスはレファレンス担当と、各業務担当が行うことになっている。そのほうが利用者にとって良い結果が出せるからである。

#### <障害のある職員の存在意義>

障害者サービス担当では、視覚障害のある職員がいることで、当事者の立場に立ったサービスの実施と、サービス継承・発展につなげている。来年度は障害のある担当者が欠員となるため、視覚障害者の採用試験を今年度実施し、採用する予定である。

障害のある職員の強みは、当事者の立場から、サービスの使いやすさ等についての実効的な意見や、音訳者等の図書館協力者に対する説得力のある議論ができる点にある。たとえば、音訳に関する方針や製作の分担等、20~30年もの長期

にわたって協力を得ている音訳者とのやりとりでは、図書館側の方針を理解してもらう過程で難しい局面も生じがちだが、障害当事者である職員と相談してこう決定した、と伝えると、円滑に進みやすい。

また、障害のある職員は、異動が少ない傾向にあり、ノウハウを蓄積しやすいということもある。

ただ、障害のある職員がいれば必ずその館の障害者サービスがよくなるわけではない。高い専門性を身につけた障害のある職員がノウハウを伝え、デジタイズや電子書籍、合成音声のような新たな技術も積極的に活用しつつ、職員全体で取り組んでいく必要がある。

### 3. 埼玉県内市町村立図書館に対する支援業務

<埼玉県図書館協会専門委員会事務局

としての業務>

埼玉県図書館協会には、レファレンス、児童サービス等の専門委員会があり、市町村立図書館の職員が委員となり、県立図書館が事務局を担当している。

障害者サービス担当では、障害者サービス専門委員会の事務局として、障害者サービス実態調査の実施・集計、市町村図書館職員研修会の企画・運営、音訳者や職員用マニュアルの作成・配布等を行っている。

また、埼玉県内で製作された障害者サービス用資料データを収集して利用目録を作成、県内図書館に提供するとともに、国立国会図書館に提出し、全国総合目録に反映させている。

<県立図書館としての業務>

県立図書館としては、県内市町村立図書館からの種々の相談に対応している。読書バリアフリー関連、著作権関連、録音図書の手作り等、年間100件程度の相談を受けている。視察・見学・相談に、市町村図書館の職員等が直接来館することもある。

研修会の企画、講師紹介、講師派遣も行っている。研修予算に応じてカリキュラムを考え、講師を紹介する。障害者サービス担当職員が講師として赴く場合もある。

県立図書館が信頼されているからこそ、市町村立図書館は、新たに障害者サービスを開始する際にはまず県立図書館に相談し、サービスの進展のために質問や依頼を行う。このような信頼を得ていることは、県立図書館にとって重要である。

### 4. 持続的音訳推進のための新規音訳者の養成と確保

障害者サービス用資料製作や対面朗読は、すべて謝金を支払い、無償ボランティアではなく「図書館協力者」という位置づけで埼玉県立図書館に個人登録している音訳者・点訳者の協力により

行われている。2019年度の登録者は、音訳者63名、デジタイズ編集者13名である。

図書館協力者の技術向上のため、研修等を年に10回程度開催している。

音訳者は、2014年当時の平均年齢が68歳と、高齢化が進み、減少傾向であった。このため、2015年度から2年計画で新規音訳者の採用と養成講座を実施した。

応募条件は、おおむね50歳以下とした。音訳で一人前になるには数年かかり、それから図書館と20年以上おつきあいしてほしいということで、そういう基準設定となった。

音訳活動にはそれなりの時間がかかる一方、読み方等の調べ物の能力や、発声・発音等の適性がある。

そのような条件を満たす人材を探し出すのは大変であることが予想されたため、募集PRを大々的に行った。図書館ウェブサイトへの掲載、市町村図書館でのポスター・チラシの掲示にとどまらず、公民館や社会福祉協議会等にもポスターやチラシを置いてもらう等、それまで関わりがなかった場所にも足を運んだ。

募集説明会は3回行い、合計100名程度の参加者を得た。

説明会では、選考があることや、選考基準、無償ボランティアではなく謝金を支払うが、通常の仕事になるほどの金額にはならないこと等も示し、それでもよければ応募を、と説明した。

応募用紙の提出は後日としたが、漢字の読みのテストについては、説明会当日に全員に実施した。

1次選考では、説明会時に実施した漢字テストの結果と応募用紙による書類審査を行った。書類審査では、説明会であらかじめ伝えた通り、年齢、活動可能日数、専門分野等による加点を行い、上位50名を残した。2次選考では面接と実技試験を行い、面接では話し方のくせやアクセント等をチェックした。

実技試験では、その場で簡易な録音を行い、面接終了後に録音したものを審査員が評価した。評価項目は「わかりやすい読み方をしているか」、「聞きやすい発音発声が出来ているか」の2項目で、それぞれの審査員が3段階で点数化した。

図書館職員1名と音訳者養成講座(後述)の講師3名の計4名で審査を行ったが、各審査員の評価は見事に一致し、問題なく上位から合格とすることができた。

2次選考で上位24名にしばらく、養成講座を受講してもらった。合格者の平均年齢は48歳で、音訳者の若返りは達成できた。

養成講座は、初年度に初級講座として週1回・全25回、翌年度に中級講座を週1回・全28回(20回の講座と8回の録音資料製作実習)を実施した。講座の回数を多めに設けたのは、県立図書館では専門的な図書を音訳できる人材を必要としていることによる。

新人音訳者には、対面朗読と資料製作を必ず経験してもらうこととしている。初級講座終了と

もに音訳者として登録して対面朗読を開始(謝金も支払),中級講座の最後に,録音資料製作実習を行った。

録音資料製作実習では,県内の神社仏閣の歴史の本を各自1冊,全員に製作してもらった。本自体は小さなものだが,古い歴史的な内容で読みを調べるのも大変であり,写真も多い。資料の製作を1冊体験すること,難しいものを1冊仕上げられたという経験が,今後の音訳者の活動に有効である。

最終的に,転居等の事情があった受講者を除いて,21名全員が音訳者として,図書館協力者登録に至った。

## 5. 障害者サービスを取り巻く課題

### <音訳者の確保,養成>

一般に対面朗読は,職員よりも研修を受けた音訳者が読んだ方が評判がよい。しかし,対面朗読のための音訳者を確保した場合,利用者がいなければ音訳者の活動機会がなく,技量を向上させることは困難であり,その数も減ってしまう。久喜図書館のように録音図書を作成し,対面朗読も行うことで,音訳者のスキルアップを図ることができて満足度も高い。ただし録音図書を作成している図書館は全国で100館ほどであり,そうした活動ができるところは限られている。

各図書館が充実した養成講座を実施して音訳者を確保することも難しい。選考等は,ノウハウをもった職員がいるからこそできるという面があり,すべての図書館で可能とは考えにくい。

また,県立図書館が全県を対象として対面朗読

者(音訳者)の養成や派遣をした方がいいという考え方もあるが,人的・費用的な問題や市町村立図書館の障害者サービスの状況の違い等の課題が多く,実施は難しいと思われる。

### <都道府県立図書館が実施すべき

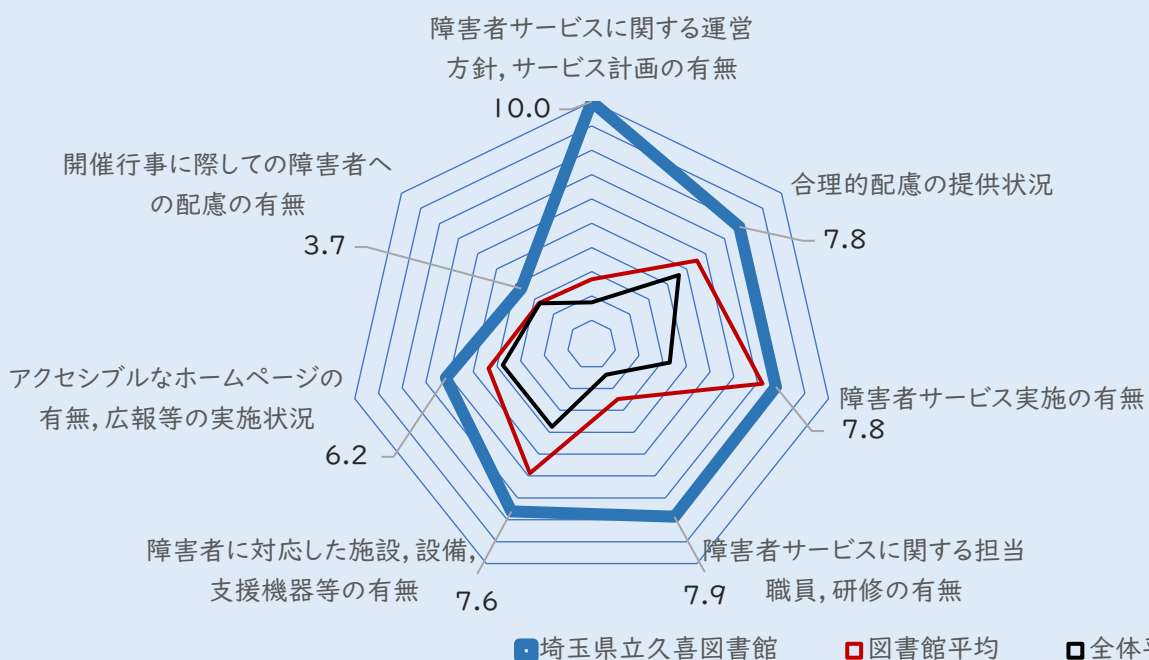
#### 障害者サービス>

都道府県立図書館の障害者サービスは少なくとも,自ら障害者サービスをきちんと行っていること,県内の図書館職員のための研修や支援を行っていることが望ましい。しかし,それができている都道府県立図書館は,多くはないのが現状である。

埼玉県立図書館では,4館体制の時代から,各館の障害者サービス担当者を集めて担当者会議を行い,情報共有し,組織としてまとまって障害者サービスを推進してきた。その後,障害者サービスは久喜図書館に集約させることとなったが,県立図書館全体としての共通理解があってこそ,機能的なサービスを実現できている。

障害者サービス職員を配置しているにも関わらず,障害者サービスの進展が思うように進まない場合には,それらの職員が組織的に動けるような体制の構築も,解決方策のひとつとして考えられる。

「埼玉県立久喜図書館」における合理的配慮の状況





## 2-2. 鳥取県立図書館(鳥取県鳥取市)

### 「はーとふるサービス」の提供 - 聴覚障害者サービスと「ネットワーク」 -

#### 1. 障害者サービス展開のきっかけと経緯

##### <障害者サービスの本格的始動>

鳥取県立図書館における障害者サービスは、2006年の「鳥取県立図書館の目指す図書館像」策定と、それを契機とした障害者サービス研修の受講をきっかけに、本格的に始動した。

2006年版「目指す図書館像」では、柱のひとつ「情報拠点としての図書館」を実現するための具体的方策として、「障害者・外国人に対応できる職員の育成」を明記している。これを機に、国立国会図書館関西館・日本図書館協会共催の障害者サービス担当養成講座等、障害者サービスに関する研修を複数の職員が受講した。

県立図書館ではそれまでも、対面朗読や郵送貸出を中心としたサービスを行っていたが、研修受講により、自館の現場の問題点や、すぐにも実行に移せる改善点を、明確に認識することができた。

この認識をもとに2007年、図書館内の課や係を横断したメンバーによる障害者サービスに関するワーキンググループが組織された。

ワーキンググループを立ち上げたことで、職員の障害者サービスに対する意識も徐々に高まっ

た。外部研修への継続的な参加もあいまって、取り組むべきこともより明確になっていった。

2009年に民放テレビから障害者関連機器の寄贈を受け、それらの機器を使いこなすための研修を行ったことも、職員全体の障害者サービスに対する意識の向上につながった。

同じく2009年頃、県立図書館も含めた県の担当課や障害者団体が集まる鳥取県主催の研修「情報アクセス研修会」において、参加していた障害者団体から、鳥取県立図書館の現状に対して厳しい意見が出された。この経験は、そこで提示された課題の解決に向かう大きな契機となった。同時に、この研修会を通じて県の関係課や障害者団体とのつながりができ、継続的な意見聴取や連携、相談ができるようになった。

こうした経緯を経て、2010年からワーキンググループの名称を「障害者サービス委員会」として、メンバーも増やして活動を始めるとともに「障害者サービス利用案内」を作成、公表した。

#### 「はーとふるサービス」実施概要

- ① 実施主体  
鳥取県立図書館
- ② 目的  
鳥取県立図書館への来館が困難な方や、通常の図書館資料の利用に障害のある方の図書館利用促進を図る。  
2018年に「鳥取県立図書館の目指す図書館像第2次改定版」を発行。「あらゆる利用者に対応したサービスの充実」を明記。
- ③ 鳥取県立図書館のサポート概要  
「はーとふるサービス」を利用登録した利用者に対して、「大活字本」や「録音図書」等を「郵送貸出」「対面朗読」等を通じて提供。  
また、来館に当たっては、バリアフリーな設備や携帯助聴器、筆談ボード、遠隔手話通訳サービス等でサポート。
- ④ 実施体制  
正職員8名  
非常勤職員7名
- ⑤ 障害者の主な障害種並びに参加条件  
②に示す目的の観点からの「障害者サービス」利用を希望、登録した者全員を対象。





\*「はーとふるコーナー」: DAISY 体験コーナー, 手話コーナー等を設置(写真:鳥取県立図書館提供)

## <「はーとふるサービス」と

「はーとふるサービス委員会」>

2012年には、サービスの名称を「はーとふるサービス」に変更した。このサービスが障害者だけのためのものではなく、図書館利用に障害のあるすべての利用者を対象として、「だれにでも利用しやすい図書館」を実現するためのものであることをわかりやすく伝えるための名称変更であったが、あらためてサービスに力を入れていこうという館の意識の表れでもある。この名称変更に合わせて、「障害者サービス委員会」も「はーとふるサービス委員会」と改称した。

「はーとふるサービス」という名称は、障害者サービスで最も大切にしている「はーとふるマインド(心のこもった対応)」を表現しているが、具体的なサービスの内容が分かりにくい面があり、その趣旨や内容を積極的にPRしていく必要があった。イベント、研修、図書館ツアー等、さまざまな場での広報に努めたが、多くの利用者・関係者から広報不足を指摘された。そこで、2012年、館内にさまざまな障害者サービス資料を展示した「はーとふるサービスコーナー」を設置した(後に詳述)。

「はーとふるサービス委員会」は、年度初めに当該年度の実行プランを確認する定期会合を実施し、以降は事業プランに沿って必要に応じて随時開催していた。

基本的には委員会メンバーが集まりやすい第2木曜の休館日に開催し、事業実施に必要な場合等、状況に応じて随時会合を持った。

## 2. 「はーとふるサービス(障害者サービス)委員会」の発展的解散

「はーとふるサービス(障害者サービス)委員会」は2016年度末をもって発展的に解散した。その役割は、情報相談課の図書担当の通常業務として受け継がれている。

鳥取県立図書館は、現在も「はーとふるサービス」という名称で障害者サービスを実施している。

情報相談課は、委員会ができる以前から、通常業務として障害者サービスを担当していた。委員会設置以降、設備・機器の充実や職員の意識の変革等、県立図書館の障害者サービスの体制が整ったため、あらためて障害者サービスを情報相談課の業務として位置づけた。

同委員会の発展的解散は、職員全員に「障害者サービスは当たり前に必要な、実施することが当たり前」という考えが浸透し、日常の業務として障害者対応ができるようになったことを意味している。

## 3. 全国初の手話言語条例の制定を契機とした聴覚障害者サービス

鳥取県では2013年、全国初の手話言語条例が制定された。条例が制定されたインパクトは大きく、障害者サービスを推進していた鳥取県立図書館も、条例に関連した動きに歩調を合わせて、特色ある取組を行っている。

2014年7月には、手話関連の本を集めた「知ろう!学ぼう!楽しもう!みんなの手話コーナー」を開設した。「手話を知ろう!」「手話を学ぼう!」「手話を楽しもう」「手話のDVD」「障害を理解しよ

う」の5テーマに沿って、手話学習に役立つ本、手話付き絵本や手話ソング、手話つきDVD等の資料を紹介している。

同10月には、手話・字幕付図書館紹介DVD『ほんとに役立つ鳥取県立図書館活用術』を制作、県内の市町村立図書館、特別支援学校、障害者団体に配布するとともに、館のウェブサイトでも動画を配信している。

(<http://www.library.pref.tottori.jp/guidance/cat69/dvd271124.html>)

2015年1月からは、県障がい福祉課による「ICTを活用した遠隔手話モデル事業」を活用した遠隔手話通訳サービスも行っている。同年9月からは、声を文字に変換してタブレット型端末の画面に表示する音声文字変換システムも導入した。

職員による絵本の読み聞かせに手話通訳がつく「手話で楽しむおはなし会」も開催している。

これらの取組を実施するにあたっては、公益財団法人鳥取県聴覚障害者協会等に相談し、さまざまな助言を得ている。

職員の研修機会として、手話勉強会も実施している。現在も月2回、鳥取県聴覚障害者協会職員を講師に招き、鳥取県立図書館職員を中心に、館内で時間外に学んでいる。手話勉強会は条例制定前から続いており、当初のきっかけは、館職員の県主催の手話研修参加により、手話講師とのつながりができたことであつたと考えられている。

鳥取県教育委員会は、手話ハンドブックを作成して県内関係機関全職員に配布するとともに、県教育委員会の手話に関する取組をまとめてウェブページで紹介、手話ハンドブックも掲載している。

手話ハンドブックは、県立図書館の「はーとふるサービスコーナー」に配架している。

#### 4. 「はーとふるサービスコーナー」

##### <設置の目的と現状>

さまざまな障害者用資料を展示した「はーとふるサービスコーナー」は、活字が読みにくい、耳が聞こえにくい、歩行困難で外出しづらい等、図書館の利用が困難な利用者に行っている「はーとふるサービス」について、県民にもっと知ってもらい、利用を広げることが目的として設置した。

大活字本、LLブック、布絵本、デージー図書、マルチメディアデージー図書、バリアフリーDVD、点字絵本を説明パネルを添えて展示するとともに、一般利用者に体験してもらい、資料や機器の存在を認識してもらうことを意図した「デージー体験コーナー」を設置している。

普及啓発目的のコーナーであるので、職員がすぐに対応できる場所がよいと判断し、中央カウンター横に設置している。

現在、最も利用されているのは手話関係のコーナーで、手話通訳者を目指す人のDVDや関連資料の利用は徐々に増加している。また、県聴覚障害者協会等の紹介で、聴覚障害者が立ち寄り姿もみられる。

なお、「はーとふるサービスコーナー」には大き

な文字でフリガナ入りの利用案内を置いているが、新たに、よりわかりやすい表現やピクトグラムを使用した利用案内を、2019年度内に作成予定である。

県内の図書館向けには、LLブック、布絵本、マルチメディアデージー、点字資料および大活字本を1つのコンテナにまとめた「はーとふるセット」を用意し、手軽に貸出できるようにしている。

##### <構成見直しの検討>

「はーとふるサービスコーナー」も設置から5年以上経過し、障害者サービスに関心のある利用者には見てもらえている一方で、一般の利用者にとっては、当たり前前の景色のようなものになってしまっている可能性がある。

特に利用普及を図りたい録音図書中心にする等、コーナーの構成の見直しも検討している。

#### 5. 障害者サービスに関する外部関係機関との連携

##### <点字図書館との連携>

鳥取県ライトハウス点字図書館からは、視覚障害者に対するサービスについて、様々な形で協力や助言を得ている。

若い頃から視覚障害のある利用者は点字図書館になじみがあり、中途失明者や高齢者は公共図書館の方が利用しやすい、という傾向があるが、鳥取県ライトハウス点字図書館は県の西端の米子市に、鳥取県立図書館は県の東端の鳥取市に所在するという地理的事情もあって、サービスに関する機能連携や分担はない。

全国の点字図書館には、件数は多くないが、音声データの製作を依頼している。

##### <福祉部局や障害者団体等との連携>

鳥取県福祉部局とは、障害者サービス開始時には、県としての事業内容が重複しないよう、常に連絡を取り合った。事業が本格化した後は、それぞれが独自に展開しているが、必要に応じて連携・協力を行っている。

なお、鳥取県には、県障がい福祉課による「あいサポート運動」という取組がある。これは、誰もが様々な障害の特性、障害者が困っていること、障害者への必要な配慮等を理解し、障害者に対してちょっとした手助けや配慮等を実践することで、障害者が暮らしやすい社会を共につくっていくことを目的とした運動で、鳥取県立図書館の設備・機器の改善や充実を進めていく上で大きな力となった。

## 6. 県全域の図書館サービスの底上げを目指した取組

### <県内図書館とのネットワーク>

図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている機関に対し、NPO 法人知的資源イニシアティブ(IRI)が授与する「Library of the Year」の「ライブラリアンシップ賞」(長年にわたる取組を評価し、大賞に匹敵する位置づけとして選考される賞)を、2016年、鳥取県立図書館と県内図書館ネットワークが受賞した。

「READ&LEAD 地域の活性化と住民の幸せに貢献する鳥取県立図書館と県内図書館ネットワーク -地域に役に立つ図書館-」という受賞タイトルの通り、県下の図書館であればどこでも同じサービスが受けられるよう、1990年の開館以来、県内図書館との連携活動を積み重ねてきたことが、受賞につながっている。

県立図書館は、県内の図書館全体のサービス水準の向上を使命のひとつとしている。このため、県立図書館の支援協力課を中心に、サービス向上のための講座開催や、市町村、高等学校、特別支援学校等への訪問相談等、日常的に県内図書館の支援を行っている。

県内図書館の情報交換の場として、2年に1回、各サービスの実務担当者の連絡会を実施する等、県立図書館や県内図書館の新しい動き等は、県全域で情報共有するようにしている。

県内図書館からの各種相談についても、丁寧に対応を続けている。県内図書館とのこうした緊密で継続的なネットワークは、障害者サービスの質を県全域で高めていくうえでも活用できる資源である。

### <特別支援学校図書館への支援>

特別支援学校図書館への支援は、特別支援学校の要請も受け、2007年に開始した。

整備された物流システムによるリクエスト資料の搬送のほか、大活字本セット、大型絵本、その他授業に活用できる資料を貸出している。

2010年からは、現場のニーズを把握している特別支援学校の司書教諭や学校司書が選定した特別支援学校用セットの貸出も開始した。

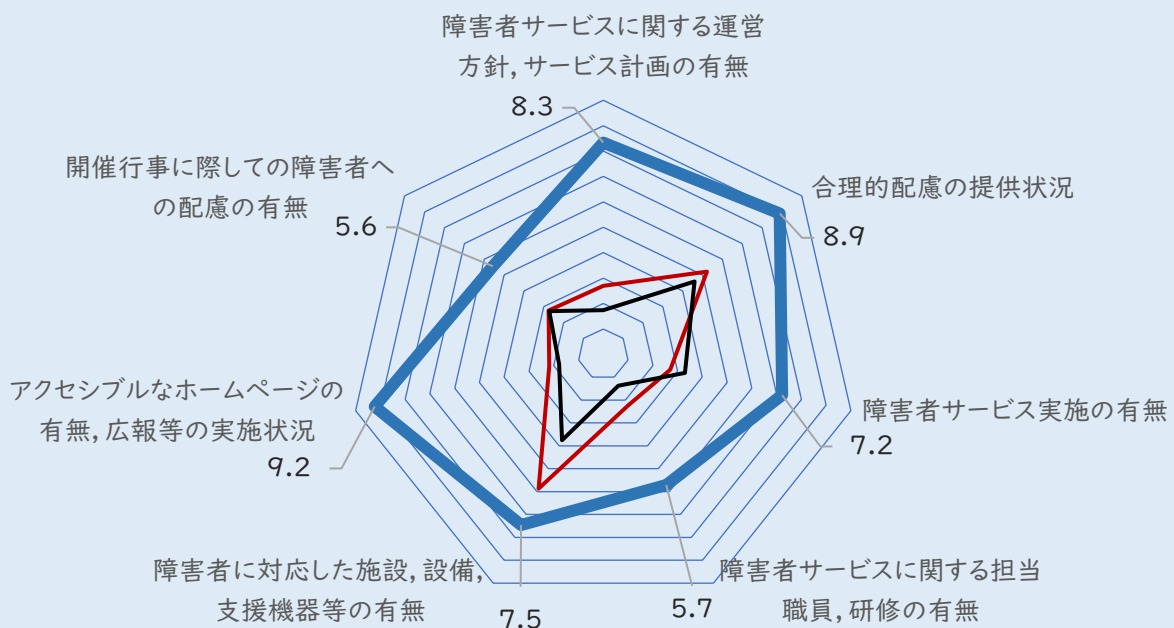
「はーとふるサービス」の項で述べた、各種障害者サービス用資料をコンテナにまとめた「はーとふるセット」は、特別支援学校や、高等学校の人権教育・展示等に利用されている。

児童・生徒への図書館セミナーや館内ツアー、職場体験学習の受入れ等、図書館利用のきっかけ作りにも努めている。

訪問相談では、図書館職員が学校図書館に向き、図書館活用についてのアドバイスや、学校からの要望への対応を行っている。

このように様々なニーズに対応してきたことで、特別支援学校の利用は着実に増加している。

「鳥取県立図書館」における合理的配慮の状況



■鳥取県立図書館 ■図書館平均 ■全体平均



## 2-3. 新宿区立戸山図書館(東京都新宿区)

### 「音訳サービス」の効率的実践

#### - 組織的・計画的な音訳ボランティアとの協働 -

#### 1. 実施の経緯

現在、新宿区立戸山図書館は、障害者サービスとして「視覚障害者等サービス(対面朗読, 大活字本の収集・貸出, 録音図書の製作・貸出, 録音雑誌の製作・貸出, 新宿区声の図書館だよりの製作・郵送, 点字資料の貸出, デイジー図書再生機の貸出及び操作説明, 布絵本の収集・提供, 拡大読書器・画面読み上げソフト・マルチメディアデイジーの提供並びに利用案内, サピエ図書館の利用案内等)」並びに「家庭配本サービス」を行っている。

新宿区内では戸山図書館が障害者サービスの拠点機能を担っている。

戸山図書館周辺地域には、日本障害者リハビリテーション協会, 日本点字図書館, 日本視覚障害者団体連合, 東京ヘレン・ケラー協会等, 障害者関係機関が多く, 立地の面から最適と判断され, 障害者サービスという特色をもたせた指定管理が行われることとなった。当時は中央図書館が下落合にあり(現在は大久保に立地), それらの施設から離れていたことも, 中央図書館ではなく戸山図書館がその機能を担うこととなった理由に挙げられる。

障害者サービスに関連する新宿区立図書館の沿革は, 以下のとおりである。

- 1972年4月  
中央図書館が下落合に開設される。
- 1980年4月  
新宿区立戸山図書館開設。
- 1981年10月  
視覚障害者向けサービス, 対面朗読を開始。
- 1986年9月  
(身体障害及び来館困難者向け) 家庭配本サービス開始。
- 1993年1月  
カセットテープ貸出を視覚障害者から一般に拡大。
- 1999年4月  
視覚障害者等のサービス実施要綱を定める。
- 2009年4月  
指定管理者による運営を開始。

#### 2. 戸山図書館の特徴

<音訳ボランティアの組織化>

戸山図書館の障害者サービスの中でも特徴的なものとして, 録音図書の製作・貸出, 録音雑誌の

#### 「視覚障害者等サービス」実施概要

- ① 実施主体  
新宿区立戸山図書館
- ② 目的  
新宿区立図書館における「障害者サービス拠点館」として, 病気やけが, 障害, 高齢等で活字の本が読みにくい利用者への読書支援を行う。
- ③ サービス内容  
対面朗読, 大活字本の収集・貸出, 録音図書の製作・貸出, 録音雑誌の貸出, 新宿区声の図書館だよりの製作・郵送, 点字資料の貸出, デイジー図書再生機の貸出及び操作説明, 布絵本の収集・提供, 拡大読書器・画面読み上げソフト・マルチメディアデイジーの提供並びに利用案内, サピエ図書館の利用案内等
- ④ 実施体制  
戸山図書館全職員数 17名 障害者サービス担当 3名
- ⑤ 障害者サービス利用登録要件  
新宿区内に在住・在勤・在学の視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者  
(視覚障害, 聴覚障害, 肢体障害, 精神障害, 知的障害, 内部障害, 発達障害, 学習障害, いわゆる「寝たきり」の状態, 一過性の障害, 入院患者等の状態にあって, 視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者)

製作・貸出、新宿区声の図書館だよりの製作等をはじめとする「音訳サービス」が挙げられる。

そのサービスを支えているのが、戸山図書館主導で再編成したボランティアである。公益財団法人鉄道弘済会による「朗読録音奉仕者感謝の集い」の表彰を8年連続で受ける等、レベルの高い活動をしており、そのモチベーションも高い。

2009年に新宿区の障害者サービスの拠点館の管理者として指定を受けた指定管理者は、同サービスの提供状況を把握する調査を行った。

当時、視覚障害のある障害者サービス登録者数は100名近くであり、登録者からの音訳のリクエストをボランティアに個別に発注していた。

約380時間分の無編集状態の生の録音テープが残っており、それをどのように編集・校正してデジタイズ資料を作るかが課題となった。音源や原本の所在、誰が読んだものか、読み方の仕様書等がどこにあるかわからず、データが入っているパソコンもばらばらであった。このため、音訳リクエストを半年ストップして整理期間をとったが、その間に、不明だったボランティアの数や力量等についても把握した。

ボランティアの誰が何冊作っているかわからない状況では、音訳資料作成のための予算が組めない。このため、ボランティアの再編成、組織化を行い、音訳をボランティア個人ではなく、会に依頼することとした。

指定管理者制度導入以前は、音訳資料はカセットテープのみであった。これをデジタイズ作成に切り替えるにあたり、担当スタッフがDAISY TOKYOでデジタイズ編集の研修を受けるとともに、ボランティア全員に対しても研修を行った。

読み方についていろいろ課題があり、読み方の研修も実施した。

視覚障害者は耳を頼りに情報を得るため、2～3時間聴き続ける資料の聴きやすさにも十分配慮する必要がある。また、読み方によって文章の意味が変わってしまうこともあり、読み方の正確さに注意を払うことは必須である。聴きやすさ、正確さを担うボランティアの技術力は、視覚障害者に対する情報保障の重要な要素である。

このため、NHK日本語センターからエグゼクティブ・アナウンサーを講師に招き、2か月に1回講座を3年間開設、声の出し方、間の取り方、言葉の生かし方等の基礎から、小説・ニュース・エッセイのジャンルごとの読み方を学んでもらった。研修の最後のほうは、音訳者を講師として、図表等の音訳の仕方を学ぶプログラムとした。

ボランティアはもともと朗読をしたい人たちの集まりでもあり、NHKのトップクラスの講師の講義が聴けることがモチベーションとなり、3年という長期の研修も欠席なく参加が得られた。

当時のボランティアの人数は20名ほどであった。

この研修を終えて4年ほど後に、新たにボランティアの募集を行った。

音訳においては、正しい読み方等について調べるスキルも必要となるため、一次審査として、辞書を使って正しい読みを答えられるかというテストを実施した。

その合格者を対象とした二次審査では、読み方のテストを行い、言葉のセンスや、発声の仕方、声質等が朗読に向いている人を選抜し、最終審査では、NHKのアナウンサー、中央図書館の担当者も選考委員に迎えた。

現在、音訳サービスの中心になっているのは、その募集で加わったボランティアである。

初期のボランティアには、朗読は得意だがデジタイズ編集作業が苦手というメンバーもいたため、募集を行った際には、朗読だけではなく、デジタイズ編集もすることを条件とし、将来的に音訳資料の作成を完結できるよう育成した。

現在のボランティアの人数は、初期の20数名に、新たに募集・養成したボランティアを加え、44名であり、音訳ボランティア団体「声の図書館研究会」として活動を行っている。ボランティア養成は、前述の募集以降行っておらず、活動中のボランティアが学んだ内容を忘れないための研修のみ行っている。現在は「声の図書館研究会」との協働に、後述の「全国音訳ボランティアネットワーク」の協力を得るというかたちで、音訳サービスを実施している。

また、新宿区外に転出したボランティアも、自宅で音訳・デジタイズ編集等の活動ができるよう、会則を改正し、ボランティアの要件を「新宿区のため協力してくれる全国の人」としている。

#### <音訳資料製作>

戸山図書館では、年間60タイトルを製作している。

まず、新宿区内のリクエストをひとつも断らない方針を立てた上で、ボランティアの人数と、それぞれのボランティアが作業に要する時間の平均をもとに、50タイトルまでは製作できると算定した。

キャパシティを超える10タイトル分については、「全国音訳ボランティアネットワーク」に完全版の製作を依頼し、新宿区と同じ水準の有償で買い取った。

製作にあたっては、特段優先順位はつけず、リクエストを受けた順に作業を開始している。

指定管理での運営を始めてから、利用者のリクエストを断ったことはなく、社会福祉士の国家試験用の問題集、法科大学院受験のための13冊ほどの法律書等の音訳も経験している。

大学の教科書の音訳は、大学の事務室に連絡して大学に担当してもらうが、参考書は戸山図書館で音訳した。

リクエストで多いのは、医学書をはじめとする専門書である。小説のヒット作等は、サピエ図書館で既に製作されていることがほとんどであるため、



\*「声の図書館研究会」定例会：毎月第2木日の事務連絡の後、勉強会を実施。「課題図書」を読んで録音したものについて意見を出し合いながら、互いの技術を磨きあう（写真：新宿区立戸山図書館提供）

そこでカバーされないものが求められている。

専門書の音訳は、法律用語や医学用語のように、日常語の読み方と異なる単語や事項について特に注意を要し、県立図書館が主に分担するとされるが、戸山図書館のボランティアも十分対応している。

基本的に、専門用語等の読み方についてはボランティアが個々に調べるが、校正は経験を積んだボランティアが担当する。職員が前もって指定、指示することもある。

5年、10年と音訳に携わっているボランティアが、真剣に音訳指導を受け入れていることが、高品質の製作を支えている。

このほか、ラジオ日本との連携事業として、朗読番組『わたしの図書室』の音源の無償提供を受け、戸山図書館でデジタイズ編集を行い、サピエ図書館等を通して全国の視覚障害者への貸出に供する取組も行い、好評を博している。

#### <国立国会図書館へのデータ提供>

戸山図書館では、2014年に開始された国立国会図書館の視覚障害者用データの収集及び送信サービスに対し、2013年の実証実験段階からデータ提供を行っている。同サービスの利用は急増しており、今後も伸びると予測されている。

現在戸山図書館が所蔵している録音図書のタイトル数は、1,128タイトル（2019年度）、それらの2018年度の戸山図書館からの貸出数は、3,924タイトル（含：対面朗読、朗読CD等、家庭配本利用）であった。これに対し、国立国会図書館経由でのダウンロード数は、7,247回にのぼっている。

国立国会図書館によるサービス開始前は、戸山図書館からサピエ図書館にタイトル情報を提供

し、サピエ図書館がオンラインリクエストを受け付け、戸山図書館に貸出依頼を行う流れになっていた。現在は、国会図書館が提供するデータを、サピエ図書館から検索しても、利用者登録している各図書館と視覚障害者等個人が直接ダウンロードできるようになっており、サピエ図書館に対しては、音訳作業の着手情報のみ提供している。

#### <担当職員>

障害者サービス担当職員は4名、うち3名は兼任である。戸山図書館は、多くのイベントやおはなし会を開催している普通の公共図書館であり、兼任スタッフはカウンター業務等、他の業務も行っている。

そのスタッフも、館長を含め、障害者サービスの経験は10年以内であり、障害者サービスが1年目のスタッフもいる。

それでも現在のようにサービスを充実できた要因としては、障害者が家の中から外に出ていこうとする機運と障害者サービスへのニーズの高まり、著作権法改正・障害者差別解消法・マラケシュ条約・読書バリアフリー法等の法令整備、サービスに必要な機材等の開発のほか、新宿区の方針、ボランティアのモチベーションの高さ、利用者・ボランティア・図書館の考えが合致したことが挙げられている。

一度に多くのスタッフが入れ替わる事態が起きない限りは、人事異動があってもノウハウの継承は可能であると考えられている。

これから障害者サービスを本格的に開始しようとする館でも、限られたスタッフでのサービスは十分可能であり、試行錯誤しないですむ分、後発館のほうがやりやすいのでは、とのことであった。

### 3. 取組に関する課題

#### <障害者サービス利用登録と

##### 利用者ニーズの把握>

利用者が利用しやすい、ほしい情報に見合うサービスの提供には気を使っており、形式は何かいいの、いつまでに必要か等、こまやかなニーズの把握に努めている。

まず、障害者サービス利用登録の段階で、可能な限りのニーズ把握を行う。

障害の程度や困りごと等の情報については、利用登録用紙に障害の等級等を書く欄を設けてあり、困りごとや、どのような図書館利用を希望しているか等、記入時にできる限り聞き取って登録している。他の自治体では利用登録の際に、障害者手帳の有無が登録要件となっている場合が少なくないが、新宿区の場合は障害者手帳を登録要件としていない。

なお、厚生労働省のウェブサイト、障害の等級に関する細かな判断基準が掲載されているので、それを頭に入れておけば、登録者の等級はある程度判断が可能となっている。目が見えにくいことで図書館の利用に支障が出た時点で、全てフォローをすることとしている。

登録用紙は一般的な内容のものを使っている。「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」に記載された利用登録確認リストを転載し、いずれかに該当する場合は「視覚による表現の認識に障害のある者」として障害者サービスの利用者として登録ができると判断する一助としているが、このような工夫は多くの図書館で取り組み、既に一般的になっている。

用紙にある項目も、全て登録者が記載するとは限らない。登録者本人が家族やヘルパーと来館して登録するケースもあるが、一人暮らし等の理由から、図書館職員が登録者の自宅を訪問し、様子を見ながら記入することもある。

登録自体は区内の図書館全館で可能であり、その後には戸山図書館が引き継いでいる。他の図書館での登録は年に数件しかなく、ほとんどは戸山図書館に電話で連絡が来て登録の対応を行っている。住所を聞き郵便で書類を送ることも、こちらから電話をかけて必要事項を埋めることもある。

登録の際に聞くべきことについては、チェックシート等を作成、区内の図書館で共有している。

とにかく最初の聞き取りが大事であり、聞けることはしっかり聞いておく必要がある。

点字を使わない視覚障害者には、大活字がいいのか、データがいいのか等、登録者一人一人の利用のしづらさをできるだけくみ取って対応を行っている。

視覚障害者に対しては聞くほうを充実、聴覚障害者は資料そのものの困りごとに対応、等と

なるが、脳性麻痺等の場合はどのように読書を楽しんでもらうのか考える必要があり、利用者やその家族と試行錯誤を繰り返しながら対応を続けている。

このような日常的な対応のほかに、5年に1回「利用者懇談会」を開催し、図書館職員、音訳ボランティア、利用者が集まって、自由に意見交換をする場を設けている。さらに、電話によるアンケート調査を、過去2回実施している。

#### <図書館主導による音訳ボランティアの

##### 組織的活用>

全国には多くの音訳ボランティアが存在し、自館のリソース不足を補う人的資源となり得るが、その協力を得て図書館サービスに活用するためには、越えなければならないさまざまなハードルがある。

例えば、他の区の音訳者と協力しようとする、「うちの区とやりかたが違う」等、作業の進め方の違いで問題が起きることがある。この問題の場合は、図書館側がイニシアティブをとって進める必要がある。

このような問題でうまくいかない場合には、あえて図書館がボランティアを募集しなおし、図書館が会則等を作成、それに賛同できるボランティア団体を組織する等の方法も考えられる。

ボランティアのモチベーションの維持・向上に対するケアも重要である。

どの程度の頻度でどのような作業を依頼するか。ボランティアのペースや力量は人ごとに違うため、専門書が読めるか、読める外国語、得意ジャンル等を把握し、そこに依頼をあてはめていく必要がある。

ボランティアにはこころざし程度の協力費を支払っているが、それで生活が成り立つほどではないため、モチベーションの維持・向上には配慮を必要とする。

#### <自動音声による読み上げの活用>

近年の音訳ソフトは、とてもきれいな英語ができるものが出てきている。このため、参考文献として出てくる英語の書名等は、読み上げテキストを作り、それを機械に音読させることで、十分聴きやすいものを作ることが可能となってきている。

このような状況から、現在では、人による音声と自動音声による読み上げを組み合わせる音訳図書を製作することが増えてきている。

英語表記のテキストを音訳ソフトで読み上げる音声デージー図書の製作を始めたのは2018年度からで、2019年度は既に4~5冊を製作した。ただし、現時点ではまだ、読み上げ用のテキスト作成や、抑揚調整に時間がかかっている。

日本語のテキストについても、音声合成ソフトによる製作を拡充していこうとしている。音訳とデージー製作は時間がかかり、聞くことだけで情報を



得る方々に情報を早く伝えるため、少しでも作業時間を短縮させたいことや、音訳者の高齢化がその背景にある。

現在は、「新宿区声の図書館だより」や目録等をソフトで音訳しており、利便性の高さを認識している。一般書も、すべてを合成音声ソフトで音訳するものと、巻末にある英語の参考文献や目次・索引を音声合成ソフトで音訳し、デイジー製作を進めているものがある。

作業に必要な機材やソフトについては、より質の高い音訳データを製作できるよう、試行錯誤を繰り返している。

#### <国立国会図書館へのデータ提供の影響>

国立国会図書館にアップロードした音訳資料は、検索でどこの図書館が作成したデータかわかるため、戸山図書館に全国から様々な依頼が来るようになった。

データの貸出は、最寄りの図書館からダウンロードしてもらえば良いが、他の地方の個人から「この本を戸山図書館で読んでほしい」といった依頼まであった。対面朗読は、障害者サービスの登録をした新宿区在住・在勤・在学の利用者のみが対象のサービスであり、そのような依頼に応えることはできない。

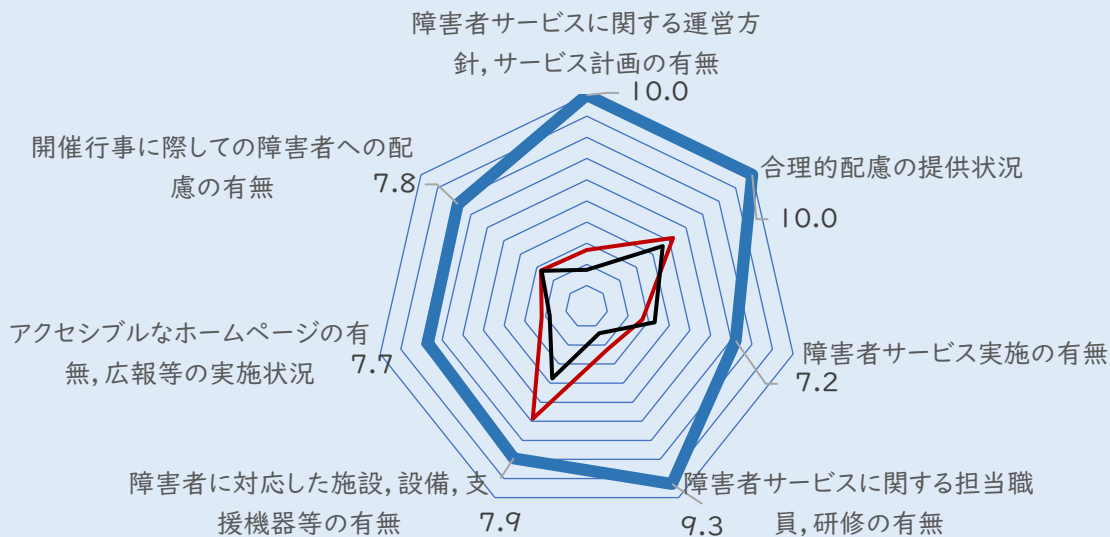
#### <さまざまな分野の主体との連携・協力>

朗読番組の音源提供を受けているラジオ日本のほか、伊藤忠財団からはマルチメディアデイジーの寄贈、住友商事からはバリアフリー上映会の支援、霞会館からは拡大写本の寄贈、障害のある人とない人が共に活動する朗読パフォーマンスグループ「こうばこの会」からは年3回の朗読会等、さまざまな企業・団体の協力も得て、障害者サービスを実施している。

近隣の障害者関連施設とは、各施設の利用者に戸山図書館のサービスを知らせてもらっているほか、日本点字図書館のイベントを戸山図書館で紹介する、東京都盲人福祉協会の点字資料を戸山図書館の利用者が借りたいとき、戸山図書館から申し込みをする等、情報共有等の面で協力関係にある。

戸山図書館は、公共図書館が学校や福祉施設等へ豊かな読書支援を行うことができれば、地域の包括的な枠組みの基礎になるのではないかと考えながら、障害者サービスを推進している。

### 「新宿区立戸山図書館」における合理的配慮の状況



■新宿区立戸山図書館 ■図書館平均 ■全体平均



## 2-4. 調布市立図書館(東京都調布市)

# 「利用支援サービス」の持続的実践 - 充実のサービスを支える障害福祉部局との連携 -

### 1. 実施の経緯

1970年に視覚障害者読書権保障協議会が結成され、「権利としての読書権」の保障、公的保障としての図書館サービスを求めた。そうした動きを端緒に、東京都立日比谷図書館が1970年に障害者サービスを開始したが、調布市立図書館もそれからさほど遅れることなく、障害者サービスを始めている。

1975年4月に「朗読奉仕の会」が結成され、1976年に録音テープの貸出が、1978年には対面朗読が始まっている。

1979年3月には障害者サービスを図書館の体制の一部として制度化し、同年4月には「障害者サービス研究会(後にハンディキャップサービス研究会と改称)」を発足して調布市立図書館の利用に障害のある人々へのサービスを本格的に開始した。8月には「声のおたより」を始め、9月には市内の障害者のアンケート調査を実施する等、広報やニーズ調査にも、同年既に取り組んでいる。

翌1980年には、利用者から直接要望等を聴取する利用者懇談会を開始し、今日まで継続的に開催されている。

調布市立図書館では、いわゆる「障害者サービ

### 「利用支援サービス」実施概要

#### ① 実施主体

調布市立図書館

#### ② 目的

「障害者へのサービス」ではなく「図書館利用に障害のある人へのサービス」として、「図書館を利用する権利」をもつ利用者に対して、「図書館側の障害」を取り除いていくこと。

#### ③ サービス概要

- 見えない人・見えにくい人、通常の印刷文字による読書が困難な人へのサービス  
資料貸出(録音資料・点訳資料)、対面朗読、資料製作(音訳・点訳・プライベートサービス)、機器貸出(プレクストーク等)、利用可能機器設置(拡大読書器、音声読み上げパソコン、マルチメディアデジター再生パソコン・タブレット)、PR/読書案内(テープ版、デジター版、テキスト版)
- 子どもへのサービス  
布の絵本・遊具の収集・貸出、布の絵本展示会、布の絵本目録の発行
- マルチメディアデジターの収集/貸出
- 宅配  
宅配協力員(登録ボランティア)による宅配、郵送宅配(重度障害がある場合)
- 聴覚障害者へのサービス  
FAXによる予約本の連絡、「耳マーク」掲示、簡易筆談器の設置
- 車椅子利用者へのサービス  
全国の福祉マップの展示・貸出、車椅子対応蔵書検索用パソコン、車椅子優先席
- 大活字本の収集
- 音訳者/点訳者/布の絵本製作者の養成

#### ④ 実施体制

正職員5名(内、時短職員1名)  
嘱託職員5名(2名/1日。1名はデジター作業専任)  
社会教育指導員1名

#### ⑤ 利用条件

- 見えない人・見えにくい人・通常の印刷文字による読書が困難な人へのサービス  
市内に在住・在勤・在学の視覚障害者(手帳を持っている人またはそれに準ずる人)等。
- 子どもへのサービス  
市内に在住・在学の障害のある子供や、障害のある子供たちのいる市内の団体、関連機関から紹介のある子供。
- 宅配  
市内に在住(または市内の病院に入院)で、障害、病気や怪我、高齢、出産前後等により来館が困難な人。事前に登録・認定が必要。

ス」に「利用支援サービス」という名称をつけている。「障害者へのサービス」ではなく「図書館利用に障害のある人へのサービス」を指しているためであり、「図書館を利用する権利」をもつ利用者に対して、「図書館側の障害」を取り除いていくことを目的としてサービスを行っている。

利用支援サービスを行う意味は情報の入手・提供の保障ではないかという考えのもと、情報が必要な利用者にとって何が障害となっているかを考え、それを解決するために何ができるか、新しく出てきたデジタル技術等も取り入れつつ、試行錯誤してきた。その根底には、人権保障という考えがある。

このうち「見えない人・見えにくい人、通常の印刷文字による読書が困難な人」へのサービスは、以下のように推進してきた。

1981年に「盲人用録音物等発受施設」の認定を受け、1982年に郵送貸出を開始した。

1986年に点訳サービスを制度化、1989年に大活字本の収集を開始した。

1995年の現中央図書館開館時から専用コーナーを設置、2003年度に「ハンディキャップサービス係」を設置し、サービス体制も整備した。

2004年からはデジタイズ編集を、2006年からはデジタイズ録音を開始した。2009年の著作権法改正により「視覚障害者のための複製等」に加わったマルチメディアデジタイズについては、2009年に購入を開始、2010年代に製作も進めてきた。

「来館が困難な人」へのサービスとしては、2001年から登録ボランティアによる宅配サービスを、翌2002年から郵送宅配サービスを実施している。

また、「こども」へのサービスとして、1986年に借用による「さわる絵本、布の絵本・布の遊具」を

使ったサービスを試験的に開始したのち、1990年に布の絵本の収集を本格的に始めた。2006年には布の絵本作成ボランティア養成講座を開催し、以降、布の絵本製作を推進している。

サービスの名称として長年「ハンディキャップサービス」を使用していたが、英語圏で「ハンディキャップ」という言葉の使用が推奨されなくなっている状況に鑑み、2019年度に「利用支援サービス」に名称変更、それに伴い担当係の名前も変更した。

## 2. 障害者サービスの現況

### <実施体制>

現在、正規職員5名（うち時短職員1名）、嘱託職員5名（2名/1日。カウンターローテーションは他係と共通。1名はデジタイズ作業専任）、社会教育指導員1名の体制でサービスを行っている。

### <福祉予算の活用>

「実施概要」「実施の経緯」に記載のように、調布市立図書館では、公共図書館で行われる障害者サービスのほぼ全種類を網羅している。

その内容も、一人一人の利用者のニーズにきめ細かに寄り添った人的対応をしているほか、たとえば大活字本は出版される新刊を本館用・分館巡回用の2セットずつ購入する、デジタイズ録音図書再生機器は歴代各機種を図書館作成資料のチェック用と利用者が購入を検討するための貸出用に複数台保有している等、資料や施設・設備にしっかりと予算をかけ、サービスの充実を図っている。

このための予算は、サービス開始当時以来の的確な予算要求の積み重ねと実績により確保されており、その工夫のひとつに、福祉予算の活用



\*「利用支援サービスカウンター」：大活字本や録音図書、点字資料の貸出、宅配サービス概要を展示しつつ、カウンターを設置。（写真：調布市立図書館提供）



がある。

調布市立図書館の障害者サービス予算は、東京都の「障害者施策推進区市町村包括補助金(50%補助)」を活用しつつ確保されている。同補助金の歳入は調布市福祉健康部障害福祉課が窓口となっている。

こうした補助金の獲得は、申請や報告の手続きに手間がかかるが、福祉予算は大きな予算をとりやすく、障害のない利用者向けサービスとのコスト比較をされることも少ない等のメリットもある。図書館サービスにもあてられる内容の福祉予算は、障害者サービス充実の有力な原資となり得る。

### <「利用支援サービス」登録>

調布市立図書館では利用登録の際に、個人においては利用支援に関する登録資格を3種類設けている。登録に、障害者手帳の保有は必須要件でない。

1つ目が著作権法第37条第3項に基づいて製作された録音図書等の利用者である。現在、録音図書等を利用する登録者は88名である。

また、「宅配」も希望している録音図書等利用者は別に18名で、これが2つ目である。

3つ目の宅配は、心身障害・高齢・病気やケガ・出産前後・入院中等、図書館を利用したくても来館できない利用者に、幅広く対応している。利用には宅配の事前登録が必要であり、184名が登録している。

登録にあたっては、図書館利用に障害のある状況を把握し、それぞれの利用者にあったサービスを提案し、利用の継続につなげている。

### <潜在的利用者への広報活動>

前述の障害福祉課との連携事業として、市内在住の視覚障害1~3級の図書館未利用者に、毎年、CD版「図書館のご案内」を送付している。

また、障害者サービスの存在を知ってもらうには、ケアマネージャーや家族等、障害者の周囲の人へのPRが有効である。このため、中央図書館一般フロアでの利用支援サービスに関する展示、図書館ホームページでのサービス紹介、他部署からの点訳・音訳依頼への対応、市職員の新人向け研修での利用支援の説明、介護施設に訪問してのPR、ケアマネージャーからの問い合わせへの回答、子ども家庭支援センターが実施する布の絵本展示会等、さまざまな機会をとらえてPRを行ってきた。

2019年からは、市の福祉まつりに図書館も出展し、布の絵本や大活字本を展示して、サービスを紹介した。地域福祉センターでのおまつりに出ていくこともある。こうした催しには当事者だけでなく、家族や関心を持っている市民、ボランティアグループや運営を手伝う学生等も参加するため、サービスを知ってもらう好機である。

### <宅配協力員による宅配>

来館が困難な利用者のために調布市が実施している「宅配」は、登録ボランティア(「宅配協力員」)が利用者宅に図書館資料を届けるサービスである。

宅配協力員は、近くの図書館(本館・分館)に登録し(複数登録も可)、その図書館の近くに住む利用者に本を届ける。調布市は、市民の居住地から半径800メートルの範囲内に図書館を設置



\*「利用支援サービス紹介ボード」：利用支援サービスの概要や宅配サービスの概要をわかりやすく表示(写真:調布市立図書館提供)

する図書館網(分館体制)を敷いており、宅配協力が日ごろ利用する近所の図書館から、近くに住む宅配利用者に本を届けるという考えでサービスを展開している。

宅配協力は、4月下旬に館内ポスターや市報で募集し、5月に説明会を開催、活動内容や留意点を伝え、希望者を確認する。

宅配協力は個人情報を取り扱うため、研修が必須である。随時募集では研修が不十分になってしまうため、募集は年1回としている。

研修内容は、何を借りているかわからないよう資料は袋に入れて運ぶこと、すすめられても家の中には上がらないこと、利用者にあれこれ聞いたりしないこと、宅配中に見聞きしたことや利用者の住所等に関する守秘義務等で、宅配の目的から逸脱せず、利用者のプライバシーにも配慮するよう伝えている。

協力の活動中の事故やけがに備えて、ボランティア保険を市の予算でかけている。

2018年度の宅配利用者数は202名、実施回数は1,712回、貸出点数は11,171点で、宅配協力員52名と職員にて実施した。(2019年3月末)。

### 3. 合理的配慮に向けた取組と工夫

#### <利用者懇談会の継続的実施>

前述したように、調布市立図書館では利用者懇談会を1980年から年1回開催している。

利用者には通知を出し、出欠を確認する。参加者は多くても5名程度という規模で、館長以下担当職員のほか、音訳者や点訳者も出席する。

要望のほか、感謝の声も寄せられ、どのサービスがどう役立っているかを、具体的に知ることができる。たとえば、月1回、図書館からのおしらせや新着図書案内、新聞書評等を利用者に郵送する「オカリナ通信」(テープ版、デジ版、テキスト版あり)に掲載されている近所のイベント情報のおかげで生活が潤っているという声からは、そうした周辺情報のニーズや、情報保障サービスを行う施設である図書館の発信の効果を確認することができる。

利用者の声を直接聞けるこうした機会は、サービスに携わる職員・音訳者・点訳者等のモチベーション向上にも寄与している。

#### <個別の利用者に丁寧に寄り添った

##### サービスの提供>

デジ録音図書再生機器は、カセットテープ再生機器より操作が複雑で、視覚障害のある利用者がどこでどのように操作方法を習得するかが課題となる場合がある。

調布市立図書館では、同機器の操作方法については、窓口に来た利用者には窓口でも説明し、新しい機種が出たとき等は、職員や嘱託職員が取扱説明書を確認し、利用者によって個別に説明している。その際には、見えていればわかることを、見えない利用者にとってどう伝えるかを考える必要がある。

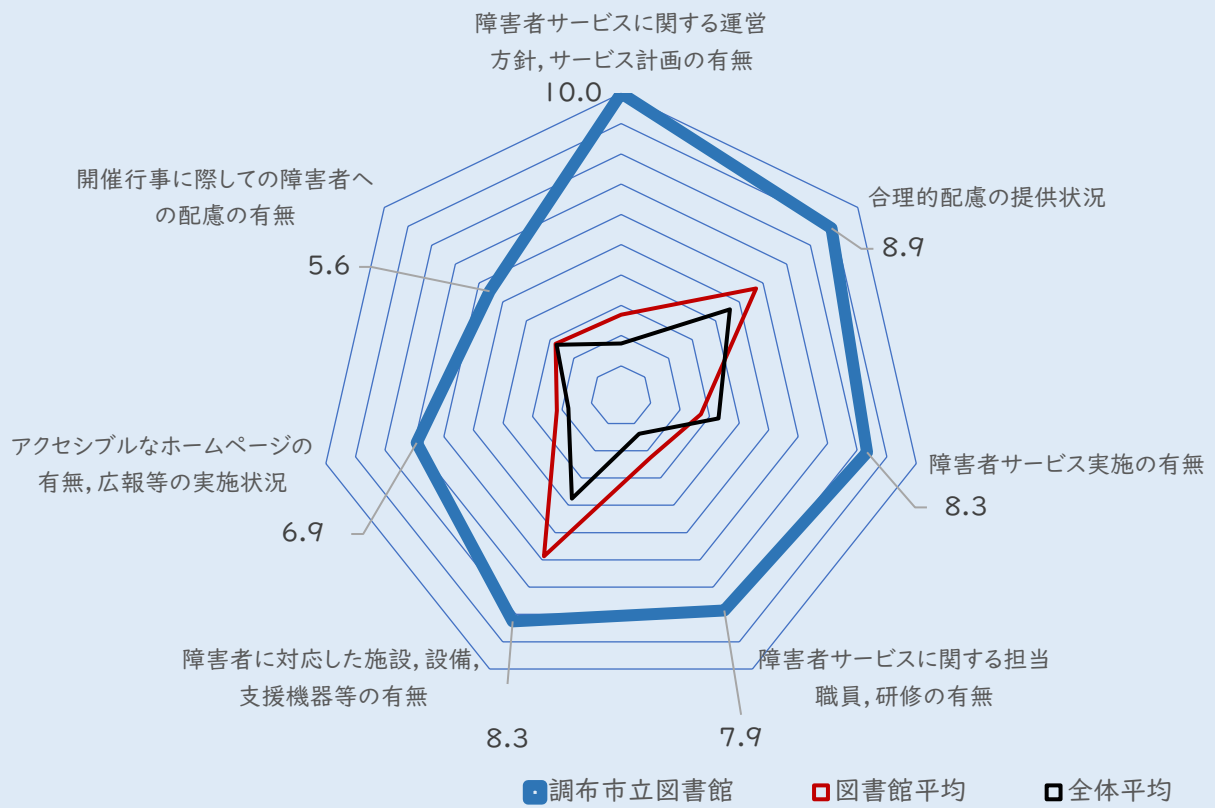
デジ録音図書再生機器の説明は、資料の媒体がカセットテープからCDやデータに切り替わるタイミングに向け、利用者ひとりひとりに順次行ってきた。まず、新しい機器に慣れてもらい、それが使いやすいという利用者に、デジに切り替えてもらうようにした。

やはりカセットがよい、という利用者のためには、カセットにコピーすることになるが、現在の調布市立図書館の利用者は、おおむねデジ利用に移行が完了している。

このため、図書館では、歴代の録音図書再生機を複数台保有している。また、再生機の操作方法についてよくある問い合わせについては、FAQを作って図書館に置いている機器に貼り付け、利用支援係の職員が誰でも対応できるよう工夫している。

利用者のニーズに個別に対応するサービスとして、利用者が希望する資料(取扱説明書、会議資料等)を音訳・点訳し、作成後、利用者に渡す「プライベートサービス」も実施している。

「調布市立図書館」における合理的配慮の状況



### 3 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「博物館」事例

#### 3-1. 国立民族学博物館(大阪府吹田市)

## 「多様性」と「共通性」を探求する博物館の実践 - 知的障害者, 視覚障害者も学び, 楽しむための試み-

国立民族学博物館(以下, 民ぱく)は, 文化人類学・民族学とその関連分野の大学共同利用機関として 1974 年に創設され, 1977 年に大阪・千里の 70 年万博跡地に開館した。

約 34 万 5 千点の標本資料, モノの資料で構成される世界最大の民族学コレクションを収集してきた, 世界最大規模の民族学博物館である。

民ぱくの研究者たちは, それぞれが世界各地でフィールドワークに従事し, 人類文化の「多様性」と「共通性」, そして地球規模での社会の動態について調査研究を続けている。

また, 民ぱくには, 総合研究大学院大学文化科学研究科の二つの専攻, 地域文化学専攻と比

較文化学専攻がおかれている。

文化人類学の知は, 他者への共感に基づき, 自己と他者の文化についての理解を深めるものである。その知の国際的な中核拠点として, 民ぱくは, 人びとが異なる文化を尊重しつつ, 言語や文化の違いを超えてともに生きる世界を築くことがこれまでになく求められている今の時代に, その責務を果たそうとしている。

このような機関である民ぱくが行っている, 障害者の生涯学習機会の拡大に関わる2つの取組を紹介する。

#### 『「多様性」と「共通性」を探求する博物館の実践』実施概要

##### ① 実施主体

国立民族学博物館

##### ② 目的

- 「民ぱく Sama-Sama 塾」
  - ・もっと学びたい知的障害者に, 生涯学習の機会を提供する。
  - ・保護者の意見やアンケート調査をもとにハード面やソフト面での整備を行い, 国立民族学博物館が知的障害者にとって利用しやすい博物館のモデルケースとなることを目指す。
  - ・知的障害者の学びに関する保護者の意識を把握し, 障害者本人の学びたい意欲や持っている力に気づけないでいる保護者の意識変容のきっかけを作る。
- 「誰もが楽しめる博物館=ユニバーサル・ミュージアム」に向けた取組
  - ・視覚障害者も含め, 誰もが楽しめる博物館を創造する。
  - ・視覚優位・視覚偏重の世の中で, 五感の持つ可能性を切り開く。

##### ③ 実施内容

- 「民ぱく Sama-Sama 塾」
  - ・「世界の文化を学ぶ」講義: 世界各地の民族や文化に関する講義
  - ・展示場での観覧: クイズラリー等
  - ・オプション: やりたいものを選んでのアート制作等
- 「誰もが楽しめる博物館=ユニバーサル・ミュージアム」に向けた取組
  - ・MMP(民ぱくミュージアムパートナーズ)による来館者案内
  - ・「さわる」ことを軸とした, 誰もが楽しめる展覧会
  - ・常設コーナー「世界をさわるー感じて広がる」
  - ・他の博物館の実践へのアドバイザーとしての協力
  - ・「ユニバーサル・ミュージアム」をテーマとしたシンポジウム

##### ④ 参加者

- 「民ぱく Sama-Sama 塾」
  - ・中学生以上の療育手帳を持っている知的障害者
- 「誰もが楽しめる博物館=ユニバーサル・ミュージアム」に向けた取組
  - ・MMP による来館者案内: 視覚障害者
  - ・それ以外: 視覚障害者を含む全ての人



### 3-1-1. みんなく Sama-Sama 塾

#### (1) 実施の経緯と参加者の状況

##### <実施の経緯>

「みんなく Sama-Sama 塾」は、中学生以上の知的障害者を対象とした試行的ワークショップである。2018 年度から 2 年間のプロジェクトとして実施された。

「Sama-Sama」とはマレー語で「あなたと私は同じ」という意味である。

グローバル化が進む現代社会においては、障害の有無にかかわらず、世界の文化や民族、そして多様な生き方や考え方を学ぶことが必要不可欠である。世界の文化を知ることによって、参加者がより楽しく豊かな生活を送ることができたらとの思いから、本ワークショップは開催された。

現在、日本においては、知的障害者が学校を卒業した後で学べる場所は非常に少ない。しかし、学校卒業後も、もっと勉強をしたい、学びたいと思っている人は少なくない。

本ワークショップは、もっと学びたい知的障害者に、生涯学習の場を提供することを目的としている。

一方で、現在の博物館は、まだまだ知的障害者に対応しきれていない。

ワークショップには、保護者や介助者にも一緒に参加してもらい、博物館を利用する際の問題点や改善点等について、ともに考えることとした。

保護者の意見やアンケート調査をもとに、ハード面やソフト面での整備を行い、国立民族学博物館が知的障害者にとって利用しやすい博物館のモデルケースとなることも、この取組は目指している。

##### <参加条件>

ワークショップは、中学生以上の、療育手帳を持っている知的障害者を対象としている。

講義の内容は知的障害のない小学生でも難しいものであるため、中学生以上を対象とした。年齢の上限は定めていない。

特別支援学校(知的障害)では、中学部以降、それ以外の学校に比べ、教科別の学習の比重が極端に少なくなり、作業学習に重点が置かれるようになる。ワークショップを実施したみんなく教員はそのことを、障害のある家族の経験から痛感していたため、その年齢層の「もっと学習したい」参加者に向けて、学習に焦点を当てたプログラムを提供することとした。

参加にあたっては、保護者か介助者(ヘルパー)が同席することを条件とした。

保護者の参加により、参加者は最も適切な支援を得ることができる、ということとは別に、保護者にも学んでほしい、保護者の意識も変えたいという願いがあった。

知的障害者の保護者が、知的障害者の学びについてどのように考えているかを知りたいという関心もあり、保護者にアンケートを取る、後述のオプションの時間に保護者の話を聞く等の方法で、把握を試みた。

##### <募集・参加登録と参加者の状況>

ワークショップの参加希望者は、まず、「みんなく Sama-Sama 塾」の塾生として登録する。この登録者に対し、年 6 回のワークショップの開催情報を通知した。

2018 年度のスタート時には、みんなくのウェブサイトや Facebook に募集情報を掲載したほか、大阪府内・京都市・神戸市・奈良・滋賀等で通える範囲内の特別支援学校や社会福祉施設関係に、チラシを配布した。

文部科学省のメールマガジン「初中教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)」にも募集のお知らせが掲載され、教育家庭新聞のウェブニュースでも取り上げられた。その他、NHK の関西



\*「みんなく Sama-Sama 塾」:ワークショップにおける実施責任者による講義の様子。(写真: 国立民族学博物館提供)

ニュースおよび NHK のハートネットブログ(福祉情報総合サイト)でも取り上げられた。

2 年目は基本的に 1 年目の登録者が継続参加することとし、新規登録については、来られなくなった登録者の知り合い等に案内するにとどめた。

登録者は 43 名で、リピート参加する人が多かった。

参加者の中核は 20 代で、最も年齢が上の参加者は 42 歳、中学生・高校生世代の参加は、全体の 3 分の 1 程度であった。

半数以上の参加者は、保護者と一緒に参加した。

## (2) ワークショップの構成・内容

### <ワークショップの構成>

年 6 回開催したワークショップは、毎回形式は同じで、テーマが変わるという方式で行った。

各回は、以下のように構成されている。

#### 【前半】

「世界の文化を学ぶ」講義(30 分程度)  
世界各地の民族や文化に関する講義

#### 【後半】

展示場での観覧(40 分程度)  
クイズラリー等

#### 【オプション】

アート制作等

### <「世界の文化を学ぶ」講義>

講義では、専門の研究者が、知的障害者向けにわかりやすく話をした。

参加者のほとんどは「講義」を受けたことがない。そういう参加者に、「研究者から講義を受けた」という刺激や経験を持ってもらうことを意図している。

講義内容は少し難しめで、一緒に参加した保

護者にも楽しんでもらっている。やや難しい内容でも、参加者にわかりやすいよう工夫をしている(後述)。

講義時間は 30 分程度とした。

講義内容は多様である。最初は「マレーシア」、次に「ヴァヌアツ」、その後「ネパール」、「日本の伝統工芸」、「世界遺産」、「食文化」、「民族衣装」、「楽器」等のテーマで、それぞれを専門とするみんぱくや大学の教員が講義を担当した。特別展に関連した講義も行った。

### <展示場での観覧>

みんぱくの展示場はとても広いため、一つのコーナーを選び、クイズを解きながら保護者と一緒に見て回るクイズラリーを行った。

展示場観覧の時間は臨機応変にしているが、講義とあわせて、1 時間程度で終了するようにしている。参加者の集中力がもつ時間がそのくらいであること、遠方からの参加者の行き帰りを考えると、そのくらいが適当な時間だと考えられた。

### <アート制作等>

講義と展示場観覧でワークショップ本体は終了であるが、聞くだけ、見て回るだけでは消化不良の参加者もいるのではないかと考え、自分で何かを作る・表現する、任意参加型のアート制作の時間を設けた。

絵を描く、塗り絵、工作、白地のうちわに絵を描く、パズルを作る等のメニューをいくつか準備して、参加者がやりたいことを選ぶようにした。工作用の紙飛行機や段ボールクラフト等は市販のものを購入し、みんぱくの展示品の塗り絵等も用意した。この第三セッションが好評で、最近は毎回それをめあてに参加する人もいて、任意としているものの参加者全員が参加している。2 時間以上楽しむ人もいれば、10 分程度活動して帰る人もいる。



\*「第三セッション」:アート製作の様子。(写真: 国立民族学博物館提供)



### (3) ワークショップにおける合理的配慮や実施上の工夫

<個人で活動、でも、みんなと一緒に>

「みんなく Sama-Sama 塾」では、自己紹介、アイスブレイク、ふり返り等は一切行わない。自己紹介が苦手な人、作品を見せて比べられたりすることにプレッシャーを感じる人等への配慮である。知り合いを作りたいので自己紹介の時間を設けてほしいという保護者もいるが、希望する参加者同士で個別にするよう求めている。

人の視線が気になる参加者もいるので、島を作ってグループで作業ということも行わない。

参加者は皆、個人で参加し、それぞれの活動を、みんなでやって帰る。「個人で活動する、でも、みんなと一緒にやる」という経験は、参加者がこれまであまり体験してこなかったものだと思われるため、このようなスタイルでワークショップを行っている。

<プログラムにおける配慮や工夫>

講義は文字を少なくして映像や写真を使って行い、クイズを必ず入れるようにした。

レジュメをしっかり作り、プリントアウトして配布した。どんどん進む講義についていけない人、短期記憶が弱い人もいるので、必要な配慮である。

展示場では、実物のインパクトを活かすことができる。ここでも、クイズの答えの中の特定の1文字をつなぎあわせるとひとつの言葉になるクイズラリー等、楽しさをより感じられる工夫をしている。

アート制作では、工作や塗り絵等、いろいろなものを用意して選んでもらうようにしている。これまで「選ぶ」という経験をしてきていない参加者もいるため、意図して「選ぶ」という場面を設けている。

<支援体制>

前述のように、このワークショップでは、できるだけ保護者と一緒に参加することを求めた。子供の特長を理解している保護者がそばにすることで、参加者は精神的な安定と、理解に基づいた適切な手助けを得ることができる。同じ参加者でも、保護者が一緒のときとヘルパーが一緒のときでは、別人のように活動の様子が違っていたことから、保護者と一緒に参加することは、こうした学習機会を成功させる要因であると考えている。

みんなくには知的障害のある参加者に対応できるスタッフがいなかったため、特別支援学校小学部の元教員2名をアルバイトとして雇用した。このような学習機会では、中学部・高等部の教員よりも、小学校低学年に指導できるスキルを持つ教員のほうが適している。

元教員のスタッフに対しても、このワークショップが「学校的なものではない」ことを説明し、教員が行いがちな「課題」「目的」の設定をせず、参加者が楽しく学習できることを最も重視した支援を行うことを求めた。

### (4) 知的障害者の生涯学習機会に関する課題

<就労以外の選択肢の少なさ>

「みんなく Sama-Sama 塾」開催の背景には、特別支援学校高等部卒業後、知的障害者が学ぶ場がほとんどないという現状がある。

特別支援学校でも、卒業後の就労を見据え、就労先が求める人材を育てようとするため、中学部等の早い段階から就労への準備を重視した授業が行われるようになっている。

保護者も、社会での自立を願って、就労に向けたワーク学習に熱心となる傾向がある。

しかし、「みんなく Sama-Sama 塾」の参加者には、もっと多種多様な学習をしたいと望んでワークショップに参加している姿がみられる。障害ゆえに本人が望む学習機会が得られないような状況は、変えていくべきである。就労以外の、卒業後も学び続ける選択肢を増やすことや、できないことではなく、その人なりの可能性に目を向けた学びの場を作ることが求められている。

<保護者の意識>

「みんなく Sama-Sama 塾」に参加した40数名の保護者は、学びへの意識が高い保護者であると考えられる。

それでも、保護者が「うちの子は講義なんて理解できていないですよ」と言う一方で、参加者本人は学びを楽しみ、毎回参加しているといった、保護者の見立てと学びたい本人の思いが一致しない様子がみられることもあった。

また、アート制作で塗り絵を行った20代後半の参加者の保護者が、「この子はこんなことができるのか」と驚く場面もあった。子供の頃にできなかったため、そういう活動はできないものと思い、その後ずっとさせなかったという。

このように、障害者をよく理解している保護者であっても、その人の意欲や可能性に気づけないでいる場合がある。

プロジェクト初期にとったアンケートや、アート制作の時間に保護者から聴取したところによると、特別支援学校の中学部・高等部に上がると教科別の学習が大幅に減少するという状況は関西周辺地域には多々みられるが、「学び」を重く考えている保護者は少数派であることが分かってきた。

障害のない子供であれば、本人が興味を持った活動に自分で考えて取り組むことも比較的容易だが、知的障害のある子供の場合は、だれかの手助けが必要で、その手助けがなければ、その後の成長の芽を摘んでしまう。保護者には、子供のやりたいことや持っている力に気付いて、その後押しをすることが望まれる。

## (5) 今後の展開

### <みんぱくにおける学習機会提供>

2年間のプロジェクトのため、本ワークショップは2019年度で終了予定である。

今後こうした取組を行いたいのが、枠がなかなかない。みんぱくでは、社会連携のための恒常的なワークショップもあるが、「Sama-Sama 塾」のような事業ではなかなか使えない。

当面、特別展と関連させた単発のワークショップを、研究プロジェクトとして実施するための館内申請をしている。

### <他の実施主体での展開の可能性>

「学習」を中心とした知的障害者のための学習機会を作りたいと考えている他の実施主体に、「Sama-Sama 塾」のノウハウを提供することは、可能である。ただし、実施主体には、難しい内容も小学校低学年の児童でもわかるように教えられるスキルがあり、かつ、学校のように目的や課題を設定しない学びを理解し実現できるスタッフが必要である。

「Sama-Sama 塾」の参加者の中にも、学びの場を開催している保護者もいる。

現在は2年間のみ、登録制の実施であるが、もっとオープンに開催したら、こうしたワークショップがもっと広まる可能性がある。現時点でも「Sama-Sama 塾」は、障害者の学びに取り組んでいる団体から、注目されている。

「みんぱく Sama-Sama 塾」は、「これができるように」という学習機会ではない。

「学び」とは、知識を覚えることではなく、刺激を受けることである。知的障害者は、こうした活動で刺激を受けて、その場で何かができるようにならなくても、後になって何かの拍子にできたりすることがある。

脳の中では、感動を司る領域と記憶を司る領域が近いという。「みんぱく Sama-Sama 塾」は、参加者の「楽しい」「面白い」という感動を大切にしながら、「もっと学びたい」という知的障害者の意欲に応える機会を提供している。

## 3-1-2. 「誰もが楽しめる博物館=ユニバーサル・ミュージアム」

### (1) 視覚障害者も楽しめる博物館をめざして

#### <視覚障害のある研究者と博物館>

みんぱくにおいては、視覚障害のある来館者への優れた案内の仕組みづくりや、さわって楽しむ展示の積極的な展開を、視覚障害のあるみんぱく教員が推進している。

その教員が2001年に33歳で国立民族学博物館(以下、みんぱく)に着任したのは、みんぱく教員の広瀬自身の専門の日本宗教史の研究ができるポジションのある研究機関だったからであり、博物館で働くことを志向していたわけではなく、学芸員の資格を持っていたわけでもなかった。

しかし、着任してみると、研究環境とともに、博物館も充実していた。そこで、博物館についても勉強を始めた。

中学から全盲となった教員広瀬は、博物館についていい思い出を持っていない。1980年に東京の盲学校の中学部に入学、担任の先生は、生徒が楽しめる施設を熱心に探してくれ、修学旅行等で訪問したが、博物館や美術館で楽しい経験をした思い出はできなかった。大学生になり、兵庫県立美術館の企画展で「さわれる展示」という現代アートの展示に行ったぐらいで、地方に行つての聞き取り調査で地元の学芸員に話を聞いても、博物館そのものを楽しんだ記憶はない。

その博物館で自身が働くことになり、自分が楽しめれば視覚障害の仲間も楽しめるのではないかと考えるようになったことが、取組へのきっかけとなった。

#### <点字パンフレットのリニューアル>

視覚障害者も楽しめる博物館にするための取組は、2001年~2002年頃から着手した。

最初に取り組んだのは、点字パンフレットのリニューアルであった。

みんぱくでは1990年代から点字パンフレットを作っていたが、通常のパンフレットの抜粋版のようなもので、みんぱくの魅力が伝わるようなものではなかった。手に取った視覚障害者がもっと興味を持てるよう、内容を刷新した。

最も大きな改善点は、館内案内図の「さわる地図」を掲載したことである。

みんぱくの展示場は、世界をオセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、それに日本を含むアジア各地域に分け、オセアニアを起点とし、東回りに世界を一周し、最後に日本にたどり着く構成をとっている。館内を一周したら世界一周したことになるといふもので、ぐるっと回って世界の多様性を知り、最後は日本を見つめなおすという、壮大なスケールが魅力である。

視覚障害のない来場者であれば、館内案内図を見て、そのような構成やアジア展示の広さ等を、感覚的に知ることができる。言葉で聞くより、色分

けされた地図を見たほうが、その魅力は伝わりやすい。視覚障害のある来館者も、自分でさわってその確認ができれば、よりわくわく感が伝わるだろうと考え、さわって感じ取れる館内案内図の掲載を実現した。

#### <広報誌『月刊みんぱく』の音訳>

次に行ったのが、「月刊みんぱく」の音訳版の発行である。

みんぱくを訪れたいと思ってもらうには、案内パンフレットだけでは不十分である。パンフレットを読むには机に広げる必要がある視覚障害者にとって、案内パンフレットはそれを見ながら館内を移動するためのものというよりも、お土産的なものである。帰宅後、机に広げて、今日行ってきたのはこの部分だと確認する、復習のための資料という要素が強い。

そのため、来館前に館の情報を伝える媒体として、広報誌『月刊みんぱく』の音訳版を作成した。2002年4月からカセットテープで製作を開始し、現在はCDで製作している。ウェブサイトでのデータ公開も行っている。

音訳を提案した際、予算がない点がネックになったが、守口市の音訳ボランティアグループに依頼、みんぱくは郵送費・点字のラベル代等を負担するというかたちで実現にこぎつけた。

#### <当時の博物館界の潮流>

これらの取組が行われた2000年代初頭には、博物館や美術館でバリアフリーやユニバーサルデザインに対する関心が高まっていた。

その頃は、インターネット時代の本格的到来にともない、博物館・美術館の来館者数が伸び悩んでいた時期でもあった。来館者を集めるには、今まで来館者として想定していなかった人たちに着目しなければならないという意識が、関係者の間で高まっていた。

日本博物館協会でも「誰にでもやさしい博物館づくり」ということを提唱しはじめ、博物館は高齢者対応、外国人対応、障害者対応をすべきということになっていった。

こうした流れにより、みんぱくでも、冊子の音訳等に取り組みやすくなった。

#### <アメリカの博物館体験>

パンフレットや広報誌による情報保障から取り組みはじめた教員広瀬は、2002年9月～2003年8月にアメリカ留学し、日本宗教史のフィールドワークと並行して、アメリカの博物館の視覚障害者対応を体験していった。

アメリカでは少なからず博物館にボランティアガイドがいて、訪問日時をメールで相談の上、案内等の対応をしてもらえた。

当時17の博物館があったスミソニアン博物館には、全体を統括するコーディネーターがいて、2泊3日で9館を訪問することができた。各館でその館のボランティアガイドが待っていて、ルール上は入口までということだったが、次に向かう館の途

中まで案内してくれたりもする等の対応を経験した。

アメリカでの体験等を通じて、教員広瀬には2つの構想が生まれた。

ひとつは、来館者への情報提供についてである。視覚障害者の場合、パンフレットを見て自由に館内を回るといわけにはいかない。このため、ボランティア活用の仕組みを作らなければならない、ボランティアを育成しようという構想である。

もうひとつは、展覧会の開催である。みんぱくでは特別展・企画展を、みんぱく所属の教員がプロジェクト制で企画することができ、自分が思い描く、視覚障害者が楽しめる展覧会を自分が示そう、という構想が生まれ、後述の展覧会につながっていった。

## (2) MMP(みんぱくミュージアムパートナーズ)による来館者案内

### <MMPの発足と視覚障害者支援グループ>

みんぱくには、みんぱくミュージアムパートナーズ(MMP)という組織がある。国立民族学博物館の博物館活動を理解し、共にこの活動を発展させることを目的として2004年9月に発足したもので、これまでのミュージアムボランティア活動から一歩前進し、メンバーによる自主的な企画・運営を行っていくため、ボランティアという言葉は使っていない。

当時、他の博物館でボランティア制度を始めるところが出てきたことを受け、みんぱくでも博物館ボランティアを育てようという動きが起こった。みんぱくでのボランティア募集は大きな関心を引き、多数の応募者があった。

この段階で、MMPに何をしてもらうかは、まだ決まっていなかった。

多くの応募者は、来館者案内を希望していたが、みんぱくは、展示資料について多くを解説しない、説明しないことを前提としている。初代館長・梅棹忠夫の考えにおいては、博物館は、このものはどうやって使うのだろう、おまへはどこから来たのか等、「ものとの対話」を楽しむ場であり、自分で想像を広げることが大切であるとしている。この考えに従い、みんぱくでは、キャプションや解説パネルも必要最小限の文字数にとどめている。現在も、MMPによる展示案内活動をどこまで認めるかについては、館内で意見が分かれている。

来館者案内がしたくて入ってきたMMPメンバーの中には、みんぱくでは展示場案内ができないと離れていく人もいた。

そのような状況で、MMPに視覚障害者を支援するグループを作りたいと、教員広瀬が声をあげた。メンバーによる自主的な企画・運営を行うというMMPの趣旨に合致する活動に結びつけられるということもあり、視覚障害者も楽しめる展覧会に向けて頑張ろうという機運が高まった。

視覚障害者は見て想像することが難しいので、その部分を説明で代替する手法で、2005年初

頭には、視覚障害者向け案内活動を行うグループを作ることができた。

同グループは視覚障害者に対応する誘導と解説方法について勉強し、2006年の企画展に向け、準備を進めていくことになった。

#### <視覚障害者支援グループの活動>

2006年3月～9月に開催した企画展「さわる文字、さわる世界 ―触文化が創り出すユニバーサル・ミュージアム―」においてMMPは、多数来館した視覚障害者の案内、イベント「もっとさわろう 触文化の日」、点字ワークショップを担当し、2週間に1度のペースで活動を行った。

盛り上がった企画展の後も、せっかく実践・実績を積んだのにこれで終わりにしてしまうのは惜しいということで、それを活かす活動を開始した。

#### ①点字体験ワークショップ

毎月第2土曜日に実施している。

エントランスで来館者にランダムに声をかけ、点字で名前を書く、目隠しをしてみんぱくの資料をさわる、コラージュをする等の体験をしてもらった。

2019年の終わりには、ワークショップ開催160回を迎え、お祝いをした。公共の博物館でこれだけワークショップが続いているのは、珍しいケースである。

#### ②視覚障害者団体・個人の案内

事前申込制で、みんなの企画課（事務職員）が窓口となり、MMPと連携して受け入れる。団体の来館希望日が重ならない限り、対応できている。

みんなの展示場は広いので、申込者の予定時間・希望に合わせたコースを提案して案内する。

来館団体で多いのは、特別支援学校（視覚）の修学旅行や遠足である。大阪北部地震の影響で3か月閉館していた年を除いて、最近5年間は年間10校ほど来館している。特別支援学校（視覚）の数は全国で66校（視覚障害に対応している特別支援学校のうち、全障害種対応の学校を除く）であるため、1割以上の学校が来館していることになる。

特別支援学校（視覚）の生徒5人が来館したような場合等、マンツーマンについて案内することも多い。

最初の頃は、ベテランで説明がうまいMMPが代表して1人で展示資料について説明をし、生徒1人1人に誘導・サポート役のMMPをつけていたが、特に展示資料を触る場合、待ち時間が生じてしまう。それぞれに説明役がついたほうが良いということで、メインで説明するMMPと、誘導やサポートにつくMMPの2人1組で生徒1人に対応することとした。2対1では圧迫感が強いかもしれないが、やってみると、生徒にも好評であった。

特別支援学校（視覚）の児童生徒の中には、知的障害との重複障害のある生徒も多い。学校側

はみんな一緒にという思いが強く、事前レクチャーを頼まれることもあるが、知的障害のある児童生徒と視覚障害のみの児童生徒が一緒の場合、どのレベルにレクチャーの内容を合わせるかが難しい。

MMPは、視覚障害のみの児童生徒には、社会科の内容として世界の国々のことを伝え、そうした内容の理解が難しい場合には、民族衣装体験や楽器体験を中心とした案内をする。

衣装体験・楽器体験は小学部・中学部の児童生徒が来館した際の有力なメニューであり、その案内を得意とするMMPもいる。

盲導犬使用者視覚障害者の会で、盲導犬を連れて来館者が約50名来館したこともあった。その際は、グループを3つに分け、代表で説明がうまいMMPが説明し、他のMMPは誘導・サポートにつく態勢で案内活動を行った。

#### <きめ細かくニーズに応えた、質の高い案内>

みんなの視覚障害者案内は、利用者のニーズにきめ細かく応えており、世界的にみてもレベルが高い。

そのように案内の質を高めることができた要因として、以下のことが考えられる。

#### ①経験に裏づけられたMMPのスキル向上

MMPは、最初に視覚障害のある教員広瀬による研修を受けた後、実地でさまざまな団体を受け入れ、ノウハウを身につけている。

重複障害のある児童生徒への対応においても、現場で生徒と接する中でノウハウを身につけ、かなり柔軟にそれぞれの生徒に応じた対応ができるようになってきている。

MMPは全体で約150名、主に視覚障害者案内を行っているメンバーは約30名である。発足当初から在籍する5名ほどのコアメンバーは、15年案内活動に携わっている。この4～5年の間に、新しいメンバーも加入してきている。

新しく加入したMMPメンバーは、最初は先輩メンバーの案内活動に、写真撮影や副教材を持ち運ぶ係としてついて周り、先輩メンバーの案内を見て学ぶ。

ノウハウについては、ベテランメンバーが他のMMPにきちんと伝えており、将来リーダーを継承し得る人材も育ってきている。

#### ②専門教員が関わる案内文作成

案内活動を行うにあたっては、MMPメンバーは徹底的に事前勉強し、案内文のテキストを、まずはMMPのグループとして作成する。

MMPが作成したテキストは、その分野を専門とする研究部の教員がチェックする。

修正が必要な場合は修正を行い、OKが出たら、デモンストレーションを行う。

視覚障害のある教員広瀬が来館者役になり、他のみんなの教員も数名参加して、意見交換を行う。



アメリカの博物館の場合、案内文は教育普及担当が作っているため、専門のキュレーターがしっかり関与していないことがある。館によっては、案内内容がボランティアに任せられ、ボランティアの好きなコーナーを中心に案内されるようなケースもあった。

それに対して、専門の教員を含む複数の教員がいてねいに関与して練り上げるみんなの案内文とボランティアによる説明は、質が高いものとなっている。

### (3) 誰もが楽しめる展覧会と常設の「さわる展示」

<「ユニバーサル」=五感の持つ可能性を

切り開く、2つの企画展>

視覚障害者が楽しめる展覧会の姿を示そうという教員広瀬の構想を最初に実現したのが、2006年3月～9月開催の企画展「さわる文字 さわる世界—触文化が創りだすユニバーサル・ミュージアム—」であった。



\*企画展「さわる文字さわる世界」: 「さわる文字さわる世界」のチラシ。(写真: 国立民族学博物館提供)

さまざまな物に直接さわることから、現代人に軽視されがちな触覚のおもしろさに迫るというコンセプトのもと、日本における点字以前の盲人用文字の紹介、凸文字で書かれた聖書や教科書の展示、木活字のレプリカによる触覚を使って日記を書く疑似体験、盲学校で使われていた教具(富士山の模型、凸型京町図、凸型地球儀、算木やさま

ざまな算盤)、ふれ愛観音像、神社の模型、浮き出し絵画、バードカービング等の展示を行った。

企画展開催中の毎月第2土曜日には「もっとさわろう 触文化の日」として、展示ケース内の展示物をじっくり「触学」してもらおう機会を設けた。MMP が担当する「点字体験ワークショップ」もあわせて開催した。

視覚障害者が楽しめる展覧会の実現を目指して始めた企画展であったが、準備を進める過程で、この展覧会は視覚障害者のためだけのものなのだろうかとの疑問が生まれた。

来館者のほとんどが視覚に障害のない人である以上、見えている人へのメッセージもなければいけないと考え、視覚優位・視覚偏重の世の中で、見えている人にこそ聴いたりさわったりという「感覚の多様性」をとり戻してもらおう、「ユニバーサル」=五感の持つ可能性を切り開くこと、というコンセプトにたどり着いた。

そのように考えて実施したもうひとつの展覧会が、2009年8月～11月開催の企画展「点字の考案者ルイ・ブライユ生誕 200年記念…点天展…」であった。

わずか6個の点の組み合わせで多種の文字、音符まで表現する点字の、少ない材料から多くを生み出したたかな創造力、常識にとらわれないしなやかな発想力を“点字力”と名づけ、点字の歴史や道具についての展示のみならず、「“点字力”を活かした触覚芸術(さわって楽しむ「手仕事」の美)」として、石創画、バードカービング、継手アート等を展示、展示に対応したアート制作や点字アート制作を行うワークショップ等の関連イベントを多数展開した。

この企画展においても、MMP と全国視覚障害者情報提供施設協会が担当する点字体験&展示資料案内「さわる文化への招待—点字を触学、展示で触楽」が月1回行われたほか、MMP による展示場の案内も実施された。



\*企画展「点天展」:「点天展」のリーフレット。  
(写真: 国立民族学博物館提供)

<常設コーナー「世界をさわる—感じて広がる」>  
2006年、2009年に2つのさわる展覧会を開催した教員広瀬は、次のステップとして、常設のさわるコーナーを発案した。  
そうして2012年に作られたのが、「世界をさわる—感じて広がる」コーナーである。  
展示場の一角「探究ひろば」に設置された同コーナーは、「さわる」ことによって展示資料をよりよく理解するための3つのコンセプト「じっくりさわる」「見てさわる」「見ないでさわる」を提示している。  
「じっくりさわる」では、トキのタッチカービング等の彫像をゆっくりさわって資料の形や手ざわりを味わう。「見てさわる」では、資料を手にとり、キャプションや解説を読みながら、全体の形、細部の構造等を視覚と触覚によってしっかり確かめる。「見ないでさわる」では、ブラックボックスに手を入れて、視覚にたよらず触覚だけで資料の形や細部の様子を把握する。  
「世界をさわる—感じて広がる」コーナーは、4~5人のみんぱく教員が中心になり、さわる体験の出発点という意識で作った。ここで展示資料にさわってみて、常設展示場の展示資料もさわってみようという位置づけである。これに対し、常設展示ではさわらせないほうがいいという意見もあり、館内でのスタンスが一致しているわけではない。

<今後の展開>  
2020年9月~12月には、東京オリンピック・パラリンピック開催のタイミングに合わせた特別展「ユニバーサル・ミュージアム—さわる!“触”の大博覧会」を予定している(2020年1月時点の計画)。

さわって体感できるアート作品を展示し、「歴史にさわる」「風景にさわる」「音にさわる」等のテーマの下、さまざまな素材と手法を用いて、“触”の可能性を追求し、特別展とあわせて企画展の同時開催も計画している。

ユニバーサルの観点から、見える人達にも、視覚以外の感覚への気づきを促す展覧会であるが、みんぱく館内に対して、館内全体の展示資料をもっと積極的に触察できる方向にもっていけるようにとの問題提起も意図している。そういう意味でも、本館の企画展示場でも展開できることには意義があった。

教員広瀬の、十数年間の取組の集大成となる展覧会である。

#### (4) 他の博物館への取組の波及

教員広瀬がアドバイザーとなって、他の博物館・美術館でも、五感を使って楽しむ取組が行われている。

また、みんぱくでは、「ユニバーサル・ミュージアム」の考え方や実践事例を広めるシンポジウムを開催している。

#### <吹田市立博物館の「さわる」展示>

みんぱく退職教員が2004年に吹田市立博物館長に就任し、来館者が少ない博物館の現状に直面、博物館の発想を根本的に変える必要性を感じた際に、キーワードとして考えたのが「さわる」であった。

館長から相談を受けた教員広瀬の協力のもと、吹田市立博物館は、2006年9月に実験展示「さわる—五感の挑戦」を始め、毎年1回、5年間続けた。

2011年9月~10月には秋季特別展「さわる—みんな楽しんで博物館—」を開催するに至った。同展では点字つき図録を作成しているが、高価な点字印刷のコストを削減するため、紙を折りたたむだけで冊子状にする等の工夫がされている。

吹田市立博物館ではその後も、「さわって楽しむはくぶつかん in すいた」等の企画展や、さわる資料の常設展示等の取組を行っている。

#### <すみだ北斎美術館「無視覚流まちあるき」>

2018年11月、すみだ北斎美術館では、教員広瀬を講師としたワークショップ「無視覚流まちあるき」で知る、北斎と隅田川を開催した。

北斎の足跡に思いを馳せながら隅田川の境界を歩き、船に乗って川面からいまの隅田川の姿を捉えるまちあるきを、参加者はアイマスクをして、ペアを組んだ人に手引きしてもらいながら行う。視覚



に頼らず、聴覚や嗅覚、触覚を働かせて、自らの感覚をひらいていくワークショップである。

墨田区の観光・まちづくり部門も連携して実施された。

#### <ユニバーサル・ミュージアム研究会による ミュージアムツアー>

2019年10月、視覚障害のある人とない人が一緒に奈良の遺跡や歴史・考古関係の施設めぐり、視覚に頼らず、手や足の感触、聴覚や嗅覚等の感覚を研ぎ澄ませて古代の歴史を味わおうとする1泊2日のミュージアムツアー「五感で楽しむ日本の歴史」が開催された。

ツアーを実施したのは、教員広瀬が代表を務める「ユニバーサル・ミュージアム研究会」。科研費プロジェクト「誰もが楽しめる博物館を創造する実践的研究」によりスタートし、研究者や博物館関係者、視覚障害者等が参加している。コース設定や案内は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、歴史に憩う橿原市博物館等4施設の職員が担当した。

このツアーは「ユニバーサル・ツーリズム」の実践である。近年、「ユニバーサル・ツーリズム」を掲げた事業等が出てきているが、言葉が先行している観がある。現状では、高齢者や障害者の人たちが参加できるツアーを増やそうという動きになっており、「ユニバーサル・ツーリズム」の出発点としては、そういう事例が多くなる。しかし、「ユニバーサル」とは、そうしたバリアフリーにとどまるものではなく、多文化との共生を目指す思想である。そこからマジョリティ(健常者)と言われている人たちの生活や旅行の仕方がどう変わるのかが重要である。

#### <みんなくによるシンポジウムの開催>

みんなくでは、過去4回「ユニバーサル・ミュージアム(だれもが楽しめる博物館)」をテーマとしたシンポジウムを開催している。

2006年9月の国際シンポジウム「ユニバーサル・ミュージアムを考える～“つくる”努力と“ひらく”情熱を求めて～」では、1日目は「ユニバーサル=障害者が来館しやすい環境作り」と定義して「だれも」の具体的内容に迫り、2日目は「ユニバーサル=五感の潜在力を開拓すること」と定義し、博物館が提供するプログラム等、ソフト面の情報交換を行った。

2011年10月の公開シンポジウム「ユニバーサル・ミュージアムの理論と実践—博物館から始まる『手学問のすゝめ』—」では、2009年度から各地のミュージアムで研究集会とワークショップを開催してきた科学研究費プロジェクト「誰もが楽しめる博物館を創造する実践的研究」(通称「ユニバーサル・ミュージアム研究会」)の成果を公開し、ユニバーサル・ミュージアム(誰もが楽しめる博物館)の理論と実践例を提示することを目標とした。

2015年11月の公開シンポジウム「ユニバーサル・ミュージアム論の新展開——展示・教育から観光・まちづくりまで」では、みんなくの共同研究「触文化に関する人類学的研究—博物館を活用した“手学問”理論の構築」の成果を広く一般に公開し、各地の美術館・博物館で試みられている展示、教育プログラムの事例報告や、博物館の枠にこだわらず、自由な発想で企画される触発型ワークショップ、五感を駆使して「誰もが楽しめる」観光・まちづくりをめざす先進的な取組の紹介を行った。

2019年11月の公開シンポジウム「日本におけるユニバーサル・ミュージアムの現状と課題—2020オリパラを迎える前に」は、2020年9月～12月開催予定の特別展「ユニバーサル・ミュージアム—さわる!“触”の大博覧会」のプレイベントでもある。特別展と同様、アートに着目し、アート制作者の登壇による「触」をキーワードとしてのアートの本義の探求や、博物館・美術館の学芸員、研究者の事例報告を行った。

この間、シンポジウムの参加者は確実に増えており、ユニバーサル・ミュージアムへの関心は高まっている。



みんなく 公開シンポジウム

## 日本における ユニバーサル・ミュージアムの 現状と課題

2020オリパラを迎える前に

2019.11.3 sun. - 4 mon.  
3日 13:00-18:15 (18:30からレセプション) / 4日 9:45-17:30

会場: 国立民族学博物館 第5セミナー室

参加費無料  
定員: 各日100名(先着順)  
参加申し込み方法: 要項をご確認ください  
主催: 国立民族学博物館、日本学術振興会、日本ミュージアム・マセージメント学会

2020年、日本でオリンピック・パラリンピックが開催される。この国際的な大イベントをどのように迎えられるかが、そしてオリパラをきっかけに、日本社会はどんな方向をめざすべきなのだろうか。ミュージアムは、近代文明のシンボルとして誕生した。近代とは「より多く、より速く」というトレンドの下、人間のアクティビティを最大化させる技術革新の時代である。そんな近代社会では、五感の中でも情報の伝達量、スピードに優れている視覚が重視されてきた。そのため、今日のミュージアムの展示でも、視覚的に見る・見ることが大前提とされている。こういった視覚優位・視覚偏重の博物館・美術館の常識を改変するのがユニバーサル・ミュージアムである。ユニバーサル・ミュージアム研究は、近代と真正面から対決する思想運動ともいえるだろう。

国立民族学博物館  
National Museum of Ethnology

\*シンポジウム「日本におけるユニバーサル・ミュージアムの現状と課題」:シンポジウムのチラシ。

(写真: 国立民族学博物館提供)

## (5) ユニバーサル・ミュージアム実現の課題

### <組織としての取組>

ユニバーサル・ミュージアムに関する関心は高まっているが、現状では個人レベルにとどまっているくらいがある。

本調査研究で紹介している愛知県美術館や美濃加茂市民ミュージアムでも、熱意のある学芸員が「ユニバーサル・ミュージアム研究会」等に参加し、自らの館で実践を行っているが、その担当者が異動した場合、その館で取組が続いていくかどうかという問題が、日本の博物館の課題である。

アメリカ、イギリス等の取組内容は、必ずしも先進的であるわけではないが、欧米ではシステムとして障害のある来館者に対応する部署があり、そこには少なからず障害当事者であるスタッフがいる。

今後は、博物館にはそういうシステムが必要である、という認識になっていくことが望まれる。

### <障害のある学芸員の雇用>

雇用の問題も課題として挙げられる。

正規の学芸員として視覚障害者や聴覚障害者が博物館に採用されているかという点、少なくとも、視覚障害者の採用は皆無である。

一般の学校の教員に関しては、1980年代には視覚障害者が新規に教員として採用されはじめ、現在は30~40名程度の教員が、特別支援学校（視覚）だけでなく、一般の学校で教員として教壇に立っている。それと比較すると、学芸員については、まだまだこれから変わっていく余地がある。

障害のある人が楽しめるプログラムを開発する際に、障害当事者が在籍している意味は大いにあるという意識改革が必要である。

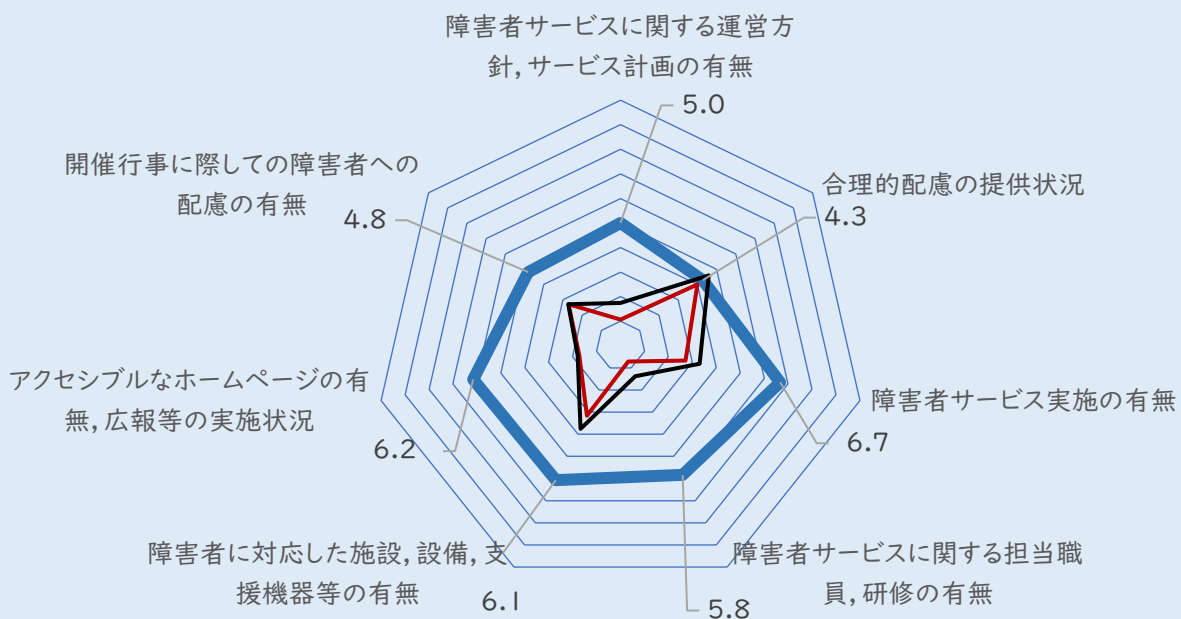
現在、視覚障害のある人が学芸員資格をとることは、関係機関に合理的配慮提供の義務があり、欠格条項もないため、制度的に問題はない。しかし、資格取得に必要な博物館実習を受け入れるところが見つからないことが課題になっている。

社会教育施設のなかでも、図書館には障害当事者を雇用しようという意識があり、障害者サービスにきちんと取り組んでいる館もある。博物館においても、障害のある人だからこそできる仕事を提案し、ユニバーサル・ミュージアムの実現に向け、障害当事者も力を発揮できる環境が整えられるべきである。

障害のある人が楽しめるプログラムを開発していくときに当事者が在籍している意味は大いにあると思う。そのような改革が少しずつでも行えるとよいと感じる。

視覚障害のある人が学芸員資格をとること自体は制度的に問題ないが、博物館実習を受け入れてくれるところがないことが課題である。一つ一つ課題を解決しながら、地歩を築いていく努力が求められる。

「国立民族学博物館」における合理的配慮の状況



■ 国立民族学博物館

■ 博物館平均

■ 全体平均



### 3-2. 愛知県美術館(愛知県名古屋市)

## 「視覚に障害がある方との鑑賞会」の開催 - 地域の連携と多様な鑑賞をめざして -

#### 1. 「視覚に障害がある方との鑑賞会」の歩みと実際

1992年10月に開館した愛知県美術館(以下、愛知県美)が、視覚障害者との美術鑑賞を推進することになったきっかけは、名古屋で活動を行っていた、視覚障害者とボランティアによる非営利の美術鑑賞団体「アクセス・ヴィジョン」(主宰はジュリア・カセム氏 現京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab 特任教授、当時はジャパントイムズ紙のアートコラムニスト)や、1993年に発足した「名古屋 YWCA 美術ガイドボランティアグループ」の団体と関係を深め、連携したことによる。

また、1994年には、近隣の名古屋市美術館が、1989年、1992年に続き、視覚以外の方法で鑑賞することを追求した展覧会を開催する等、同時期に当地域で、視覚障害者との鑑賞を行うことへの気運が高まっていたことも大きな要因である。

各活動を愛知県美で受け入れながら、客観的

に鑑賞方法を分析し、障害者の美術館利用の制度も整えていった。開館当初は、障害者と付き添い者への観覧料金割引制度も未調整であり、ボランティアグループとの話し合いを通して、制度を確立した経緯がある。

また、視覚障害者を対象とした作品の鑑賞の仕方において、各団体の鑑賞スタイルを生かし、美術館学芸員による作品分析の視点を加えることで、より作品の解釈や理解が深まるとの確信を得、鑑賞会の実施形式について、外部のボランティア団体にすべてを委託するという判断は行わなかった。

以後現在に至るまで、愛知県美が主体的に内容を企画し、ボランティアグループと連携して鑑賞会を実施するという形式を続けている。

一方のボランティアグループにあっても、鑑賞会の試行的実施や話し合いを通して、愛知県美と相互の信頼関係を築いてきた結果、愛知県美と連携して鑑賞会を実施するという方向性に異論はなく、鑑賞会に協力し協同で実施するという合意に

#### 「視覚に障害がある方との鑑賞会」実施概要

##### ① 実施主体 愛知県美術館

- ##### ② 目的
- 多様化社会の中で、視覚障害者の美術館を利用した活動の実践とそのあり方を探る。
- ・インクルーシブの観点を視野にいれた、地域と連携した美術館活動の展開。
  - ・学校教育から生涯教育まで、美術館の特性を生かした鑑賞教育の研究。
  - ・地域の人材を生かした協同活動と人材育成

- ##### ③ 取組の特徴
- 愛知県美術館を主体に、地域のなかで、インクルーシブ教育の概念に基づいた美術(アート)プログラムを行っている。多様化社会の中で、美術館の教育活動の一つのあり方としてプログラムを実践し考察するものである。主に、学校やボランティアグループ、美術館が協同して活動を展開し、特に美術館とボランティアグループの活動は20年以上に渡り継続しており、関係も緊密である。ボランティアグループは、視覚障害者に対して、生涯にわたって美術との関わりを深める生涯教育の一助としての役割を担い、美術館と障害者の相互の関係を結ぶ存在である。

美術館が主導して、子どもから大人を対象としたプログラムを計画し、学校やボランティアグループの協力を得て、主に作品の触察や対話による鑑賞を行っている。特別支援学校においては、近隣の美術館とも連携して授業を実施したり、またアーティストを派遣する授業を行った。プログラムでは、立体コピー、点字、墨字、素材ボックス等の鑑賞補助ツールによる鑑賞も行っている。また、触察本「さわるアートブック」や、アーティストの協力を得て「立体絵画」等のツールも制作し、特別支援学校での授業や美術館でのプログラムで活用し、鑑賞を深める工夫も行っている。

- ##### ④ 参加者 視覚障害者

至った。なお、現在では「アクセス・ヴィジョン」は解散し、「名古屋YWCA美術ガイドボランティアグループ」(以下 YWCA、現在は名称改め「アートな美」)が当地域で活動を継続している。

以上は、1998年2月以降、愛知県美が主体となって鑑賞会を実施するようになるまでの概略であり、本格的に鑑賞会を始動するにあたっては、具体的に次のような課題とプロセスを経て解決してきた。

#### ●鑑賞会の試行、実施日の検討

1995年度「アクセス・ヴィジョン」による鑑賞会を、試行的に休館日に数回受け入れ、ボランティアと愛知県美スタッフが連携し実施した。その後、平日の鑑賞会も試験的に実施。障害者にとって他の来館者のいる環境の中で鑑賞も良い刺激となるのではないかという指摘に基づき行った。

#### ●美術館への要望

1995年12月 YWCA から愛知県美術館へ、視覚障害者への配慮を求む要望書が提出される。YWCA と連携した鑑賞会はまだまだなく、受け入れの段階。

#### ●観覧料障害者割引制度

1996年12月 YWCA から愛知県文化振興局に観覧料割引制度を要望。

#### ●鑑賞会用ツール等の開発と鑑賞法の研修

1997年5月 愛知県美とYWCAの本格的な勉強会を開始。説明の仕方、解説文の書き方、数字や文字の見やすい表記等を検討し、また、立体コピー図を試作。

当時の同種のボランティア活動の意識として、障害者と同じ時間を過ごせれば良いという考え方もあり、ただ「気楽に美術館に行って楽しかった」で終わるものもみられた。

そこで、作家・作品研究を行っている美術館が、視覚障害者の作品へのイメージや探究心に応えるため、作品理解のための様々な手法と工夫を探った。

YWCAメンバーの全盲の視覚障害者の意見がその基準となり、絵画作品の立体コピーの描線について、輪郭線を描出していた初期のものから、作品の面の部分に網掛けをつける等、複雑な図柄の表現や質感の変化も表現できるようになった。また、作品解説文の点訳は、点訳ボランティアグループに協力を依頼した。

#### ●美術館主催の鑑賞会の実施

1998年1月、コレクション展で美術館主催による「視覚に障害のある方へのプログラム」と題した鑑賞会を実施した。

以後、20年以上にわたって、毎年4回程度、ボランティアグループと鑑賞会を継続している。

大人向けには、3人までの少人数で言葉を中心とする対話型鑑賞形式で展示室を回り、立体作品の触察も行う。絵画作品の鑑賞には立体コピーを準備し、また点字や墨字等の解説文も準備している。

なお、2004年以降、愛知県立名古屋盲学校

中学部の校外学習や名古屋盲学校・岡崎盲学校の小学部生から高等部生を対象とした出前授業やアーティストプログラム等、教員、アーティスト、近隣の美術館学芸員等の人たちと連携して、小学部生から高等部生の盲学校に通う児童・生徒へのプログラムも行っている。

## 2. 「立体コピー」「立体絵画」「さわるアートブック」の制作

### <立体コピー>

プログラムの実施にあたり、補助資料として欠かさずに作成するのが立体コピーや点字、墨字の資料である。

参加者が作品の世界を感得するには、それに見合った対話が必要であり、立体コピー等の補助資料の活用はその一助となるものである。

立体コピーは、作品の輪郭線等を手で描き起こし、特殊な紙(カプセル・ペーパー)にカーボン・コピーしたものを、立体コピー専用の機械に通して黒い部分をふくらませて作成する。

毎回、コレクション展を中心に、展示テーマに沿った鑑賞作品を選択し、作成してきた。

立体コピーは、各作品の見どころは何かを考え、試行錯誤して作成してきた。

下図は、愛知県美術館所蔵のグスタフ・クリムトの「人生は戦いなり(黄金の騎士)」である。

森のなかを金の鎧兜をまとい、長い槍を持った騎士が栗毛色の馬にまたがり、森の奥へと続く金の道を進んでいる。自らの芸術に無理解な評論家や社会と戦うクリムト自身の姿が騎士に反映されている。

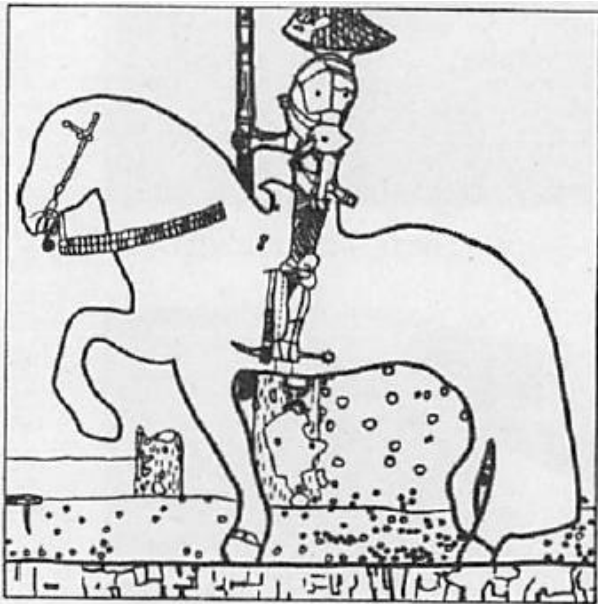


\*グスタフ・クリムト「人生は戦いなり(黄金の騎士)」

(写真提供: 愛知県美術館)

この絵画を立体コピーにしたものが次頁の図である。





\*立体コピー「人生は戦いなり（黄金の騎士）」  
（写真提供：愛知県美術館）

作品のテーマである馬、騎士、蛇という主要モチーフのほか、鎧兜の特徴的で繊細な装飾、森の花々、金の道を細かく再現しようと試みた。しかし、学芸員が再現しようとすればするほど、触図に線が増えている。

使う人にはこのような多くの線はノイズとなり、鑑賞ポイントがわからなくなってしまうことがある。作品選択もさることながら、その作品に必要な鑑賞のポイントを思い切って絞るといふ決断も必要になる。

#### <立体絵画と触察本「さわるアートブック」>

愛知県美では、2011年から13年の3年間、文化庁文化芸術振興費補助金の助成を受け、「愛知県鑑賞学習普及事業」として、視覚障害者を含めて、幼児から小・中学生を対象に、美術に親しむ機会の提供やその環境の整備等を目的とした事業を実施した。

その一環として、アーティスト制作による「立体絵画」や、触察本「さわるアートブック」等の鑑賞ツールを作成した。

本補助金事業を愛知県美単独の事業として終わらせることなく、当地域の美術館にも成果を還元すべきであると考え、県内各地の主要美術館に連携を呼びかけた。

その結果、愛知県美に加えて県内7館が参加することになり、アーティストプログラムの見学や、各館の学芸員が協力して、「さわるアートブック」を編集する等、課題を共有し協議を行った。その後も、アートブックに基づいた授業を県立盲学校で実施する等し、また、有志の学芸員でワーキンググループを結成して意見交換を続けている。

また、立体コピーに加え、絵画の理解をより深めるために、絵画の世界観の再現を目指し、アーティストの協力を得て「立体絵画」を作成した。

前述のクリムト「人生は戦いなり（黄金の騎士）」を立体絵画にしたものが下図である。



\*立体絵画「人生は戦いなり（黄金の騎士）」  
（写真提供：愛知県美術館）

この立体絵画では、背景の森は、板に線刻し彩色している。下に広がる花々は、マニユキア等光沢と手触りが滑らかな顔料を用い、木々の質感とは変化させている。また、鎧甲部分は、実際の鎧甲のように各金属のパーツを立体的に張り付け、細部まで表現している。馬は、板にレリーフ状に彫ったものに、馬の毛並みや艶が感じられるような布を張り付け、また尻尾部分の表現は、見た目ではわかりにくいですが、触察を通して毛のうねりの感覚が感じられるよう工夫されている。

このほかに、「素材体感ツール」として、木・金属・陶による音と質感を楽しむツール、「素材ボックス」として、彫刻の素材を理解するキューブ等がある。これらの素材ツールは聴覚、嗅覚、触覚等の感覚を活かして身体的に、立体作品を形作る素材を体験するものである。

#### <触察本『さわるアートブック』>

立体コピーは、絵画作品の見どころを強調するために、作品の一部を輪郭線で描きおこしたものであり、対話による鑑賞を前提として使用してきた。

全盲の子どもには、輪郭線の線描そのものが作品であるという誤解が生じかねないため、作品の概念を理解できるようになる中学生以上の授業で使用している。

『さわるアートブック』は、盲学校に点字と立体図のある美術の教科書がなかったことから、学校現場でも使用できる触察本として制作した。

愛知県内の複数の美術館の協力を得て、各館の作品について解説したものである。「触察本『さわるアートブック』」の先行事例や専門家、並びに盲学校の先生方からの助言もいただき作成した。

下図に一例として、熊谷守一「たまご」を題材に、触察本『さわるアートブック』の作成例を示す。作品のモチーフは、お盆の上に数個のたまごが載

っているという分かりやすいものであり、『さわるアートブック』の「たまご」の触図のしっとりと盛り上がった触感から、丸い立体的なたまごをはっきりと想像できるようになっている。盆の縁の高さもドットによる触図で分かりやすく表現されている。

この作品については、『さわるアートブック』以外にも鑑賞ツールを数種類作成している。実物のお盆と石膏によるたまご、レリーフと油彩による再現である。これらは最終的に油彩を理解することを目標として作成されたツールである。

通常、絵画に触れて鑑賞することはほばないといつてよく、油彩画に触れる行為は極めて特殊な経験となる。これらツールを、プロセスを踏んで鑑賞することで、触察を頼りとする視覚障害者にも、油彩を理解してもらうことが可能となるものである。



\*彫刻の素材を理解するキューブ「熊谷守一「たまご」を題材に、触察本「さわるアートブック」(上)を作成するとともに、実物の盆に石膏で作成したたまご(右)、レリーフ(下)、油彩のレプリカ(左)を作成。(写真提供: 愛知県美術館)

『さわるアートブック』については、作品画像と作品解説で全体を確認できる晴眼者向け PDF、カプセルペーパーにデータを複写して立体コピー機で印刷する作品触図・解説点字 PDF、作品解説点字データ、各所蔵館情報を、愛知県美術館ウェブサイトの「視覚に障がいのある方へのプログラム」ページでダウンロードできるよう公開している。

<https://www-art.aac.pref.aichi.jp/education/disabilities-program.htm>

### 3. 出前授業「アーティスト・イン・スクール」

愛知県鑑賞学習普及事業を開始するまで、視覚に障害のある児童・生徒との関わりは、3年に一度、県立盲学校中学部の生徒が愛知県美を訪れて、館内で絵画や彫刻を鑑賞するものが主な関わりであった。

本事業の開始とともに、「アーティスト・イン・スクール」という形式で、愛知県美から県立盲学校に出かけて行き、学校内で、アーティストや研究者と連携し、参加児童・生徒がアートと触れあい、共有し、その楽しさを体験しながら、触れること

味を深めていく授業を行った。

視覚に障害のある児童・生徒の図工・美術での授業やアートに関する経験は、ちぎり絵や絵具等での絵画制作、また粘土や針金等で造形物の制作を行うことはあったが、アーティストと直接交流することはなかった。今回の事業を通して、視覚芸術を鑑賞する場である美術館とは縁遠いと思っていた子供たちに、人対人の交流から、「アーティスト」の存在は大きくふくれあがり、特に高校生にいたっては、職業としてのアーティストというものに思いを巡らせるようになり、職業観の形成にも影響を与えることにもつながった。

視覚障害者向けの事業は、実施形態により、内容にも違いが生じることがある。

美術館内で実施する場合と異なり、学校の「授業」として行う場合は、校長から担当教員に至るまで、綿密な校内調整を要する。学校の意向を十分に尊重しなければならない。

特別支援学校は、通常の学校に比して児童・生徒数に対する教員数が多く、実施にあたり様々な意見が提示された。これらに対して、美術館や講師の意図を伝えていく調整プロセスが不可欠であったが、その調整にはかなりの時間を要することを考慮すべきである。

### 4. 合理的配慮について

1992年10月の開館当時は現在ほどバリアフリー等が一般的に言われていなかった時代であるが、愛知県美には開館当初より建物内に点字ブロックが設置してあり、入口から展示室まで段差のない設計になっていた。

その後、2019年の3月まで一旦閉館して1年半かけて大規模改修工事を行った。

ホールや天井の脱落を防ぐ工事が主であったが、障害者対応として温水シャワー付きのトイレ等の設置、身障者用手すりのトイレへの設置、成人用ベッドの設置等を行った。また、開館当時は和式トイレが主であったものが、全体的に洋式トイレに変更になった。

公衆電話が撤去され、それらの空きスペースを授乳室に変更し、エレベーターも扉がゆっくり開く身障者対応のものに変更している。

階段・スロープに手すりが設置された。

床の張替えも行っているが、車いすで移動しやすい素材に変更している。

展示関係では、常設の展示物は難しいが企画展示の場合は車いすから見やすい高さに配慮して展示するようにしている。

また、車いすに載せる追加シート等で目線の高さを調整する工夫も検討している。

これらは、開館から25年間にあった要望に対応しての変更である。



## 5. 視覚障害者との鑑賞会に関する課題

### <人対人の対応の重視>

前述したとおり、20年以上にわたり、年間4日程度の大人向けの視覚障害者向けのプログラムを行っているが、それを1年通して常に行うことは難しい。

愛知県美が求める視覚障害者との鑑賞会とは、必ず美術館スタッフが立会いながらプログラムを行うことを前提としている。

「さわるアートブック」等を受付に置いて、障害者や支援者の自由な利用に供することについても検討したが、鑑賞者にある一定水準以上の質を保障した内容を提供するには、人対人の対応が大切であるとの結論に基づき、鑑賞プログラムの実施に集約して行っている。

「さわるアートブック」等の補助ツールを提供するだけでサービスが向上される、あるいは鑑賞できるものではなく、それら補助ツールも、どの順番でどのような触わり方をすれば効果的であるかまで、検討しているからである。

これらの方針が崩れてしまう事態が発生する状況は、サービスが質的に低下することを意味すると考える。

### <ボランティアの高齢化への対応>

愛知県美の「視覚に障害がある方との鑑賞会」においては、ボランティアの果たす役割は大きく、その協力なしには成り立たない場合も多いが、現在、アートな美(旧YWCA)のボランティアの高齢化が課題となっている。

93年に発足した当時40代だったボランティアも現在は60~70代となっており、世代交代は懸

念事項である。

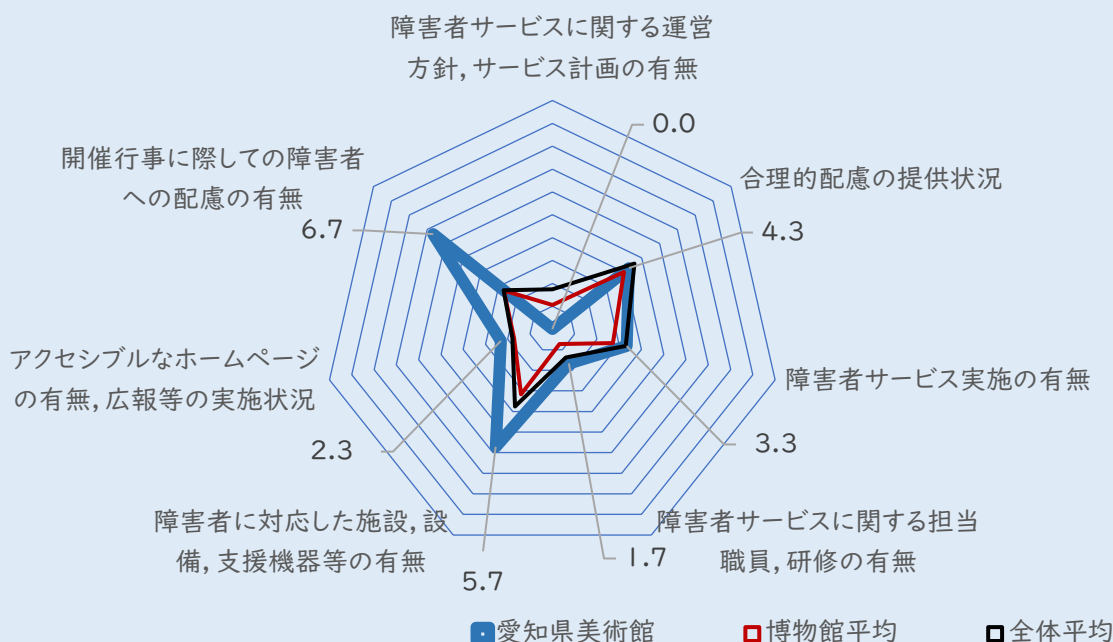
愛知県では、2010年から3年ごとに国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を開催し、視覚障害者の鑑賞会も、トリエンナーレ事務局と連携して行ってきた。毎回トリエンナーレ独自でガイドボランティアを養成していることから、そちらとの連携も模索したが、回ごとにコーディネーターも交代することから、2019年度はトリエンナーレの方針と調整がつかず、実施協力を見送ったという経緯もあり、人材確保も容易ではない状況にある。

アートな美の活動には、30~40代の子育てが終わった保護者を含めた若い世代も参加しているが、その世代はその後介護をしなければならない世代ともなるため、人員の確保もなかなか困難である。

また、2018年度に県立盲学校向けのプログラムを実施した際も、近隣の大学で障害教育を専攻とする学生に大学教員を通じてボランティア協力を呼び掛けたが、プログラムの実施日が平日の場合、授業との関係で集まらなかったということもあった。

このように視覚障害者との事業は、美術館外の多くの関係者の協力により成立しているものであり、将来的な発展のために、人員確保と人材育成は不可欠である。一方で、現在ではボランティア活動は多岐にわたり活動も盛んである。そのため、視覚障害者との事業について広く普及し、理解してもらうことが、新たな人材確保につながるものと思っている。事業の広報を行いながら、愛知県美の友の会活動との連携等、身近なところから改めてその可能性を模索したいと考えている。

「愛知県美術館」における合理的配慮の状況



### 3-3. 東京都美術館(東京都台東区)

## アート・コミュニケーション事業の推進

### - 「とびラー」とともに、「創造と共生の場

### =アート・コミュニティ」の構築を目指す -

#### 1. アート・コミュニケーション事業の経緯

美術館を拠点にアートを紹介してコミュニティを育むソーシャルデザインプロジェクト「とびらプロジェクト」。広く一般から集まったアート・コミュニケータ（愛称:とびラー）」と学芸員や大学の教員がともに美術館を拠点に、そこにある文化資源を活かしながら、人と作品、人と人、人と場所をつなぐ活動を展開している。「とびらプロジェクト」は、東京都美術館（以下、都美）がリニューアルしたことをきっかけに、隣接する東京藝術大学（以下、藝大）と連携し、2012年に始まった。

#### <経緯>

都美は100年近い歴史を持つ日本で最初の公立美術館である。長い歴史の中で紆余曲折の経緯をもつ。1995年に東京都江東区に東京都現代美術館が新設され、東京都の収蔵品を現代美術館に移管したことにより、都美の事業は大幅に縮小した。しかし、2012年に21世紀の新しい美術館のあり方の実現に向けたリニューアルが行わ

れた。都美が「とびらプロジェクト」をはじめとする社会的包摂の趣旨を持つ活動に取り組み始めたのは、リニューアルに際し「アート・コミュニケーション事業」が始まったことによる。

都美は新たな使命を次のように設定した。

「新しい東京都美術館は、「アートへの入口」となることを目指します。展覧会を鑑賞する、子供たちが訪れる、芸術家の卵が初めて出品する、障害を持つ人が何のためらいもなく来館できる、すべての人に開かれた「アートへの入口」となります。新しい価値観に触れ、自己を見つめ、世界との絆が深まる「創造と共生の場=アート・コミュニティ」を築き、「生きる糧としてのアート」と出会う場とします。そして、人びとの「心のゆたかさの拠り所」となることを目指して活動していきます。」

以前は「都民のための美術の振興を図る」という都が定めた設置目的しかなかったが、リニューアルに際し新たに美術館の使命を設定し、美術館が人々にとって精神的なひとつの拠り所になる場としていくことを明確にしている。

#### 「アート・コミュニケーション事業」実施概要

① 実施主体  
東京都美術館

② 東京都美術館のミッション・ステートメント

新しい東京都美術館は、「アートへの入口」となることを目指します。展覧会を鑑賞する、子供たちが訪れる、芸術家の卵が初めて出品する、障害を持つ人が何のためらいもなく来館できる、すべての人に開かれた「アートへの入口」となります。新しい価値観に触れ、自己を見つめ、世界との絆が深まる「創造と共生の場=アート・コミュニティ」を築き、「生きる糧としてのアート」と出会う場とします。そして、人びとの「心のゆたかさの拠り所」となることを目指して活動していきます。

③ 「アート・コミュニケーション事業」概要

美術館の持つ文化資源が個人の学びや豊かさ、またコミュニティの形成に資するものとなるよう各種のプロジェクトやプログラムを行う。人と作品、人と人、人と場所をつなぎ、美術館に集まる多種多様な人々とのコミュニケーションを大切に、そこから創出される新しい価値を社会に届けることで、アートを介したコミュニティを育む。

④ 実施体制

アート・コミュニケーション係:(都美学芸員3名,臨時雇用1名)  
・「東京都美術館×東京藝術大学 とびらプロジェクト」:(藝大常勤3名)  
・「Museum Start あいうえの」:(藝大常勤2名,非常勤1名,臨時雇用1名)

⑤ 障害のある参加者の主な障害種並びに参加条件  
障害種は問わない。

日本の美術館では、人々を主語に置いて語られている使命は少ないと思われるが、この使命が現在の都美の事業の軸となっている。

新生都美では、名作を紹介する大型の展覧会を開催するだけでなく、現代のアーティストや美術との関わりを新たな切り口で提示する展覧会を企画し、人々の間でコミュニケーションや対話を起こし、新たな価値が生まれる場にしていくことを目指している。その一環として、アート・コミュニケーション事業が重要な事業の柱と位置づけられた。

## 2. アート・コミュニケーション事業

アート・コミュニケーション事業には、「とびらプロジェクト」「Museum Start あいうえの」という2つのプロジェクトと、従来からの教育普及活動の3つのカテゴリーの活動がある。その多くの活動において、アート・コミュニケータ「とびラー」は、欠かせない存在となっている。

アート・コミュニケーション事業を構想する段階で大切にされたのは、「市民の参画」であった。急速に変化する複雑な現代社会の中で、学芸員という専門の職員が考える範囲だけで美術館を運営している、約1400万人が住む巨大都市東京の公立の美術館として機能していくことが難しい。より多様な人々の考えやアイデアが、美術館を拠点に行き交う場にする必要があると考えられたのである。

### <「とびらプロジェクト」>

「とびらプロジェクト」では現在、約130名の市民がアート・コミュニケータ「とびラー」として年間を通して活動している。「文化を介した多様性の

尊重とそのネットワーク化」を活動の中心に据えている。

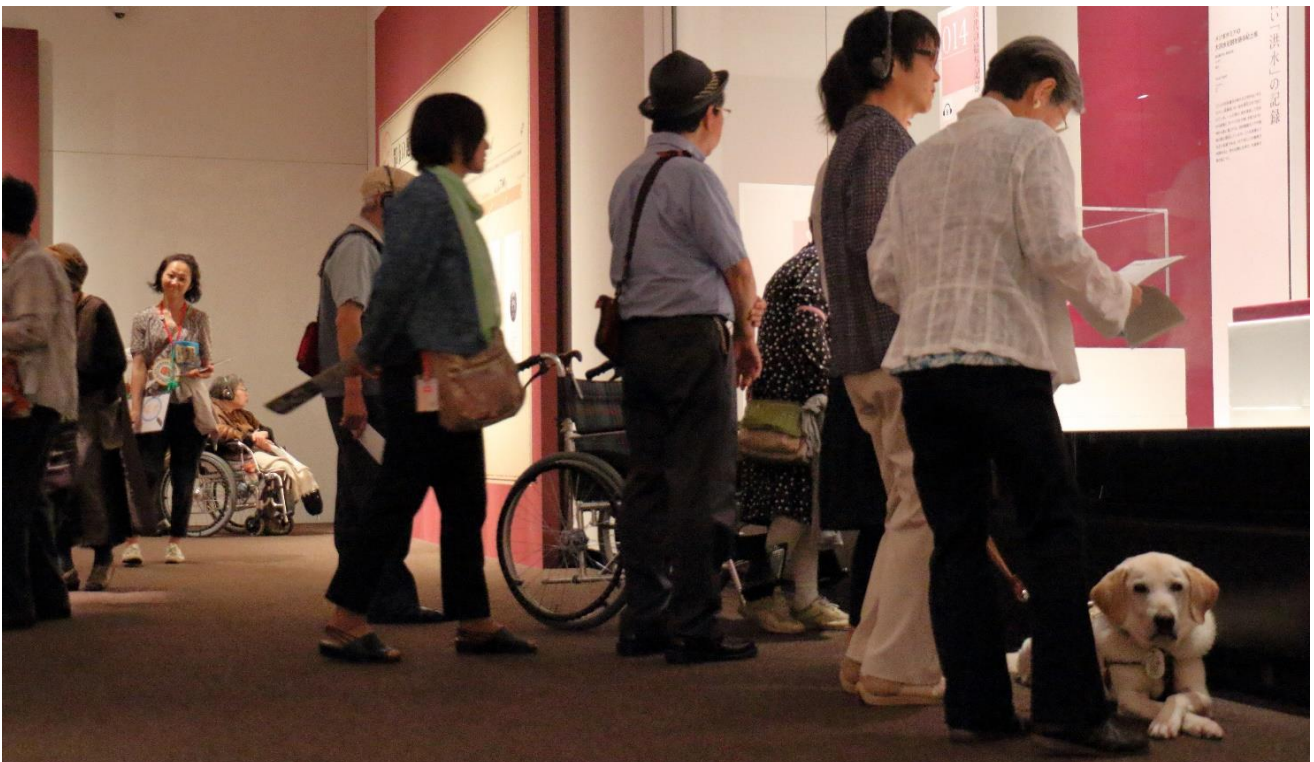
人々が木の下に集まり、文化財を介してコミュニケーションを起こしていく。それが実ると次の芽が出ていく—そのようなイメージをもって、単に文化財の展示をするだけの美術館ではなく、文化財を介して具体的な実践がそこで行われ、さらにその実践が社会に広がっていくことを目指したプロジェクトである。

その根底には、「人々が孤立しない社会の実現」「多様性の尊重とネットワーク化」「対話のある社会の実現」等、文化を軸に新しい市民社会のモデルを提案しようとする試みである。市民と共に、学びと実践を繰り返しながら、美術館を拠点にしたオープンで実践的なコミュニティの形成が目指されている。

### <「障害のある方のための特別鑑賞会」>

特別展ごとに年3~4回開催される特別鑑賞会には、1日で障害者手帳等を持つ本人とその介助者約1,000名の参加がある。この特別鑑賞会は休室日の月曜日に開催されるが、平日にもかかわらず毎回約60名のアート・コミュニケータが集まり、「居心地の良い鑑賞の場」をつくる活動をしている。

1日4回、手話通訳やデジタルテキスト表示付きの学芸員によるトークが行われ、車いす利用者の会場への導線もスムーズである。展示室内のエレベーターは車いすが1~2台しか入れないため、特別に業務用エレベーターを稼働させ、エスカレーターも早さを調整する等、この日ならではの対応をしている。「とびラー」はエレベーターのサポートや、駐車場から館内に入る際のアテンドも行う。



\*「障害のある方のための特別鑑賞会」：1日に介助者含め約1,000名の来場者がある（写真：東京都美術館提供）



ストレッチャーに乗った来館者や弱視の来館者等、展示された作品が見にくい状況にある人々に対応して、作品画像を入れた iPad で図版を拡大して手元で見せる、全盲の来館者と一緒に作品を見て、対話をしながら鑑賞する等、「とびラー」により企画された活動が展示室内で実施されている。

この鑑賞会は都美リニューアル前の 1999 年から始まっており、最初は来場者が 40 名程度であったというが、2012 年から「とびらプロジェクト」が会場の場作りを担うようになり、参加希望者が年々増加してきた。現在は 1 日に 1,000 名もの来場者があるが、その数も抽選によって定員枠 1,000 名にまで絞った結果であり、申込者はもっと多いこともある。

#### <「Museum Start あいうえの」>

「Museum Start あいうえの」は、上野公園に集まる 9 つの文化施設が連携する、6 才から 18 才までの子供たちとその保護者や教員を対象としたプロジェクトである。「ミュージアム・デビュー」を応援し、その後も文化を介した継続的な社会参加を推進している。

すべてのプログラムにおいて、どんな障害でも相談でき、事前に保護者や教員と密に連絡を取りあいながら準備が進められる。

例えば、車いすを使う子供で、右手だけが動くという場合、その中でどのようにプログラムを楽しめるか、保護者と一緒に考えてプログラム内容を調整する。

プログラムは、上野公園内にある複数の文化施設を横断することも多い。例えば、「色」をテーマに国立科学博物館の鉱石の展示を見に行き自然の色を観察し、その後藝大の研究室に移動して、石

を粉碎してできる絵具を子供が自身で作ってみて、最後に都美で絵具がたくさん使われているゴッホの作品を鑑賞する、といった探求型のプログラムを行っている。

こうしたプログラムでは、当日円滑に実施するため、国立科学博物館までの車いすの導線の確認や雨の日はどうするかの検討等を事前に行い、シミュレーションする。また、特別支援学校の来館で車椅子やストレッチャーに乗っている生徒が複数いる場合等は、綿密に図面を作成して館内の移動について検討し、館内各所のスタッフと共有している。

特別支援学校のミュージアム訪問では、美的な体験も大切だが、社会体験としてレストラン等で外食する体験をさせたいと希望されることもある。その場合、レストランと学校の担当者をつなぎ、食べる力に合わせた流動食について相談するサポート等もしている。

### 3. 「とびラー」の活動状況

「とびラー」は毎年 40 名の募集に対し 250 名程度から応募がある。年齢は 18 歳以上から応募できるが、学生ではなく社会人の応募が多い。任期は 1 年ごとの更新で、最長 3 年間である。日常では出会わない多様な世代、多様な経験値の人たちとアートを介して新しい価値を学び創出していく点に魅力を感じ応募する人が多い。

「とびラー」の特徴的な活動のひとつに、「とびラボ」という活動がある。「とびラボ」は、「この指とまれ式」「集まった人がすべて式」「はじめに解散時期を決める」という 3 つのルールで動いている。



\*「Museum Start あいうえの」： 休室日を活用した「スペシャル・マンデー（学校向けプログラム）」の様子

(写真:「コートールド美術館展 魅惑の印象派」(2019 年) 東京都美術館提供)



例えば、ある「とびラー」が特別鑑賞会で iPad に画像を入れて拡大して見せるプログラムを行いたいと思ったら、そのアイデアを「とびラー」全員にメールで投げ、そのアイデアに「とびラー」が 3 名以上集まると、「とびラボ」が成立する。「とびラボ」に集まった人のアイデアと経験値を掛け合わせながら議論を深め、プログラムの企画書が「とびらプロジェクト」のマネジメントチームに渡され、実施に至る。

そのような「とびラボ」が「とびラー」達によって、年間 300 回近く開催されている。提案されたプログラムが、検討のプロセスを経て、実施できない結果に終わることも時には起こる。その場合も必ず振り返りを行い、次につながる大切な事例としている。

「とびラー」はこれらの活動を行う前提として、多くの学びの機会を得られる。

その例として、基礎講座と実践講座がある。基礎講座は 6 回を全員が必ず受け、実践講座は「アクセス実践講座」「鑑賞実践講座」「建築実践講座」のうち 1 講座を選択して受講できる。実践講座はいずれも年間 7~8 回で、学んだことを実践に活かす美術館の現場があるのが、プロジェクトの学び方の特徴である。

2019 年度の「アクセス実践講座」は全 8 回で、初回に「ミュージアムにおけるダイバーシティと合理的配慮」について学芸員が講義を行い、全体的な理解をつくりつつ、2 回目は多文化共生、3 回目は認知症に対応したプログラムについて取り上げた。

4 回目・5 回目には「ワークショップ・メイキング」という講座を行い、これまでに述べてきた問題を扱いながら、それをどのように人々と共有していくのか、その一つの方法としてワークショップを企画するならばどのように構成するのかを学び、「とびラー」自身が取り組めるようなベースを作っていく。

「とびラー」130 名のうち「アクセス実践講座」受講者は 70 名程度で、その 70 名がそれぞれの社会的な経験値を元に理解し、美術館を拠点にしてどのようなことができるかということを手を自ら考え、自分たちで企画を立てていく。

また、「アクセス実践講座」は、「Museum Start あいうえの」の具体的なプログラムにつながっている。例えば、児童養護施設の子供たちを迎えてプログラムを行ったり、多文化共生のテーマでやさしい日本語を使って身体表現を取り入れるという言語に頼らないプログラムを一緒に行ったりする。

「建築実践講座」は、建築空間の体験について考える講座で、都美の建築と上野公園周辺の建築について学びつつ、建築のツアーを企画していく。

都美は、日本の近代建築を代表する建築家・前川國男によって設計されており、ある意味建物そ

のものが大きなコレクションともいえる。

隔月で行っている建築ツアーは常に満席になり、昼間行うツアーと夜のライトアップされた空間を楽しむ夜間ツアーが、合わせて年間 20 回近く実施されている。「とびラー」はそれらを企画運営することを通じて、建築という文化資源を活用したコミュニケーションを形成していく。

多様な参加者に対応した例としては、これまでに、聴覚障害者に対して UD トークを用いながら行ったツアーや、視覚障害者に対応して建築の壁面に使われているタイルを触ったり、模型で建物の形を触察したりするプログラムの実施等がある。

「Museum Start あいうえの」には、学校の授業のために特別に開室した展示室で行われる「スペシャル・マンデー」というプログラムがある。特別支援学校も対象で、運営チームのスタッフと約 40 名以上の「とびラー」と共に授業を作る。

この「スペシャル・マンデー」に関わる「とびラー」は必ず「鑑賞実践講座」を受講する必要があるが、この講座が月曜日に行われるために、以前は受講できない社会人が多かった。しかし、この 1~2 年は働き方改革の影響か、有休休暇をとり参加する社会人が増え、月曜日の鑑賞実践講座の出席人数が増えている。

当日は、朝 9 時には「とびラー」全員が都美に集まり、事前ミーティングをして 10 時くらいに子供たちを迎える。「とびラー」は対話をしながら作品を鑑賞する手法を講座で学んでおり、「スペシャル・マンデー」はそれを実践する機会ともなる。

すべての実践講座は、それぞれの実際のプログラムに紐付いている。

基礎講座はすべての「とびラー」が受講するが、3 種類の実践講座は 1 種類以上受講するという規定以外には取り決めを設定していないため、特定の実践講座を 2 回受ける人もいれば、毎年違う講座を 1 つずつ受講し、3 年間かけて全講座を受取る人もいる。

2018 年度からは聴覚に障害のある「とびラー」がいるため、基礎講座やアクセス実践講座を手話通訳付きにした。また、UD トーク等を活用するとともに、大きなテレビ画面にテキストを起こしていく文字支援も行っている。

その聴覚に障害のある「とびラー」も活発に「とびラボ」の企画も行っている。「とびラボ」での「とびラー」同士のコミュニケーション方法としては、SNS のメッセージ機能を用いたチャットでのやりとり、UD トークの使用、あるいは模造紙にどんどん書きこんでいく等があり、企画は様々な方法を用いて進められている。

このような講座や「とびラボ」等プロジェクトの仕組みは、当初から整備されていたわけではない。2012 年度から少しずつブラッシュアップされ、試行錯誤をしながら、「とびラー」と大学と美術館のやりとりの中で出来上がってきた。机上で

はなく、まさに現場で作りあげられてきた仕組みである。

#### 4. 事業の推進上の課題

##### <アート・コミュニケーションの手法>

この事業のあり方には以下に示す大きな特徴があり、関わる人はその点を深く理解する必要がある。

美術館が「人々にとって精神的なひとつの拠り所になる場」となり「文化を介した多様性の尊重とそのネットワーク化」を実現するためには、活動は必然的に啓蒙的ではなく傾聴的、サービスのではなく対話的になるという点である。

その「傾聴と対話」の活動を進めるのに最も必要とされているのが「きく力」で、基礎講座では最初に「きく力」の講座がある。「きく」とは全面的に相手に感心を寄せて情報収集することで、その力は作品鑑賞にもつながっていく。

絵は何も話してくれない。自分から絵に向かって全面的に関心を寄せていかないとキャッチできない。「きく力」が鑑賞の素地になっていき、また絵を通じて相互の理解を深めるファシリテーションの実践につながる。

「Museum Start あいうえの」の学校プログラムは、「鑑賞ボックス」と呼ばれる教材を学校に事前に貸出し、教員が事前の授業をサポートしている。子供は「鑑賞ボックス」に入っているたくさんの図版カード(アートカード)から自分の好きな絵を選び、どんなところが気に入ったかを友達同士話し合う活動等を行う。子供たちにとって美術館に「連れて行かれた」という記憶ではなく「美術館を楽しみにして出かけた」体験になるよう、子供たちの中に主体的な気持ちが生まれる工夫を学校の教員と連携して行う。その事前の活動をすることは、作品と向き合う際の「きく力」を高めることにつながる。このプロセスを経て来館すると子供たちは展示室で「自分の(選んだ)絵はどこにある?」と言い、高い集中力を持って積極的に鑑賞する傾向にある。

学校プログラムでは、児童生徒 6 名に 2 名の「とびラー」が付き、子供たちに細やかに対応しながら作品を見ることが出来る。特別支援学校の場合は、児童生徒 1 名に「とびラー」1 名のペアになり、それぞれの特性に合わせた対応をしている。

密なコミュニケーションの中でも「とびラー」は、絵についての説明はほとんどしない。まず、子供たちに 2 分ぐらい絵を観察することを促す。その後、その絵から読み取れることをそれぞれに発言してもらい、対話を始める。すると、今自分が見て感じていることと、隣の人が見て感じていることは違うようだと思える。一つの絵を少なくとも 15 分程度鑑賞するが、子供たちが夢中になるとあっという間に時間が経ってしまう。ファシリテーターは、子供たちの言葉を中立的に編集し伝え直していく。これらは「VTS (Visual Thinking Strategies)」という、ビジュアルを介して考えを深めていく一つの手

法である。

##### <アート・コミュニティの形成>

「とびラー」の活動は 3 年間であるが、任期満了後は、それぞれが活動しやすい場所でアート・コミュニケーターとして活動していくことを推奨している。任期満了したアート・コミュニケーターが NPO 法人や一般社団法人を設立し、その法人と「とびらプロジェクト」が協働する事業は、この 1~2 年で相当数増えてきた。一番大きな法人である「NPO 法人アート・コミュニケーター東京」は、2018 年から本事業とも連動し、委託先の相手にもなっている。

今一番の課題は、任期満了したアート・コミュニケーターの継続的な「学びのコミュニティの形成」である。3 年間とびラーとして学び実践している間は、前述したように、新しい考え方やアート・コミュニケーターのあり方を学ぶ機会が日常的にあり、自らの活動を全面的に肯定できる状況が常にある。しかし、「とびらプロジェクト」という確保された活動の場がない中で自立して活動を始めると、アート・コミュニケーターという役割の社会的認知がない中で、そのあり方や活動の意味を伝え続け活動を継続していくのは、想像以上に難しい。

また「とびラー」としての 3 年間の任期中にアート・コミュニケーターのマインドとスキルを身に付けても、しばらく活動を休んでいると、「とびラー」になる前の、長年身につけたコミュニケーションのスタイルに戻ってしまうこともある。「学びのコミュニティへの参加」を常に意識し、学びを継続しないと、アート・コミュニケーターとしてのマインドとスキルの維持が難しい。実践を通じていかにそのコミュニケーション力を継続できるか、アート・コミュニティの形成促進を図りながら、腰を据えて取り組んでいかねばならない。

「とびらプロジェクト」の目標のひとつは、アート・コミュニケーターのコミュニティ形成である。ともすれば、アート・コミュニケーター一人一人を養成する人材育成プロジェクトと間違われがちであるが、実はそう考えてしまうと失敗する。人々がアート・コミュニケーターのマインドを持って集まって、そうした活動と学びを繰り返していける、コミュニティの形成こそが重要なのである。優れた活動的な人々の輩出は、その結果として起こってくる。

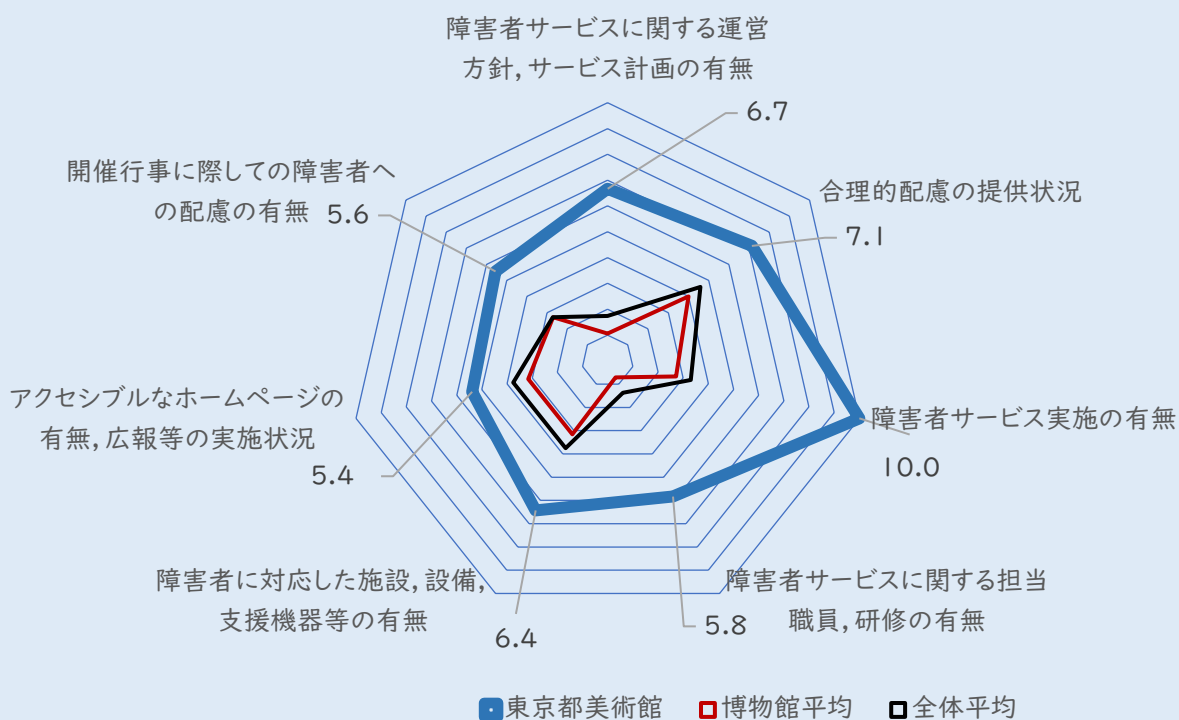
##### <社会的包摂に関する関係者の理解>

美術館が社会的包摂に取り組む事例は、日本ではまだ多くはない。こうした取組には関係者、特に美術館の内部の理解を形成していく必要がある。多くの関係者は、まだ合理的配慮等について経験や知識がない場合が多い。美術館の現場にいる人たちが従来の業務を行いながら、社会の進展に応じて新しい課題を学び、理解し、時には事業化することは、人員が極めて限られた状況下、あるいは組織体制が充実しない中では、困難を伴う。

これらを変えていくには、美術館等の社会教育施設の上層部、管轄自治体の職員、現場の学芸員が、今の社会で美術館が存在する意味を考え、課

題を認識するために学びあう機会を持つ必要がある。課題が理解できなければ、変化は起こり得ない。しかし、そうした研修や同業の学びあいの機会の重要性は、博物館運営において十分に理解されているとは言い難く、予算も時間も担保されていない場合が多い。欧米やアジア諸国に比べても、日本はその点が遅れており、改善していくことが必須であろう。

### 「東京都美術館」における合理的配慮の状況



## 博学連携の継続的推進

### - 森,復元養蚕民家,さわれる出土品等を活かした体験学習 -

#### 1. 学校教育との博学連携

美濃加茂市のほぼ中心に位置する「みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム」(以下、文化の森)は、2000年10月に開館した。

枠にとられない市民文化施設として、「自然との共存」「学校教育との連携」「市民参画」「地域づくり」を理念に掲げ、子どもから大人まで、知的好奇心に幅広く応えることを目的としている。美濃加茂市の人口規模水準(約6万人)で公立の博物館があることは珍しい。この人口規模は、市内の全ての小学生が年に1回は来館するという、密度の高い博学連携を可能とするひとつの要因となっている。

#### <ミュージアムと教育センターの複合施設>

ミュージアムの建物は、同じ建物の1階に市民ミュージアム、2階に教育センターという複合施設となっており、教育センターには、教育委員会学校教育課の一部が入っている。

教育センターでは、市内教職員の研修・支援、教育相談、心理的要因で登校できない子供のための「あじさい」教室等が行われている。

教員研修が教育センターで行われるため、多くの教員が文化の森を訪れた経験をもつことになり、学校活用にプラスの効果が生まれている。

#### <年間指導計画に位置付けられた学校活用>

文化の森では、「総合的な学習の時間」の試行が始まった(2000年10月。全面実施は2002年度から)オープン当時から、学校教育との連携＝「博学連携」に力を入れてきた。

美濃加茂市においては、文化の森の学校活用は、市内小・中学校の年間指導計画に位置づけられ、全小・中学校が活用している。

市内には小学校が9校、中学校が3校、隣町との共同組合立の中学校が1校あり、ほぼ毎日、どこかの学年が文化の森で学習を行っている。市内の小学生はおおむね、年に1回は来館している。

### 「特色ある施設や所蔵資料を活かした体験学習」概要

#### ① 実施主体

みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム

#### ② 実践内容

##### <学校教育>

- ・密度の高い博学連携による障害のある児童生徒の学校利用
- ・施設の特長を活かした学校活用事例を紹介する『活用の手引き・活用事例集』の作成
- ・特別支援学校(視覚)の校外学習の受入れ
- ・特別支援学校(視覚)の教員研修の受入れ

##### <生涯学習>

- ・視覚障害者団体の要望を受けたミュージアム体験会
- ・近隣の就労支援事業所と連携したミュージアム体験会
- ・触って楽しむ企画展への出陳・対応
- ・特別支援学校を会場とする視覚障害がある生徒のための科学ワークショップへの参加
- ・触察可能な展示品のある企画展、制作系ワークショップにおける視覚障害者への対応

#### ③ 取組の特徴

##### <学校教育>

博物館の学校活用を市内の小・中学校の年間授業計画に位置づけ、市内の小学生は、特別支援学級の児童も含め、全員が年1回は来館。

『活用の手引き・活用実践集』では、施設の資源を活かした特別支援学級の実践報告や、特別支援学級が活用しやすい「全学年に合わせて活動できるプログラム」を、事前学習・学習のまとめの様子も含め、豊富な写真とともに紹介。

##### <生涯学習>

復元養蚕民家での伝承料理体験や、土器等の出土品(実物資料)に触れる歴史体験、敷地内の森林での自然体験等、施設の資源を活かした体験的な学習機会を、視覚障害者や知的障害者の団体に提供。

市内の学校については、博物館利用や移動用バスのチャーターのための費用は、市の予算で措置されている。

それぞれの学校の学年単位、学級単位での来館日、その日の授業案・活動案は、学校と文化の森で共有される。

教員と文化の森とは、事前に打合せの時間をしっかり取って、互いの立場から意見交換を繰り返し、文化の森の資源を最大限活かした授業計画を策定している。

このように、利用者との事前打ち合わせをていねいに行うスタイルは、障害者や障害者団体の利用を受け入れる際にも活かされている。

その年度の学年単位の実践報告、各学年用の活用実践プログラム、学習資料や学習で使える備品一覧等をまとめた冊子『みのかも文化の森／美濃加茂市民ミュージアム 活用の手引き・活用実践集』も、次年度の学校活用に向けて作成されている。

#### <博学連携による障害のある児童生徒の利用>

美濃加茂市のこのような博学連携への取組により、障害のある児童生徒が文化の森で活動する機会も、おのずと多くなっている。

前述の『みのかも文化の森／美濃加茂市民ミュージアム 活用の手引き・活用実践集』にも、特別支援学級の実践報告や、学年が異なる児童生徒と一緒に活動する特別支援学級でも取り組みやすい内容の「全学年に合わせて活動できるプログラム」が掲載されている。

実践報告は、市内の小中学校の教務主任を中心に構成された「文化の森活用委員会」が作成している。

実践報告では、復元した養蚕民家「まゆの家」のかまどでごはんを炊き、五平餅を作って焼いて食べる「まゆの家で食事をしよう」（小学校特別支援学級）、墨絵体験や、自ら制作した抹茶茶碗を用いた茶の湯体験を行う「室町文化から続く日本の伝統文化を体験しよう」（中学校特別支援学級）、次回の文化の森学習で使う皿を作る「手回しろくろでお皿を作ろう!」（中学校特別支援学級）といった、文化の森の特色ある施設や、複数回来館できるシステムを活かした事例が紹介されている。

事前学習や事後の「学習のまとめ」も含めた流れ図や、多数の活動場面の写真も掲載され、他の学校が文化の森で学習を計画する際にも、個々の児童生徒の特性に応じた活動や、必要な調整変更をイメージしやすい資料となっている。

「全学年に合わせて活動できるプログラム」では、季節を味わう活動や染色体験、アート鑑賞等のプログラムも紹介されている。

プログラムごとに、その年度の実践校名と具体的な学習内容の一覧も掲載され、「まゆの家で食事をしよう」で作る料理のバリエーションや、「粘土の作品づくり」で作った作品をその後のお茶体

験やバウムクーヘン作り・餅つきで使った実践等について知ることができる。

2016年度には、岐阜県立岐阜盲学校が行う「歴史授業」の受入れを行った。

全盲の中学部生徒1名が、社会科の校外学習として、教員と岐阜市から来館した。

初めて訪れる博物館における活動のための「空間的・時間的全体像の把握」を重視した事前学習が行われ、美濃加茂市まで電車を利用した文化の森までの行程の体験も学習のねらいに含めた学外体験学習であった。

当日は、常設展と土器整理室の見学、遺跡の森調査体験が行われた。常設展では、石や化石を触る、学芸員や教員と一緒に大きな須恵器（土器）を持ち上げてみる、土器整理室では、縄文土器や弥生土器等の遺物を触って分類を考える等、説明を聴きながら実物に触って学ぶ活動を行った。遺跡の森調査体験では、「竪穴住居や遺物探し」を行った。土器の破片発見には至らなかったが、生徒は自身の記録の中で、自分で何かを見つける喜びを表現していた。

学校側から、様々な大人との関わりを持つ機会も作りたいたいの要望があったため、生徒に対して学芸員と学習支援ボランティアが付き、積極的に交流するよう対応した。

#### <特別支援学校教員研修の受入れ>

2012年には、ミュージアムで「加茂の古代風景—美濃加茂・坂祝・富加—」展が開催された。

会場では、美濃加茂市内ほかで発掘・発見された実物の考古資料（出土品）が展示紹介され、展示品の一部（実物）を触察できるコーナーが設けられた。

会期中には、岐阜県立岐阜盲学校の社会科担当教諭を中心とした職員のための研修会が行われた。研修会は、企画展担当学芸員と交流のあった同校教諭との発案によって計画された。触察可能展示では、来館者のだれもが、約4,000年前の縄文土器の縄目模様を指先でそっと触れながら確かめたり、約1,400年前の須恵器を自由にひっくり返したりして、細かな器形、表や裏、底等を自由に触察できるように設営された。

同校ではこれまで「体験的な活動を取り入れ、保有する視覚や視覚以外の感覚を通じて、感じたことや分かったことを活用して課題の発見や解決につなげていくこと、それを自分の言葉で伝えたり、説明したりする言語活動を重視して」きたとされる（河出充展2016「視覚障がいのある生徒の思考力・判断力・表現力を育む工夫」『特別支援教育』冬 MEXT67 no.64 より抜粋）。

このことは、博物館の教育活動の一つである展示鑑賞で重視されている「鑑賞者自身のペースで、展示品とじっくり、自由に対話すること」、「そこで得られた気づき等を（他者へ）表現すること」と非常に親和的である。

そのため、盲学校の生徒以前に、まずは教員自身がそのことを実感できることが期待され、博物



館で研修会が実施されることとなった。

当日の研修では、複数人で展示を体験し、感じたことや疑問等を、ミュージアムのスタッフと共に伝え合いながら鑑賞することができたようである。その結果、参加者からは、実物に触ることのできるすばらしさや教育的効果、博物館での体験活動が社会科以外にも活かせる可能性やアイデア、授業のイメージが立ち上がった、考えるきっかけが生まれたりしたとの感想があった。

## 2. 障害者団体のミュージアム体験学習会等、生涯学習分野での実践

生涯学習分野での実践としては、視覚障害者団体の依頼や近隣の障害者就労支援施設との連携によるミュージアム体験学習会、触って楽しむ企画展への出陳・対応、岐阜盲学校を会場に行われたイベント「科学ヘジャンプ・イン・岐阜」への参加、触察可能な展示品のある企画展、制作系の美術ワークショップにおける視覚障害者への対応等がある。

### <視覚障害者団体のツアー受入れ>

2009年、大阪市視覚障害者福祉協会の成人学校受講生のツアーを受け入れた。

全盲者22名、弱視者5名、付添・家族を含め50名弱の団体での来館であった。

『「ちょっと昔のくらしと博物館」ツアー～視覚しようがい者のみなさんを迎えて～』という事業名のもと、受入れに向けて、視覚障害者向けボランティア経験者との協議による企画立案、職員・ボランティアの視覚障害者への対応勉強会、アイマスクをつけての調理活動リハーサル等の事前準備を重ねた。



\*「ボランティアスタッフによる事前体験勉強会」：アイマスクを付けた障害者役の方に向けて「利休まんじゅう」づくりの指導方法を検討。

(写真：みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム)

当日は、「まゆの家」でおにぎりや利休まんじゅうを作る伝承料理体験、縄文土器(実物資料)等の出土品に触れる歴史体験、敷地内の森林を散策して植物に触れる自然体験等を行った。

2015年にも、名古屋ライトハウス名古屋盲人文化センターのバスツアーを受け入れた。

### <触って楽しむ企画展への出陳・対応>

2011年には、視覚障害者生活情報センターぎふを運営する社会福祉法人岐阜アソシアが主催の「ぎふ、触って味わう文化展」に出陳等を行った。

同展は、自由に触れたり食べたりできる展示品や地域の伝統工芸品等を集め、視覚以外でも楽しめる企画展で、文化の森からは、さわられる考古資料や自然史資料の出陳、ブースを出しての伝承料理体験の提供等を行った。

### <知的障害者等就労支援施設の地域交流活動>

2011年、2012年には、近隣の障害者就労支援施設と連携したミュージアム体験学習会を実施した。

文化の森から車で10分弱、徒歩での来館も可能な近隣にある「ひまわりの家」は、知的障害者等が利用する就労継続支援B型事業所で、利用者の活動カテゴリのひとつ「地域交流活動」という位置づけで来館した。施設利用者の多くは、活動が自宅と施設の往復にとどまってしまうがちである。施設の近所の文化の森を、展示物の鑑賞ができるだけでなく、お茶を飲んだり読書をしたり、外を散策したりと、安心して楽しみながら利用できる公共施設として知ってもらいたい、という施設側の思いからの、施設にとって初めての市内公共施設の利用であった。

2011年は、20名の参加者を、自然観察の森での自然観察を行うグループと、常設展示室と「まゆの家」での「はくぶつかんのさんぽ」を行うグループに分け、2時間の活動時間の前半と後半で活動を入れ替えた。

常設展示室では、学芸員立会いのもと、奈良時代の大きな焼き物をみんなで持ち上げる等の体験をした。「まゆの家」では、夏ということで蚊帳が張っており、参加者は蚊帳に入ってみる等して、おおいに盛り上がった。

2012年には「まゆの家」で、文化の森のボランティアグループ「伝統料理の会」と交流しながら、料理づくりと食事会を行った。かまどでごはんを炊く、七輪で野菜を焼く、炊いたごはんでおにぎりを作る等、昔ながらの調理を体験した。



\*「障害者就労支援施設による文化の森体験活動」：七輪を使用する郷土料理づくりを体験。

(写真：みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム)

活動は、シンプルであること、複数で参加できること、可能なら参加者同士の交流や分かち合いができること、体験的な活動であること等を志向した。文化の森という場を知ること、その滞在そのものを楽しむことができ、思い出になるような体験の提供に努めた。

### 3. 障害者による利用の継続に関する課題

このような、障害のある利用者に対応した生涯学習分野での実践は、いずれも 2010 年代前半のものであり、その後は続いていない。

近年も、障害のある利用者を迎えるための工夫は行っている。

2018 年の企画展「ダム展」の関連イベント「ツアー ダムをさわる」では、ダムの大きさ、放水、周囲の自然等を見たり、触って確かめたりしながらダムを体感するという、触察を中心とした学びを企画した。チラシには「同伴者・介助者が必要な方は、ご一緒に参加することができます。」等、障害者が利用しやすいような記載も加えた。

しかし、結果的には、障害者の参加は得られなかった。

こうした状況のひとつの原因は、組織的対応ができていないことにある。

障害のある利用者からの利用申込みや利用相談については、組織的に受けられるようにできた一方で、障害のある利用者に向けた企画を、プログラムもブラッシュアップしつつ、組織全体で事業

として進める積極的な事業展開は、十分できていない。

また、かつて障害者団体利用を受け入れる契機となっていた人的つながりによるルートや、過去に利用があった団体とのつながりが維持されていないことも、障害者団体等による利用が続かなかった一因となっている。過去に利用があった団体とは、特に定期的な連絡の機会を設けておらず、何か案内する企画等があるときに、つなぎなおしの案内をする程度にとどまっている。

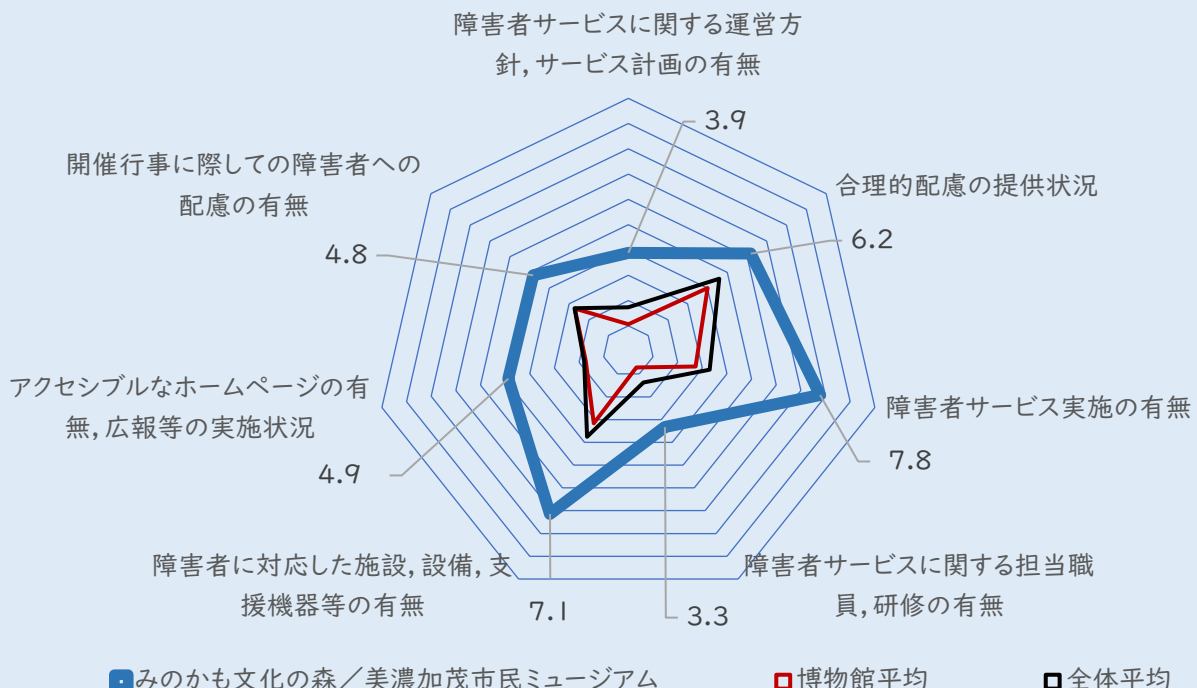
触察可能な展示品、森のたたずまい等の施設面では、障害のある利用者が体感的に学習を楽しむことができる環境が整っているため、せめてウェブサイトで、学習プログラムの内容やアクセスのしやすさ、こういう施設が存在していることを、もっと PR したいという考えはある。

その一方で、点字のパンフレットが一部の展示や施設についてしか用意できていない等の課題もある。視覚障害者向けの館内マップ等を備えない状態で、障害のある利用者を迎えることには不安があり、こうした課題や不安が、積極的な PR へのブレーキとなっている。

全国には、博物館の来館にバリアのある人々へのアプローチとして、認知症の人を対象とした出前講座やツールの開発等の事例がある。

文化の森でも、そうしたキットやアウトリーチの検討等、障害の有無にかかわらず、多様な市民それぞれの知的好奇心に応えられる施設をめざして、できることをひとつずつ進めている。

「みのかも文化の森/美濃加茂市民ミュージアム」における合理的配慮の状況



## 4 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する

### 「青少年教育施設」事例

#### 4-1. 国立曾爾青少年自然の家(奈良県宇陀郡曾爾村)

### 「そにとキャンプ」の開催

#### - 発達障害のある子どもたちの「出会い」「冒険」「旅立ち」 -

##### 1. 季節ごとの自然の中での体験活動「そにとキャンプ」

国立曾爾青少年自然の家(以降、自然の家)は、奈良県・三重県境にある室生赤目青山国定公園の、標高 700 メートルの曾爾高原の丘陵地に位置している。ススキが一面に広がる曾爾高原の自然環境を活かしたハイキングや自然観察、間伐材や竹等を利用したクラフト、天体観察等、一年を通じてさまざまな自然体験活動を行うことができる、宿泊型の青少年教育施設である。

自然の家では、施設自らが企画・実施する主催事業と、各種青少年団体・学校等の計画に基づいて実施する研修支援事業が行われている。

主催事業や研修支援におけるさまざまな教育プログラムの企画・提案や提供に関しては、周辺地域の教育委員会との人事交流等により配置されている指導系職員が、中心的役割を果たしている。

「そにとキャンプ」は、自然の家の主催事業として 2006 年から毎年開催されている、発達障害のある小学校 3 年生から 6 年生までの子どもたちを対象としたキャンプである。

##### <事業の目的>

「そにとキャンプ」は、曾爾の豊かな自然環境を活かしたダイナミックで冒険的な活動等を通して、発達障害のある子どもたちが小さな成功体験や、やり遂げた時の達成感を積み重ね、社会性や自己肯定感を身につけることを目的としている。

保護者が参加する研修プログラムも設け、子どもとの関わり方について保護者が学ぶ機会を提供するとともに、保護者の会に関する情報提供等も行い、保護者のネットワーク形成の手助けも行っている。

さらに、この事業を通して得た成果の普及・啓発も、事業の目的のひとつである。

##### <実施の経緯と実施体制の推移>

それまでも特定の課題を抱える子どもたちへの支援事業に取り組んでいた自然の家は、発達障害者支援法施行翌年の 2006 年度から、発達障害のある児童を対象としたモデル的な体験活動事業「そにとキャンプ」を開始した。

#### 「そにとキャンプ」実施概要

##### ① 実施主体

国立曾爾青少年自然の家

##### ② 目的

曾爾の豊かな自然環境を活かしたダイナミックで冒険的な活動等を通して、小さな成功体験や、やり遂げた時の達成感を積み重ねる中で、社会性や自己肯定感を養う。

また、保護者に対する効果的な支援方法についての研修を行う。

さらに、この事業を通して得た成果の普及・啓発を行う。

##### ③ 取組の特徴

・新しい仲間との親交をもち、協力する気持ちを培う「出会いのキャンプ」(6 月)、仲間とともにさらに高いレベルの山や水の冒険に挑む「冒険のキャンプ」(8 月)、これまでの活動や成長を振り返る「旅立ちのキャンプ」(12 月)の 3 回で 1 シリーズ

・鹿のキャラクター「そにと」からミッションが与えられるストーリーキャンプ

・「冒険のキャンプ」には保護者も参加、子どもとの関わり方に関するワークショップや野外炊事等の保護者向けプログラムを実施

##### ④ 参加者

発達障害のある小学 3~6 年生の児童及びその保護者





\*「キャンプの約束 1」:ウォールポケットに具体的な行動の指針を差し込んでいく。絵や写真を見せて視覚に訴える。

(写真: 国立曽爾青少年自然の家提供)

2010年度から2012年度の3年間は、関西大学臨床心理専門職大学院の教授に、事業内容や運営方法等についての助言、事業の成果の把握・分析および事業の有効性の検証、3年間の事業の総括を依頼した。

この3年間のキャンプにおいては、「子どもたちの自尊感情を高める」「保護者のネットワーク構築」というねらいが重視され、子どもたちの支援に入っていた関西大学の学生たちは、子どもの自発的な行動を待つという方針で動いていた。親子でのトレーニングが重視され、大自然の中で活動する子どもの姿を見た保護者に、その後の子どもとの関わりに関する意識の変化が芽生える等の成果があった一方で、仲間との活動に入れず、集団活動としてのキャンプに参加する意義が薄れてしまっている子どももみられた。

2013年度からは、「子どもたちの自尊感情を高める」「保護者のネットワーク構築」というねらいを踏襲しつつ、3年間のノウハウをもとに、自然の家が主体的に事業を進めている。

その際には、もっと子どもたちに仲間と行動し、子ども同士の関わりの中でいろいろな体験をしてほしいとの考えから、できるだけ親と子は離して活動するようにし、子どもだけの世界でグループを作るようにした。子どもたち同士の関わりがより生まれるように、ボランティアをキャンプリーダーとして配置し、ボランティアだけでは不足する指導面をフォローするため、教育の専門的な立場から判断できる指導系職員も配置することとした。

独自主催としてからは、奈良県立教育研究所や奈良県橿原市子ども総合支援センター、三重県名張市子ども発達支援センター等、周辺地域の専門機関と連携しながら推進している。

2019年度は、橿原市子ども総合支援センター

の作業療法士にアドバイザーをお願いし、保護者プログラムでの講義「学齢期に大切にしたい遊びや関わり」の講師、キャンププログラムへのアドバイス、ボランティアの子どもたちへの関わり方についての指導等の協力を得た。

「そにっとキャンプ」で奈良県橿原市子ども総合支援センターの職員として指導にあたり、近隣の中学校の校長に帰任した教員からも、ボランティアを対象とした研修において、子どもたちとの関わり方についての指導を受けた。

自然の家の元職員であり、奈良県の小学校校長経験者でもある、NPO 法人地球元気村・自然学校校長にも、キャンプ立ち上げ時からアドバイザーとして助言を得るとともに、保護者プログラムでのワークショップの講師を依頼している。

今後も、キャンプに参加するボランティアに対する指導等に関し、このような協力を求めていく予定である。

#### <広報・募集と参加者>

参加者募集にあたっては、奈良県全域、三重県の伊賀地方や津市、大阪府の学校にチラシを配布した。

自然の家のホームページにも情報を掲載し、それを見ての全国からの応募もあった。積極的にアピールしている地域以外からの応募についても、受け付けている。参加者のネットワークを通じ、当初の想定よりも、応募者の居住地域が広がっている。

多くの子どもにキャンプ参加の機会を提供したため、初めての応募者を優先している。

年1回、12名の定員枠で募集を行っているが、応募者のほとんどが新規で、リピーターは1~2名である。

実際の参加者数は、2018年度が10名、

2019年度は11名であった。

2019年度は15名の応募者中、3名が直前に辞退した。一人で行かせることを保護者が心配、学校での調子が悪い等の理由で、毎年何名かが辞退する。これにより定員割れすることは課題であるが、毎年新規メンバーで実施できるよう、募集手続を進めている。

保護者の不安の解消にも資する取組のひとつとして、2019年3月に自然の家で開催された、「そにっとキャンプ親の会」主催、自然の家共催のシンポジウムがある。

2020年2月にも、『そにっとキャンプ第2回シンポジウム』が予定されている(2019年11月時点の計画)。「そにっとキャンプ親の会」活動を通して、子どもたちやその家族の心と身体を支える支援策について、今後の展望を見いだす、という趣旨で開催され、「そにっとキャンプ」の説明、体験談と自由討論、「そにっとキャンプ」の今後の予定告知等の内容が盛り込まれている。

#### <プログラムの構成>

現在の「そにっとキャンプ」は、「出会いのキャンプ」「冒険のキャンプ」「旅立ちのキャンプ」の3回を1シリーズとして実施している。

季節ごとの自然の中で過ごしながら、仲間と協力するプログラムを中心に、段階的に成功体験を積み重ねられるように展開している。

6月に1泊2日で行われた「出会いのキャンプ」では、風船や新聞を使ったゲーム、ウォークラリー、ディスクゴルフ、ナイトハイク、野外炊事等の活動を通じて、新しく出会った仲間と親交をもち、協力する気持ちを培った。

8月に2泊3日で行われたメインキャンプ「冒険のキャンプ」では、丸太切り体験・木のコースター作り(山の冒険=登山の予定であったところ、2019年度は当日、熱中症の危険があったため変更)、テント設営・テント泊、森の冒険=アスレチック、水の冒険=カヌー、キャンプファイヤー、野外炊事等、子どもたちにとって壁となるような高いレベルの冒険に挑み、やりとげることによる達成感をもち、社会性や自己肯定感を養った。

この「冒険のキャンプ」には保護者も参加し、子どもたちとは別のプログラムで、子どもとの関わり方についての講義やワークショップ、保護者の会の意義や現状に関する情報交換、野外炊事等の保護者向けプログラムに取り組んだ。

12月に1泊2日で行われた「旅立ちのキャンプ」では、ハイキング(登山)、遊び・スポーツ、ウォークラリー、野外炊事等の活動の中に、これまでのキャンプを振り返ることができる場面を多く設定し、自己肯定感を再構築するとともに、新たな目標づくりを促した。

どのキャンプも、観察や体験を重視したプログラムで構成している。

自然の中で季節を感じてほしいという思いから、春・夏・冬にキャンプを行っている。夏は暑い中で山登りやカヌー体験、冬は寒さの中800mの山の登山と、子どもたちは日常の生活では体験でき

ないような自然体験に挑戦する。自然を肌で感じる事が大事であり、今後も年3回の実施は継続していきたいと、自然の家では考えている。

#### <プログラムにおける配慮・工夫>

本事業の特徴の一つとして、「そにっと」という鹿のキャラクターから与えられたミッションをクリアしていくストーリーキャンプとして実施している点が挙げられる。

発達障害のある子どもが興味をもってキャンプに取り組めるようにするためには、このような仕掛けが有効ではと考え、それぞれのミッションを乗り越えていく中で、子どもたちの自立心や協調性が育まれるよう展開した。

開催前には、キャラクターからの「そにっとキャンプへの招待状」を参加者宅に郵送している。また、ウォークラリーのチェックポイントや指令については、音声CDや映像等、さまざまな方法を工夫して伝えている。

子どもたちには、最初に「キャンプの約束」(2018年度からは「キャンプでやってみよう」としている)を示している。2019年度は、「お話を聞こう!」「自分のことはじぶんでしよう!」「友だちとなかよくしよう!」を3つの柱として、それぞれの項目で「やってみる事」をわかりやすく(スモールステップで)記載している。

子どもたちに指示を出すときには、「はじまりの式」「名札づくり」「朝食」「手洗い」「いただきます」「食事は自分で取る(セルフ方式)」「後片付け」等、これから行う行動を写真や絵でビジュアル化した絵カードを用意し、それらをウォールポケットに入れて示している。絵や写真を見せて視覚に訴え、分かりやすく伝えることで、子どもたちが見通しを持って活動できるようにしている。

屋外での活動の場合は、大きく見やすい提示を行うために、段ボールに貼りつけて伝えている。屋外では環境からの刺激も多く、気が散りやすくなるので、あらかじめ室内で説明を行ってから外に出て、掲示物は確認用として使っている。

毎日の振り返りでは、子どもたちが印象深い出来事を「約束のしおり」に書き込み、そのことについてキャンプリーダーと話し合っ共有する。それが終わると、「今日もよくできました」というスタンプを押し、達成感を高められるよう工夫している。

「旅立ちのキャンプ」の最後には、「そにっとキャンプ修了証」を手渡し、子どもたちの成長を見える形で伝えている。2019年度は、それぞれの子どもの似顔絵を彫り込んだ消しゴムスタンプを押しメッセージカードを作成するとともに、その消しゴムスタンプも贈呈した。

#### <キャンプ前後の保護者との連絡>

「そにっとキャンプ」実施にあたって常に課題となるのは、それぞれの子どもの発達特性がどのようなものか、子どもと会うまではわからないという点である。





\*「キャンプの約束 2」:屋外では段ボールに貼って行動指針を伝えている。(写真: 国立曽爾青少年自然の家提供)

このため、保護者には、事前調書を必ず提出してもらっている。どういうことに興味があり、どのようなことが苦手なのかをキャンプ前に確認し、必要に応じて電話でも詳しく聞き取りをしている。

キャンプ前日には参加者に電話をし、不安や疑問に感じていることに丁寧に答えて、保護者が安心して送り出せるようにしている。

2018年度からは、各回のキャンプ終了後にボランティアが書いた「報告シート」をもとに「活動記録カード」を作成し、子どもたちの様子を保護者に伝えるとともに、保護者からの希望があれば、学校にも伝えられるようにしている。

#### <ボランティアによる活動進行>

「そにっとキャンプ」では、活動の進行はボランティアが担っている。

「そにっとキャンプ」には、職員4名、ボランティア10~15名が配置される。

子どもたちは各班3~4名に分かれての行動となるが、必ず各班に2名ずつのボランティアを配置し、安全面にも配慮している。

特定の班には属さず、職員と連携して様々な作業や活動準備をし、何かあった際には班を横断してヘルプも行うMA(マネージメントアシスタント)と呼ばれるボランティアも配置される。

子どもによっては、キャンプ開始当初、不安から落ち着かず、指導通りに行動できないことも少なくない。このため、ボランティアを中心に、温かい雰囲気作りに努め、けがのないよう子どもたちに寄り添うことを心掛けている。

「そにっとキャンプ」では、一方的な行動制限や

指示によるのではなく、自らの気づきによって、社会性や自己肯定感が自然に身についていくことを大切にしている。

ボランティアも、子どもが自発的に仲間と協調して活動できるよう見守っていく。野外炊事やテント設営では、子どもたち同士が役割分担を相談して決め、実施することで、自ら考え、よりよい方法を考えられるようにしてきた。

この点については、実地踏査や事前研修において、具体的な事例を挙げながら、ボランティアとの共通理解を図っている。子どもたちに支援をする場合も、自分たちからやりたいと言ったときに手を差し伸べるようにし、それまでは待つ、「今これをやっているから、あなたもこうしなさい」という制限はやめる、等の点に留意している。

ただし、してはいけないことについては、はっきり子どもに伝えるよう指導している。一方で、子どもが気持ちの整理を必要としているときには、みんなから離れた場所に対応する等、発達特性に応じた適切な関わり方をしてもらうようにしている。

一日の活動を終えた後、ボランティアは担当した子どもの「報告シート」を作成し、スタッフ間で共有する。こうして、全員が同じスタンスで子どもたちに声をかけ寄り添うようにしている。

各回のキャンプ終了後には、スタッフの反省会を実施して、成果や課題を出し合い、次回へつなげるようにしている。

「出会いのキャンプ」でうまくいかなかった場合、「冒険のキャンプ」を実施する前に子どもが外に出たいと言ったらどうするか等、子どもたちへの関わり方の基本方針を共有したり、シミュレーショ

ンしたりということを、ボランティア間で行っている。

こうした機会に参加できないボランティアには、職員やボランティアリーダーから、LINE やメールで注意点や気づいた点等の情報共有をしている。ソーシャルメディアでの情報共有が密になったことで、連携もうまくいくようになってきている。

#### <ボランティアに対する研修・指導助言>

「そにっとキャンプ」に参加するボランティアを対象に、担当職員も受講する「特別支援の子どもたちの関わり」という事前研修を、講師を招聘して行っている。

また、ボランティアは、キャンプの前の実地踏査に参加し、それぞれの子どもの配慮事項を踏まえて、登山や野外炊事等において安全に活動するために、どのような場面でどのようなサポートが必要なのか、具体的な支援の方法や注意点を話し合い、子どもたちへの関わり方を学んでいく。

自然の家の職員は、活動計画実施の責任者として、ボランティアに指導助言を行う。

ボランティア間での指導助言や、経験の伝達も行われている。

自然の家のボランティアの背景は様々で、教員や指導者を目指す大学生が学びに来るケースが多いが、さまざまな職種の社会人や、「そにっとキャンプ」「夢冒険」をはじめとする自然の家での主催事業の元参加者がいることが特徴である。「そにっとキャンプ」では、数年に渡って協力を続けている社会人ボランティアが、学生ボランティアを見守り指導助言をしてくれている。

また、ここ数年、「そにっとキャンプ」では、職員と連携し、プログラムの進行や生活指導の指揮を執るボランティアの代表は、大学の3年生等のベテラン学生が務めている。彼らは、自らの経験を、初めて参加する学生ボランティアへの助言を通じて引き継いでいく。長い間の良いサイクルが、「そにっとキャンプ」の強みである。

それでも、年度が変わってボランティアメンバーに入れ替えがあると、運営がうましくないこともある。そのような状況では、SNS 等での情報共有が、最も効果的ではないかと自然の家では考えている。

ボランティアの中には、教員を目指す者もいる。発達に特性を持つ子どもたちと自然の中で多くの活動に挑戦し、寝食をともにする経験は、何ものにも代えることのできない貴重な経験である。「そにっとキャンプ」のボランティア学生は、発達障害のある子どもたちとのかかわりがうまくなっている。こうした子どもたちへのアプローチ方法や指示の仕方等は、教職に就いたときに必ず活かされるであろうスキルである。そういう意味では、「そにっとキャンプ」は教育実習的な意味合いも含んでいると考えられる。

#### <キャンプの成果>

これまで述べたような方針・体制で「そにっとキャンプ」を実施したところ、最初の「出会いのキャン

プ」とそれ以降のキャンプとで、子どもたちの行動に変化が表れはじめた。

「出会いのキャンプ」では寝転んだ状態のまま話を聞いたり、場面に合った行動、仲間と一緒にする行動ができなかったりしていた子どもたちが、メインキャンプである「冒険のキャンプ」の閉会式では、皆が整列して座れるようになっていた。

スタッフからはそうしなさいといった指示は一切していないが、「ちゃんと並べて偉いね」等、できたときに称賛するボランティアの一つ一つの声掛けの積み重ねによって、子どもたちが自発的にそのような行動を身につけていた。

保護者からも、キャンプに参加したことによって、子どもが大きく成長したとのコメントが寄せられることが多くなった。ボランティアとの関わりによって、子どもに自信がついてきて、できることも増えてきたとのコメントが相次いだ。

「冒険のキャンプ」で実施した保護者プログラムでは、「学齢期に大切にしたい遊びや関わり」に関する講義を行い、子どもとの関わり方について保護者が学ぶ機会を提供した。

講師のファシリテーションのもと、子どものことで困っている点等について保護者間で情報交換を行うワークショップも行った。それぞれが抱える悩みを出し合うことで、保護者は思いを共有し、保護者同士の関係を深めることができた。

講師からは、「そにっとキャンプ」への参加経験のある母親が子どものきらりと輝く様子を綴ったブログの内容や、今も交流のある子どもたちがいきいきと活動する様子についての話もあり、多くの保護者が自分の子どもの良さについて、新たに気づきを得た。

保護者会を立ち上げることの意義、活動方法、会の現状等についての情報提供もあり、保護者間での意見交換も行われた。

このようなプログラムは、「そにっとキャンプ」に参加した保護者がキャンプ後もつながりをもって交流する「親の会」が作られる等の、保護者のネットワーク形成に貢献している。

#### <事業の普及啓発>

「そにっとキャンプ」実施報告書は、自然の家の他の主催事業の実施報告と同様、自然の家のウェブサイトに掲載している。

2012年度「そにっとキャンプ」報告書は、県内にとどまらず、関心のある他の自治体の求めに応じて、かなり広範囲に配布した。

このほか、報告書(リーフレット)を、全国の発達障害関連の会が開催された際に配布する等している。

「そにっとキャンプ親の会」主催、自然の家共催のシンポジウムの機会も活用している。

キャンプ参加者の学校の先生にもできるだけ声をかけ、体験事業の内容、子どもたちの活動の様子、キャンプを通じた子どもたちの意識や行動の変化、このような活動による日常生活へのプラス面等について伝えている。

こうした広報の結果、三重県名張市でも、子ど

も発達支援センターが国立曽爾青少年自然の家を利用して、夏に発達障害のある子どもが参加する事業を行うようになった。

自然の家と周辺地域の教育委員会の人事交流も、事業の波及効果に貢献している。以前そっとキャンプへの協力を得ていた教員が赴任する五條市やキャンプの視察に訪れた葛城市においても、国立曽爾青少年自然の家を利用して、同じような形で取組を開始している。

## 2. 国立曽爾青少年自然の家における合理的配慮等

### <施設・設備の基礎的環境整備>

自然の家は、1979年に設置されて以来建て替えが行われていないため、施設のバリアフリーが十分に行き届いていない。

本館部分は研修室や保健室のある管理研修棟、3つのホール、8つの宿泊棟、浴室やレストランのある生活棟、野外炊飯場等で構成されているが、このうち、生活棟及び1棟の宿泊棟(さかな棟)までは、利用者玄関から宿泊室までスロープを入れて車いすで行けるようになっている。

3つのホールもスロープ等を設置しているので車いす利用に支障はない。

野外炊飯場は、舗装がされていないため移動には介添が必要であるが、2018年に一部改修を行い、スロープを増設する等改善を図っている。

管理研修棟は、利用者玄関から研修室の間に階段があるため、宿泊棟横にある研修室(エコロジー・こごう)を優先的に割り当てるようにしている。管理研修棟の研修室を利用する場合は、団体に階段があることを伝え、必要に応じて職員が車いすを運ぶお手伝いをしている。

多目的トイレは、宿泊棟のうち1棟(さかな棟)の1・2階、1階ロビー、2階ロビー、プレーホール前、キャンプ場の6箇所に設置されている。

また、浴室については、大浴室にもスロープや手すりを設置しているが、他の利用者と一緒に入ることが難しい場合に、スロープや手すり、介助用イスがある小浴室を利用できるようにしている。

宿泊棟は1棟のみがバリアフリーであるため、宿泊室の配慮の必要性は必ず聞き取って対応している。

聴覚障害者が利用した際には、筆談やホワイトボード、メールでのやり取り等で意思疎通を行った。

点字ブロック等は用意されていないため、視覚障害者が利用する場合は、介助者を伴ったの利用をお願いしている。

利用者には、事前の打ち合わせや下見で実際の使い勝手を確認してもらい、できる限り要望に応えられるよう努めている。

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒の利用も多く、利用の際には必ず現地の事前確認

をお願いしている。

### <利用相談の際の活動プログラムの提案>

障害者の利用に関して保護者や団体から相談を受けた際には、障害者向けに開発したものではないが、自然の家で用意しているさまざまな活動プログラムの中で取り組みやすいものや、こういう形であれば実施できる等の方法を提案している。

活動にあたっては、実施しやすい場所を用意する、車椅子等必要な物品を貸し出す等の配慮を行っている。

### <人的配置等による配慮>

自然の家は、建物の中の活動よりも、自然の中でのびのびと活動することに重きがおかれている施設である。そのこともあり、人による対応等のソフト面による配慮をより強く意識して行っている。

自然の家では、大人がいなくても布団をたたむ、風呂の準備をする等、子どもたちの力だけで行動させることを施設の方針としているが、障害特性への配慮から必要な場合には、その点に変更調整を加え、安全確保や必要な支援が確実にできる体制をとっている。たとえば、「そっとキャンプ」においては、就寝時も、子どもの付き添いとして必ず大人が同じ部屋で寝るようにしている。

### <野外活動・自然体験活動での合理的配慮>

自然の家の主催事業においては、野外活動・自然体験活動を中心に、体験を重視した活動を行っている。このため、活動内容や子どもたちの特性によっては、活動に際して重点的な配慮を行う必要がある(一部前述)。

たとえば、キャンプファイヤーの火を見て興奮したり、火に近づいていったりする子どもがいた場合は、必ずマンツーマンでボランティアをつけることとしている。子どもの発達特性を見極め、臨機応変に対応している。

主催事業以外で自然の家を利用する団体については、基本的に、障害のある利用者がいる場合には、それぞれの団体でサポートを行ってもらうようお願いしている。自然の家の職員が直接的な支援を行うことはないが、事前の情報共有はされているので、何かあった際には職員が対応できる準備はしている。

これらに関連する危機管理マニュアルも作成し、周知徹底を図っている。

## 3. 事業及び施設の課題

### <合理的配慮提供に関する職員の研修>

自然の家では、さまざまな内容の職員研修を実施しなければならないこともあり、現状では、障害者差別解消法を受けての特段の職員研修は実施できていない。

外部で実施する研修への参加も積極的に支援しているため、関連の外部研修を受講した職員が職場に伝達するかたちが、最も実施しやすいと考えている。



「そにっとキャンプ」の、ボランティアと担当職員を対象とした事前研修「発達に特性のある子どもたちとの関わり」を開催する際、他の職員にも参加を呼びかけ、特に新任職員には参加を求めている。受講を義務付けてはいないが、参加を促すことで、職員間で合理的配慮等についての知識が蓄積されるよう努力している。

＜「そにっとキャンプ」等の事業に関する  
 広報・情報発信＞  
 「そにっとキャンプ」については、チラシだけではわかりにくいいため、情報発信面の工夫が必要である。

自然の家のホームページには主催事業の実施報告書が掲載され、「そにっとキャンプ」の実施報告も公開されているが、ホームページ全体をより見やすく改編しようとしているところでもあり、よりわかりやすい発信の検討が必要となっている。

「そにっとキャンプ親の会」が主催するシンポジウムに共催として参加しており、キャンプ参加者の保護者からの情報発信は、これから参加する保護者が安心感をもって子どもを送り出すための力になると期待している。一方で、子どもの発達に関することをオープンにしていない保護者もいるため、プライバシー保護については細心の注意を払う必要がある。

関係機関にチラシを配る際にも、こうしたデリケートな個人情報の保護について、特段の配慮を行いつつ発信、協力をしてもらうようお願いしている。

＜「そにっとキャンプ」等における  
 ボランティアの確保＞

ボランティアは、「そにっとキャンプ」をはじめ、自然の家の主催事業にとって欠かせない存在である。障害のある子どもが参加する場合は、特に手厚い対応が必要であり、ボランティアに対する研修においても、より多くの内容を盛り込む必要がある。

現在は、これらの事業には多くの学生の参加があり、恵まれた状況にある。しかし、最近土曜日に大学の授業があるため学生も忙しく、一般的には、学生ボランティアは集まりにくくなっている。

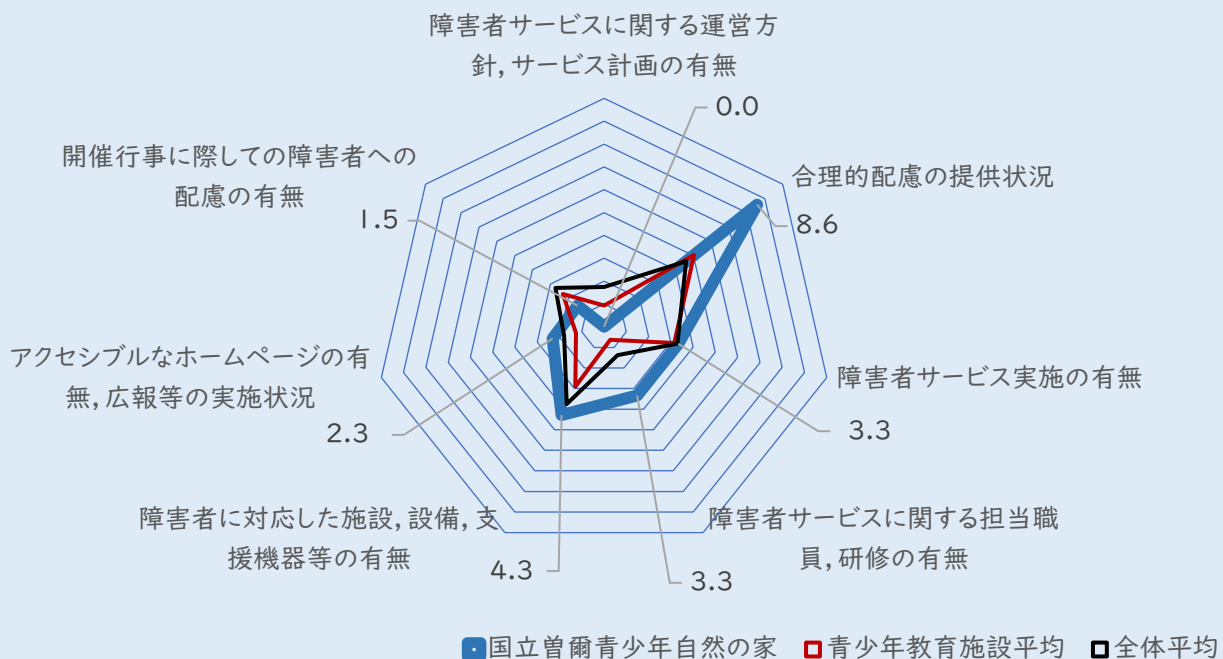
後進育成や人材確保についてはどこも難しい状況にあるなか、自然の家においても、今後もこれまでと同様にボランティアを確保できるかが、課題となっている。

「そにっとキャンプ」は、これまで多くの人に支えられて実施してきた。

発達に特性のある子どもたちが、日常生活では得ることのできない自然の中での体験や、スモールステップによる成功体験の積み重ねによって、成長する。ボランティアとの関わりで自信をつけ、少しずつできることが増えていく。このことは、これまでの実施における大きな成果である。

国立曽爾青少年自然の家では、これからも、「そにっとキャンプ」の継続、障害のある子どもたちの体験の支援、保護者同士の輪の広がりの後押し、事業を通して得られた成果の各方面への普及に努めていきたいと考えている。

「国立曽爾青少年自然の家」における合理的配慮の状況



## 5 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する「女性教育施設」事例

### 5-1. 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」(埼玉県越谷市)

#### 「防災講座」等の推進

#### - 登録団体,市民公募型事業を通じた障害当事者との協働 -

##### 1. 実施の経緯と特徴

越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、2001年に埼玉県越谷市北越谷駅前にある商業ビル内の一角に設置された。

2009年度に指定管理者制度適用施設に変更され、以降、越谷市の市民団体「NPO法人男女共同参画こしがやとまろう」が指定管理者として運営を行っている。

##### <身近な災害と「防災講座」>

ほっと越谷の「防災講座」は、2011年度から継続的に実施されている。

2011年3月の東日本大震災を契機に、地域防災における男女共同参画センターの役割の見直しが進められた。以降、男女共同参画の視点を地域防災に反映させるために何が必要なのか、地域の防災担当者を巻き込みながら、女性や高齢者、障害者、外国人等に配慮した避難所運営について、具体的な事例やシミュレーションを通して学ぶ講座を開催してきた。

越谷市においても、2013年9月に竜巻、2015年9月に水害、2019年10月にも台風の大雨による水害があり、市民は災害が身近におこることを体験した。

この体験を踏まえ、越谷市危機管理課とも連携しながら、地域の自治会等に声をかけ、実際に地域防災の要となる人々に向けた実践的な学習を続けている。

##### <「防災講座」への障害者の参加>

2011年度に「防災に女性の視点を!」というテーマで立ち上げられた「防災講座」に初めて障害者の参加が得られたのは、2013年度である。

そのきっかけとなったのは、「ほっと越谷」及びその指定管理者「男女共同参画こしがやとまろう」が2013年8月、ほっと越谷の登録団体となっている障害者支援団体も参加して結成されている「避難所一泊体験」の実行委員会メンバーに加わったことであった。同年9月の竜巻発生を受けて2014年3月に開催した「竜巻から学ぶ 地域防災と被災者支援～ネットワークから支援が生まれる～」に、視覚障害当事者や支援者の参加があり、災害時に障害者が置かれる状況や、必要な配慮について、当事者の視点からのアドバイスが得られた。たとえば、視覚障害者は壁伝いに歩くため、壁面沿いに物を置かないようにすべき等、避難所運営等で気をつけるべきことを、具体的に学ぶことができた。

2015年度に開催された講座「障害者と地域防災～誰もが安心して暮らせる地域をつくる～」で、国立リハビリテーションセンター障害者福祉研究部社会適応システム開発研究室長を講師に迎えたことにより、車椅子利用者・視覚障害者の参加が増えて以来、防災講座への障害者の参加が広がった。

2016年度から「防災活動における男女共同参画啓発の取組」が実施計画に位置づけられるようになった。

#### 「防災講座」実施概要

##### ① 実施主体

越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

##### ② 目的

男女共同参画の視点を地域防災に反映させるために何が必要なのか、地域の防災担当者を巻き込みながら、女性や高齢者、障害者、外国人等に配慮した避難所運営等について、具体的な事例やシミュレーションを通して学ぶ。

##### ③ 障害者の参加、協力が得られている理由

「ほっと越谷」や指定管理者、その構成員が、越谷市の障害者関連団体が参加する防災イベントの実行委員会に加わる等、進んで地元で踏み込み、障害者に関わるさまざまな団体と継続的に活動を共にしてきたことが、障害者の参加を継続的に得る講座の実施につながっている。

そうした事業や活動には、「ほっと越谷」で日常的に活動する障害者関連団体(登録団体)が参加し、施設と障害当事者とのつながりをより強いものとしている。





\*2015 年度「障がい者と地域防災」:講師による講義の様子

(写真: 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」提供)

同年度に開催した「さまざまな人に配慮する防災を考える」では、センター周辺の自治会役員の参加を呼びかけ、役員が多数参加した。同時に、車椅子利用者や視覚障害者も多数参加し、地域防災の要となる人々と障害者が共に防災について考える機会を作ることができた。

それから毎年、障害者を含めたさまざまな人に配慮する防災講座を実施し、参加者約 40 名のうち 5 名程度の障害者の参加を得ている。

<防災講座に障害者の参加、

協力が得られている理由>

「ほっと越谷」の防災講座に、障害者の参加や講師としての協力が得られている理由としては、以下のような点が挙げられる。

- (1) 越谷市では、障害当事者・保護者・支援者の団体が参加する「誰もがくらしやすいまちづくり実行委員会」が 2003 年度より活動しており、「避難所一泊体験」活動への参加や越谷市への提言を行っていたこと。
- (2) 2013 年に「ほっと越谷」とその指定管理者「男女共同参画こしがやとろう」が、前述の「誰もがくらしやすいまちづくり実行委員会」や「障害者の職場参加をすすめる会」が参加していた「避難所一泊体験」の実行委員に加わり、防災分野でともに活動したこと。
- (3) 指定管理者「男女共同参画こしがやとろう」の有志が月 1 回、「越谷水辺の市(いち)」(越谷市で活動している障害者支援団体や商店が集まり、にぎわいの創出をめざしている活動)に出店し、障害のある人もない人も地域で共に活動する「わらじの会」等の団体と継続的に交流していること。

このように、施設や指定管理者、その構成員が、

進んで地元で踏み込み、障害者に関わるさまざまな団体と継続的に活動を共にしてきたことが、障害者の参加を継続的に得ての講座の実施につながっている。

## 2. 「防災講座」以外の障害者支援と理解促進に向けた事業に対する取組

<登録団体による取組>

ほっと越谷には、男女共同参画に資する活動を推進する市認定の登録団体が約 50 ある。

この中には、以下のような障害当事者やその支援者等の団体が含まれている。

- ・ロービジョン友の会アリス  
(中途視覚障害当事者、支援者)
- ・越谷西特別支援学校 西養おやじの会
- ・NPO 法人 障害者の職場参加をすすめる会  
(障害当事者、支援者)
- ・ナノ越谷  
(高次脳機能障害の支援者、2013~2017 年度)

登録団体は、市の男女共同参画推進週間の事業として、「ほっと越谷」と登録団体が毎年 7 月に開催する「セタフェスタ」において、団体主催の講座や企画展示を行う。

(例)

- ・ロービジョン友の会アリス  
講座「暗闇カフェ～見えなくなると見えてくるもの」
- ・NPO 法人 障害者の職場参加をすすめる会  
パネル展示

このほか、登録団体は、「防災講座」に障害者が参加するようになった契機に関わる「誰もがくらしやすいまちづくり実行委員会」や「避難所一泊体験」実行委員会に参加していたり、後述の市民公募型男女共同参画事業に企画を応募したりと、「ほっと越谷」が障害者と共に事業を実施する上で、大きな役割を果たしている。

#### <市民公募型男女共同参画事業>

「ほっと越谷」では2016年度から市民公募型男女共同参画事業を実施している。

これは、登録団体および他の市民団体を対象として、男女共同参画に寄与する講座等の企画を公募し、選ばれた企画事業を開催するものである。障害者関連の事業は、「多様性」という観点から男女共同参画に寄与するものと考えられており、一般市民を参加者として想定している。

障害者に関連する講座は、2016年度の高次脳機能障害当事者による講演「多様な人が共に生きる社会とは～対話でひらく!? 心のバリアフリー」(企画団体:ナノ越谷)以来、毎年選ばれている。

2017年度以降は、誤解や偏見を受けやすい障害者等のマイノリティが、話し手である「生きた本」になり、読者である参加者がその話を聞くことで、新たな視点に気づき相互理解を深めるイベント「ヒューマンライブラリー」が続いている。

2017年度は「ヒューマンライブラリー 視覚障害者編～私の見え方・私の感じる世界～」(ロービジョン友の会アリス)、2018年度は視覚障害者のみならず、精神障害者、車いす利用者、知的障害児・者家族等に「本」の範囲を広げた「ヒューマンライブラリー～あなたが出会ったことのない人に会える～」(ロービジョン友の会アリス)、2019年度は重度障害児の家族、知的障害者の家族、視

覚障害者等による「ヒューマンライブラリー～“生きた本”」が開催された。

2019年度はこのほか、主催団体「NPO 法人障害者の職場参加をすすめる会」が運営する職場参加ビューロー「世一緒(よいしょ)」のスタッフである障害当事者の2人が、これまでの半生や体験談、ふだんの暮らしぶり等、自立や就労に関する話をする「聞いてみよう 障がい者の人生におけるイベント～喜びや大変なことはみんな同じ～」が行われた。

### 3. 合理的配慮に向けた取組

#### <施設・設備の基礎的環境整備>

「ほっと越谷」は駅前商業施設の3階にある。スペースを購入しているため、要望があれば改修等は不可能ではないが、建物の施設設備等を変更することは、事実上困難である。

それでも、「ほっと越谷」管理部分は面積が比較的小さいこと、センター内は段差がないこと、建物共有のエレベーターで3階まで上がることができ、同じ階に「誰でもトイレ」もあることから、特段困った経験はない。

また、車いすや筆談用シートを受付に準備する、貸出用パソコンを用意している等、設備面で対応できることは全て実施している。

#### <人的サービスによる合理的配慮等>

講座開催時に申し出があれば、手話通訳等を依頼することができる。

視覚障害者等の来訪時は、職員スタッフがセンター内の案内、付き添いを行うようにしている。盲導犬等の同伴も受け入れている。

車いすや閲覧用パソコンの貸出に際しては、必要があれば、最初の操作方法を説明している。



\*「ほっと越谷」エントランス:カフェのような手書き看板をおき、また雑誌や中の様子もみえるようにオープンにして地域の憩いの場を演出 (写真: 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」提供)



点訳ボランティアの協力により、情報誌「みてみてほっと越谷」の点字版を作成、情報ライブラリーコーナーに展示している。

同コーナーで閲覧・貸出ができる「ほっと越谷」所蔵図書を選定基準においては、障害女性をテーマにした図書も選定するよう定められている。

駅前商業施設の一画という立地もあり、「ほっと越谷」には朝 9 時から夜 9 時まで、絶え間なくさまざまな人が訪れる。

このような取組の結果、白杖使用者、車いす利用者をはじめとするさまざまな障害のある利用者も、気兼ねなく来訪し、おのこの活動をしている。

施設の魅力は、ハード面ばかりではなく、人との関わりというソフト面から生まれてくるところが大きい。

地域の憩いの場としての機能も重視し、ほっと越谷では「居心地の良い、あたたかい雰囲気づくり」に、日々努力を続けている。

#### 4. 直面する課題

「防災講座」とは別の講座で、講師が持ち込んだ動画を流したことについて、わかりにくかった、というアンケートで指摘を、弱視の参加者からされたことがあった。

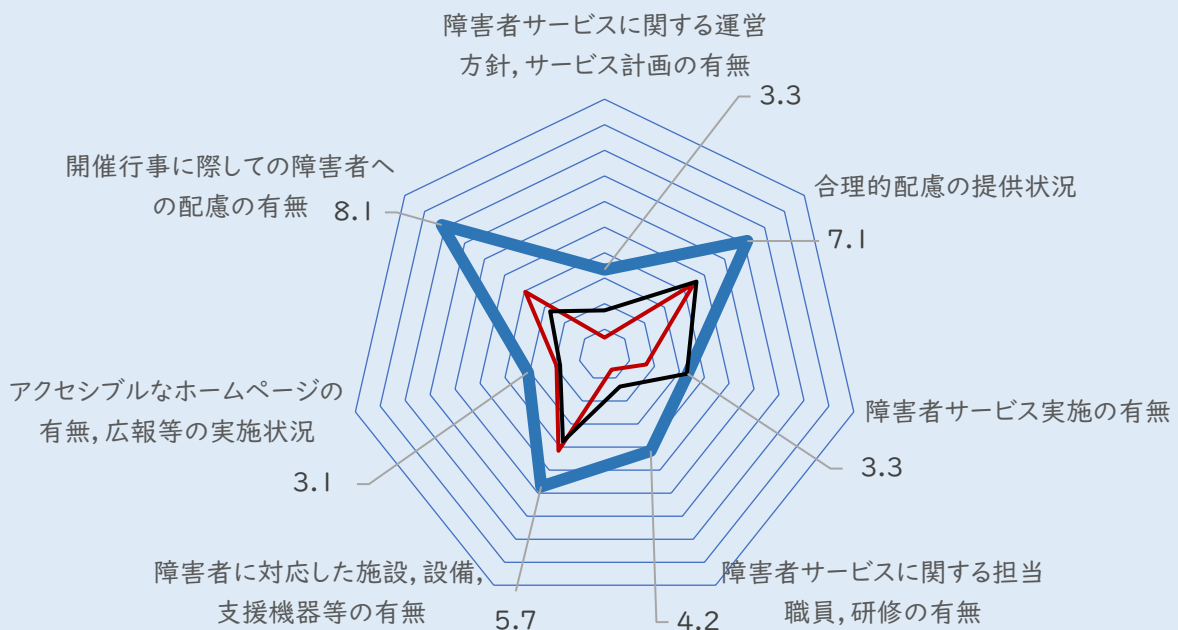
事前に配慮の要望を受けていなかったため、こうした指摘を受けることとなったが、申し込みの際に障害の有無について、施設側から尋ねることも

しづらい。必要な支援について、備考欄等に記載を求める等の対応が考えられるが、自己申告にゆだねられるため、こうした事態を完全に防ぐことは難しい。

また、事前に相談・要請があれば、手話通訳者の手配等は可能だが、今のところ講座申込み受付時に参加者からの申し出を受けたことはない。

講座の募集チラシやホームページ等に、対応可能な支援の一覧を掲載することを検討している。

「越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」における合理的配慮の状況



■越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」 ■女性教育施設平均 ■全体平均

## 社会参加の助走期間としての就労体験「めぐカフェ」 - 地域若者サポートステーションと連携した

### 若年女性無業者の自立支援 -

#### 1. 実施の経緯

<就労体験の場「めぐカフェ」立ち上げの経緯>

横浜市の施設「男女共同参画センター横浜南フォーラム南太田」（以下、フォーラム南太田）では、心身の不調やひきこもり等を経験した若年（15～39歳）女性無業者の自立支援に向けて、2009年度より「ガールズ編しごと準備講座（以下、「ガールズ講座」）」を開始した。

ところが、「ガールズ講座」修了者の大半は、すぐに求職活動に向かわなかった。

講座の対象となるような経験をした若者には、働く前に「人々の中で、安心を感じる」体験を通して、自信をつける機会が必要なのかもしれない。そう考え、翌2010年に、「ガールズ講座」卒業生も一緒になって立ち上げた就労体験の場が、社会参加の助走期間としての「めぐカフェ」である。

「ガールズ講座」、「めぐカフェ」、2015年度から本格実施された社会体験（ボランティア）プログラムを含む支援事業を「ガールズ支援事業」と総称している。

<障害福祉制度の活用という知恵>

「めぐカフェ」修了者に対して行ったグループインタビューでは、障害福祉サービスを活用してよかった、という体験も、詳細に語られている。

「ガールズ講座」「めぐカフェ」開始時には、障害者を支援、ということは全く念頭になかった。フォーラム南太田は、男女共同参画社会をすすめるために女性の自立を支援することを目的とした教育施設であり、障害者福祉施設ではない。2010年頃は、福祉の就労移行支援制度も始まってまもなく、障害者の一般企業への就職を支援するという取組も、現在ほど一般的ではなかった。

しかし、講座受講者とのつきあいが深まるにつれ、障害者手帳や障害者年金の話が頻繁に出るようになった。発達障害やうつ病等で精神障害者保健福祉手帳を取得している受講者からいろいろな話を聴き、スタッフの理解も深まっていった。

障害福祉は自立のために有用な、歴史のある制度であり、国も障害者雇用に力を入れている。障害のことを開示してもしなくもいい等、活用の仕方は選べるものである。このため、「ガールズ講座」でも2

#### 就労体験「めぐカフェ」概要

- ① 実施主体  
男女共同参画センター横浜南（愛称：フォーラム南太田）
- ② 目的  
不調やひきこもり等を経験した若年（15～39歳）女性を対象に行っている就労支援プログラムの一環として、働く前に「人々の中で、安心を感じる」体験としてのカフェでの就労体験機会を提供し、実習生が人や社会にかかわるソーシャルスキルを獲得することを旨とする。
- ③ 内容  
<ステップ1>  
定員8名、週2回×5週。  
体調管理をする／時間を守る／あいさつをする／声を出す／みだしなみをきちんとする等、社会に参加するスキルを身につけることを目標に、集合研修とカフェ実習を半々で行う。  
<ステップ2>  
業務の流れを自分で把握していく／わからないことは聞く／スタッフ間で必要に応じて声をかけあうことに慣れる／日々の目標を設定し、達成し、次の目標を立てていく等、カフェでチームの一員として働くスキルを身につけることを目標に、カフェ業務を体験する。
- ④ 特徴  
・「よこはま若者サポートステーション（サポステ）」等の支援機関で個別相談を受けることを実習参加の条件とし、サポステとは、本人の了解のもと、支援計画の共有等の連携を図っている。  
・横浜市男女共同参画センターの相談機能やライブラリ機能も活用し、生きづらさへの対処に関する多面的な支援を行っている。

～3年前から、障害者福祉制度に関する情報提供もするようになった。女性の自立は、キャリアウーマン的なあり方だけでなく、自分に合った支援を組み合わせる方法もある、と考えるようになったのである。

講座のオリエンテーションでは、先輩の体験談を2事例ほど紹介するが、非常に説得力がある。「めぐカフェ」の仲間から障害者手帳の存在を聞いて、就労移行支援のサービスを受け、大手企業に好待遇の障害者雇用で採用された卒業生もいる。

事務局スタッフから見ると、講座参加者の1～2割程度は手帳を取得できるのではないかという印象である。障害者福祉施設ではないフォーラム南太田の自立支援事業で支援する必要性がより高いのは、ネグレクト(育児放棄、監護放棄)や家族全体でのひきこもり等が理由で障害が発見されていない等、さまざまな事情で福祉につながるができないでいた人たちなのではないか、と考えられる。

実際、「めぐカフェ」での実習中に伝票がよく見えていないことから、実習生が抱えていた低視力が判明したケースや、自分の状況を言語化できず、相談できないために気づかれていなかったが、実は障害により困っていたことがここに来て明らかになった、というケース等が、「ガールズ支援事業」では時々みられる。

## 2. 取組内容と特徴

<プログラム参加の入口は「ガールズ講座」>

プログラム参加の入口に位置づけられる「ガールズ講座」は、定員20名、全11回の連続講座である。

個別相談ではなく、グループダイナミクスを活用した講座であり、仲間と出会うことを目的、自立のための手段としている。

職員は受講生と、短い間しか関わるができない。同じ困難を抱えた仲間と励まし合っていくことが最も有効という仮説にもとづいて、時間をかけて自分を見つめ、情報と仲間を得る場を提供している。

「ガールズ講座」は2019年10月末現在で22期を終え、修了者は440名に上る。

就職に直結するスキルアップではなく、仕事をする以前に必要な「生きるための土台となる自己肯定感を持つこと」を意図してプログラムの改善に取り組んできた結果、その内容は大きく変遷した。

講座開設初期には、パソコン講座や「履歴書の書き方」等も行っていたが、「せっかく同じ悩みをもつ仲間が集まっているのだからもっと話をしたかった」という声を受け、受講者同士が話せるグループワークの時間を大幅に増やした。「安全な場で自分の思いや考えを話す&聞く」ことを目的に、現在はほぼ毎回、小さなワークを取り入れている。

受講者には、就労経験のまったくない人も2～3割はいるが、経験者もいる。経験者から、どのように働いてきたか、悩みは何だったのか、挫折した経験がある場合はどのような点が課題だったのか等を聞き、グループで考え、話し合う。

何につまずいているのかは、一人ひとり異なる。共通項、違いについて話し、聞く。

このように、講座は、人とのつながりを増やし、セーフティネットの中に入っていきることがいかに重要か等を積極的に伝える方向に変化していった。

調理実習を入れる、という変化もあった。

「めぐカフェ」に来た実習生には、調理や皿洗いをしたことがない人が多かった。不登校のため家庭科の調理実習を経験していない人が多いこと、家庭科では包丁を使わず皮むき器を使うこと等から、多くの実習生が里芋の皮をむけない、といった状況になってしまう。

働くためには体を整えることが必要ということで、薬膳の先生を招き、滋養のある温かいものを食べることが大事、ということから教えてもらった。皮むきまでは教えられないので、そうした部分は家での練習を求めた。

人と一緒に何かを作る、一緒に食事をとるということは、緊張感を伴う行動である。このため、調理実習は、講座の最後のほうに配置した。



\*「めぐカフェ」: 赤ちゃんからシニアの方まで、地域の方々が気軽に集える交流ラウンジの一角にある

(写真:男女共同参画センター横浜南提供)



講座の前半には、「ヨガ」や「呼吸と声」のプログラムを配置している。最初は言葉での自己開示を求めず、体の緊張をゆるめることから始めようという意図である。

再就職講座を受講する中高年の女性等とは異なり、若い人たちは、自分のことを語っていいと感じられない。「学校は戦場のようでした」と言う彼女達は、安心感＝「自分がそこにいてもいい感じ」を、子供の頃から感じたことがない。いじめにあえば大変なのはもちろん、自分が対象となっていないくても、いつ対象になるかと緊張している状態で、安心して自己開示等できない。「ガールズ講座」受講生の多くは、人や社会は自分を攻撃してくるもの、ととらえているように見受けられる。

そんな受講生が、人の中に在ることは、助けてもらえる等、いいこともあるのかも、と、少し思い始めるぐらいのところ、講座は終了する。

そのタイミングで、障害者サービスや福祉の紹介をする。就労移行支援や、「よこはま若者サポートステーション」（以下、サポステ）で行っている面接練習等、講座修了者が活用できそうな資源について、情報提供を行う。

講座修了者の助けとなるのは、就労支援サービスだけではない。地元のコミュニティカフェに行くようになり、そこから就労につながった講座修了者もいる。

#### <就労体験の場「めぐカフェ」>

「ガールズ講座」の1期では、カメラマンを呼んで履歴書に貼れる良い写真を撮影する等、求職活動に関する手厚いサポートを行っていた。

ところが、修了者たちは、ハローワークに行かない。「履歴書に書くことがない」等の相談が寄せられる。

そういう講座修了生には、就労に向かう前に、体験を積み重ねる必要があるとわかった。

そんな折、長年フォーラム南太田に入っていた喫茶テナントが退去し、厨房が空いたことをきっかけに、主催事業として「めぐカフェ」を開始した。

自分のしたこと「ありがとう」「おいしかった」等の言葉や、笑顔をもらえるのは、自分が苦労して暑い日も寒い日も仕事に通って得られたリアクションなのだと思ってほしい、という思いで作った就労体験の場である。

カフェとして運営できるチームを作ることには、困難を伴った。

フォーラム南太田で開講している再就職講座の卒業生で、料理が得意という人を、調理とカフェ現場の運営、実習生のトレーナー等の役割を担うカフェコーディネーターとして採用した。調理はその人を中心に行い、実習生は野菜を切る等の作業と、接客見習いを行うこととした。

「めぐカフェ」のプログラムは、定員 8 名、週 2 回

×5 週のステップ 1 と、定員 4 名、週 2 回×10 週で手当てがつくステップ 2 とで構成される。

ステップ 1 は、体調管理をする、時間を守る、あいさつをする、声を出す、身だしなみをきちんとする等、社会に参加するスキルを身につけることを目標としている。このステップを終えた段階で、自信を得て就職活動に向かう人も、障害者手帳を取得して支援を受けることを考える人もいる。

ステップ 2 は、カフェでチームの一員として働くスキルを身につけることを目標としている。具体的には、業務の流れを自分で把握していく、わからないことは聞く、スタッフ間で必要に応じて声をかけあうことに慣れる、日々の目標を設定・達成し、次の目標を立てていく、といったスキルの獲得を目指している。

参加を希望する「ガールズ講座」修了者は、履歴書や志望動機レポートを書いて応募し、面接を受ける。

面接では、時間に遅れない等ができるかを確認する。「ガールズ講座」ではサービスを受ける立場であったが、就労体験では利用客にサービスを提供する立場に変わるため、時間通りに来られない、体調が不安定で休みがちになるという人は、原則として受け入れられないと伝えている。

また、参加には、主治医や家族の賛成を得られていることを条件としている（本人に確認）。

「めぐカフェ」がマスコミに取り上げられたこと等により、参加希望者が増え、医療が必要な人が来ることもあるが、ここでは福祉的な手厚いケアはできないため、ケアが必要な人は受け入れることができない。

「めぐカフェ」での実習中は、必ずサポステ等で個別相談を受けることを条件にしている（詳細は後述）。

サポステ等支援機関とフォーラム南太田の間で本人の目標と状況を共有することについても、面接の際に了解を得ている。

「めぐカフェ」就労体験プログラムでも、グループダイナミクスが機能するよう、ミーティングや参加者間で体験をわかちあう場を、意図的に用意している。

ステップ 1 は全 10 回を、集合研修 4 回、フォーラム南太田のイベントでの販売アシスタント体験 1 回、カフェ実習 4 回、最後にレポート発表、という構成としている。

集合研修では、カフェの集客方法について考えるワークショップ等、ガールズ講座と同様、実習生同士が話せるグループワークの場を設けている。最終回のレポート発表は、全 10 回の実習が自分にもたらしたこと等を自分の中に落とし込むとともに、ほかの人が感じたことを聞いて、触発される機会となっている。

ステップ 2 では、開店準備、調理補助、番号札を呼ぶ、商品を出す、レジ練習（全員ではない）、ブログ記事投稿等のカフェ業務を体験する。

以前は集合研修がなかったが、実習の中で同期

の皆と話す機会があればよかった、との声が修了者調査で上がったため、全20回のうち2回を使って、中間期・最終回に振り返りの回を設けた。職員が進行役となって同期生と体験を振り返り、わかちあう場を通して、気づきが大きくなるという効果が認められた。

接客については、声が出ない等、最初はなかなかうまくはいかない。それでも、実習が進むにつれ、だんだん実習生に笑顔が出てくるようになる。

フォーラム南太田の立地する横浜市南区は、市内でも高齢化が進む地域で、70代、80代のカフェ来店も多い。近くにある中核病院の待ち時間に利用する方も多く、不慣れな実習生にも取り組みやすい、ゆっくりした対応がちょうどいい環境にある。

セルフサービスのカフェであるが、足が不自由な方、赤ちゃん連れの利用者のためにはトレーを運ぶ等、先輩スタッフの動きを見ながら、適切な対応をすることも学んでいく。

「めぐカフェ」では、実習日誌を作っている。

それを見ることにより、つまずいたとき、人によってのりこえ方が違うことがわかるという効果がある。「自分はのりこえられなかったが、あの人はこうやってのりこえた」「自分はこうしたが、こんなやりかたもある」等の気づきが得られるツールである。

#### <「めぐカフェ」修了後のフォローアップ>

「ガールズ講座」修了者専用のメールマガジン（講座修了後、希望者を登録）では、地域の団体のボランティアでの社会参加体験や、企業の職場体験についての情報を配信している。

サポステの個別相談は、修了後も継続利用できる。

「めぐカフェ」は、実習修了後も、いつ来てもいい場所である。卒業生が、かつての仲間とお茶を飲んだりする姿が見られることもある。

事務室にいる担当職員等も、声をかけられれば話を聴くようにしている。

就労体験の場で共通の時間を過ごすことによって自然にできていく仲間は、卒業してからもつながりが継続する。卒業生が訪れ、仲間と語らえる場を提供することもフォローアップのひとつと考え、安心して再訪できる場の雰囲気づくりに努めている。

#### <「めぐカフェ」の雰囲気づくり>

「めぐカフェ」では、安全や提供する食事の品質管理とともに、場の雰囲気づくりに力を注いでいる。

神奈川の地場野菜を使った手作りスープやポタージュのランチが幅広い世代の利用者に愛され、介護食や離乳食として利用する地域住民も多い。

材料には化学調味料を使わず、また神奈川県が生産者が産地から運んできてくれる地場野菜にこだわっている。

コミュニティカフェの専門家にもコンサルティングを受け、施設設備面でも、心地よい場づくりを志向している。

テーブルにシートを貼って木調のナチュラルな色味を揃える、カフェ黒板を取り入れる、人間工学に基づく良質な椅子を譲り受け、地元の職人に布地を貼り直してもらって使う等、限りある予算を有効活用して、より上質な場を作る工夫をしてきた。実習生の発案で、レジ前のテーブルにも刺繍したクロスをかけるようになった。

カフェがスタートした10年前には、同じ横浜市男女共同参画センターの施設である「男女共同参画センター横浜フォーラム」の起業塾の卒業生が、建物内部の雰囲気に合ったインテリアコーディネートを行った。

オープン当初は利用客が少なく心配されたが、フランス菓子の経験のある調理スタッフが神奈川県産のさつまいもを用いて製作したマフィンが賞を取ったことをきっかけに、SNSやメディアでも注目され、人気店となった。カフェ利用客はフォーラム南太田の利用者にとどまらず、一般市民からも「ゆっくりできる空間」という評価が得られるようになった。

実習生からは、みんなが来たいと思う人気のカフェで、スタッフとして働いていることがうれしい、という声が聞かれるようになった。「めぐカフェ」が素敵な職場であることは、実習生の働くモチベーションを高めることにもつながっている。

### 3. 合理的配慮に向けた取組

#### <よこはま若者サポートステーションとの連携>

フォーラム南太田では実習生への個別相談の機能をもっていないため、「めぐカフェ」での実習中は、必ずサポステ等の支援機関で個別相談を受けることを条件にしている。

サポステには臨床心理士等の専門性をもったスタッフががいるため、福祉・医療関係の面で負うところは大きい。

もともと支援機関とつながっていない人には、サポステを紹介して利用してもらうこととしており、結果的に、実習生の多くがサポステでの相談を受けている。

サポステ等支援機関とフォーラム南太田の間で本人の目標と状況を共有することについては、面接の際に了解を得ている。

さらに、サポステとフォーラム南太田では、体験のステップごとに、その人にとってこの体験がどうであったか、ケースごとに次頁のような振り返りを行っている。



#### 【就労体験開始時】

実習生本人の同意を得て、担当相談員からサポステの連携担当者を通して各人の支援計画書を受け取る

#### 【就労体験中】

各人の就労体験中の様子等、必要に応じてサポステの連携担当者及び担当相談員と情報を共有

#### 【就労体験終了後】

サポステの連携担当者及び担当相談員と、就労体験中の様子、変化等をミーティングで共有

横浜市青少年相談センター、かながわ若者就職支援センター等、サポステ以外の場で個別相談を行っている実習生もいる。その場合にも、フォーラム南太田の担当職員は、できる限りその機関の担当者と支援の方向性をすり合わせるよう努めている。

#### <プログラム構成上の配慮>

受講生が抱えていることが多い困難に寄り添い、「ガールズ講座」では、前半には体の緊張をゆるめるような活動を配置し、人と一緒に何かを作る、一緒に食事をとる等の、緊張感を伴う活動は最後のほうに配置する等、無理なく参加できるような構成の工夫をしている。

「ガールズ講座」の初期に行っていた「パソコン講座」等は、話をしなくても受講できる点を利点ととらえ、人との関わりに困難を感じる受講生にも取り組みやすい活動として実施していた。

#### <横浜市男女共同参画センター内の機能の活用>

フォーラム南太田もその一部である横浜市男女共同参画センターには、講座以外にも、相談センター・ライブラリ等の機能がある。

男女共同参画センター横浜に設けられている相談センターでは、自分の生きづらさや家族との関係、性に関する悩み等、幅広く相談を受けているが、障害のある受講生は特に、「電話が苦手」「悩みをうまく話せるか不安」等、利用に踏みきれないことが多い。このため、受講生には、「なんとなく不安」の相談でも OK と伝えるほか、「ガールズ講座」期間中に相談員と直接話せる機会を設け、相談の利用に感じがちな障壁を取り除く配慮をしている。

就労へのサポートよりも医療が必要な状態等で、講座やカフェで受け入れられなかった希望者を、相談センターにつなぐこともある。

ライブラリ機能は、所蔵本を講座会場で展示して紹介する。情報事業担当と連携して選書や展示方法を工夫し、障害から生じがちな生きづらさへの対処に役立つ本等を、必要としている受講生に届けられるよう努めている。

#### <横浜市の福祉関連機関との連携>

横浜市の障害者福祉には、歴史と厚みがある。「精神障害者生活支援センター」や「地域活動支援センター」等、区ごとに支援の場が多くあり、それぞれ特徴がある。講座卒業生の話等を参考に、質の高い支援をしている施設等の情報を収集している。

良い情報を得たら、スタッフにコンタクトを取り、こういう人がいたら「ガールズ講座」への応募を勧めてくださいと依頼したり、先方から受講を勧めたい人について相談があったりと、持ちつ持たれつの関係構築している。

#### <その他の合理的配慮・基礎的環境整備>

フォーラム南太田では、障害者への合理的配慮について、特段のマニュアルを用意しているわけではない。

利用者とのやりとりの中には、障害特性等により、確認を何度もしてくる、質問が多い、細かな準備が必要、といったケースがある。その対応には時間をかける必要があるということ意識し、それぞれの利用者のニーズに添ったいいないな対応を行っている。

そうした場面は業務の中で日常的に発生するため、職員全体での共通認識は、その都度図るようにしている。

建物のバリアフリーについては、築 40 年の施設であるため、最近建てられた施設のようにはいかない。

その中でも、廊下の段差にはスロープを設ける等、必要な手立ちは行っている。

バリアフリートイレは、10 年前に整備した。

「完璧ではない人間同士、しんどい荷物をおろしながら、支え合ってやっていこう」

フォーラム南太田では、このメッセージを、就労体験「めぐカフェ」の実習生に送ると同時に、職員間でも大切にしたいと考えている。

【参考】

- 「めぐカフェ」専用サイト  
<https://megucafe.sakura.ne.jp/>
- 働きづらさに悩む“ガールズ”サポート  
<https://girls-support.info/>  
 事業内容, 利用者の声をはじめとした実績, 調査報告書, メディア掲載等を紹介

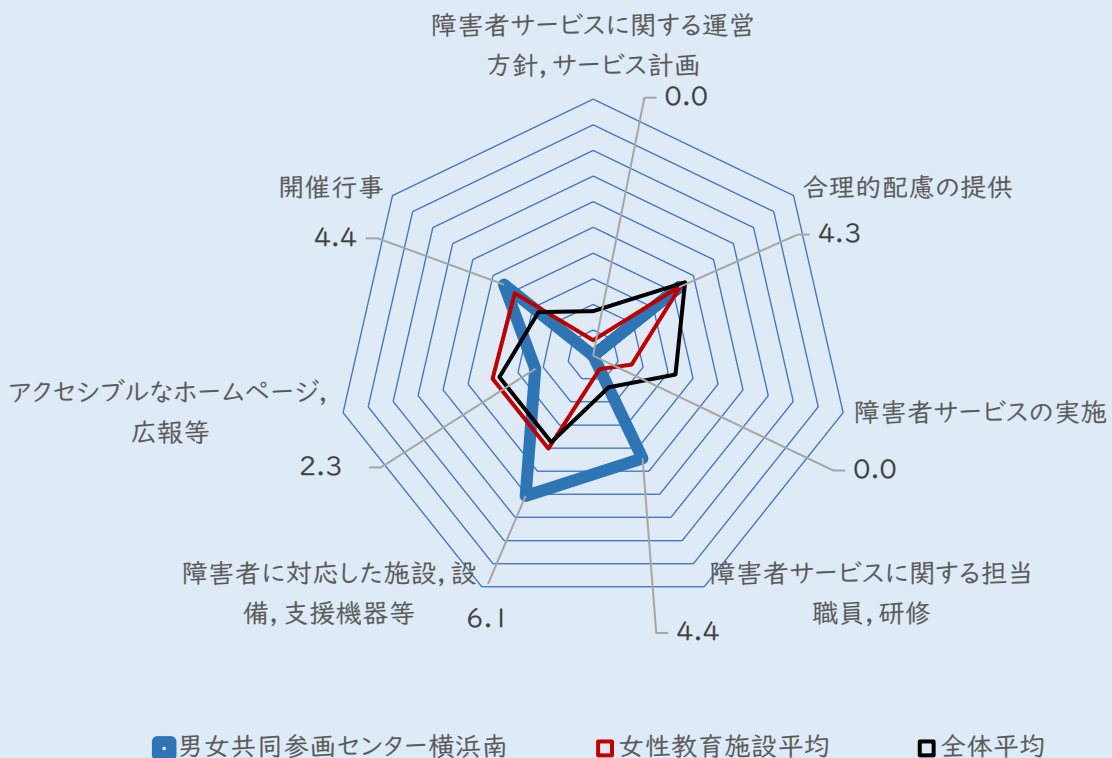
「めぐカフェ」就労体験修了者調査報告書



ガールズ編しごと準備講座 第2回修了者調査報告書



「男女共同参画センター横浜南」における合理的配慮の状況



## IV 資料編



# 1 社会教育施設アンケート調査票

博物館、図書館、青少年教育施設、女性教育施設 施設長 殿

## 「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査」調査票

調査主体 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室  
 調査委託先 イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社

### 【調査の趣旨】

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務です。

このため、共生社会の実現に関する効果的な対応策の検討・立案に資するよう、学習機会提供主体に対し、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因等を踏まえ、生涯学習分野における合理的配慮の在り方について把握・分析するなど、専門的な調査研究を実施することいたしました。

つきましては、本調査票に貴施設の合理的配慮に対する取組状況等を御記入いただき、下記提出期日までに御提出くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は、文部科学省が民間の調査研究機関である「イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社」に調査委託して実施するものです。

御質問は下記「5. 本調査・照会内容についての質問先」までお願いいたします。

御回答のボリュームといたしましては、最大で4ページ程度となりますので、御協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

### 【御回答期限並びに提出先等】

1. 回答期限 令和元年12月27日（金）
2. 提出先 本調査は、調査票の集計などの取りまとめを、イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社に委託して実施するため、以下の要領にてファイル名等を御変更の上、提出先メールアドレス宛て、御提出ください。

提出先メールアドレス: chosa@idet.co.jp  
 提出メールの件名: 【回答】国立/都道府県立/市区町村立 施設名  
 提出ファイル名: 【回答】国立/都道府県立/市区町村立 施設名

### 3. 回答の注意点

1. 本調査で用いる「合理的配慮」とは、「来館されるすべての方に向けた基礎的環境整備」と、「個々のニーズに対応する合理的配慮」の両方の概念をあわせて取り扱います。
2. 調査票ファイルは、「直接入力する欄」は青色の網掛け、「選択する欄」は緑色の網掛けを設定してありますので、それぞれ入力、選択をお願いいたします。
3. 調査票ファイルのセルの結合や、「〃」等の記号での記入等は、集計作業に影響が出ますので、シートを加工することなく全てのセルに文字等を御記入くださいますようお願いいたします。
4. 調査票を出力する場合にはA3縦サイズに設定してください(A3縦用に事前に設定してあります)。

### 4. 調査主体 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室

### 5. 本調査・照会内容についての質問先

イノベーション・デザイン&テクノロジー株式会社(担当: 金子, 唯野) ※恐れ入りますが、お問合せは、以下のメールアドレス宛お問い合わせください。  
 お問合せメール: chosa@idet.co.jp 緊急のお問合せ: 048-676-5577

### 【調査項目】

#### 【問0】

回答者の所属等について、以下の事項を御記入ください。  
 緑色の網掛け回答欄(プルダウンメニュー)については、該当する選択肢または「✓」を選んでください。

A	社会教育施設種別	1	登録種別(それぞれ1つ)	▼いづれかひとつ選択してください	①登録博物館	②博物館相当施設	③博物館類似施設											
			博物館種別(それぞれ1つ)	▼いづれかひとつ選択してください		①総合	②科学	③歴史	④美術	⑤野外	⑥動物園	⑦植物園	⑧動植物園	⑨水族館				
			常設展の有無(それぞれ1つ)	▼どちらかを選択	ある	ない												
			企画展の有無(それぞれ1つ)	▼どちらかを選択	ある	ない												
			2 図書館	▼選択														
3	青少年教育施設	▼選択	①少年自然の家	▼選択	②青年の家(宿泊型)	▼選択	③青年の家(非宿泊型)											
		▼選択	④児童文化センター	▼選択	⑤野外教育施設	▼選択	⑥その他の青少年教育施設											
4	女性教育施設	▼選択																
5	その他 具体的に:																	
B	設置団体種別	▼選択	①国	▼選択	②独立行政法人	▼選択	③都道府県	▼選択	④市(区)									
		▼選択	⑤町	▼選択	⑥村	▼選択	⑦地方独立行政法人	▼選択	⑧広域連合・行政組合									
		▼選択	⑨その他 具体的に:															
		上記③～⑥に選択された地方公共団体施設については右記補問にも御回答ください	補問1 施設の所管	▼選択	①教育委員会	▼選択	②首長部局											
			補問2 指定管理制度の導入	▼選択	①有	▼選択	②無											
C	施設の複合化状況	▼選択	①独立施設	▼選択	②複数用途の複合化施設	▼選択	③多用途の施設の一部を利用(貴貸含む)											
D	社会教育施設名																	
E	回答者職名・氏名																	
F	回答者所属																	
G	回答者電話番号																	
H	回答者メールアドレス																	

**【問1】 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する具体的な取組みについてお聞きします。以下の設問について、それぞれ該当するものを御選択ください。**  
 緑色の網掛け回答欄(ブルダウメニュー)については、該当する選択肢を選んでください。

1. 施設共通 (全ての施設の方がご回答ください)		選択欄	
1-1. 障害者サービスに関する運営方針、サービス計画	①設置基準、運営基準、業務仕様書等に障害者サービスの項目がある	▼選択してください	
	②障害者サービスの要綱・要領・規則がある	▼選択してください	
	③障害者サービスの業務マニュアルがある	▼選択してください	
	④施設要綱に障害者サービスの項目がある	▼選択してください	
	⑤障害者サービスの年間計画、中期計画がある	▼選択してください	
	⑥障害者サービス用の予算がある	▼選択してください	
1-2. 合理的配慮の提供	①合理的配慮を判断する責任者が決められている	▼選択してください	
	②障害者等からの相談の記録を取っている	▼選択してください	
	③障害者等から施設利用に関する相談があった場合、前向きに利用を保障しようとしている	▼選択してください	
	④障害者等からの依頼により、必要な場合は施設利用に関するルールの修正を行っている	▼選択してください	
	⑤家族や代理人による利用登録や依頼を受け付けている	▼選択してください	
	⑥希望により最寄りの駅やバス停からの送迎を行っている	▼選択してください	
	⑦地域の障害者団体と連携した活動を行っている、あるいは意見を聞いている	▼選択してください	
1-3. 障害者サービスの実施	①障害者手帳の有無に関係なく、障害者サービスの登録・利用ができる	▼選択してください	
	②施設入所者・入院患者・特別支援学校・学級へのサービスを実施している	▼選択してください	
	③パソコンやタブレット端末などのICTを活用した学習プログラムの開発・提供を行っている	▼選択してください	
1-4. 障害者サービスに関する担当職員、研修	①事務分掌に障害者サービスが明示されている	▼選択してください	
	②障害者サービスを担当する「専任」の職員がいる	▼選択してください	
	③障害者サービスを担当する「兼任」の職員がいる	▼選択してください	
	④障害のある「事務系」職員がいる	▼選択してください	
	⑤障害のある「専門(社会教育主事、学芸員、司書等)」職員がいる	▼選択してください	
	⑥点字のできる職員がいる(簡単な読み書きができる程度でも可)	▼選択してください	
	⑦手話のできる職員がいる(簡単な対応ができる程度でも可)	▼選択してください	
	⑧障害者サービスを担当できるボランティアがいる(簡単な対応ができる程度でも可)	▼選択してください	
	⑨施設新任職員のための研修会で障害者サービスを扱っている(単独でなく国単位、地方公共団体単位でも可)	▼選択してください	
	⑩毎年、障害者サービスを扱う職員研修会がある(単独でなく国単位、地方公共団体単位でも可)	▼選択してください	
	⑪自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修会を実施している	▼選択してください	
	⑫ボランティアのための障害者サービスに関する講座・研修会を実施している	▼選択してください	
1-5. 障害者に対応した施設、設備、支援機器等	①障害者等への配慮	a廊下や通路に歩行の障害になるような物を置いていない	▼選択してください
		b入口の透明ドアには衝突防止のラインをつけている	▼選択してください
		cカウンターに筆談の準備とその表示がある	▼選択してください
	②施設設備	a障害者用駐車場がある	▼選択してください
		bエレベーターがある	▼選択してください
		cエレベーターに点字・音声・車いす用ボタン、聴覚障害者用ボタン等の配慮がしてある	▼選択してください
		d入口や施設内の段差にスロープがある	▼選択してください
		e階段や廊下に手すりがある	▼選択してください
		f障害者のためのスペースがある	▼選択してください
		g車いす利用者を意識したカウンターがある	▼選択してください
		h障害者用または多目的トイレがある	▼選択してください
		iトイレにユニバーサルシートがある	▼選択してください
		j聴覚障害者用の緊急連絡システムがある	▼選択してください
		k入口に盲導鈴(チャイム)がある	▼選択してください
		l入口にインターフォンがある	▼選択してください
		m道路から入口までの点字誘導ブロックがある	▼選択してください
		n 施設内に点字誘導ブロックがある	▼選択してください
	o点字誘導ブロックは黄色など目立つ色になっている	▼選択してください	
	p優先席や階段の昇降機がある	▼選択してください	
	③案内表示等	a施設内の案内にルビがついている	▼選択してください
		b案内表示は大きく見やすいになっている	▼選択してください
		c案内表示にピクトグラムを活用している	▼選択してください
		d案内表示の色の組み合わせに注意している	▼選択してください
	e手すりや表示に点字がついている	▼選択してください	
	④機器類	a磁気誘導ループを設置している、または持ち運び型がある	▼選択してください
		bパソコンに音声読み上げ機能がある	▼選択してください
		c音声認識システム(主に聴覚障害者とのコミュニケーションを、パソコンやタブレットなどを使って行うためのソフトウェア)がある	▼選択してください
⑤支援用具	a拡大鏡や老眼鏡を用意している	▼選択してください	
	bリーディングトラッカー(読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具)を用意している	▼選択してください	
	c障害者のための書見台を用意している	▼選択してください	
	d筆談ボードを用意している	▼選択してください	
	e障害者サービスのページがある	▼選択してください	
	fアクセシブルな施設ホームページの作成に留意している	▼選択してください	
	g画像・カレンダー等に代替テキストをつけている	▼選択してください	
1-6. アクセシブルなホームページ、広報等	①ホームページ	d色の組み合わせに注意している	▼選択してください
		eWebで提供する映像素材に字幕や手話映像をつけている	▼選択してください
		a大きな文字のものがある	▼選択してください
		b点字のものがある	▼選択してください
		c音声のものがある	▼選択してください
	②障害者サービスの利用案内・目録	d簡易な表現で読みやすいものがある	▼選択してください
		e漢字にルビをつけている	▼選択してください
		f聴覚障害者に対応したもの(字幕・手話等)がある	▼選択してください
		g外国語のものがある	▼選択してください
		③障害者サービスに対する広報の一環として、障害者サービスに関する資料展・常設展示を実施している	▼選択してください
1-7. 開催行事	①講演会・セミナー・ワークショップ等の教育普及プログラムにおける障害者への配慮	a障害を理由に参加を断らない	▼選択してください
		b障害者が個人で参加できる(家族やボランティアの同伴を求めている)	▼選択してください
		c申込や問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している	▼選択してください
		d音声認識システムを導入している	▼選択してください
		e希望により手話通訳をつけている	▼選択してください
		f希望により要約筆記をつけている	▼選択してください
		g希望により展示資料を準備している	▼選択してください
		h希望によりテキストデータを準備している	▼選択してください
		i希望により大きな文字の資料を準備している	▼選択してください

2. 博物館に固有の設問 (博物館の方のみご回答ください)		選択欄	
2-1.主に視覚障害者への展示物の配慮	①視力の弱い方でも見えるよう、十分な明るさで展示する	▼選択してください	
	②視力の弱い方でも見えるよう、展示説明パネルを用意する	▼選択してください	
	③視覚障害者用の音声ガイドを用意する	▼選択してください	
	④触って理解できるコンテンツを用意する/触察を実施する	▼選択してください	
	⑤拡大文字による説明資料を提供(紙媒体)する	▼選択してください	
	⑥拡大可能な端末(タブレット等)による情報提供をする	▼選択してください	
	⑦その他の配慮 具体的に:	▼選択してください	
2-2.主に聴覚障害者への展示物の配慮	①聴力の弱い方でも聞こえるよう、十分な音量で展示する	▼選択してください	
	②映像コンテンツの音に字幕や説明用テキストをつける	▼選択してください	
	③映像コンテンツの音に手話をつける	▼選択してください	
	④音の出る展示に対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する	▼選択してください	
	⑤音声ガイドに対して、聴覚障害者用の文字ガイドや、手話映像で説明する	▼選択してください	
	⑥その他の配慮 具体的に:	▼選択してください	
	⑦映像、音声の展示がない	▼選択してください	
2-3.その他の配慮 (知的障害者、発達障害者等への配慮も含む)	①展示説明資料やパネル等に「ルビ」を振る	▼選択してください	
	②展示説明資料やパネル等を「分かち書き」する	▼選択してください	
	③車椅子の高さを意識した展示をする	▼選択してください	
	④展示物の高さに合わせた車椅子を用意する	▼選択してください	
	⑤定期的もしくは不定期に、障害者等に配慮したガイドツアー(解説・手話などを含む)等を開催する	▼選択してください	
	⑥疲労を感じやすい障害者等(身体障害者補助犬を含む)に配慮した、飲食可能な別室または休憩スペースを確保する	▼選択してください	
	⑦学芸員等による個別支援を実施する	▼選択してください	
	⑧その他の配慮 具体的に:	▼選択してください	
3. 図書館に固有の設問 (図書館の方のみご回答ください)		選択欄	
3-1.合理的配慮の提供	①資料検索、登録申し込み、貸出依頼等必要な場合は職員が代筆等の支援をする	▼選択してください	
	②来館できない利用者のために、電話・郵便・メール・ファクシミリ等による特別な対応をする	▼選択してください	
3-2.サービスの実施	①来館せずに郵送等の方法で利用登録ができる	▼選択してください	
	②障害者サービス用資料は、視覚障害者等の幅広い障害者が利用できるようになっている	▼選択してください	
	③特定録音物等発受施設の指定を受けている	▼選択してください	
	④心身障害者用ゆうメール発受施設の届け出をしている	▼選択してください	
	⑤聴覚障害者用ゆうパック発受施設の指定を受けている	▼選択してください	
	⑥対面朗読を実施している	▼選択してください	
	⑦過去1年間に対面朗読の実績がある	▼選択してください	
	⑧展示・録音資料の郵送貸出を実施している	▼選択してください	
	⑨過去1年間に点字・録音資料の郵送貸出の実績がある	▼選択してください	
	⑩障害者への一般資料の郵送貸出を実施している	▼選択してください	
	⑪過去1年間に障害者への一般資料の郵送貸出の実績がある	▼選択してください	
	⑫職員等による宅配サービスを実施している	▼選択してください	
	⑬過去1年間に職員等による宅配サービスの実績がある	▼選択してください	
	⑭障害者サービスに関する学校の支援(DAISY図書の貸出し、職員の派遣など)を実施している	▼選択してください	
	⑮過去1年間に学校支援の実績がある	▼選択してください	
3-3.担当職員、研修	①障害者サービスに関する職員研修会を実施している	▼選択してください	
	②資料制作や対面朗読を行う図書館協力者(音訳者・点訳者等のボランティア)がいる	▼選択してください	
3-4.施設、設備、読書支援機器等	①障害者等への配慮	a車いすを意図して書架を配置している	
	②施設設備	a対面朗読室や録音室がある	
		b障害者のための読書室やスペースがある	
		c高さ調節のできる閲覧机がある	
	③機器類	a拡大鏡	
		b拡大読書機	
		cDAISY再生機	
		d点字ペンディスプレイ	
		e読み上げソフトがインストールされたパソコン	
		f音声読書機	
		g点訳ソフト	
		h点字プリンター	
		iCDコピー機	
		jデジタル録音機	
		k音声DAISY編集ソフト	
		lマルチメディアDAISY編集ソフト	
		mその他 具体的に:	
		④図書・資料	a障害者向け録音資料(カセット・テープ)
	b障害者向け録音資料(音声DAISY)		
	c音声DAISY以外の朗読CD		
	d点字資料(冊子体)		
	e点字資料(データ)		
	f点字絵本		
	gマルチメディアDAISY		
	hテキストDAISY		
	iブレンテキスト		
	j大活字本		
	k拡大写本		
	はわる絵本・布の絵本		
	mその他のバリアフリー絵本		
	nLLブック		
	o障害者用字幕・手話入りDVD		
	pその他 具体的に:		
	⑤ネットワーク		a国立国会図書館視覚障害者等用データの送信承認館となっている
			bサビエ図書館に入室している



**【問2】** 障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮を行った取組みは具体的にどのような学習活動支援分野に関わるものでしょうか。「学校の教育活動」、また「学校の教育活動以外の生涯学習」にそれぞれ分けて、当てはまるものを選択してください。（11以外、該当するものをいくつでも選択可）  
 緑色の網掛け回答欄(プルダウンメニュー)より、該当する項目に「✓」を選んでください。

		学校の教育活動として	左記以外の生涯学習として
1	学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動 (例: 計算や漢字などの生活に不可欠な基礎的な学習, 文学や歴史, 自然科学などに関する学習活動, 時事問題や社会問題等に関する学習活動)	▼選択	▼選択
2	余暇・レクリエーション活動 (例: 行事的な活動(運動会, 地域のお祭等), 旅行・合宿, 親睦を深める活動, 同窓会活動)	▼選択	▼選択
3	文化芸術活動 (例: 音楽, 絵画・造形, 手芸, 華道, 書道, 写真などの表現・鑑賞活動)	▼選択	▼選択
4	健康の維持・増進, スポーツ活動 (例: ウォーキング, ランニング(ジョギング)・マラソン, 体操, 自転車・サイクリング, ハイキング, エアロビクス・ヨガ, タンسو, 水泳, ボウリング, サッカー, 野球・ソフトボール, 卓球など)	▼選択	▼選択
5	個人の生活に必要な知識・スキルに関する学習(日常生活を向上させるための衣食住等の学習) (例: 料理, 栄養や食事, 医学・健康法, 裁縫・編み物, 家庭生活や結婚生活, 防災・防犯, 家族の介護, 家庭教育, 幼児教育, 教育問題)	▼選択	▼選択
6	社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(自立した生活のための学習) (例: 自ら選択・意思決定できる力, 金銭管理, 契約, 資格や免許に関すること, 公共施設等の社会資源の利用, 税に関すること, 社会保障(年金・保険等)や住民・福祉サービス, 政治参加, 裁判や司法参加, 労働法規, コミュニケーション, 集団生活でのルール, マナー, ストレスマネジメント, 地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能, 社会体験や生活体験, ITスキル, 情報モラル)	▼選択	▼選択
7	仕事のスキルアップや資格・免許取得など, 職業生活に関わる学習 (例: 就業体験, 職場実習, 金銭管理, 契約(就労), 労働法規, 仕事に関係のある知識の習得や資格の取得, 就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得, 主体性をもって物事に取り組み意欲・やり遂げる力, ストレスマネジメント, 社会体験や生活体験, 農業体験)	▼選択	▼選択
8	一緒に刺激し合って向上している仲間づくり, 学習意欲を高めてくれる人間関係等に関する学習 (例: 主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動, 自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習, 人とかかわる力, コミュニケーション能力, 集団生活でのルール・マナー, 仲間と学びあう場, さまざまな人々との関わりによって成長する場)	▼選択	▼選択
9	その他 具体的に:	▼選択	▼選択
10	学習支援分野に関わらない総合的, 施設サービス全般に関わるもの	▼選択	▼選択
11	いずれの取組みもない	▼選択	

**【問3】** 問1,問2で記載いただいた「障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮を行った取組み」の内, 特徴的な取組みがあれば, 具体的にご記入ください。  
 緑色の網掛け回答欄(プルダウンメニュー)については, 該当する選択肢または「✓」を選んでください。

A. 特徴的な取組みの名称		
B. 特徴的な取組みの概要		
C. 特徴的として挙げた理由		
D. 特徴的な取組みの学習活動のタイプ	▼選択してください	
D. 参加された障害者の主な障害種(10以外, いくつでも選択可)	1. 身体障害(視覚)	▼選択
	2. 身体障害(聴覚)	▼選択
	3. 身体障害(肢体不自由)(車椅子, ストレッチャー等が必要)	▼選択
	4. 身体障害(肢体不自由)(車椅子, ストレッチャー等不要)	▼選択
	5. 知的障害	▼選択
	6. 精神障害	▼選択
	7. 発達障害(自閉症あり)	▼選択
	8. 発達障害(自閉症なし)	▼選択
	9. その他(音声・言語・そしゃく機能障害, 内部障害, その他)(その他の場合は具体的に: )	▼選択
	10. 障害種は特に把握していない。	▼選択
F. 対応ニーズ(主なものを3つまで)	1. 学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動	▼選択
	2. 余暇・レクリエーション活動	▼選択
	3. 文化芸術活動	▼選択
	4. 健康の維持・増進, スポーツ活動	▼選択
	5. 個人の生活に必要な知識・スキルに関する学習(日常生活を向上させるための衣食住等の学習)	▼選択
	6. 社会生活に必要な知識・スキルに関する学習(自立した生活のための学習)	▼選択
	7. 仕事のスキルアップや資格・免許取得など, 職業生活に関わる学習	▼選択
	8. 一緒に刺激し合って向上している仲間づくり, 学習意欲を高めてくれる人間関係等に関する学習	▼選択
	9. その他(具体的に: )	▼選択

**【問4】** 「障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮」について御意見等があれば, 自由に御記入ください。

⇒ 質問は以上です。御協力, 誠にありがとうございました。

## 2 地方公共団体における障害者の生涯学習の推進に係る実態調査 結果概要

### 2-1 実態調査の趣旨

文部科学省では、障害者の生涯学習に関する現状と課題の把握、それに基づく推進方策を検討するため、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、約1年間、全16回の議論を経て、平成31年3月に「障害者の生涯学習の推進方策について」(報告)を取りまとめた。同報告においては、学校卒業後における障害者の学びの場の充実に向けた課題への対応を着実に推進するため、国において具体的な成果指標を掲げ、フォローアップを行っていくことが提案されていることから、地方公共団体における障害者の生涯学習の推進に係る取組の実態把握を目的として本調査を実施するものである。

### 2-2 実態調査実施期間

2019年7月24日～2019年8月26日

### 2-3 調査対象

各都道府県及び特別区・市町村

### 2-4 調査項目

前述した「障害者の生涯学習の推進方策について」(報告)において示された以下の(1)～(5)の成果指標に対し、【問1】～【問4】の質問により実施した。

- (1) 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合

↓

#### 【問1】

貴自治体が定める以下の計画に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けていますか。その場合、該当する計画(貴自治体の相当するもの)を選択してください。(複数選択可。)

- (2) 障害者の生涯学習活動に関する実態把握、ホームページ等による情報提供を行う都道府県・市町村の割合

↓

#### 【問2-1】

貴自治体の域内で住民が参加できる障害者の生涯学習活動に関する以下の情報を収集・把握していますか。該当するものを選択してください。(複数選択可。)

#### 【問2-2】

問2-1で1～8を回答した方にお伺いします。その情報をどのように収集していますか。該当するものを選択してください。(複数選択可。)

#### 【問2-3】

障害者の生涯学習機会に関する情報の提供に当たり、利用している媒体について、該当するものを選択してください。(複数選択可。)なお、貴自治体が運営する媒体のほか、域内の図書館や公民館等の施設が行うものも含まれます。

#### 【問2-4】

問2-3で1～6を回答した方にお伺いします。その情報の提供に当たり、障害の特性に応じた合理的配慮を行っていますか。該当するものを選択してください(複数選択可。)

(3) 生涯学習, 教育, スポーツ, 文化芸術, 福祉, 労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合



【問 3-1】

以下の会議等のうち, 平成 30 年度に障害者の生涯学習に関する協議を行ったものについて, 該当する会議(貴自治体の相当するもの)を選択してください。(複数選択可。)

【問 3-2】

「障害者の生涯学習」に関し, どのような協議を行ったのか, その概要について記載してください。

(4) 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて, 学校運営に関する方針や計画等に位置付け, 実施している特別支援学校の割合



【問 4】

貴自治体設置の特別支援学校について, 学校教育目標や教育方針等に, 生涯学習とのつながりを見通した教育に関する内容を設定している学校数について御答えてください。(単に, 職業教育や就労を目的とした学習は含めないものとします。)

(5) 障害者が参加して共に学ぶ生涯学習事業を実施した都道府県・市町村の割合



進捗状況を考慮し, 今後調査する。

2-5 回答数及び回答率(%)

都道府県 47/47(100%) 特別区・市町村 1,635/1,747(93.6%)

2-6 調査票及び結果集計

【調査票】					
<p>※本調査における「障害者の生涯学習」とは以下のような活動を含むものとしますので参考としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校段階で学んだ内容の維持・再学習に関する活動</li> <li>・余暇・レクリエーション活動</li> <li>・文化芸術活動</li> <li>・健康の維持・増進、スポーツ活動</li> <li>・社会生活に必要な知識・スキルに関する学習</li> <li>・仕事のスキルアップや資格・免許取得など、職業生活に関わる学習</li> <li>・一緒に刺激し合って向上している仲間づくり、学習意欲を高めてくれる人間関係等に関する学習</li> </ul>					
<p>【問1】 貴自治体が定める以下の計画に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けていますか。その場合, 該当する計画(貴自治体の相当するもの)を選択してください。(複数選択可。)</p>					
		都道府県		市区町村	
		値	割合	値	割合
1	総合計画(基本計画)	25	53.2%	312	19.1%
2	教育振興基本計画	20	42.6%	150	9.2%
3	障害者計画	38	80.9%	702	42.9%
4	生涯学習計画または社会教育計画	9	19.1%	192	11.7%
5	スポーツ振興計画または文化振興計画	35	74.5%	269	16.5%
		9	19.1%	64	3.9%
6	その他 (すべて記入)	【都道府県】 子どもの読書推進計画 2 職業能力開発計画 1 特別支援教育推進計画 1 子ども・若者プラン 1 図書館基本計画 等 1 消費者教育推進計画 1 障がい者の雇用促進計画 1 障がい者優先調達推進方針 1 【市区町村】 子どもの読書活動推進計画 等 36 図書館基本計画 等 22 地域福祉計画 等 9 教育大綱 6 まちづくりに関する計画 6 子育て支援に関する計画 3 消費者教育基本計画 2 公民館活動計画 2 青少年の健全育成に関する計画 1 健康教育に関する計画 1			
7	位置付けていない。	3	6.4%	759	46.4%

【問2-1】 貴自治体の域内で住民が参加できる障害者の生涯学習活動に関する以下の情報を収集・把握していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可。）

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
1 貴自治体の主催事業（首長部局や教育委員会に加えて出先機関が主催するものを含む。）	33	70.2%	582	35.6%
2 貴自治体が後援・関与する事業	26	55.3%	496	30.3%
3 国が行う事業（委託事業等により実施主体が自らの自治体であるものを含む。）	19	40.4%	142	8.7%
4 都道府県が行う事業（市区町村のみ回答）	-	-	361	22.1%
5 市区町村が行う事業（都道府県のみ回答）	20	42.6%	-	-
6 特別支援学校等の学校による事業（学校行事や特別支援学校の同窓会等を含む。）	22	46.8%	176	10.8%
7 大学等による事業	12	25.5%	53	3.2%
8 その他（社会福祉法人・NPO法人・民間企業等）	24	51.1%	314	19.2%
9 情報の収集・把握は行っていない。	11	23.4%	846	51.7%

【問2-2】 問2-1で1～8を回答した方にお伺いします。その情報をどのように収集していますか。該当するものを選択してください。（複数選択可。）

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
1 定期的（毎月・毎年等）に照会するなど、とりまとめを実施している。	15	31.9%	70	4.3%
2 各実施主体には、講座やイベント等を開催する際には、障害者の学習支援窓口につながるよう求めている。	3	6.4%	27	1.7%
3 講座や催しの広報のため、なんらかの通知・連絡があったものを把握している。	32	68.1%	735	45.0%
4 その他（すべて記入）	2	4.3%	52	3.2%
【都道府県】 学校要覧の提出 1 CMS機能（市区町村や地域団体等から掲載したもののみ） 1 【市区町村】 名義後援等の受付 19 施設利用の予約・登録時 16 自治体が直接運営するものや関係課の事業報告 10 指定管理者等の委託事業の実績報告 5 関係機関のHP閲覧やタウン誌等の確認 5 特別支援学校の学校開放運営委員会での把握 1 社会福祉協議会 2 学校 2 県からの通知 1 住民との会話 1 PTA等 1				

【問2-3】 障害者の生涯学習機会に関する情報の提供に当たり、利用している媒体について、該当するものを選択してください。（複数選択可。）

なお、貴自治体が運営する媒体のほか、域内の図書館や公民館等の施設が行うものも含まれます。

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
1 自治体のホームページ	39	83.0%	565	34.6%
2 自治体のメールマガジン	8	17.0%	30	1.8%
3 自治体のSNSアカウント	9	19.1%	96	5.9%
4 自治体のパンフレットやリーフレットなど	26	55.3%	266	16.3%
5 自治体の広報誌	22	46.8%	698	42.7%
6 その他（すべて記入）	9	19.1%	72	4.4%
【都道府県】 関係団体による周知 6 新聞 1 テレビ 1 ラジオ 1 【市区町村】 庁舎など自治体関係施設でのチラシ、ポスター等の掲示 29 関係団体による周知 17 ローカルテレビ・ケーブルテレビ 9 音訳による図書館新刊図書紹介 6 ラジオ 4 新聞（地方紙含む） 4 学校による児童生徒・保護者への周知 3 回覧板 3 防災無線 2 タウン誌 2 特別支援学校卒業生全員への郵送 1 IP告知放送 1				
7 情報提供は行っていない。	9	19.1%	789	48.3%

【問2-4】 問2-3で1～6を回答した方にお伺いします。その情報の提供に当たり、障害の特性に応じた合理的配慮を行っていますか。該当するものを選択してください。（複数選択可。）

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
パンフレット、リーフレット、広報誌等				
1 拡大文字のものも作成している。	5	10.6%	62	3.8%
2 点字のものも作成している。	11	23.4%	143	8.7%
3 デイジー、音声のものも作成している。	11	23.4%	301	18.4%
4 平易な表現で読みやすいものを作成している。	23	48.9%	341	20.9%
5 漢字にルビを振っている。	17	36.2%	144	8.8%
6 その他（すべて記入）	1	2.1%	46	2.8%
【都道府県】 ユニバーサルデザインカラーの使用 1 【市区町村】 ボランティアによる対面朗読、録音広報等の提供 18 ユニバーサルデザインフォントの使用 15 ユニバーサルデザインカラーの使用 6 希望によりFAX、メール、郵送による提供 4 防災無線による提供 2 多言語化 2 デジタルサイネージの活用 1 イラスト活用の工夫 1 聴覚障害者用個別受信機 1 市庁舎に拡大鏡設置 1 取りやすい位置にチラシ棚を設置 1				

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
ウェブサイト等				
1 アクセシブルなウェブサイトの作成に留意している。（「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」に従っている。）	24	51.1%	309	18.9%
2 画像地図・カレンダー等に代替テキストをつけている。	13	27.7%	184	11.3%
3 色の組み合わせに注意している。	18	38.3%	218	13.3%
4 その他（すべて記入）	6	12.8%	63	3.9%
【都道府県】 リードスピーカー-SpeechPanel（音声読み上げ、配色変更、文字サイズ変更等の機能）搭載 1 読み上げソフト対応 4 文字サイズの変更可能 2 配色変更可能 1 【市区町村】 読み上げ機能対応 26 文字サイズの変更が可能 16 ルビ振り可能 9 配色変更可能 7 zoomsight機能搭載 3 平易な文章で作成 3 「JIS X 8341-3:2010」対応 2 オーディオキャプション対応 1 大きな写真を掲載 1				

【問3-1】 以下の会議等のうち、平成30年度に障害者の生涯学習に関する協議を行ったものについて、該当する会議（貴自治体の相当するもの）を選択してください。（複数選択可。）

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
1 総合教育会議	2	4.3%	12	0.7%
2 教育委員会議	1	2.1%	25	1.5%
3 特別支援連携協議会	4	8.5%	29	1.8%
4 (自立支援) 協議会	2	4.3%	96	5.9%
5 社会教育委員の会議または生涯学習審議会	5	10.6%	67	4.1%
6 公民館運営審議会	0	0.0%	21	1.3%
7 図書館協議会	4	8.5%	45	2.8%
8 博物館協議会	1	2.1%	3	0.2%
9 庁内の会議（要項等で設置根拠を定めているものに限る。）	6	12.8%	22	1.3%
10 上記以外の会議（要項等で設置根拠を定めているものに限る。）	8	17.0%	67	4.1%
11 協議を行っていない。	26	55.3%	1352	82.7%

【問3-2】 「障害者の生涯学習」に関し、どのような協議を行ったのか、その概要について記載してください。

	都道府県	市区町村
就労支援について		11
計画・指針等の策定及び進捗管理（障害者基本計画等）		18
計画・指針等の策定及び進捗管理（教育振興基本計画等）		8
計画・指針等の策定及び進捗管理（社会教育計画・生涯学習推進計画等）	1	11
計画・指針等の策定及び進捗管理（スポーツ推進計画等）	2	8
計画・指針等の策定及び進捗管理（文化芸術振興計画等）	4	1
計画・指針等の策定及び進捗管理（図書館基本計画等）		5
関係機関の連携体制について	1	6
自立、社会参加の促進について		10
発達支援、防災、健康維持について		6
学校や社会教育施設等におけるプログラムについて	2	40
在宅福祉サービスの充実について・福祉サービスの充実について		1
図書館におけるサービス（点字図書、録音図書等）の充実について	3	37
障害者の生涯学習に係る全体的なことについて	3	23
障害者スポーツの推進について	3	29
障害者の文化芸術の振興について	2	11
障害者支援に関する研修の在り方について		2
施設整備について		10
大臣表彰推薦について		2
地域における障害理解の促進について		4
まちづくり、共生社会実現に向けて	2	1
行事・イベントに向けた協議	1	39
農福連携について	1	
ボランティアや関係団体による支援について		2
合理的配慮の提供の在り方について（全般的なこと）		15

【問4】 貴自治体設置の特別支援学校について、学校教育目標や教育方針等に、生涯学習とのつながりを見通した教育に関する内容を設定している学校数について御答えください。（単に、職業教育や就労を目的とした学習は含めないものとします。）

	都道府県		市区町村	
	値	割合	値	割合
設置学校数	832		219	
該当学校数	382	45.9%	127	58.0%

## 2-7 全体傾向

- 【問 1】にみられるように、「障害者計画」において「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている自治体が多い。一方で【問 3-1】によれば「障害者の生涯学習に関する協議を行っていない」と回答した自治体がほとんどである。
- 【問 2-1】によれば、特に都道府県においては主催事業のみならず域内の活動を収集・把握していると回答した自治体が多いが、【問 2-2】によれば主体的なとりまとめを行っている自治体は少なく、受動的な情報収集にとどまっている。
- 【問 2-3】【問 2-4】によれば、ホームページや広報誌による情報提供を行っている自治体が多いが、アクセシブルな環境での提供は改善の必要がある。
- 【問 4】によれば、生涯学習とのつながりを意識した教育内容を設定している特別支援学校は約半数であるが、特別支援学校の学習指導要領改訂に伴い、今後は増加していくと予想できる。
- 全般的に、障害者の生涯学習の推進に向けた基盤整備は進んでいない現状であり、都道府県よりも市区町村の方がその傾向が強い。今後も、定期的に同調査を実施する中で推進体制のフォローアップをしたい。